資料１

電波監理審議会審議資料

令和８年６月１５日

日本放送協会の基幹放送局提供子会社
（（株）日本ブロードキャストネットワーク）への出資認可
（令和８年６月１５日　諮問第２４号）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、後藤官、宮内官）

電話：０３－５２５３－５８２９

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

（林田課長補佐、砂川係長、畦地係長、仲田官）

電話：０３－５２５３－５７７７

総務省情報流通行政局放送施設整備促進課

（小林課長補佐、日岐官）

電話：０３－５２５３－５８１０

諮問第 24 号説明資料

日本放送協会の基幹放送局提供子会社（(株）日本ブロードキャストネットワーク）への出資認可

１　諮問の概要

日本放送協会（会長　井上　樹彦）（以下「協会」という。）から、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、共同利用型モデルを実現するため、基幹放送局設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業等を行うため、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 20 条の２の規定に基づき、令和８年４月 28 日付けで、基幹放送局提供子会社への出資認可申請があった。

本件に係る申請の概要は以下のとおりであり、本申請に対する認可に当たっての審査の結果については、別紙のとおりであることから、申請のとおり認可することが適当であると認められるため、法第 177 条第１項第２号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問する。

項　　目	概　　要
１　出資しようとする金額	191.22 億円
２　出資しようとする理由	基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、共同利用型モデルを実現するため、基幹放送局設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業等を行う。
３　出資の相手方	（１）商号　株式会社日本ブロードキャストネットワーク （２）本店の所在地　東京都渋谷区神南２－２－１（ＮＨＫ放送センター内） （３）代表取締役　社長　吉見　智文
４　出資の方法	全額現金出資
５　その他参考となるべき事項	・　株式会社日本ブロードキャストネットワーク（以下「同社」という。）に対しては、令和６年 12 月の設立に当たって管理費用分の１億円の出資を行った。また、令和７年３月に、上記の管理費用分とは別に、共同利用型モデルの確立や本格段階

	移行後に適切な事業管理を可能とするためのガバナンス構築に必要な経費として、7.78 億円の出資を行った。その後、共同利用型モデルを実現するための諸準備を整えてきたところであり、中継局共同利用推進全国協議会総会での民間放送事業者との合意に基づき、事業を本格的に開始するための増資（出資）に係る認可申請を行うものである。 ・　同社は、極微小電力中継局の整備・運用等を集約的に行い、放送事業者個社又はエリア単位での整備・運用等よりも、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図ることで、放送ネットワークの末端に位置する極微小電力中継局の運用効率を高めることにより、放送インフラの持続可能性の確保を目指すこととしている。 ・　このため、同社は、基幹放送局設備の更新や、基幹放送事業者から継続利用可能な資産の引き取りを行った上で、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、同社が保有する基幹放送局設備を当該事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務等を行う。また、ブロードバンド等代替支援事業などを含む将来のネットワーク維持に向けた対応を行う。

２　出資の時期

認可の日以降、令和８年７月中に実施（予定）

３　審査の結果

本申請に対しては、別紙の審査結果を踏まえ、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

別紙

審　査　結　果

＜参考＞

○　放送法（昭和２５年法律第１３２号）（抜粋）

（基幹放送局提供子会社）

第二十条の二　協会は、前条第一項第一号の業務を効率的に遂行するため、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。第二十二条の二第一号を除き、以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一　指定地上基幹放送地域（人口、地理的条件その他の事情により協会が当該地域における地上基幹放送の提供に必要な放送設備の全部を自ら保有するための費用が他の地域に比して多額であり、協会が基幹放送局提供事業者の提供する基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下この条において同じ。）を利用することにより業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域をいう。以下この条において同じ。）において、基幹放送局設備の保有及び管理をすること。

二　指定地上基幹放送地域において、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基

【審査結果】

項　　目	適否	概　　要
1　出資の目的 （法第 20 条第１項第１号の業務を効率的に遂行するための出資か。）	適	本件申請は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 20 条の２の規定に基づき、基幹放送局提供子会社（以下「(株) 日本ブロードキャストネットワーク」という。）への出資について、日本放送協会（以下「協会」という。）から申請があったものである。 （株）日本ブロードキャストネットワークへの出資は、極微小電力中継局の整備・運用

		等を集約的に行い、放送事業者個社又はエリア単位での整備・運用等よりも、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図ることで、放送ネットワークの末端に位置する極微小電力中継局の運用効率を高め、法第 20 条第１項第１号の業務を効率的に遂行することができるものであり、審査項目に適するものと認められる。
２　出資額 （協会の収支予算、事業計画及び資金計画に定められているか。）	適	協会の令和８年度収支予算、事業計画及び資金計画において、極微小電力中継局の共同利用事業に向けた費用として、資本支出の区分に 191.22 億円が計上されている。
３　出資の相手方 （法第 20 条の２第１項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社か。）	適	（株）日本ブロードキャストネットワークは、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求するため、①基幹放送局設備の保有・管理業務及び②基幹放送事業者との契約に基づき、保有する基幹放送局設備を、当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務等を目的とする会社であり、法第 20 条の２第１項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に該当する。
４　出資の相手方の株式保有等 （協会が子会社として保有するか。）	適	（株）日本ブロードキャストネットワークの総株主の議決権の過半数を協会が有するため、法第 20 条の２第１項の要件を満たすと認められる。

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○　放送法（昭和２５年法律第１３２号）（抜粋）

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　（略）

二　第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第百十六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五　（略）

２　（略）

【基幹放送局提供子会社への出資関係】

○　放送法（昭和２５年法律第１３２号）（抜粋）

（業務）

第二十条　協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は次条第三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局（第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ　中波放送

ロ　超短波放送

ハ　テレビジョン放送

二～八　（略）

２～１３　（略）

（基幹放送局提供子会社）

第二十条の二　協会は、前条第一項第一号の業務を効率的に遂行するため、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。第二十二条の二第一号を除き、以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一　指定地上基幹放送地域（人口、地理的条件その他の事情により協会が当該地域における地上基幹放送の提供に必要な放送設備の全部を自ら保有するための費用が他の地域に比して多額であり、協会が基幹放送局提供事業者の提供する基幹放送局設備（中継地上基幹放送局に係るものに限る。以下この条において同じ。）を利用することにより業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域をいう。以下この条において同じ。）において、基幹放送局設備の保有及び管理をすること。

二　指定地上基幹放送地域において、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、前号の基幹放送局設備を当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供すること。

２　前項第一号の規定による指定は、告示によつて行う。

３　協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たつては、第一項の規定に基づき出資した子会社（以下この条及び第二十二条において「基幹放送局提供子会社」という。）との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いることができる。

４　協会は、第八十五条第一項の総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、基幹放送局提供子会社に対し、指定地上基幹放送地域における地上基幹放送の業務に用いられる中継地上基幹放送局及びこれに附属する放送設備を譲渡することができる。

○　放送法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１０号）（抜粋）

（出資の認可申請）

第十五条　法第二十条の二第一項、第二十二条又は第二十二条の二の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一　出資しようとする金額

二　出資しようとする理由

三　出資の相手方

四　出資の方法

五　その他参考となるべき事項

２　前項の場合において、出資の相手方が基幹放送局提供子会社（法第二十条の二第三項に規定する基幹放送局提供子会社をいう。）、法第二十二条第三号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二条の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、前項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。

一　定款

二　役員（設立中の法人であるときは、発起人及び役員となるべき者）の氏名、住所及び略歴を記載した書類

三　財務諸表及び事業報告（設立中の法人であるとき又は財務諸表及び事業報告の作成を終えていない法人であるときは、事業計画及び事業

収支見積りを記載した書類）

四　出資の相手方が関連事業持株会社である場合には、次に掲げる書類

イ　出資後の関連事業持株会社の議決権総数に対する自己の計算において所有している議決権等の数の割合その他協会が関連事業持株会社の財務及び事業の方針の決定を支配していることを証する書類

ロ　協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行の確保に関する事項を記載した書類

○「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（抜粋）

（R7.10.1改定）

７　ＮＨＫの子会社等の事業運営に関する個別の規律等

（１）ＮＨＫの子会社等の業務範囲

ＮＨＫは、放送法第22条第３号の規定により、第20条第１項又は第２項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画の範囲内で、同号に掲げる事業を行う者（放送法施行令第２条で定める事業を行う者）に出資することができることとされている。

ＮＨＫによる直接又は間接の出資は、ＮＨＫの業務を遂行するために必要な範囲で行われる必要があるため、当該出資を受ける子会社等の業務範囲は、ＮＨＫの目的や業務に照らして検討されるべきものである。放送法第22条第３号の規定の趣旨に鑑み、ＮＨＫの子会社等の業務範囲については、次のとおりとする。ただし、ＮＨＫから第20条の２第１項の規定による出資を受けた者、第21条の規定による出資を受けた者又は第22条第１号若しくは第２号若しくは第22条の２の規定により出資を受けた者に関しては、法令において業務範囲が規定されている等、第22条第３号に掲げる者とは位置付けが異なることから、次の①の業務範囲及び②の業務範囲に係る運用は適用しない。

①・②　（略）

写

（公印・契印省略）

諮　問　第　２４号
令和８年６月15日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　　問　　書

日本放送協会（会長　井上　樹彦）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条の２の規定に基づき基幹放送局提供子会社への出資認可申請があった。

本件に係る申請の概要及び審査結果は、別紙１及び別紙２のとおりであり、認可することが適当であると認められるので、申請のとおり認可することとしたい。上記について、法第177条第１項第２号の規定に基づき諮問する。

申請の概要

項　　目	概　　要
１　出資しようとする金額	191.22 億円
２　出資しようとする理由	基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、共同利用型モデルを実現するため、基幹放送局設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業等を行う。
３　出資の相手方	（１）商号 株式会社日本ブロードキャストネットワーク （２）本店の所在地 東京都渋谷区神南２－２－１（ＮＨＫ放送センター内） （３）代表取締役 社長　吉見　智文
４　出資の方法	全額現金出資
５　その他参考となるべき事項	・　株式会社日本ブロードキャストネットワーク（以下「同社」という。）に対しては、令和６年 12 月の設立に当たって管理費用分の１億円の出資を行った。また、令和７年３月に、上記の管理費用分とは別に、共同利用型モデルの確立や本格段階移行後に適切な事業管理を可能とするためのガバナンス構築に必要な経費として、7.78 億円の出資を行った。その後、共同利用型モデルを実現するための諸準備を整えてきたところであり、中継局共同利用推進全国協議会総会での民間放送事業者との合意に基づき、事業を本格的に開始するための増資（出資）に係る認可申請を行うものである。 ・　同社は、極微小電力中継局の整備・運用等を集約的に行い、放送事業者個社又はエリア単位での整備・運用等よりも、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図ることで、放送ネットワークの末端に位置する極微小電力中継局の運用効率を高めることにより、放送インフラの持続可能性の確保を目指すこととしている。 ・　このため、同社は、基幹放送局設備の更新や、基幹放送事業者から継続利用可能な資産の引き取りを行った上で、協会その他の基幹放送事業者との契約に基づき、同社が保有する基幹放送局設備を当該事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務等を行う。また、ブロードバンド等代替支援事業などを含む将来のネットワーク維持に向けた対応を行う。

審査の結果

項　　目	適否	概　　要
１　出資の目的 （法第20条第１項第１号の業務を効率的に遂行するための出資か。）	適	本件申請は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条の２の規定に基づき、基幹放送局提供子会社（以下「(株）日本ブロードキャストネットワーク」という。）への出資について、日本放送協会（以下「協会」という。）から申請があったものである。 （株）日本ブロードキャストネットワークへの出資は、極微小電力中継局の整備・運用等を集約的に行い、放送事業者個社又はエリア単位での整備・運用等よりも、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図ることで、放送ネットワークの末端に位置する極微小電力中継局の運用効率を高め、法第20条第１項第１号の業務を効率的に遂行することができるものであり、審査項目に適するものと認められる。
２　出資額 （協会の収支予算、事業計画及び資金計画に定められているか。）	適	協会の令和８年度収支予算、事業計画及び資金計画において、極微小電力中継局の共同利用事業に向けた費用として、資本支出の区分に191.22億円が計上されている。
３　出資の相手方 （法第20条の２第１項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社か。）	適	（株）日本ブロードキャストネットワークは、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求するため、①基幹放送局設備の保有・管理業務及び②基幹放送事業者との契約に基づき、保有する基幹放送局設備を、当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務等を目的とする会社であり、法第20条の２第１項各号に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に該当する。
４　出資の相手方の株式保有等 （協会が子会社として保有するか。）	適	（株）日本ブロードキャストネットワークの総株主の議決権の過半数を協会が有するため、法第20条の２第１項の要件を満たすと認められる。

別紙３

２０２６年４月２８日

総　務　大　臣
　　林　　芳　正　殿

日 本 放 送 協 会
会　長　　井　上　樹　彦

基幹放送局提供子会社への追加出資の認可申請について

放送法第20条の2の規定に基づき、基幹放送局提供子会社への出資を行いたいので、放送法施行規則第15条に規定する別紙の書類を添えて、認可申請いたします。

別　紙

１　出資しようとする金額

１９１．２２億円

２　出資しようとする理由

基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目指し、共同利用型モデルを実現するための具体事業として、基幹放送局設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業等を行うため。

３　出資の相手方

（１）商号

株式会社日本ブロードキャストネットワーク

（２）本店の所在地

東京都渋谷区神南２－２－１　（ＮＨＫ放送センター内）

（３）代表取締役

社長　吉見　智文

４　出資の方法

全額現金出資

５　その他参考となるべき事項

同社に対しては、２０２４年１２月、基幹放送局提供子会社の設立にあたり管理費用分の１．０億円の出資を行った。また、２０２５年３月に、この管理費用分を除き、共同利用型モデルの確立や本格段階移行後に適切な事業管理を可能とするためのガバナンス構築に必要な経費として、７．７８億円の出資を行った。その後、共同利用型モデルを実現するための諸準備を整えてきたところであり、中継局共同利用推進全国協議会総会での民間放送事業者との合意に基づき、今回はその具体事業を開始するための増資（出資）に係る認可申請を行うものである。

放送事業者個社あるいはエリア単位で極微小電力中継局（ミニサテ局）の設備の更新・運用等を行うよりも、同社が集約的に更新・運用等を行うことで、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図り、これにより、放送ネットワークの末端に位置するミニサテ局の運用効率を高め、もって放送インフラの持続可能性の確保を図るため、同社が設備更新や継続利用可能な資産の引き取りを行った上で、放送事業者との契約に基づき、当該基幹放送局設備を地上基幹放送の業務の

用に供する業務を行う。また、ブロードバンド等代替支援事業などを含む将来のネットワーク維持に向けた対応を行う。

出資については、現時点では協会の出資のほか、民間放送事業者からの出資を見込んでいる。

＜参考資料＞

（１）定款（変更案）

（２）本格事業開始後の事業計画及び年度毎の収支見込

（３）放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みとしての出資・出捐の全体像を示す資料

〈別添資料〉

（１）出資の相手方の定款

資料１のとおり

（２）出資の相手方の役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

資料２のとおり

（３）出資の相手方の財務諸表及び事業報告

資料３のとおり

参考資料(1)

株式会社日本ブロードキャストネットワーク
定　　款
(案)

設立　　２０２４年１２月２５日
改正　　２０２５年　２月１０日
　　２０２６年　６月●●日

第１章　　総 則

（商号）
第１条　　当会社は、株式会社日本ブロードキャストネットワークと称し、英文では、Ｊ－ＢＮと表示する。

（目的）
第２条　　当会社は、基幹放送局設備の保有・管理業務ならびに基幹放送局設備の共同利用に関する事業を行うことにより、放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目的とし、次の事業を営む。

（１）基幹放送局設備の保有・管理業務
（２）基幹放送事業者との契約に基づき、保有する基幹放送局設備を、当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務
（３）将来の放送ネットワーク維持・効率化に向けた伝送技術の導入促進に関する業務
（４）前各号の業務に附帯する業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）
第４条　　当会社は、次の機関を置く。

（１）株主総会
（２）取締役会
（３）監査役
（４）監査役会
（５）会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、２５０，０００株とする。

（募集株式の発行）
第７条　当会社が募集株式を発行する場合、その募集事項の決定は、株主総会の特別決議によって行う。

（株式の譲渡制限）
第８条　当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

（名義書換等）
第９条　当会社の株主名簿の名義書換その他株式に関する取り扱いは、法令又は定款に定めるものを除き、取締役会の定めるところによる。

（基準日）
第１０条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして臨時に基準日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。ただし、当該基準日の２週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利（基準日から３ヶ月以内に行使するものに限る。）の内容を定めた事項を公告しなければならない。

（株主の住所等の届出）
第１１条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項の変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第３章　株 主 総 会

（招集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が招集する。

３　株主総会の招集通知は、会日の１週間前までに、その総会において議決権を行使することができる各株主に対して発する。

（議長）
第１３条　株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。ただし、代表取締役に事故があるときは、前条第２項ただし書きの規定を準用する。

（株主総会の決議と決議の省略）
第１４条　株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）
第１５条　株主は、他の議決権を有する株主に委任してその議決権を行使できる。この場合、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第１６条　当会社の取締役は５名以内とする。

（取締役の選任）
第１７条　当会社の取締役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
２　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第１８条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。
２　補欠または増員により選任された取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（取締役会の招集）

第１９条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、第１２条第２項ただし書きの規定を準用する。

２　取締役会の招集通知は、会日の１週間前までに各取締役及び各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

３　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の議長）

第２０条　取締役会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、第１２条第２項ただし書きの規定を準用する。

（取締役会の決議）

第２１条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役はこれに署名若しくは記名押印又は電子署名して会社に保管する。

（取締役会決議の省略）

第２２条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

（取締役会規程）

第２３条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものを除き、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２４条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会において定める。

（代表取締役及び社長）

第２５条　取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役１名を選定する。

２　代表取締役は、社長として当会社を代表し、会社の業務を統括する。代表取締役に事故があるときは、第１２条第２項ただし書きの規定を準用する。

（取締役の責任免除）
第２６条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第２７条　当会社の監査役は３名以上５名以内とする。

（監査役の選任）
第２８条　当会社の監査役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（常勤の監査役）
第２９条　監査役会は、常勤の監査役を選定する。

（監査役の任期）
第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

（監査役会の招集）
第３１条　監査役会は、原則として、常勤の監査役がこれを招集する。
２　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
３　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第３２条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものを除き、監査役会の定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第３３条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３４条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）
第３５条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第３６条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第３７条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計 算

（事業年度）
第３８条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（期末の配当）
第３９条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日を基準日として、金

銭による剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第４０条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　未払の配当金には、利息をつけない。

参考資料(2)

(株)日本ブロードキャストネットワーク(J-BN)
事業計画(案)

2026 年4月

2026 年4月

株式会社日本ブロードキャストネットワーク（J-BN）

事業計画（案）

【事業計画概要】

株式会社日本ブロードキャストネットワーク（以下「J-BN」）は、基幹放送局設備の保有および管理等の業務を通じて、放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目的としている。

具体的には、放送事業者が運用する送信設備のうち、全国約 560 局（NHK からの出資により行う共同利用の対象約 480 局に、NHK 単独局である約 80 局を加えた局数）に及ぶ極微小電力中継局（ミニサテ局）を J-BN が引き受け、自社設備として保有・運用することで、効率的かつ安定的な放送ネットワークの維持に寄与するものである。

2026 年度内に事業を開始し、2034 年度までには対象のミニサテ局すべてを保有し、運用を開始することを目指している。

また、ブロードバンド等代替（BB 等代替）などを含む将来のネットワーク維持・効率化に向けた伝送技術の導入促進に関する業務については、業界の動向や技術の進展などを踏まえながら対応していく。

【事業計画】

（事業内容）

J-BN は、放送法第 20 条の2に基づき、①「基幹放送局設備の保有・管理業務」、②「基幹放送事業者との契約に基づき、保有する基幹放送局設備を、当該基幹放送事業者の地上基幹放送の業務の用に供する業務」を行う。具体的には、全国に点在するミニサテ局を対象に、設備の保有・管理から放送サービスの提供までを一貫して担う事業を展開する。これにより、放送ネットワークの末端に位置するミニサテ局の運用効率を高め、放送インフラの持続可能性を確保することを目的とする。

本事業では、放送事業者が従来個別に管理していたミニサテ局の設備を J-BN が集約的に更新・運用することで、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図る。対象は共同建設局および NHK 単独局の全国約 560 局である。

具体的な事業内容は以下のとおりである。

1. 設備更新

   全国の放送事業者が保有するミニサテ局において、放送事業者と放送局設備供給契約を締結し、老朽化した送信機等の設備を J-BN が更新し、放送局免許を取得する。以降も設備の劣化状況に応じて適宜更新を行い、安定した放送サービスの継続を図る。対象は、共同建設局および NHK 単独局の計約 560 局を想定している。

2. 継続利用可能な資産の引き取り

   J-BN が送信機を更新するミニサテ局において、継続利用が可能な土地や鉄塔等、放送事業者が保有する資産は、J-BN が引き取り、放送サービスの基盤として活用する。

3. 放送事業者との契約に基づき、基幹放送局設備を地上基幹放送の業務の用に供する業務

   放送法および電波法上の免許人として、放送事業者と締結した放送局設備供給契約に基づき、J-BN が保有する設備を管理し、放送事業者のコンテンツを対象エリアの視聴者に安定的に届ける。これにより、地域における放送の継続性と品質の向上を実現する。

4.　将来のネットワーク維持・効率化に向けた対応

J-BN では、将来のネットワーク維持・効率化に向けて、BB 等代替などを含む伝送技術の導入促進を行う。本取り組みに際しては、放送業界の動向に加え、ネットワーク技術の進展や、通信インフラの整備状況、関連制度の整備状況などを考慮しつつ対応していく。

（事業スケジュール）

J-BN は 2026 年度中に NHK をはじめとする放送事業者からの出資を受け、本格事業会社に移行し、事業を開始する。2026 年度前半に、オフィス移転等の体制整備や制度設計を進める。事業開始後は、設備調達および資産引き取りを段階的に実施し、2034 年度までに全国約 560 局のミニサテ局において放送サービスを提供できる体制の構築を完了する計画である。

本事業は、以下の4つのフェーズに分けて展開する。

1.　準備期（～2026 年度）

事業開始に向けて、以下の準備業務を実施する。

- サービス概要の策定
- オフィス移転、各種システムおよび業務規程の整備
- 各ミニサテ局の詳細諸元および設備現況の調査
- 引き取り対象資産の確認・評価
- 設備引き取り額の算定および契約準備
- 送信機・リングアンテナ・非常用バッテリー等、約 560 局分の一括調達準備
- 全国の保守業者・工事業者の選定
- 基幹放送局に関する無線局免許申請手続きの開始

2.　事業開始期（2026 年度～2028 年度）

2026 年度に事業を開始し、2028 年度には最初のミニサテ局において設備の引き取りおよび送信機の更新を実施する。これにより、J-BN による放送サービスの提供を開始する。2028 年度末時点での運用局数は約 14 局を予定している。更新対象設備には、送信機、リングアンテナ、非常用バッテリー等が含まれる。

3.　展開期（2029 年度～2034 年度）

2029 年度以降、順次設備の引き取りおよび更新を進め、2034 年度までに全国の対象局における更新を完了する。設備更新は、劣化状況に応じて段階的に実施し、放送サービスの安定供給を確保する。

4.　安定期（2035 年度～）

2035 年度以降は、取得済み設備の維持・管理を通じて、全国約 560 局のミニサテ局において安定的な放送サービスを提供し、本事業の体制を確立する。

ミニサテ運用局数の推移（2028年から7年間で更新を完了）

年度	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
更新局数	14	100	98	93	106	82	73
年度末運用局数	14	114	212	305	411	493	566

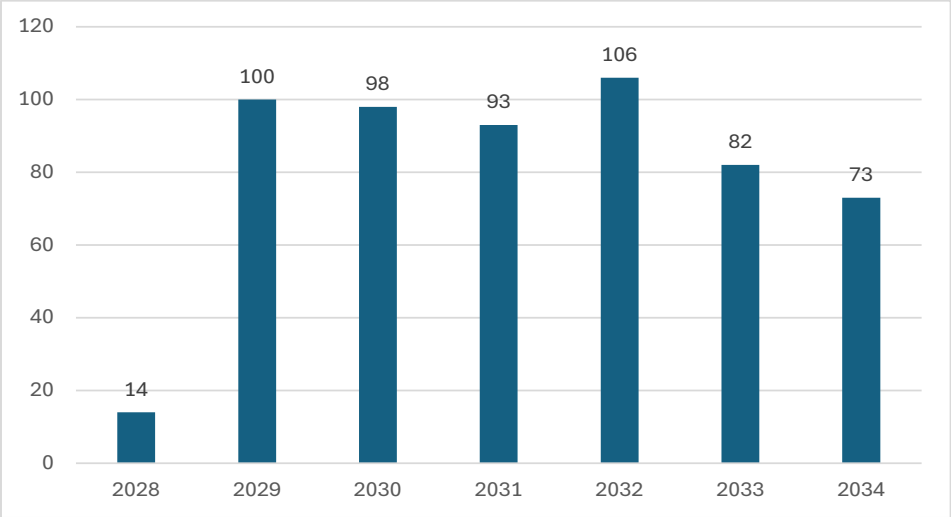

（資金計画）

本事業の遂行にあたっては、設備更新・資産取得・運用体制の構築等に係る多額の初期投資が必要となる。特に、全国約 560 局分の送信機・リングアンテナ・非常用バッテリー等の一括調達、既存資産の引き取り、免許申請に伴う手続き費用、保守・工事業者との契約費用などが主要な支出項目となる。

資金調達については、以下の方針に基づき実施する。

1. 初期投資資金

   2026 年度から 2028 年度にかけての設備調達および体制整備に必要な資金は、自己資金を主体とする。

2. 運用資金

   事業開始後の設備維持・管理費、保守費等の運用資金については、放送事業者からのサービス利用料収入を主な財源とし、同じ年度中に利用料として回収することで安定的なキャッシュフローの確保を図る。

2034 年度までに全局の更新を完了し、以降は設備の維持・更新を中心とした安定的な運用フェーズに移行することから、中長期的な収支の均衡を目指す。また、設備調達にあたっては 2026 年度に設置される予定の NHK 財団の基金からの助成金を活用する。

○損益計算書　売上・利益（億円）

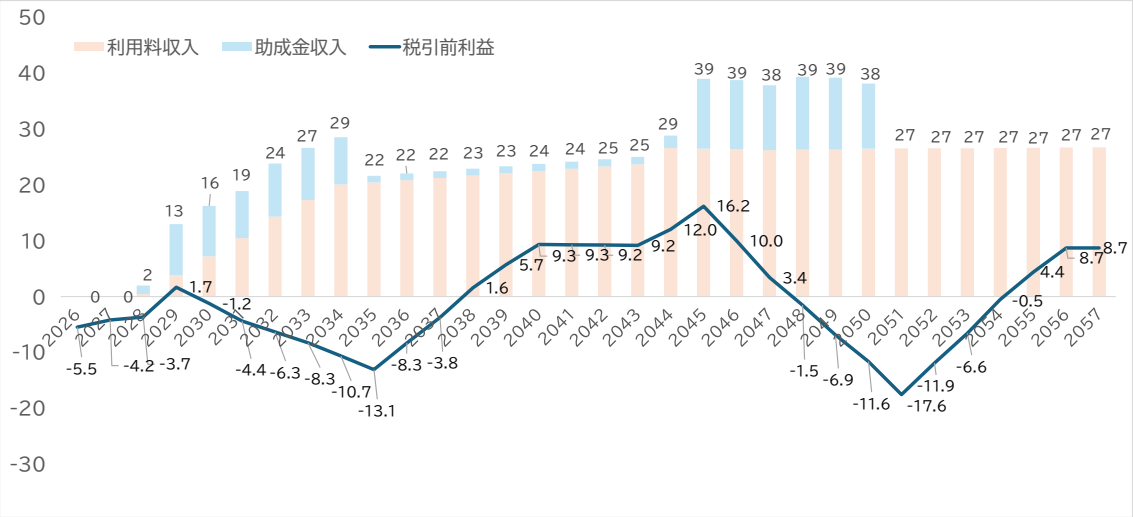

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057
収入	0	0	2	13	16	19	24	27	29	22	22	22	23	23	24	24	25	25	29	39	39	38	39	39	38	27	27	27	27	27	27	27
費用	5.5	4.2	6	11	17	23	30	35	39	35	30	26	21	18	14	15	15	16	17	23	29	34	41	46	50	44	38	33	27	22	18	18
税引前利益	-5.5	-4.2	-3.7	1.7	-1.2	-4.4	-6.3	-8.3	-10.7	-13.1	-8.3	-3.8	1.6	5.7	9.3	9.3	9.2	9.2	12.0	16.2	10.0	3.4	-1.5	-6.9	-11.6	-17.6	-11.9	-6.6	-0.5	4.4	8.7	8.7

※収入　　サービス利用料収入、助成金収入　等

※費用　　設備の更新費用（製作費、工事費等）、既存資産の引き取り費用
　　設備の運用費用（保守費用、電波利用料、電気代等）　等

○貸借対照表　純資産（億円）

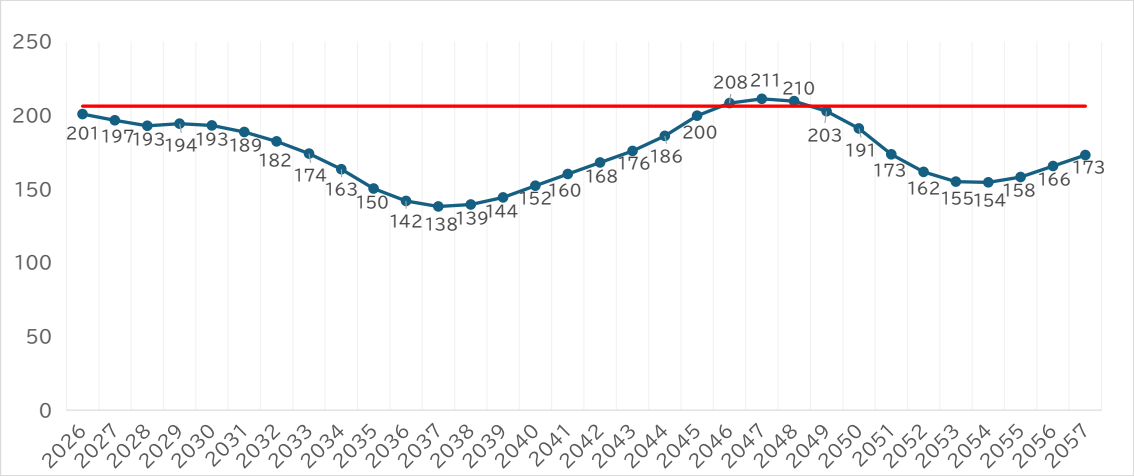

○キャッシュフロー計算書　期末現金残高（億円）

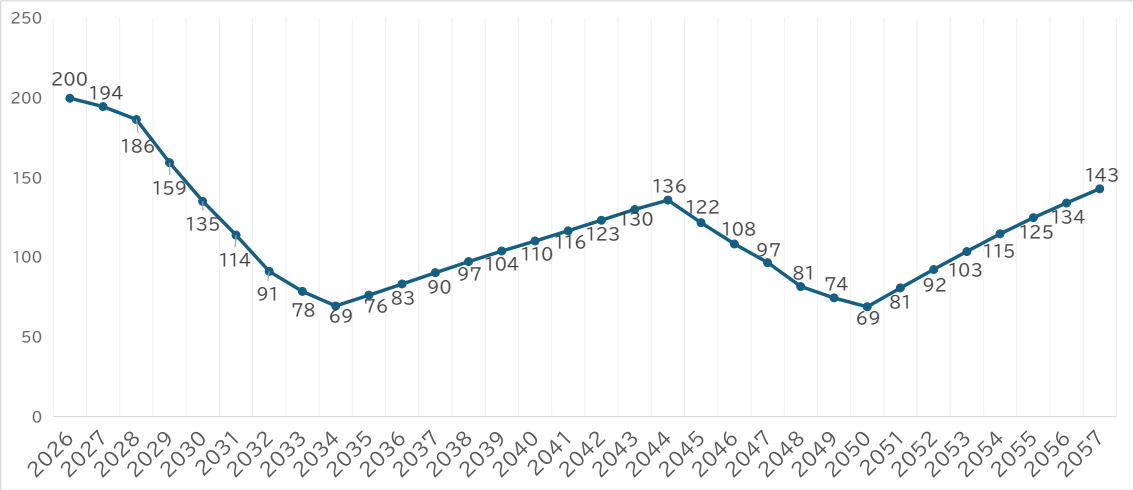

参考資料（3）

【参考資料（3）放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みとしての
出資・出捐の全体像を示す資料】

放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みについて（出資・出捐の全体像）

2026年4月

NHK

情報空間全体の多元性確保への貢献

基幹となる二元体制維持

（予算規模:600億円※）～将来の受信料負担の軽減に貢献～

ネットワーク効率化に向けた取り組み

（共同利用型モデルの導入、持続可能な代替手段の検討等）

- 経済合理性を大前提に、民放と協調して、放送ネットワーク維持に積極的に対応していく

※「NHK経営計画（2021-2023年度）※2023年1月修正」において、当中期経営計画期間に支出するものとして算定し、経営委員会が議決したもの

メディア産業全体のために

（予算規模:100億円※）～地域を含むメディア産業全体の多元性確保に貢献～

情報空間の健全性確保への貢献

（外部連携による取り組み）

- オリジネーター・プロファイル技術研究組合への参加
- Trusted News Initiativeへの参加　等

外部との協調・連携

- “共存共栄”のための外部制作比率の確保（衛星）
- 取引について、より透明化し、公正性の確保を推進（人権とビジネスの観点も含めて）
- 業界全体の底上げの取り組み　等

➡視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出として、多元性確保のために確保した積立金は、2025年度以降の予算・事業計画で使途を明確にしていく

放送ネットワーク効率化「共同利用型モデル」の概要
（中継局共同利用推進全国協議会総会（2025年12月5日開催）において合意）

NHK

- 還元目的積立金600億円を原資として、

❶ 共同利用会社（J-BN）による全国約480局のミニサテ共同利用事業

❷ 放送ネットワークインフラの整備基金を設立し、放送事業者の中継局共同整備に助成する事業

を行うことで、放送ネットワーク共同利用の促進と効率的な維持管理を実現する。

- J-BNによるミニサテ共同利用事業と基金による中継局更新経費助成事業との相乗効果・相互補完で、放送ネットワークの維持・高度化を図る。

- これまで検討してきた仕様の共通化や一括調達、人材確保施策等は、最大限活用する。

※ なお、還元目的積立金600億円等を盛り込んだNHK令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画は国会において、3月末に承認された。

＜還元目的積立金の配分イメージ＞

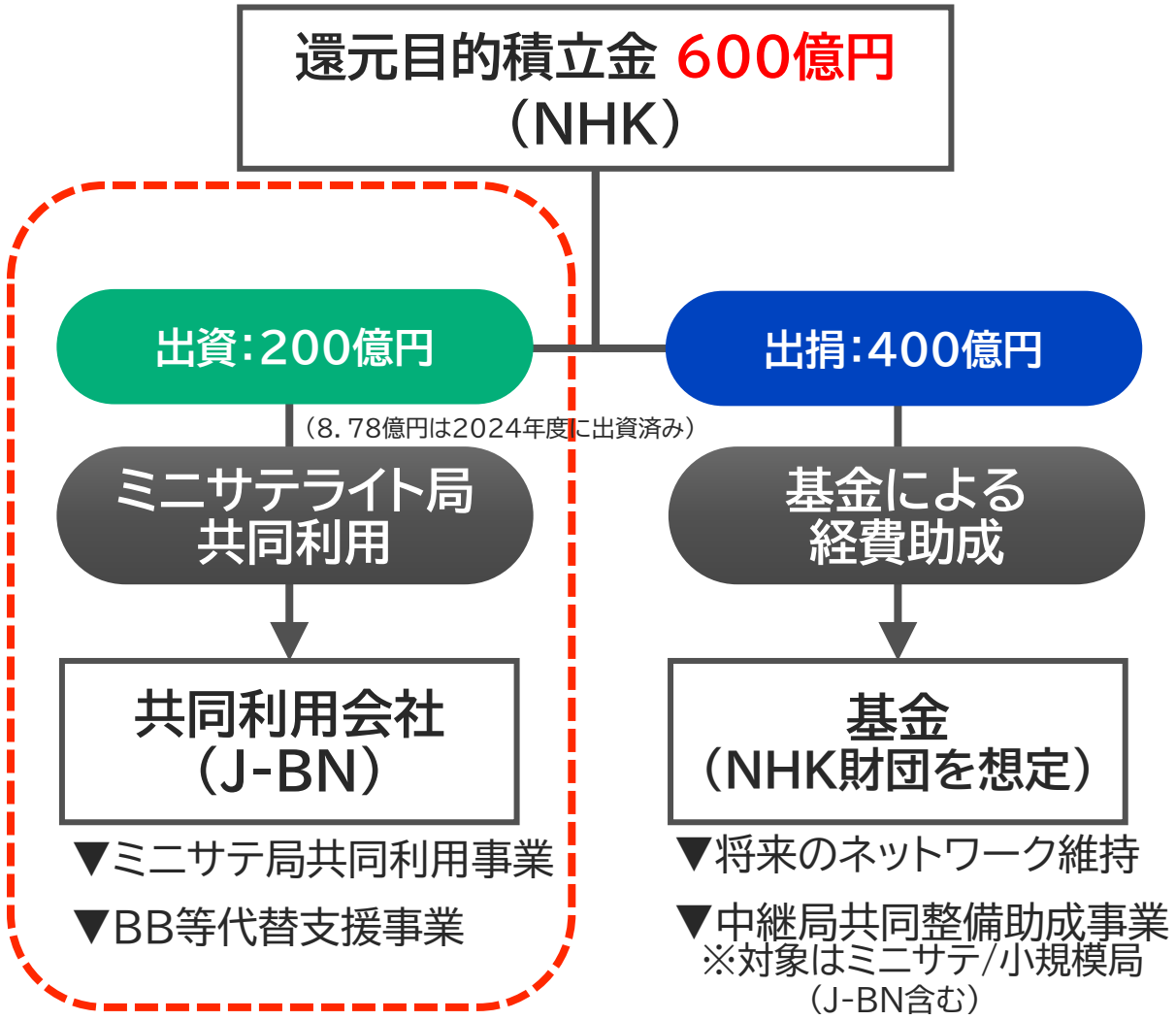

資料（1）

株式会社日本ブロードキャストネットワーク
定　　款

設立　　２０２４年１２月２５日
改正　　２０２５年　２月１０日

第１章　　総　則

（商号）
第１条　　当会社は、株式会社日本ブロードキャストネットワークと称し、英文では、J-BNと表示する。

（目的）
第２条　　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。
（１）　基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求すること。
（２）　基幹放送局設備等の取得計画、標準仕様等の策定
（３）　共同利用型モデルの導入にむけた入札方式の検討及び競争入札の実施
（４）　基幹放送局の保有・管理等の事業の料金体系等の検討
（５）　前各号の業務に附帯する業務

第３条　前条に定める業務の遂行にあたっては、日本放送協会、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社ＴＢＳテレビ、株式会社テレビ東京、及び株式会社フジテレビジョンによる合意を前提とすることを理念とする。

（本店の所在地）
第４条　　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）
第５条　　当会社は、株主総会及び取締役、監査役を置く。

（公告方法）
第６条　　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

（改正　２０２５年２月１０日）

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第７条　　当会社の発行可能株式総数は、４０，０００株とする。

（株式の譲渡制限）

第８条　　当会社の株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を要する。

（名義書換等）
第９条　　当会社の株主名簿の名義書換その他株式に関する取り扱いは、法令又は定款に定めるものを除き、取締役の定めるところによる。

（相続人等に対する売渡しの請求）
第１０条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（基準日）
第１１条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　　前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告をして一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

（株主の住所等の届出）
第１２条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項の変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第３章　　株　主　総　会

（招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

３　株主総会の招集通知は、会日の１週間前までに、その総会において議決権を行使することができる各株主に対して発する。

（議長）

第１４条　株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議）

第１５条　株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、代理人によって議決権を行使できる。この場合、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役

（取締役の員数）

第１７条　当会社の取締役は１名以上とする。

（取締役の選任）

第１８条 取締役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第１９条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役の報酬等）
第２０条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会において定める。

（代表取締役及び社長）
第２１条　取締役が２名以上の場合は、そのうち１名を代表取締役として、取締役の互選によってこれを定める。
２　代表取締役は、社長として当会社を代表し、専ら会社の業務を執行する。

第５章　監査役

（監査役の員数）
第２２条　当会社は、監査役２名以内を置く。

（監査役の選任）
第２３条　当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第２４条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

（監査役の報酬等）
第２５条　監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

第６章　　計　算

（事業年度）
第２６条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（期末の配当）
第２７条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日を基準日として、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）
第２８条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
２　　未払の配当金には、利息をつけない。

第７章　　附　則

（設立に際して出資される財産の価額）
第２９条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金１億円とする。

（最初の事業年度）
第３０条　当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から２０２５年３月３１日までとする。

（設立時役員等の選任）
第３１条　当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。
設立時取締役　　吉見　智文
設立時監査役　　長南　吉正

（発起人の名称及び住所）
第３２条　会社の発起人の名称及び住所は、次のとおりである。
東京都渋谷区神南二丁目２番１号
日本放送協会

（設立時発行株式に関する事項）
第３３条　当会社の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の総数は、普通株式１，０００株とし、発起人がその全部を引き受ける。

２　　発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の総額は、金１億円とする。

３　　成立後の当会社の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

資本金の額	金　５，０００万円
資本準備金の額	金　５，０００万円

以上、株式会社日本ブロードキャストネットワーク設立のため発起人の定款作成代理人である司法書士法人吉田総合司法事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

２０２４年１２月１８日

発起人　　東京都渋谷区神南二丁目２番１号
日本放送協会
会長　　稲葉　延雄

上記発起人の定款作成代理人　東京都渋谷区道玄坂一丁目９番２号
司法書士法人吉田総合司法事務所
代表社員　中島　英樹

（資料２）

出資の相手方の役員について

取締役（2024 年 12 月 25 日就任）

氏　名　　吉見　智文

住　所　[redacted]

略　歴

1988 年 4 月	日本放送協会　入局
2023 年 7 月	技術局専任局長
2024 年 8 月	技術局システムソリューションセンター統括部長
2024 年 12 月	技術局付(日本ブロードキャストネットワーク出向)

監査役（2025 年 6 月 27 日就任）

氏　名　　齋藤　至孝

住　所　[redacted]

略　歴

1992 年 4 月	日本放送協会　入局
2020 年 8 月	技術局開発センター制作施設部長
2023 年 7 月	内部監査室監査部専任部長（現職）
2025 年 6 月	日本ブロードキャストネットワーク監査役

資料(3)－1

第1期　計 算 書 類

自　２０２４年１２月２５日
至　２０２５年　３月３１日

株式会社　日本ブロードキャストネットワーク

貸借対照表

（2025年3月31日　現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	866,039	流動負債	2,686
現金及び預金	866,037	未払金	1,461
その他流動資産	2	未払法人税等	1,224
		負債合計	2,686
		（純資産の部）	
		株主資本	863,353
		資本金	439,000
		資本剰余金	439,000
		資本準備金	439,000
		利益剰余金	▲ 14,646
		その他利益剰余金	▲ 14,646
		繰越利益剰余金	▲ 14,646
		純資産合計	863,353
資産合計	866,039	負債・純資産合計	866,039

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

損　益　計　算　書

（自　2024年12月25日
至　2025年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		－
売　上　原　価		－
売　上　総　利　益		－
販管費および一般管理費		14,588
営　業　損　失		14,588
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	14	14
経　常　損　失		14,574
税引前当期純損失		14,574
法人税、住民税および事業税		72
当　期　純　損　失		14,646

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

（自　2024年12月25日
至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
2024年12月25日残高	－	－	－	－	－	－
当事業年度中の変動額						
新株発行による増加	439,000	439,000	439,000	－	878,000	878,000
当期純損失	－	－	－	▲ 14,646	▲ 14,646	▲ 14,646
当事業年度中の変動額合計	439,000	439,000	439,000	▲ 14,646	863,353	863,353
2025年３月31日残高	439,000	439,000	439,000	▲ 14,646	863,353	863,353

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

個　別　注　記　表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の期間費用としている。

2．貸借対照表関係の注記

関係会社に対する金銭債権および債務

① 短期金銭債権	･････････････	－千円
② 短期金銭債務	･････････････	1,173 千円

3．損益計算書関係の注記

関係会社との取引高

・販管費および一般管理費	･････････････	9,279 千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当該事業年度の末日における発行済株式の数

発行済株式　　普通株式 8,780 株

（2）当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当なし

（3）当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

２０２５年６月２７日開催予定の定時株主総会での配当に関する付議事項はない。

5．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、原則として安全性の高い運用を基本とする資金運用規程に基づき、短期運用の預金として保有し、投機的な取引は行わない方針である。

② 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

未払金は、１年以内の支払期日である。また、未払金は、流動性リスクにさらされているが、当社では月次で資金計画を作成するなどの方法により管理している。

（２）金融商品の時価等に関する事項

２０２５年３月３１日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（※１）	時価（※１）	差額
現金及び預金	866,039	866,039	―
未　　払　　金	(1,461)	(1,461)	―

（※１）負債に計上されているものについては、（　）で示している。

（注１）金融商品の時間の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負　債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

6．関連当事者との取引に関する注記

（１）親会社および法人主要株主等

（単位　千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本放送協会	被所有 直接 100%	役員の 兼任・出向者の受入　等	出向者給与 賃料　等	7,559 1,719	未払金	1,173
				増資の引受	778,000 （※２）	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）出向者給与については、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定している。

（注２）日本放送協会が当社の行った第三者割当増資を１株につき１０万円で引き受けたものである。

7．１株当たり情報に関する注記

（１）1 株当たり純資産額　98,311 円　80 銭

（２）1 株当たり当期純損失　1,668 円　19 銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当なし

資料(3)－2

第１期　事　業　報　告

（自　２０２４年１２月２５日
至　２０２５年　３月３１日）

株式会社 日本ブロードキャストネットワーク

目　　次

第１期　事業報告

Ⅰ．会社の現況に関する事項 …… 2
１．　事業の経過および成果 …… 2
２．　対処すべき課題 …… 3
３．　設備投資等の状況 …… 3
４．　資金調達の状況 …… 3
５．　事業譲渡・吸収分割または新設分割の状況 …… 3
６．　事業譲受の状況 …… 4
７．　他の会社の株式その他の持ち分または新株予約権等の取得の状況 …… 4
８．　財産および損益の状況の推移 …… 4
９．主要な事業内容 …… 4
10．　主要な事業所等 …… 4
11．　従業員の状況 …… 4
12．　重要な親会社の状況 …… 4
13．　主要な借入先と借入額 …… 5

Ⅱ．　会社の株式に関する事項 …… 5

Ⅲ．　会社役員に関する事項 …… 6

Ⅳ．業務の適正を確保するための体制および運用状況 …… 6

Ⅰ．会社の現況に関する事項

１．事業の経過および成果

日本放送協会（以下ＮＨＫと言います。）の子会社である日本ブロードキャストネットワーク（Ｊ－ＢＮ）は、２０２４年１２月２５日にＮＨＫの１００％出資により設立されました。

当社は、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により、放送業界全体の持続可能な発展を追求することを目的としています。現在は、サービス開始前の準備段階としての位置づけであり、サービス開始を可能とするための諸準備を整え、２０２５年度内に本格段階への移行を目指しています。

設立時より、ＮＨＫ放送センター内にオフィスを設置し、２０２４―２０２５年度事業計画の策定、親会社であるＮＨＫへ追加出資の要請を行ったほか、本格段階に向けてガバナンス体制の確立に向けた準備を開始しました。また、共同利用型モデルの検討状況について、全国の放送事業者向けに説明会を開催したほか、全国で検討を主導した地域協議会のクリーンチームが保有するデータを引き継ぐ作業を進めました。当期における具体的な取り組み内容は以下の通りです。

（１）ビジネスモデルの確立

中継局共同利用に向けてはこれまで、放送事業者等で構成される各地域の協議会において経済合理性の観点で検討を進めてきました。当社では、これらの検討結果を引き継ぎ、全国的な視点での放送業界全体の持続可能性を追求していくことにしています。データには、業者からの見積もりや、各放送事業者の人件費等のセンシティブデータが含まれることから、セキュリティに配慮しながらデータの引き継ぎを進めました。当社では、全国から集められたデータの集計・分析を開始し、その一部を全国協議会や全国の放送事業者に報告しました。

また、中継局共同利用を支える業者体制の確立に向けて、現状把握のためにヒヤリングも開始しました。

（２）本格体制に向けたガバナンス構築

設立後、準備段階として必要な制度の整備や業務遂行に必要なシステム、体制を確保しました。２０２５年度に予定している本格段階には、新たな出資やＮＨＫ以外か

らの要員の受け入れ、規程や制度の整備が必要となることから、これらに対応するための弁護士等、外部の専門家との契約を完了しました。

（３） 要員増員（２名）

２月１日にＮＨＫからの出向２名を従業員として受け入れ、役員１名とあわせて３名の体制となりました。

（４） 増資

２月１９日にＮＨＫからの追加出資（７．７８億円）を受け入れました。そのうち３．８９億円を資本金に組み入れた結果、合計４．３９億円となっています。残り、３．８９億円は、資本準備金に組み入れ、合計４．３９億円となっています。

２．対処すべき課題

当社は本格段階においては、共同利用サービス、共同保守運用サービス、ＢＢ等代替サービス（いずれも仮称）の事業を展開する予定です。必要な調査や検討をすすめ、これらのサービス料金を設定することが喫緊の目標となっています。さらに収支見通しを含む中期的な事業展開をまとめ、安定した事業運営を目指していきます。

あわせて、本格段階にむけて事業や会社運営に必要なシステム・セキュリティ体制の整備やＮＨＫ以外の要員を受け入れるための規程・制度の整備、さらに要員増に対応できるオフィス移転の準備を進めます。

３．設備投資等の状況

該当事項はございません。

４．資金調達の状況

自己資金で充当しています。

５．事業譲渡・吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

６．事業譲受の状況

該当事項はございません。

７．他の会社の株式その他の持ち分または新株予約権等の取得の状況

該当事項はございません。

８．財産および損益の状況の推移

（単位：千円）

区　　分	第１期 （2025年３月期）
営　業　収　益	―
営　業　損　失	１４，５８８
経　常　損　失	１４，５７４
当　期　純　損　失	１４，６４６
１株当たり当期純損失	１，６６８円１９銭
総　　資　　産	８６６，０３９
純　　資　　産	８６３，３５３

９．主要な事業内容

（１）基幹放送局設備等の取得計画、標準仕様等の策定

（２）基幹放送局の保有・管理等の事業の料金体系等の検討

１０．主要な事業所等

本 社　　東京都渋谷区神南二丁目２番１号

１１．従業員の状況

従　業　員	うちＮＨＫ出向者
２名	２名

注：役員は含みません

１２．重要な親会社の状況

（１）親会社との関係

当社の親会社は、ＮＨＫであり、当社の株式８，７８０株を保有しており、これは当社の議決権比率の１００％ に当たります。

当社は、放送法上の基幹放送局提供子会社であり、基幹放送局設備の保有・管理等の業務により放送業界全体の持続可能な発展を追求すること、基幹放送局設備等の取得計画、標準仕様等の策定すること、共同利用型モデルの導入にむけた入札方式の検討及び競争入札の実施、さらに基幹放送局の保有・管理等の事業の料金体系等を検討すること等を目的に設立されました。ＮＨＫと民放の中継局設備を取得し共同で運用していくことなどにより、効率的に放送サービスを視聴者に提供していきます。

（２） 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

１３．主要な借入先と借入額

該当事項はございません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項

１．発行可能株式総数　　４０，０００株

２．発行済株式の総数　　８，７８０株

（自己株式数　　０株）

３．議決権総数　　８，７８０個

４．期末株主数　　１名

５．株　主

株　主　名	持　株　数	持株比率
日本放送協会	８，７８０株	100.00%

Ⅲ．会社役員に関する事項

１．役員の地位、氏名、担当、兼職の状況

（２０２５年３月３１日現在）

地　位	氏　名	担　当	他の法人の代表または重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉見　智文	全体統括	
監査役（非常勤）	長南　吉正		ＮＨＫ内部監査室監査部主幹

注１： 2024 年 12 月 25 日付で、吉見智文が代表取締役社長に、長南吉正が監査役（非常勤）に就任しました。

２．取締役・監査役の報酬総額

（単位：千円）

役員部分	報酬の総額	報酬等の種類別の総額		対象役員数
		定額部分	変動部分	
取締役	２，８５０	２，８５０	－	１人
監査役（社外役員を除く）	－	－	－	１人

注：非常勤監査役１人に対しては、報酬を支払っておりません。

３．社外役員に関する事項

社外監査役

該当事項はございません。

Ⅳ．業務の適正を確保するための体制および運用状況

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第３６２条第４項第６号の規定や会社法施行規則の規定に従い、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム） は以下の通りです。

１．当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は取締役、社員を含めた行動規範として、「日本ブロードキャストネットワ

ーク倫理・行動憲章と行動指針」を定め、この遵守を図っています。
また、コンプライアンスを確保するため、コンプライアンス規程、インサイダー取引防止規程、取引先との契約における暴力団等の排除に関する指針を定め、全社的に法令遵守が確保される体制をとっています。

②全社的な法令遵守の一層の推進を図るために、「役員規程」「経理規程」により、取締役、社員の職務執行の透明性を向上させています。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
①「株主総会議事録」については、適切かつ確実に保存・保管されています。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①当社は、当社の事業に係るリスクとして、投資的リスク、企業機密への不正アクセス・漏洩等情報セキュリティ的リスクなどを認識し、対応マニュアルの整備等を進めています。また、公共放送グループの一員として、公金の扱いについては特に厳正を期し、万が一にも社会的な指弾を受けることのないよう注意を払っています。さらにＮＨＫグループ全体にかかわるリスクについては、「ＮＨＫグループコンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」にもとづいて、ＮＨＫに速やかに報告・連絡することにしています。
②新たなリスクが発生した場合には、必要に応じ、速やかに対応する体制を構築します。

４．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①職務権限および職制を定め、職務権限と責任および指揮命令系統を明確にしています。
②重要な意思決定については、取締役などにより多面的に検討し、慎重に決定する仕組みを設けています。
③年度事業計画を策定し、業績を把握し、適宜見直しを行っています。
④さらに効率的に職務を執行するために、内部統制との関係を考慮しつつ、案件に応じた職務権限の委譲を検討していきます。

５．当社ならびにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①親会社にあたるＮＨＫの子会社等の事業が適切に行われることを目的として、「関連団体運営基準」により、事業運営およびこれに対するＮＨＫの指導・監督等に関する基本的事項が定められており、当社も該当しています。

②ＮＨＫは、「関連団体運営基準」に関する事項およびＮＨＫが指定する事項について、監査法人等に委嘱して関連団体の業務運営状況調査を実施し、監査法人等の報告に基づき、関連団体に対し必要な指導・監督を行っており、当社も該当しています。

③ＮＨＫの監査委員は、ＮＨＫ役員の職務の執行を監査するため必要があるとき、当社の事業の報告を求めたり、当社の業務および財産状況を調査できることになっており、その場合には、当社は、適切な対応を行います。

④ＮＨＫは、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、良い放送を行うことを目的とした法人です。

また、放送法により、ＮＨＫに対する公共的規制は、国民の代表である国会を中心として行われ、毎年度の予算・事業計画は国会での承認を要しています。ＮＨＫには、経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する経営委員会が設置され、会長等による業務の執行と監督の機能とが明確に分離され、適正なガバナンスが確保されており、業務の実施にあたっては、「ＮＨＫ倫理・行動憲章」「行動指針」の策定、「通報窓口」の整備などにより、適正が確保されていると理解しています。

６．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役からの求めがあった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社社員から監査役補助者を任命する。監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等については、監査役の同意を得た上で、取締役が決定します。

②監査役補助者は、当社業務を兼務することができるが、監査役より監査業務に

必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

７．当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項の内容を、監査役にそのつど報告するものとします。

②監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができます。

③当社は、監査役に報告をした者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止します。

８．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い等に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い、負担した債務の弁済等の請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が、監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、当該費用または債務を処理します。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役１名で業務を適正に遂行するため、以下の体制を整備し、運用しています。

取締役の職務執行に関する情報は、適切に保存・管理されており、必要に応じて迅速にアクセスできる体制を整えています。

リスク管理については、損失の危険を管理するため、親会社であるＮＨＫおよび、定款第３条に基づき在京放送事業者と定期的に開催している会議において報告し、リスク評価を実施しています。これにより、潜在的なリスクを早期に発見し、対策を講じる体制を確立しています。

業務の効率化：現在、役員と社員の計３名は、ＮＨＫからの出向者で構成されており、整備に大きな経費や時間を要するネットワーク等インフラ設備については、当面

の間、ＮＨＫから貸与を受け、本格段階に向けて必要な設備の規模を精査し、整備することとしています。また、ＩＴツールを活用し、業務の効率化を図っています。

法令遵守：使用人の職務が法令および定款に適合するよう、研修等に参加することでコンプライアンス意識の向上を図っています。

これらの体制により、当社は業務の適正を確保し、持続可能な経営を実現しています。

※以上の報告の記載金額については、表示単位未満は切り捨てて表示しています。

資料２

電波監理審議会審議資料

令和８年６月１５日

日本放送協会の一般財団法人ＮＨＫ財団への出捐認可
（令和８年６月１５日　諮問第２５号）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、後藤官、宮内官）

電話：０３－５２５３－５８２９

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

（林田課長補佐、砂川係長、畦地係長、仲田官）

電話：０３－５２５３－５７７７

総務省情報流通行政局放送施設整備促進課

（小林課長補佐、日岐官）

電話：０３－５２５３－５８１０

日本放送協会の一般財団法人ＮＨＫ財団への出捐認可

１　諮問の概要

日本放送協会（会長　井上　樹彦）（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 20 条第 12 項の規定に基づき、同条第２項第９号に定める業務として、一般財団法人ＮＨＫ財団（以下「ＮＨＫ財団」という。）に対する出捐の認可申請があった。

本件に係る申請の概要は以下のとおりであり、本申請に対する認可に当たっての審査の結果については、別紙のとおりであることから、申請のとおり認可することが適当であると認められるため、法第 177 条第１項第２号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問する。

項　　目	概　　要
１　業務の内容	極微小電力中継局及び条件不利地域における小規模中継局に対する助成事業や、ブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた新たな伝送技術の開発や導入促進等のための基金を設立するため、一般財団法人ＮＨＫ財団（以下「ＮＨＫ財団」という。）に対して出捐を行うもの（以下「本件業務」という。）
２　業務を行うことを必要とする理由	日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（以下「法」という。）第 15 条に定められる目的の達成のために、放送ネットワーク設備の維持・更新による、視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が必要となっている。 加えて、人口減少や設備老朽化、物価上昇等により、条件不利地域における中継局の維持が、協会及び民間放送事業者の双方にとって喫緊かつ重要な課題となっている。 また、協会は、法第 20 条第６項に基づき、法第 20 条第１項第１号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第 92 条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととされている。

	このため、協会は、将来の受信料負担の軽減に貢献できるよう、協会の放送ネットワーク効率化に向けて取り組むとともに、民間放送事業者と協調し、コスト負担を抑えつつ、持続可能な放送ネットワークを効率的に維持・高度化する観点から、ＮＨＫ財団が、 ・放送技術・伝送技術に係る調査研究等の研究開発や送受信等に係る技術事業等を実施してきた専門的知見を有すること ・営利を目的とせず、民間企業の経営者や有識者等で構成される評議員会が、業務を執行する理事を選解任する権限を有する等、社会貢献事業の推進等を目的とした一般財団法人として、組織構造上、中立性が担保されていること を踏まえ、ＮＨＫ財団に基金を設立し、放送事業者等に対する助成事業等を行うため、ＮＨＫ財団に対し、400 億円の出捐を行うものである。
３　業務の実施計画の概要	ＮＨＫ財団において、極微小電力中継局や条件不利地域における小規模中継局に係る放送事業者による共同整備（大規模災害時の復旧工事を含む。）及びブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた伝送技術の開発や導入の支援を促進する事業等への助成並びに将来を見据えた放送インフラの維持・具体化に取り組むための基金を令和８年度中に設立するため、協会からＮＨＫ財団に対し、400 億円を出捐する。 業務の実施に当たっては、運営委員会の設置や内部統制の体制の整備、外部監査により、公平性・透明性・公正性を担保した運営を確保する。また、公益目的に即した合理的かつ継続的な運用を行う。 さらに、協会は、基金のガバナンス確保のため、基金の状況等について財団から報告を受け、適切なフォローアップを行う仕組みを構築する。基金のガバナンス確保に係る責任及び資金拠出者としての説明責任を果たしつつ、財団における個々の助成判断については、運営委員会による審査を尊重し、その独立性と透明性を確保する。
４　業務の収支見込み	令和８年度　支出　400 億円
５　業務を行うために必要とする資金の	400 億円

額及びその調達方法	（令和８年度の収支予算、事業計画及び資金計画に計上済み）
６　その他必要な事項	ＮＨＫ財団に関しては、別紙３の参考１のとおりであり、新たにＮＨＫ財団に設立する基金については同参考２、当該基金による助成内容については同参考３、本件業務の実施に係る協会によるガバナンスについては同参考４のとおりである。

２　業務の実施時期

認可の日以降、令和８年７月中にＮＨＫ財団に対し出捐（予定）

３　審査の結果

本申請に対しては、別紙の審査結果を踏まえ、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

審　査　結　果

＜参考＞
○　放送法（昭和２５年法律第１３２号）（抜粋）
（業務）
第二十条　（略）
２　協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
一～八　（略）
九　前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。
１２　協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

【審査結果】

項　　目	適否	概　　要
１　放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務か（放送法第20条第２項第９号）	適	日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第15条に定められる目的の達成のために、放送ネットワーク設備の維持・更新による、視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が求められている。 また、協会は、法第20条第６項に基づき、法第20条第１項第１号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととされている。 これらに基づく本件業務の実施により、 ・人口減少地域である離島や山間部等の条件不利地域に所在するために一世帯あたりの維持コストが高いことに加え、老朽化が進み、可及的速やかな更新が必要となっている小規模中継局

		について、経済合理性が高い方法での共同整備経費に助成が行われること ・小規模中継局よりもさらなる条件不利地域に所在し、一世帯当たりの維持コストが高く、維持困難性が増す極微小電力中継局の共同整備経費に対して助成が行われること から、視聴者保護及び放送事業者の持続可能性の向上に寄与するものとなっている。 加えて、放送事業者が行うブロードバンド等代替等、新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成が行われることにより、将来の放送ネットワーク維持に向けた検討の推進に資すると考えられる。 なお、協会は、本件業務の実施に当たって、上記助成事業の実施に必要な規定を定めるとともに、 ・当該事業の実施状況や資金の運用状況等について、ＮＨＫ財団が協会に報告を行うこと ・経営委員会を含む協会とＮＨＫ財団の果たす役割 等を方針として明確化する等、本件業務の適正な実施のための措置を講じている。 以上のことから、本件業務は審査項目に適するものと認められる。
２　収支予算に計上されているか。	適	協会の令和８年度収支予算、事業計画及び資金計画において、中継局の共同整備及び新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成を目的とした基金への出捐費用として、資本支出の区分に 58 億 5,000 万円、事業支出の区分に 341 億 5,000 万円が計上されている。

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○　放送法（昭和２５年法律第１３２号）（抜粋）

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　（略）

二　第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第百十六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五　（略）

２　（略）

【一般財団法人ＮＨＫ財団への出捐関係】

○　放送法（昭和２５年法律第１３２号）（抜粋）

（目的）

第十五条　協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第二十条　協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局又は次条第三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局（第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ　中波放送

ロ　超短波放送

ハ　テレビジョン放送

二～八　（略）

２　協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～八　（略）

九　前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

３～５　（略）

６　協会は、第一項第一号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならない。

７～１１　（略）

１２　協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

１３　（略）

（基幹放送の受信等に係る事業者の責務）

第九十二条　特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

２　特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努めるものとする。

○　放送法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１０号）（抜粋）

（業務の認可申請）

第十三条　法第二十条第十二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一　業務の内容

二　業務を行うことを必要とする理由

三　業務の実施計画の概要

四　業務の収支の見込み

五　業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六　その他必要な事項

写

（公印・契印省略）

諮　問　第　２５号
令和８年６月15日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

諮　　問　　書

日本放送協会（会長　井上　樹彦）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第12項の規定に基づき、同条第２項第９号に定める業務として、一般財団法人ＮＨＫ財団に対する出捐の認可申請があった。

本件に係る申請の概要及び審査結果は別紙１及び２のとおりであり、本件については、適当であると認められるので、申請のとおり認可することとしたい。

上記について、同法第177条第１項第２号の規定に基づき諮問する。

別紙１

申請の概要

項　　目	概　　要
１　業務の内容 （放送法施行規則第 13 条第１号）	極微小電力中継局及び条件不利地域における小規模中継局に対する助成事業や、ブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた新たな伝送技術の開発や導入促進等のための基金を設立するため、一般財団法人ＮＨＫ財団（以下「ＮＨＫ財団」という。）に対して出捐を行うもの（以下「本件業務」という。）
２　業務を行うことを必要とする理由 （同条第２号）	日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（以下「法」という。）第 15 条に定められる目的の達成のために、放送ネットワーク設備の維持・更新による、視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が必要となっている。 加えて、人口減少や設備老朽化、物価上昇等により、条件不利地域における中継局の維持が、協会及び民間放送事業者の双方にとって喫緊かつ重要な課題となっている。 また、協会は、法第 20 条第６項に基づき、法第 20 条第１項第１号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第 92 条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととされている。 このため、協会は、将来の受信料負担の軽減に貢献できるよう、協会の放送ネットワーク効率化に向けて取り組むとともに、民間放送事業者と協調し、コスト負担を抑えつつ、持続可能な放送ネットワークを効率的に維持・高度化する観点から、ＮＨＫ財団が、 ・放送技術・伝送技術に係る調査研究等の研究開発や送受信等に係る技術事業等を実施してきた専門的知見を有すること ・営利を目的とせず、民間企業の経営者や有識者等で構成される評議員会が、業務を執行する理事を選解任する権限を有する等、社会貢献事業の推進等を目的とした一般財団法人として、組織構造上、中立性が担保されていること を踏まえ、ＮＨＫ財団に基金を設立し、放送事業者等に対する助成事業等を行うため、ＮＨＫ財団に対し、400 億円の出捐を行うものである。
３　業務の実施計画の概要 （同条第３号）	ＮＨＫ財団において、極微小電力中継局や条件不利地域における小規模中継局に係る放送事業者による共同整備（大規模災害時の復旧工事を含む。）及びブロードバンド等代替等、将来の放送ネットワーク維持に向けた伝送技術の開発や導入の支援を促進する事業等への助成並びに将来を見据えた放送インフラの維持・具体化に取り組むための基金を令和８年度中に設立するため、協会からＮＨＫ財団に対し、400 億円を出捐する。 業務の実施に当たっては、運営委員会の設置や内部統制の体制の整備、

	外部監査により、公平性・透明性・公正性を担保した運営を確保する。また、公益目的に即した合理的かつ継続的な運用を行う。 　さらに、協会は、基金のガバナンス確保のため、基金の状況等について財団から報告を受け、適切なフォローアップを行う仕組みを構築する。基金のガバナンス確保に係る責任及び資金拠出者としての説明責任を果たしつつ、財団における個々の助成判断については、運営委員会による審査を尊重し、その独立性と透明性を確保する。
４　業務の収支見込み （同条第４号）	令和８年度　支出　400 億円
５　業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法 （同条第５号）	400 億円 （令和８年度の収支予算、事業計画及び資金計画に計上済み）
６　その他必要な事項 （同条第６号）	ＮＨＫ財団に関しては、別紙３の参考１のとおりであり、新たにＮＨＫ財団に設立する基金については同参考２、当該基金による助成内容については同参考３、本件業務の実施に係る協会によるガバナンスについては同参考４のとおりである。

別紙２

審　査　の　結　果

項　目	適　否	概　　要
１　放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務か（放送法第20条第２項第９号）	適	日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第15条に定められる目的の達成のために、放送ネットワーク設備の維持・更新による、視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が求められている。 また、協会は、法第20条第６項に基づき、法第20条第１項第１号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととされている。 これらに基づく本件業務の実施により、 ・人口減少地域である離島や山間部等の条件不利地域に所在するために一世帯あたりの維持コストが高いことに加え、老朽化が進み、可及的速やかな更新が必要となっている小規模中継局について、経済合理性が高い方法での共同整備経費に助成が行われること ・小規模中継局よりもさらなる条件不利地域に所在し、一世帯当たりの維持コストが高く、維持困難性が増す極微小電力中継局の共同整備経費に対して助成が行われること から、視聴者保護及び放送事業者の持続可能性の向上に寄与するものとなっている。 加えて、放送事業者が行うブロードバンド等代替等、新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成が行われることにより、将来の放送ネットワーク維持に向けた検討の推進に資すると考えられる。 なお、協会は、本件業務の実施に当たって、上記助成事業の実施に必要な規定を定めるとともに、 ・当該事業の実施状況や資金の運用状況等について、ＮＨＫ財団が協会に報告を行うこと ・経営委員会を含む協会とＮＨＫ財団の果たす役割

		等を方針として明確化する等、本件業務の適正な実施のための措置を講じている。 　以上のことから、本件業務は審査項目に適するものと認められる。
２　収支予算に計上されているか。	適	協会の令和８年度収支予算、事業計画及び資金計画において、中継局の共同整備及び新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成を目的とした基金への出捐費用として、資本支出の区分に58億5,000万円、事業支出の区分に341億5,000万円が計上されている。

別紙３

２０２６年５月２６日

総 務 大 臣
　林　　芳 正　殿

日 本 放 送 協 会
会　長　　井　上　樹　彦

「一般財団法人ＮＨＫ財団」に対する出捐の認可申請について

放送及びその受信の進歩発達に寄与するため、放送法第２０条第２項第９号の規定に基づき、「一般財団法人ＮＨＫ財団」に対し出捐いたしたく、放送法第２０条第１２項の規定に基づいて、放送法施行規則第１３条に規定する別紙の書類を添えて認可申請いたします。

別　紙

１　業務の内容

極微小電力中継局（ミニサテライト局）及び条件不利地域における小規模中継局に対する助成事業や、ブロードバンド等代替など将来の放送ネットワーク維持に向けた新たな伝送技術の開発や導入促進等のための基金を設立するため、一般財団法人ＮＨＫ財団（以下「財団」という。）に対して出捐を行う。

２　業務を行うことを必要とする理由

放送法第１５条及び協会定款第３条に規定する協会の目的を達成するためには、協会と民間放送事業者との二元体制の下での放送ネットワーク設備の維持・更新を図り、もって、将来にわたっての視聴者保護と放送事業の持続可能性を確保することが必要である。加えて、人口減少や設備老朽化、物価上昇等により、条件不利地域における中継局の維持は、協会・民間放送事業者双方にとって喫緊かつ重要な課題である。

協会は、将来の受信料負担の軽減に貢献できるよう、協会の放送ネットワーク効率化に向けて取り組む。また、民間放送事業者の放送ネットワーク維持等への協力義務を有する（法第２０条第６項）。そこで、協会と民間放送事業者が協調し、コスト負担を抑えつつ、二元体制による持続可能な放送ネットワークを効率的に維持・高度化する見地から、中継局共同利用推進全国協議会総会において、民間放送事業者との間で、共同利用型モデルに取り組むことに合意した。この合意に基づき、関係する放送事業者等に対し長期安定的に助成事業を行うことを目的に、財団に基金を設置するための出捐を行う。

基金の活用とあわせて、次世代の伝送路整備（将来のネットワーク維持）について、放送環境の変化やインターネットの進展を踏まえ、ブロードバンド等代替など将来を見据えた施策を、総務省及び放送事業者、その他関係者と検討し進めていく。

出捐先は、中立的かつ専門性を生かして助成事業を行うことが可能であることから、財団とする。具体的には、財団は公共メディアである協会及び放送メディア等の普及・発展に資する事業を行うとともに、社会貢献事業の推進を目的とする一般財団法人であり、営利を目的とせず、特定の株主や構成員の利益に帰属しない。業務を執行する理事を選解任する権限を有する評議員会は、民間の経営者や有識者等により構成されており、組織の仕組みとしても中立性が担保されている。また、放送技術・伝送技術に係る調査研究や受信環境維持改善に係る調査業務といった研究開発や送受信などに関する技術事業や、各種社会貢献事業を実施しており、本業務を遂行するに必要な専門性を有している。

以上より、協会は、放送ネットワークの維持と視聴者保護に資するために不可欠な対応として、財団に対する出捐の認可申請を行う。

3　業務の実施計画の概要

財団は、上掲の出捐金により、２０２６年度内に、基金を設立する。

基金は、ミニサテライト局や条件不利地域における小規模中継局について、放送事業者による共同整備の経費を助成するとともに、ブロードバンド等代替など将来の放送ネットワーク維持に向けた伝送技術の開発や導入の支援を促進する事業への助成や、将来を見据えた放送インフラの維持・具体化に取り組む。大規模災害等の突発的事象への対応として、基金による事業に影響を与えない範囲において、助成事業の枠組みの中で、限定的に助成を行う。

業務の実施にあたっては、運営委員会の設置や内部統制体制の整備、外部監査により、公平性・透明性・公正性を担保した運営を確保する。また、公益目的に即した合理的かつ継続的な運用を行う。

さらに、協会は、基金のガバナンスを確保するため、基金の状況等について財団から報告を受け、適切なフォローアップを行う仕組みを構築する。基金のガバナンス確保に係る責任及び資金拠出者としての説明責任を果たしつつ、財団における個々の助成判断については、運営委員会による審査を尊重し、その独立性と透明性を確保する。

4　業務の収支の見込み

２０２６年度　支出　４００億円

5　業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

４００億円（２０２６年度の収支予算、事業計画及び資金計画に計上済み）

6　その他必要な事項

＜参考資料＞

１　財団に関する資料

（１）定款（変更案）

（２）財団の組織体制関係資料

（３）最新の財務諸表・事業計画（２０２４年度決算書、２０２４年度事業報告書、２０２６年度事業計画・収支予算）

２　基金に関する資料

（１）出捐契約書

（２）基金の設置・運用に関する資料

（３）放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みとしての出資・出捐

の全体像を示す資料

3　助成内容に関する資料

（1）助成事業に関する資料

（2）運営委員会に関する資料

4　協会によるガバナンスに関する資料

（1）協会によるガバナンス体制に関する資料

（2）経営委員会及び執行部による基金ガバナンス方針に関する資料

＜参考資料＞

1 財団に関する資料

(1)定款(変更案)

(2)財団の組織体制関係資料

(3)最新の財務諸表・事業計画

・2024年度決算書

・2024年度事業報告書

・2026年度事業計画・
収支予算

（1） 定款(変更案)

一般財団法人ＮＨＫ財団　定款

制　　定　平成 25. 4. 1
改　　定　平成 27. 4. 1
改　　定　2021. 11. 1
改　　定　2023. 4. 1
改　　定　2026. ●. ●

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、一般財団法人ＮＨＫ財団と称する。
２　英文名は、ＮＨＫ　Ｆｏｕｎｄａｔｉｏｎと称する。

（主たる事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、コンテンツ力、国際展開力、技術力、コミュニケーション力及びネットワーク力を結集して、公共メディアＮＨＫ（以下「公共メディア」という。）及び放送メディア等の普及・発展に資する事業を行うとともに、ＮＨＫグループにおける社会貢献事業推進の中核として、国内外の文化の向上と社会の発展及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）　教育、文化・地域振興、福祉、防災・減災、国際・技術協力及び人財育成並びにコミュニケーション等に関する社会貢献事業の推進
（２）　公共メディア等並びにそのサービス及び関連する技術の周知・広報・普及等に関する業務
（３）　公共メディア等に関する視聴者リレーション業務
（４）　公共メディア等のコンテンツの制作・購入・頒布・管理
（５）　公共メディア関連施設の管理・運営業務
（６）　公共メディアに関わる研究開発、研究開発に基づく技術移転及び特許・著作権その他知的財産権等の周知、斡旋
（７）　公共メディア等及びこれに関連する事業に従事する者に対する教育・研修

（８）　映像、音響、伝送等に関する調査研究並びに機器、材料の試験及び評価
（９）　経営管理・指導・助言等に関する業務
(10)　放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業
(11)　メディアの多元性と情報空間の健全性の確保に関する助成事業
(12)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２ 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。ただし、前項第１０号及び第１１号の事業は、本邦において行うものとする。

第３章　会計

（事業年度）

第５条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第６条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第７条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告
（２）　事業報告の附属明細書
（３）　貸借対照表
（４）　正味財産増減計算書
（５）　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

２ 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

（剰余金）

第８条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第９条　この法人に評議員３名以上２０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 10 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

（評議員の任期）

第 11 条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３ 評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 12 条 評議員に対して、各年度の総額が２００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

２ 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第５章　評議員会

（構成）

第 13 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 14 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）　貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

（５）　定款の変更

（６）　残余財産の処分

（７）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 15 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 16 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第 17 条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の１週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

２　理事長は、前項の書面による通知の発送に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令第１条に定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第２条第１号に規定する電子メールを含む。以下同じ。）により通知を発することができる。

３　前二項の通知には、会議の日時、場所、目的等を記載し、又は記録しなければならない。

４　前三項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議）

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）　定款の変更

（４）　その他法令で定められた事項

（決議の省略）
第 19 条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール含む。）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第 20 条　理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール含む。）により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

（議長）
第 21 条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（議事録）
第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　前項の議事録には、評議員会議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、これに記名押印又は署名（電子署名及び認証業務に関する法律第２条第１項に規定する電子署名を含む。以下同じ。）する。

第６章　役員

（役員の設置）
第 23 条　この法人に、次の役員を置く。
（１）　理事　３名以上１５名以内
（２）　監事　２名以内
２ 理事のうち１名を理事長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
３ 理事長以外の理事のうち、１０名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。
４　業務執行理事の中から、副理事長２名以内、専務理事３名以内及び常務理事３名以内を置くことができる。

（役員の選任）
第 24 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事を理事長とする。
３　副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって業務執行理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２ 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３ 理事長に事故があり職務を執行できない場合又は理事長が欠員となった場合には、理事会で定めるところにより、以下の順番でこの法人を代表し、理事長の職務を行う。
① 副理事長（複数の場合は、就任の早い順とし、就任が同時期の場合は、年長である順とする。）
② 専務理事（複数の場合は、就任の早い順とし、就任が同時期の場合は、年長である順とする。）
③ 常務理事（複数の場合は、就任の早い順とし、就任が同時期の場合は、年長である順とする。）
④ 理事であって上記①から③までに該当しない者（複数の場合は、就任の早い順とし、就任が同時期の場合は、年長である順とする。）
４　業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
５　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 27 条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４ 理事又は監事は、第２３条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２ 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（責任の一部免除）
第 30 条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用される第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（責任限定契約）
第 31 条 この法人は、外部役員との間で、前条の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第７章 理事会

（構成）
第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 33 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び業務執行理事並びに副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第 34 条　理事会は、理事長が招集する。
２ 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第２５条第３項を準用する。
３　理事会を招集する者は、理事会の日から１週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
４　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議）
第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録（電子メール含む。）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
２　前項の規定は、第２５条第５項の規定による報告には適用しない。

（議長）
第 38 条　理事会の議長は、理事長とする。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、第２５条第３項を準

用する。

（議事録）
第 39 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 40 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１０条についても適用する。

（解散）
第 41 条　この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）
第 42 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第２０号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 43 条　この法人の公告は、電子公告により行う。
２ 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章　事務局

（設置等）
第 44 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、所要の職員を置く。
３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章　委員会の設置等

（設置等）

第45条　この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、任意の会議体として委員会を設置することができる。

２　前項の委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 12 章　補則

（実施細則）

第 46 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則（２０２６年○月○日評議員会決議）

この定款の一部変更は、２０２６年○月○日から施行する。

（2）財団の組織体制関係資料

理事会、評議員会、基金運営事務局及び運営委員会等の役割について

本基金に基づく助成事業の実施にあたっては、助成が特定企業の利益のためではなく、「国民の知る権利を守る」という公共的目的に資するものであることが大前提である。

そのため、助成の決定に際しては恣意性を排除し、公平性、公正性及び透明性を確保するための制度的な仕組みを整備する必要がある。

この観点から、関係法令に基づき、本事業では、理事会、評議員会、基金運営事務局及び運営委員会の役割を次のように構築することとしている。

１．評議員会の役割

評議員会は、決算の承認、定款の変更、理事・監事の選任等の法人の基本的事項ないし最重要事項に関して決議を行う最高意思決定機関である。そのため、助成の個別案件について審議・決定を行う機関としてではなく、ＮＨＫ財団の運営全体の適正性を監督する機関として位置付けている。

２．理事会の役割

理事会は、ＮＨＫ財団の重要な業務執行を決定する機関であり、本事業では、運営委員会による審査・選考結果について、助成の可否、助成金額等の最終的な承認を行う機関として位置付けている。

３．基金運営事務局の役割

基金運営事務局は、助成事業の事務を行う組織としてＮＨＫ財団に設置し、助成金申請等の受付、助成金申請等内容の確認、審査案の作成、申請事業者からの問い合わせ対応等を行う。

４．運営委員会の役割

運営委員会は、助成事業に関し、申請事業者からの申請内容等審査その他の事項を所掌する会議体として、ＮＨＫ財団に設置する機関である。公平性、公正性及び透明性を担保するための独立した審査機関であり、理事長の諮問に応じ、合議の結果を理事長に答申する。

５．公平性、公正性及び透明性を確保するための事前整備

本事業の運営にあたり、公平性、公正性及び透明性を確保するため、事前に次の事項を整備する。

⑴　運営委員会の位置づけの明確化

運営委員会に関する規程を整備し、委員の選定、必要な専門性、構成に関する考え方を明確にし、利害関係がある場合の決議への関与制限等を定める。

⑵　助成事業の評価基準の明示

整備等の緊急度、財政的評価、受益者の範囲などを評価基準として設定し、恣意性を排除した仕組みを構築する。

⑶　透明性が確保出来るよう、委員会を組織・構成

制度概要や助成の評価基準については、ホームページを通じて公表し、外部からも仕組みの透明性が確認できるようにする。

（3）最新の財務諸表・事業計画

・2024年度決算書

・2024年度事業報告書

・2026年度事業計画・
収支予算

２０２４年度決算書

目　　次

（1）貸借対照表・・・　1

（2）正味財産増減計算書・・・　2

（3）正味財産増減計算書内訳表・・・　4

（4）財務諸表に対する注記・・・　6

（5）附属明細書・・・１０

一般財団法人　ＮＨＫ財団

貸　借　対　照　表

(2025年3月31日現在)

(単位：円)

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ．資産の部			
1．流動資産			
現金預金	3,969,294,503	4,747,457,656	△ 778,163,153
売掛金	1,527,717,115	1,640,529,922	△ 112,812,807
未収金	6,706,340	5,056,515	1,649,825
有価証券	610,000,000	835,000,000	△ 225,000,000
差入保証金	0	29,967,000	△ 29,967,000
製品・商品	866,666	4,755,161	△ 3,888,495
仕掛品	270,642,815	150,751,912	119,890,903
原材料	4,321,945	7,161,507	△ 2,839,562
貯蔵品	1,555,500	1,555,500	0
前払費用	24,796,630	27,028,362	△ 2,231,732
流動資産合計	6,415,901,514	7,449,263,535	△ 1,033,362,021
2．固定資産			
基本財産			
投資有価証券	170,000,000	170,000,000	0
基本財産合計	170,000,000	170,000,000	0
その他の固定資産			
建物	1,746,457	1,886,021	△ 139,564
建物附属設備	105,371,561	139,382,433	△ 34,010,872
機械	5,560,097	9,309,502	△ 3,749,405
器具備品	67,644,794	95,724,892	△ 28,080,098
土地	1,184,964	1,184,964	0
リース資産	7,501,019	2,572,922	4,928,097
ソフトウエア	90,282,925	121,553,131	△ 31,270,206
商標権	796,600	910,400	△ 113,800
投資有価証券	3,319,977,580	2,609,967,780	710,009,800
差入保証金	118,032,259	146,595,857	△ 28,563,598
長期前払費用	2,129,400	4,663,200	△ 2,533,800
破産更生債権等	6,350,897	6,360,901	△ 10,004
貸倒引当金	△ 6,350,897	△ 6,360,901	10,004
その他の固定資産合計	3,720,227,656	3,133,751,102	586,476,554
固定資産合計	3,890,227,656	3,303,751,102	586,476,554
資産合計	10,306,129,170	10,753,014,637	△ 446,885,467
Ⅱ．負債の部			
1．流動負債			
買掛金	804,727,402	940,935,333	△ 136,207,931
リース債務	3,999,495	7,097,960	△ 3,098,465
未払金	164,554,751	174,820,653	△ 10,265,902
未払法人税等	746,400	746,400	0
未払消費税等	39,107,600	27,137,293	11,970,307
前受金	41,122,550	33,135,845	7,986,705
預り金	85,056,410	135,216,901	△ 50,160,491
賞与引当金	246,396,682	262,263,613	△ 15,866,931
資産除去債務	0	6,302,800	△ 6,302,800
流動負債合計	1,385,711,290	1,587,656,798	△ 201,945,508
2．固定負債			
長期リース債務	4,359,160	2,381,300	1,977,860
繰延税金負債	0	18,329,380	△ 18,329,380
退職給付引当金	482,608,821	686,987,013	△ 204,378,192
資産除去債務	58,712,819	58,425,599	287,220
固定負債合計	545,680,800	766,123,292	△ 220,442,492
負債合計	1,931,392,090	2,353,780,090	△ 422,388,000
Ⅲ．正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	170,000,000	170,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(170,000,000)	(170,000,000)	(0)
2．一般正味財産	8,204,737,080	8,229,234,547	△ 24,497,467
一般正味財産合計	8,204,737,080	8,229,234,547	△ 24,497,467
正味財産合計	8,374,737,080	8,399,234,547	△ 24,497,467
負債及び正味財産合計	10,306,129,170	10,753,014,637	△ 446,885,467

正味財産増減計算書

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：円）

科　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ．一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
（１）経常収益			
事業収益	8,516,715,935	10,042,520,820	△ 1,525,804,885
雑収益	19,280,647	20,258,146	△ 977,499
受取利息	14,693,708	7,970,855	6,722,853
雑収益	4,586,939	12,287,291	△ 7,700,352
経常収益計	8,535,996,582	10,062,778,966	△ 1,526,782,384
（２）経常費用			
事業費	7,826,749,032	9,168,500,731	△ 1,341,751,699
給料手当	2,806,020,752	3,080,413,642	△ 274,392,890
臨時雇賃金	3,822,861	8,120,694	△ 4,297,833
賞与引当金繰入	216,932,881	228,264,273	△ 11,331,392
退職給付費用	187,750,693	174,892,863	12,857,830
福利厚生費	487,030,267	566,870,880	△ 79,840,613
会議費	2,377,069	2,873,359	△ 496,290
旅費交通費	208,695,744	294,871,945	△ 86,176,201
通信運搬費	165,559,228	170,932,155	△ 5,372,927
減価償却費	65,427,813	115,985,027	△ 50,557,214
消耗品費	17,916,035	37,905,000	△ 19,988,965
修繕費	105,862,929	142,732,647	△ 36,869,718
印刷製本費	224,485,897	227,193,269	△ 2,707,372
光熱水料費	4,776,597	5,873,768	△ 1,097,171
地代家賃	92,944,665	125,810,924	△ 32,866,259
保険料	784,729	7,048,241	△ 6,263,512
租税公課	2,612,373	1,830,123	782,250
委託費	1,517,118,031	1,749,617,170	△ 232,499,139
編集制作費	1,436,925,598	1,924,963,181	△ 488,037,583
材料費	37,014,276	48,159,948	△ 11,145,672
権利使用料	59,521,190	60,387,171	△ 865,981
保管料	13,326,807	14,185,176	△ 858,369
支払手数料	22,162,611	26,308,437	△ 4,145,826
販売促進費	2,499,612	5,403,878	△ 2,904,266
支払リース料	67,834,763	55,844,866	11,989,897
交際費	2,529,519	2,381,657	147,862
周知広報費	6,908,180	6,311,236	596,944
支払助成金	12,400,000	10,400,000	2,000,000
支払寄付金	50,190,000	51,005,395	△ 815,395
貸倒引当金繰入	△ 10,004	△ 18,456	8,452
雑費	5,327,916	21,932,262	△ 16,604,346

科　目	当年度	前年度	増　減
管理費	729,974,311	739,574,842	△ 9,600,531
役員報酬	58,995,800	38,345,162	20,650,638
給料手当	234,456,399	283,697,280	△ 49,240,881
臨時雇賃金	0	77,968	△ 77,968
賞与引当金繰入	25,416,139	31,199,351	△ 5,783,212
退職給付費用	34,471,207	18,574,196	15,897,011
福利厚生費	65,108,901	57,533,878	7,575,023
会議費	78,514	10,956	67,558
旅費交通費	5,677,941	6,683,415	△ 1,005,474
通信運搬費	6,023,621	6,297,994	△ 274,373
減価償却費	33,178,420	29,234,246	3,944,174
消耗品費	2,214,879	2,298,059	△ 83,180
修繕費	34,060,169	29,007,432	5,052,737
印刷製本費	3,807,169	5,033,559	△ 1,226,390
光熱水料費	2,665,280	3,942,942	△ 1,277,662
地代家賃	71,643,515	91,032,318	△ 19,388,803
保険料	6,392,370	7,933,427	△ 1,541,057
租税公課	32,204,063	12,508,991	19,695,072
委託費	98,066,944	88,768,017	9,298,927
支払リース料	1,488,561	4,913,537	△ 3,424,976
交際費	714,761	805,870	△ 91,109
周知広報費	184,284	187,455	△ 3,171
支払寄付金	3,305,000	4,014,546	△ 709,546
雑費	9,820,374	17,474,243	△ 7,653,869
経常費用計	8,556,723,343	9,908,075,573	△ 1,351,352,230
当期経常増減額	△ 20,726,761	154,703,393	△ 175,430,154
２．経常外増減の部			
（１）経常外収益			
固定資産売却益	7,804	0	7,804
経常外収益計	7,804	0	7,804
（２）経常外費用			
固定資産除売却損	18,045,534	4,676,000	13,369,534
雑損失	3,315,956	0	3,315,956
経常外費用計	21,361,490	4,676,000	16,685,490
当期経常外増減額	△ 21,353,686	△ 4,676,000	△ 16,677,686
税引前当期一般正味財産増減額	△ 42,080,447	150,027,393	△ 192,107,840
法人税、住民税及び事業税	746,400	746,400	0
法人税等調整額	△ 18,329,380	18,329,380	△ 36,658,760
当期一般正味財産増減額	△ 24,497,467	130,951,613	△ 155,449,080
一般正味財産期首残高	8,229,234,547	4,522,533,572	3,706,700,975
合併による一般正味財産増加額	0	3,575,749,362	△ 3,575,749,362
一般正味財産期末残高	8,204,737,080	8,229,234,547	△ 24,497,467
Ⅱ．指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	170,000,000	0	170,000,000
合併による指定正味財産増加額	0	170,000,000	△ 170,000,000
指定正味財産期末残高	170,000,000	170,000,000	0
Ⅲ．正味財産期末残高	8,374,737,080	8,399,234,547	△ 24,497,467

正味財産増減計算書内訳表

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：円）

科　目	実施事業等会計							その他会計	法人会計	内部取引等消去	合　計
	継１	継２	継３	継４	継５	寄１	小　計	公共メディアの普及・発展に資する事業及び社会貢献事業			
	社会奉仕業務	国際版番組ﾗｲﾌﾞﾗﾘｰ自主整備事業	研究開発事業	放送界の人材育成事業	ことばセミナー・講座等事業	公益財団法人 ＮＨＫ交響楽団への寄附					
Ⅰ．一般正味財産増減の部											
１．経常増減の部											
（１）経常収益											
事業収益	2,560,000	0	55,186,043	39,204,416	3,321,082	0	100,271,541	8,416,444,394	0	0	8,516,715,935
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	19,280,647	0	19,280,647
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	14,693,708	0	14,693,708
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	4,586,939	0	4,586,939
経常収益計	2,560,000	0	55,186,043	39,204,416	3,321,082	0	100,271,541	8,416,444,394	19,280,647	0	8,535,996,582
（２）経常費用											
事業費	66,662,515	20,431,309	88,649,820	63,972,236	3,850,614	50,000,110	293,566,604	7,533,182,428	0	0	7,826,749,032
給料手当	16,790,290	1,778,864	30,359,121	31,785,278	1,286,802	0	82,000,355	2,724,020,397	0	0	2,806,020,752
臨時雇賃金	23,966	0	0	0	0	0	23,966	3,798,895	0	0	3,822,861
賞与引当金繰入	2,102,414	321,691	1,664,466	2,943,601	35,958	0	7,068,130	209,864,751	0	0	216,932,881
退職給付費用	2,589,600	177,330	1,907,721	1,968,053	20,746	0	6,663,450	181,087,243	0	0	187,750,693
福利厚生費	3,205,194	347,722	4,605,422	5,907,539	267,885	0	14,333,762	472,696,505	0	0	487,030,267
会議費	11,374	0	304	7,200	0	0	18,878	2,358,191	0	0	2,377,069
旅費交通費	394,547	21,568	4,920,094	1,213,256	70,053	0	6,619,518	202,076,226	0	0	208,695,744
通信運搬費	6,381,185	0	10,622,499	109,493	0	110	17,113,287	148,445,941	0	0	165,559,228
減価償却費	0	0	5,097,553	597,115	0	0	5,694,668	59,733,145	0	0	65,427,813
消耗品費	8,451	0	464,009	63,635	0	0	536,095	17,379,940	0	0	17,916,035
修繕費	114,466	0	265,411	2,860,554	1,370,580	0	4,611,011	101,251,918	0	0	105,862,929
印刷製本費	8,284,361	0	37,162	2,500	0	0	8,324,023	216,161,874	0	0	224,485,897
光熱水料費	63,080	17,793	90,937	476,233	10,098	0	658,141	4,118,456	0	0	4,776,597
地代家賃	1,963,511	281,966	3,083,758	8,037,750	177,905	0	13,544,890	79,399,775	0	0	92,944,665
保険料	0	0	0	0	0	0	0	784,729	0	0	784,729
租税公課	600	20,000	826,876	400	200	0	848,076	1,764,297	0	0	2,612,373
委託費	4,815,531	17,201,975	6,242,549	981,769	0	0	29,241,824	1,487,876,207	0	0	1,517,118,031
編集制作費	7,137,189	262,400	0	4,968,345	550,348	0	12,918,282	1,424,007,316	0	0	1,436,925,598
材料費	0	0	0	0	0	0	0	37,014,276	0	0	37,014,276
権利使用料	0	0	0	0	0	0	0	59,521,190	0	0	59,521,190
保管料	0	0	0	0	0	0	0	13,326,807	0	0	13,326,807
支払手数料	0	0	591,458	564,151	0	0	1,155,609	21,007,002	0	0	22,162,611
販売促進費	0	0	0	0	0	0	0	2,499,612	0	0	2,499,612
支払リース料	0	0	17,844,706	963,024	60,039	0	18,867,769	48,966,994	0	0	67,834,763
交際費	7,278	0	0	0	0	0	7,278	2,522,241	0	0	2,529,519
周知広報費	269,478	0	0	0	0	0	269,478	6,638,702	0	0	6,908,180
支払助成金	12,400,000	0	0	0	0	0	12,400,000	0	0	0	12,400,000
支払寄付金	50,000	0	0	0	0	50,000,000	50,050,000	140,000	0	0	50,190,000
貸倒引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	△ 10,004	0	0	△ 10,004
雑費	50,000	0	25,774	522,340	0	0	598,114	4,729,802	0	0	5,327,916

37

科　目	実施事業等会計							その他会計	法人会計	内部取引等消去	合　計
	継１	継２	継３	継４	継５	寄１	小　計	公共メディアの普及・発展に資する事業及び社会貢献事業			
	社会奉仕業務	国際版番組ﾗｲﾌﾞﾗﾘｰ自主整備事業	研究開発事業	放送界の人材育成事業	ことばセミナー・講座等事業	公益財団法人 ＮＨＫ交響楽団への寄附					
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	729,974,311	0	729,974,311
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	58,995,800	0	58,995,800
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	234,456,399	0	234,456,399
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	0	25,416,139	0	25,416,139
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	34,471,207	0	34,471,207
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	65,108,901	0	65,108,901
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	78,514	0	78,514
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	5,677,941	0	5,677,941
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	6,023,621	0	6,023,621
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	33,178,420	0	33,178,420
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	2,214,879	0	2,214,879
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	34,060,169	0	34,060,169
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	3,807,169	0	3,807,169
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0	2,665,280	0	2,665,280
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	71,643,515	0	71,643,515
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	6,392,370	0	6,392,370
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	32,204,063	0	32,204,063
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	98,066,944	0	98,066,944
支払リース料	0	0	0	0	0	0	0	0	1,488,561	0	1,488,561
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	714,761	0	714,761
周知広報費	0	0	0	0	0	0	0	0	184,284	0	184,284
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	3,305,000	0	3,305,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	9,820,374	0	9,820,374
経常費用計	66,662,515	20,431,309	88,649,820	63,972,236	3,850,614	50,000,110	293,566,604	7,533,182,428	729,974,311	0	8,556,723,343
当期経常増減額	△ 64,102,515	△ 20,431,309	△ 33,463,777	△ 24,767,820	△ 529,532	△ 50,000,110	△ 193,295,063	883,261,966	△ 710,693,664	0	△ 20,726,761
２．経常外増減の部											
（１）経常外収益											
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	7,804	0	7,804
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	7,804	0	7,804
（２）経常外費用											
固定資産除売却損	0	0	4	0	0	0	4	3,202,825	14,842,705	0	18,045,534
雑損失	0	0	0	0	0	0	0	0	3,315,956		3,315,956
経常外費用計	0	0	4	0	0	0	4	3,202,825	18,158,661	0	21,361,490
当期経常外増減額	0	0	△ 4	0	0	0	△ 4	△ 3,202,825	△ 18,150,857	0	△ 21,353,686
税引前当期一般正味財産増減額	△ 64,102,515	△ 20,431,309	△ 33,463,781	△ 24,767,820	△ 529,532	△ 50,000,110	△ 193,295,067	880,059,141	△ 728,844,521	0	△ 42,080,447
法人税、住民税及び事業税									746,400	0	746,400
法人税等調整額									△ 18,329,380		△ 18,329,380
当期一般正味財産増減額	△ 64,102,515	△ 20,431,309	△ 33,463,781	△ 24,767,820	△ 529,532	△ 50,000,110	△ 193,295,067	880,059,141	△ 711,261,541	0	△ 24,497,467
一般正味財産期首残高											8,229,234,547
一般正味財産期末残高											8,204,737,080
Ⅱ．指定正味財産増減の部											
当期指定正味財産増減額											0
指定正味財産期首残高											170,000,000
合併による指定正味財産増加額											0
指定正味財産期末残高											170,000,000
Ⅲ．正味財産期末残高											8,374,737,080

38

財務諸表に対する注記

１．重要な会計方針

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　・・・ 償却原価法（定額法）によっている。

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び原材料　・・・　最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品及び貯蔵品　・・・　個別法による原価法

（３）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）・・・定率法、ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用している。

無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

リース資産　・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（４）引当金の計上基準

賞与引当金　・・・職員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

貸倒引当金　・・・破産更生債権等については、個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

（５）税効果会計の適用について

税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

（６）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

（７）資産除去債務

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

オフィスの賃貸借契約に付されている原状回復義務に関して、資産除去債務を計上している。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各オフィスビルの残存耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を算定している。

オフィス名	残存耐用年数	割引率
世田谷ビジネススクエアタワー	21年	0.4916%
日本会館ビル	14年	0.2530%

③当該資産除去債務の総額の増減

（単位：円）

期首残高	64,728,399
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
時の経過による調整額	289,878
資産除去債務の履行による減少額	6,305,458
期末残高	58,712,819

２．基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	170,000,000	0	0	170,000,000
合　　計	170,000,000	0	0	170,000,000

３．基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、以下のとおりである。

（単位：円）

科　　目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
投資有価証券	170,000,000	(170,000,000)	(0)	(0)
合　　計	170,000,000	(170,000,000)	(0)	(0)

４．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

科　　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	16,235,036	14,488,579	1,746,457
建物附属設備	152,406,087	47,034,526	105,371,561
機械	302,609,973	297,049,876	5,560,097
器具備品	409,180,728	341,535,934	67,644,794
ソフトウエア	234,783,031	144,500,106	90,282,925
合　　計	1,115,214,855	844,609,021	270,605,834

５．保証債務等の偶発債務

該当はない。

６．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	帳簿価額	時　　価	評価損益
流動資産			
ソフトバンクグループ㈱第55回無担保普通社債	30,000,000	30,009,000	9,000
愛知県平成27年度第7回公募公債	50,000,000	50,005,250	5,250
三井住友信託銀行㈱第17回債	100,000,000	99,650,000	△ 350,000
ＮＴＴファイナンス㈱第16回無担保社債	100,000,000	99,580,000	△ 420,000
㈱セブン＆アイ・ホールディングス第14回無担保社債	100,000,000	99,449,600	△ 550,400
三井住友トラスト･ＨＤ㈱第３回任意償還条項付無担保社債	10,000,000	9,953,000	△ 47,000
オリックス銀行㈱第１回無担保社債	100,000,000	99,310,000	△ 690,000
愛知県平成27年度第19回公募公債	20,000,000	19,874,000	△ 126,000
第82回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,370,000	△ 630,000
小　　計	610,000,000	607,200,850	△ 2,799,150

（単位：円）

科　　目	帳簿価額	時　　価	評価損益
その他の固定資産			
愛知県平成28年度第４回公募公債	50,000,000	49,573,550	△ 426,450
野村ホールディングス㈱第３回無担保社債	100,000,000	98,860,000	△ 1,140,000
愛知県平成28年度第11回公募公債	100,000,000	98,700,000	△ 1,300,000
三井住友海上火災保険㈱第７回無担保社債	100,000,000	98,507,800	△ 1,492,200
MS&ADｲﾝｼｭｱﾗﾝｽｸﾞﾙｰﾌﾟＨＤ㈱第３回無担保社債（劣後特約付）	40,000,000	39,716,000	△ 284,000
三菱地所㈱第138回無担保社債	100,000,000	98,380,000	△ 1,620,000
㈱クボタ第14回無担保社債	99,977,580	98,260,000	△ 1,717,580
三井不動産㈱第79回無担保社債	100,000,000	98,331,700	△ 1,668,300
西日本高速道路㈱第73回社債	100,000,000	98,450,000	△ 1,550,000
森ヒルズリート投資法人第20回無担保投資法人債	100,000,000	99,530,000	△ 470,000
ソニーグループ㈱第38回無担保社債	100,000,000	98,253,600	△ 1,746,400
NIPPONEXPRESSホールディングス㈱第１回無担保社債	100,000,000	97,400,000	△ 2,600,000
三菱電機㈱第47回無担保社債	100,000,000	97,440,000	△ 2,560,000
第192回都市再生機構債券	100,000,000	97,568,300	△ 2,431,700
住友不動産㈱第115回無担保社債	100,000,000	97,528,600	△ 2,471,400
㈱日本政策投資銀行第181回無担保社債	100,000,000	96,820,000	△ 3,180,000
三井住友信託銀行㈱第28回無担保社債	100,000,000	97,190,000	△ 2,810,000
伊藤忠商事㈱第79回無担保社債	100,000,000	97,050,000	△ 2,950,000
中日本高速道路㈱第104回社債	100,000,000	97,530,000	△ 2,470,000
第78回国際協力機構債券	100,000,000	96,792,700	△ 3,207,300
西日本高速道路㈱第85回社債	100,000,000	97,430,000	△ 2,570,000
首都高速道路㈱第33回社債	100,000,000	97,590,500	△ 2,409,500
中部国際空港㈱第12回社債（一般担保付）	100,000,000	97,300,500	△ 2,699,500
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱第15回無担保社債	100,000,000	97,270,000	△ 2,730,000
中日本高速道路㈱第108回社債	100,000,000	97,490,000	△ 2,510,000
首都高速道路㈱第34回社債	100,000,000	97,760,000	△ 2,240,000
東邦瓦斯㈱第48回無担保社債	100,000,000	97,250,000	△ 2,750,000
トヨタファイナンス㈱第105回無担保社債	100,000,000	97,290,000	△ 2,710,000
三井住友信託銀行㈱第31回無担保社債	100,000,000	97,610,000	△ 2,390,000
オリックス銀行㈱第5回無担保社債	100,000,000	97,760,000	△ 2,240,000
日清食品HD㈱第1回無担保社債	100,000,000	97,780,000	△ 2,220,000
西日本高速道路㈱第97回社債	100,000,000	97,720,000	△ 2,280,000
㈱日本政策投資銀行第192回無担保社債	100,000,000	97,570,000	△ 2,430,000
ホンダファイナンス㈱第91回無担保社債	100,000,000	96,890,000	△ 3,110,000
ＫＤＤＩ㈱第37回無担保社債	100,000,000	98,340,000	△ 1,660,000
ＮＴＴファイナンス㈱第36回無担保社債	100,000,000	97,660,000	△ 2,340,000
小　　計	3,489,977,580	3,412,593,250	△ 77,384,330
合　　計	4,099,977,580	4,019,794,100	△ 80,183,480

７．実施事業資産

実施事業資産は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	金　　額
その他の固定資産	
機械	541,264
器具備品	4,571,771
ソフトウエア	1,228,705

８．その他

（１）退職給付関係

①採用している退職給付制度の概要

合併により複数の退職給付制度がある。退職一時金制度及び確定給付型、確定拠出型の企業年金制度を設けている。

②退職給付債務及びその内訳

（単位：円）

①退職給付債務	△ 1,871,451,673
②年金資産	1,388,842,852
③退職給付引当金	△ 482,608,821

③退職給付費用に関する事項

（単位：円）

①勤務費用	△ 222,221,900
②退職給付費用	△ 222,221,900

このうち確定拠出型に係る費用は、54,331,000円である。

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額及び企業年金制度における年金財政計算上の数理債務を基礎に計算している。

（２）所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

リース資産の内容

その他の固定資産

パソコンほかである。

（３）税効果会計関係

①繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

（単位：円）

繰延税金資産	
賞与引当金	81,748,016
未払社会保険料	13,235,074
未払事業所税	3,658,298
退職給付引当金	163,766,926
個別貸倒引当金	1,172,545
電話加入権	4,786,693
資産除去債務	21,763,041
繰越欠損金	87,656,115
その他	2,332,175
繰延税金資産小計	380,118,883
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 87,656,115
一時差異等評価性引当額	△ 274,074,902
繰延税金資産合計	18,387,866
繰延税金負債	
建物附属設備（資産除去債務）	17,079,216
その他	1,308,650
繰延税金負債合計	18,387,866
繰延税金資産の純額	0

②法人税法上の非収益事業と収益事業の区分

（単位：円）

項　　目	非収益事業	収益事業	合　計
税引前当期一般正味財産増減額　(A)	△ 111,427,177	69,346,730	△ 42,080,447
法人税、住民税及び事業税　(B)		746,400	746,400
法人税等調整額　(C)		△ 18,329,380	△ 18,329,380
当期一般正味財産増減額 (A)-(B)-(C)	△ 111,427,177	86,929,710	△ 24,497,467

附　属　明　細　書

１．基本財産の明細

「財務諸表に対する注記」の２に記載している。

２．引当金の明細

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	6,360,901			10,004	6,350,897
賞与引当金	262,263,613	246,396,682	262,263,613		246,396,682
退職給付引当金	686,987,013	171,138,531	347,077,637	28,439,086	482,608,821

（注）

１.貸倒引当金の当期減少額（その他）は、対象となる債権の回収による取崩額である。

２.退職給付引当金の目的使用以外の理由による減少額は、年金掛金の拠出額である。

監 査 報 告 書

２０２５年6月5日

一般財団法人　NHK 財団
理事長　　田 中 宏 暁　殿

一般財団法人 NHK 財団

監事　　浜　村　和　則

監事　　浦　田　典　明

私たち監事は、一般財団法人 NHK 財団の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの事業年度における業務及び会計の監査を行い、次のとおり報告します。

１．　監査の方法

（１）業務監査について、理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事及び職員から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを実施して業務報告の内容を検討しました。

（２）会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを実施して計算書類の妥当性を検討しました。

２．　監査意見

（１）事業報告書の内容は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示していると認めます。

（２）貸借対照表、正味財産増減計算書及び付属明細書は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認めます。

（３）公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、当法人の公益目的支出計画の実施状況を正しく示していると認めます。

（４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

独立監査人の監査報告書

２０２５年6月４日

一般財団法人ＮＨＫ財団
理事長　田中　宏曉　殿

EY新日本 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤陽子

監査意見

当監査法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９９条において準用する同法第１２４条第２項第１号の規定に基づく監査に準じて、一般財団法人ＮＨＫ財団の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの２０２４年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドライン第８章第１節第３の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

自　２０２４年4月　１日
至　２０２５年3月３１日

２０２４年度　事業報告書

一般財団法人ＮＨＫ財団

目　　次

2024年度の概要 ……1

1　2024年度に取り組んだ重点事業 ……3
（1）社会貢献事業 ……3
（2）広報・広聴事業 ……4
（3）国際事業 ……7
（4）技術事業 ……9
（5）研修事業 ……10
（6）公益目的支出計画 ……11

2　経営基盤の強化 ……13
（1）効率的・効果的な事業運営 ……13
（2）人材育成 ……14
（3）職場環境の整備・働き方改革 ……14

3　ガバナンス・コンプライアンスの強化 ……15

4　その他……17
（1）評議員・評議員会 ……17
（2）理事・監事・理事会 ……19
（3）2024年度末職員数 ……22

5　業務の適正を確保するための体制 ……22
内部統制の整備状況 ……22
内部統制の運用状況概要 ……25
内部統制の評価 ……27

２０２４年度の概要

統合・合併２年目のＮＨＫ財団は、ＮＨＫグループの社会貢献事業推進の中核を担う財団として、社会のために役立つ事業の一層の進化と持続可能な経営基盤の構築に向けて、「挑戦と改革」の取り組みを強化しました。

合併の効果として、一つの財団の中にある多様な専門性を相互に連携させ、シナジー効果を発揮することで、社会貢献事業を、新たに開発したり、より効果的・効率的に実施できるケースも増えています。

８Ｋ超高精細映像とＡＩ音声合成という最先端の技術を組み合わせた「デジタルミュージアム」の教育現場での活用、防災のノウハウを新しい形で展開する「防災ワークショップ～災害からペットを守る」、国際と技術と研修が緊密に連携して実施する「海外公共放送局支援」、「新・介護百人一首」のＡＩ音声合成での紹介等のユニバーサルサービスの試み等、シナジーは着実に成果に繋がってきています。

そして、２０２５年１０月からのＮＨＫのインターネット配信業務の必須業務化を見据えつつ、偽・誤情報等の深刻な課題が指摘される中、「情報空間の健全性」「情報リテラシーの向上」への貢献を最重要の役割と位置づけ、プロジェクトで取り組みに着手しました。柱の一つとなる「インフォメーション・ヘルスＡＷＡＲＤ」事業は、「情報的健康」のためのアイデアをより多くの方から応募いただき、社会実装につなげる支援を進めるとともに、シンポジウム等を開催して、アテンション・エコノミー等の課題を考える機会を創りました。

財団が一体感をもって挑戦し、取り組むことが、新しい価値を生んでいます。

持続可能な財団の基盤を作っていくため、組織横断の「統合・第２フェーズプロジェクト」においては、統合後の残された課題や新たな課題の解決に向けて真摯に検討し、成果を事業運営に反映させました。その一つとして、新たに「営業推進チーム」を設置し、財団にふさわしい事業を積極的に開拓・展開し収入確保につなげる取り組みを始めました。

信頼される財団であり続けるために、「倫理・行動憲章」の順守や各種の研修等によりコンプライアンスの徹底を図りました。「物品等適正管理改革プロジェクト」を設置し、物品の購入・管理・廃棄のリスク洗い出しと解決の取り組みを開始しました。財団の多岐にわたる業務のプロセスごとのリスクを見える化し未然防止につなげる新たな仕組みの導入、内部監査の指摘事項の組織全体での共有と改善への活用、経理部門による月次ベース収支報告による課題の早期把握と対応等、ガバナンス強化に向けた改革の取り組みを進めました。

子法人ＮＨＫ交響楽団のガバナンス向上のため、リスクマネジメントの各種勉強会への参加や課題解決に向けた助言等、積極的に支援にあたりました。

２０２４年度の決算は、一丸となって、収入確保に取り組みつつ、物件費等の抑制を図った結果、正味財産を計画的に充てる公益目的支出を含めて、事業計画で２億６２００万円の赤字としていたのに対し、２４００万円の赤字となりました。

１．２０２４年度に取り組んだ重点事業

（１）社会貢献事業

各事業本部の連携を図り、「情報空間の健全性」に資する事業をすすめるとともに、シナジーを生かした新規事業の開拓や営業推進等に取り組みました。

○「情報空間の健全性」に関して、２０２３年に自主事業としてスタートさせた「インフォメーション・ヘルスＡＷＡＲＤ」の第２回を実施しました。アイデア部門に加えて、社会実装部門を新設し、高校や大学等への働きかけ等、取り組みの周知に力を入れ、多くの応募をいただいた中から、グランプリを決定しました。１２月に表彰式と情報空間の健全性等をテーマにシンポジウムを開催し、その動画を専用サイトで一般公開しました。財団のＷＥＢサイト「ステラｎｅｔ」で、関連記事を集中掲載するなど、「情報的健康」等についての関心を高める取り組みに注力しました。第１回のグランプリ作品「心組成計」のトライアルに取り組んでいるほか、優秀作品「フェイクニュースを身近に感じるワークショップ」の実装化に向けたトライアルも開始しました。

○新設した「情報リテラシープロジェクト」では、財団内、ＮＨＫやＮＨＫ関連団体、外部の団体や研究者等とのネットワークの構築や新規事業展開に向けた働きかけ等に努めました。

○新規事業として、オンライン国際教育プラットフォーム「ＪＶ―Ｃａｍｐｕｓ」業務を開拓し、１４０本のＮＨＫ番組の動画の提供業務を実施しました。

○「防災ワークショップ」のノウハウを生かして、公益財団法人日本動物愛護協会の主催事業として新規開発したワークショップ「災害からペットを守る」を、１０月に東京都世田谷区、２月に茨城県つくば市で開催し、大規模災害時にペットの飼育環境をどう維持するかなど、日頃の備えについて考える防災の取り組みとして好評を得ました。

○自主事業として開発した「災害の記憶デジタルミュージアム」を活用した防災啓発活動として、広島市で開催された「防災・自主避難のすすめセミナー」に８Ｋ超高精細映像（以下、８Ｋ）技術を使ってデジタル化された災害絵図等を展示し、実体験を通して参加者に災害史料の活用価値を紹介しました。また、２月にはこのデジタル化された災害史料を用いて東京都中央区の小学校で５年生を対象に出前授業も行いました。

○流通経済大学と連携して、障害のあるアーティストの絵画等を通じて、学生が学び、地域の人々とつながる「であうアート展」を茨城県龍ヶ崎市、千葉県松戸市、岩手県釜石市、仙台市等で実施しました。

○ことばコミュニケーションセンターでは、「命を守る“防災の呼びかけ”ワークショップ」を１１月茨城県つくば市で茨城県旅館業組合会員を対象に行ったほか、

同月ＮＨＫ佐賀放送局でＣＡＴＶとコミュニティＦＭ局に、１２月ＮＨＫ沖縄放送局で郵便局長等を対象に開催しました。防災意識の向上に寄与するとともに、ＮＨＫの地域放送局の受信料制度理解促進活動にも貢献しました。

○「ＮＨＫやさしいことばニュース」の制作が本格的に始まり、職員と専門委員あわせて６人が、通常のニュースを在留外国人等にもわかりやすいことばに書き換える作業で制作に協力しました。新聞各社やＳＮＳでＮＨＫの新たな取り組みとして紹介され、好評を得ました。

○新規事業の開拓に向けて、財団内に「営業推進チーム」を新設し、財団の知見と技術を生かした事業の開発の取り組みを始めました。

（２）広報・広聴事業

放送だけでは届かない層にイベント、ワークショップ、セミナー、刊行物、デジタル（ＷＥＢ）、公開施設での展開等のさまざまなルートを駆使して広報活動を行いました。また、視聴者のみなさまからの声に耳を傾け、ＮＨＫの番組やサービスの質の向上等のために意見や要望を最大限活用する広聴活動に取り組みました。

〈広報プロモーション事業〉

○「パリ　オリンピック２０２４」では、視聴者のみなさまの関心に即座に対応するため、日本時間深夜・早朝に行われた競技の印象的なシーンを伝えるＸ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）広告を１６日間発信。気になった競技をすぐに見られる「ＮＨＫプラス」への誘導を図りました。

○「第７５回ＮＨＫ紅白歌合戦」では、若年層が多く集まる渋谷駅前商業施設でＰＲイベントを実施し、日常的にＮＨＫへの接触が少ない視聴者層に向けた、ＮＨＫコンテンツへの接点を設ける活動として役割を果たしました。

○大河ドラマ「べらぼう～蔦重栄華乃夢噺～」は、１月の放送開始に向けて、正月を意識したおみくじ付きステッカーを開発、配布したことにより、ＳＮＳ上で話題となり、これまでの大河ドラマファン層とは違う新しい層を掘り起こすことにつながりました。

○連続テレビ小説と大河ドラマでは、ドラマゆかりの自治体や公共性の高い団体からの要請を受け、展示やトークショーを数多く実施しました。展示の来場者数は「虎に翼」で７万８０００人、「光る君へ」で１３万７０００人、「べらぼう」で２万４０００人となりました。ドラマの出演者を招いた「光る君へ」のトークショーを岩手県奥州市、滋賀県大津市で実施し、いずれも定員を超える応募があり、盛況のうちに終えました。また、財団の自主事業として「平安貴族の暮らしと文化展」を企画し、全国４会場で開催しました。

○自治体等と連携した印刷物の作成では、ポスター、パンフレット等、地元の要望にきめ細かく応えました。「虎に翼」では、明治大学から１３万部の冊子、「おむすび」では福岡県糸島市、日本栄養士会から合計４５００部のポスターを受注・納品しました。また 大河ドラマでは「光る君へ」で京都府宇治市、大津市、福井県敦賀市からポスター５００部、冊子２０万部を、「べらぼう」では静岡県牧之原市、福島県白河市、東京都台東区、中央区からポスター５２００部、冊子４３万部を超える印刷物を納品し、ドラマのＰＲと地域振興に貢献しました

○地域の文化拠点である美術館や百貨店等を巡回する文化事業の企画制作を行い、地域文化の振興に寄与しました。２０１７年度から継続して好評を得ている「ＭＩＮＩＡＴＵＲＥ ＬＩＦＥ展 田中達也 見立ての世界」、大河ドラマ「光る君へ」にもつながる「草乃しずか 日本刺繍 源氏物語を花で装う」を全国あわせて８会場で実施し、３１万８７４５人の来場者がありました。２０２５年度から２６年度にかけて、「やなせたかし展 人生はよろこばせごっこ」の全国８会場での実施に向けて、協賛の呼びかけも含めて準備を進めました。

○情報が氾濫する現代に、小学生を対象に、その読み解きや発信の仕方を学ぶ「つながる！ＮＨＫ メディア・リテラシー教室」について、受託業務として１０回実施し、オンラインで全国の参加校をつなぎ、小学校４５校、延べ２０００人に参加してもらいました。情報にはいろいろなとらえ方や意見の違いがあること、相手に不快な思いや誤解を与えないような情報の伝え方に気をつけなくてはいけないこと等を学べる貴重な機会だったと、学校や参加した児童からも大変好評でした。

○メディア・リテラシーについて、楽しみながら一緒に学んでもらうツールとして独自に開発した「メディア・リテラシーかるた」を、希望する学校や教育関係者、個人に、これまでおよそ１２００セットを頒布しました。幅広い層に向けた独自のメディア・リテラシー事業の開発をめざして、文化施設や教育機関等との連携を図りつつ、「かるた」の普及や効果的な活用方法について検討を進めました。

○財団の主催事業として４年目を迎えた「新・介護百人一首」は、福祉分野の社会貢献事業として定着し、厚生労働省、ＮＨＫの後援を受け、過去最多の６団体から企画協力、協賛の支援を受けました。１５歳から１００歳までの５７８３人、１万２４４０首が寄せられました。入選作品集を２万６０００部発行し全国に頒布するとともに、ＮＨＫ厚生文化事業団やＮＨＫ学園との連携強化を図りつつ、作品のパネル展等を開催するなど、事業の一層の周知・普及に取り組みました。ＮＨＫラジオで関連企画が２回放送されるなど作品の多様な活用が図られました。

○「ワンワンとあそぼうショー」をはじめファミリー層に向けたイベントを全国４０会場で実施、延べ６万人に参加していただきました。全国各地の子どもたちがＮＨＫの人気キャラクターと直接ふれあえる場として大変好評でした。

○財団が運営するＷＥＢサイト「ステラｎｅｔ」は、２０２４年7月と9月に月間ＰＶが３００万を超えるなど、存在感を高めつつあります。月刊誌『ＮＨＫラジオ深夜便』の販売増加につなげるため、記事から財団ホームページへの回遊性を高める改善を行いました。「財団のカタログ」の役割を担うサイトとして、財団の事業について職員がまとめる記事を月間平均１０本程度掲載しました。記事がきっかけとなって、自主事業「平安貴族の暮らしと文化展」の三重県での開催につながるなど、営業活動に生かすケースが増えています。

○ＮＨＫ交響楽団への広報業務を支援し、２０２６年のＮ響創設１００年に向けて、より積極的な周知活動に協力しました。

〈広報コンテンツ事業〉

○月刊誌『ＮＨＫラジオ深夜便』を年１２本（計１３６万５０００部）編集・発行しました。

○ＮＨＫ語学番組と連動する月刊の音声テキスト（ＣＤ）を英語６講座、計１７万４０００部発行しました。ＣＤ音源は「ＮＨＫ財団ダウンロードストア」やＮＨＫ出版のサイト等で配信し、ＮＨＫコンテンツの展開につながりました。なお、語学ＣＤは２０２５年3月号をもって発行を終了しました。

○教科書会社からの依頼を受け、「中学校国語」の音声・映像コンテンツを制作・納品しました。

○ラジオ体操や落語等のＮＨＫ音源を、「ＮＨＫ財団ダウンロードストア」で配信したほか、レコード会社等に提供しました（「第９１回ＮＨＫ全国学校音楽コンクール 全国コンクール」等）。

○ＮＨＫラジオ第１「ラジオ深夜便」に「深夜便のうた」６曲を制作・納品し、ＣＤ化しました。

〈視聴者サービス事業〉

○運営管理を担ったＮＨＫプラスクロスＳＨＩＢＵＹＡでは、「連続テレビ小説」広報展示や、「パリ　オリンピック　パラリンピック２０２４」のパブリックビューイング等を実施し、幅広い年代の視聴者のみなさまに番組の魅力やＮＨＫの取り組みを伝えました。９月１６日に運営を終了しましたが、入場者数は、１２万８３９１人で、２０１９年の開場から累計で１００万人を

超えました。

○運営管理を担うＮＨＫホールでは、「うたコン」「第７５回ＮＨＫ紅白歌合戦」「放送１００年超体験ＮＨＫフェス」等のＮＨＫ公開番組やイベント、国内外の多様なアーティストによるコンサートが実施されました。館内照明のＬＥＤ化や客席内映像プロジェクター等の老朽化した設備の更新を行いました。ＮＨＫ交響楽団のゲネプロ公開で、聴覚に障害のある方のための鑑賞サポートサービスを５回実施しました。年間入場者数は５７万６３６１人となりました。

○運営管理を担うＮＨＫ放送博物館では、「放送１００年」として、放送の歴史を紹介してきた展示に加えて、近年相次ぐ災害への取り組みを伝える展示を設けました。また、１００年前の鉱石ラジオと同じ仕組みの“電池の要らない”ラジオの工作・試聴イベントや映像機材の大規模展示会への出展等で、放送１００年を周知しました。展示・収蔵品に関心が集まり、ＮＨＫの番組や外部からの撮影・取材依頼等は４０件程にのぼりました。年間入館者数は目標の１０万人を超えました。

〈視聴者の意向集約・理解促進事業〉

○視聴者対応業務について、視聴者のみなさまとＮＨＫをつなぐ回路の役割を強化しました。ふれあいセンター（放送）では、寄せられる声への対応が「電話からメールへ」変化していく傾向を踏まえ、両業務に臨機応変に対応できるマルチスキルのスタッフの育成を進め、メール業務が多忙な際には電話要員を振り向けるなど、効率的な業務運営を実現しました。

○ふれあいセンター（放送）札幌分室では、首都圏での大規模災害等を想定したＢＣＰ訓練を４回実施しました。ＮＨＫ視聴者局、札幌放送局、ＮＨＫ営業サービス北海道支社との連携の確認やマニュアルの見直し等を進めました。

○本部ハートプラザでは、パートナーセミナーや訪問学習等、ＮＨＫへの理解を深めてもらう取り組みを進め、参加者から高い評価を得ました。

○支局の視聴者対応業務では、広島に加え、名古屋、福岡、仙台、松山で日曜日・祝日の対応休止や受付時間短縮等が実施されましたが、ふれあいセンター（放送）との連携や委託元ＮＨＫとの情報共有を図りつつ、安定的な運用を実施しました。

（３）国際事業

ＮＨＫ番組の外国語版の制作や国際協力について、効率的・効果的に実施し、ＮＨＫの国際発信強化に寄与しました。また、海外の公共放送局への支援をＪＩＣＡ（国際協力機構）とともに推進しました。

〈国際制作事業〉

○ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮで放送する国内放送番組の英語版を８４本制作し、ＮＨＫ国際放送局と連携を密にして品質と効率を高めました。

○ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮのネットコンテンツの多言語制作において、６つの言語に対応できるよう体制を強化しました。

○ＮＨＫが主催する教育コンテンツの国際コンクール「日本賞」のイベント運営業務を事務局との円滑なコミュニケーションを図りながら遂行し、南スーダン等財団が支援する公共放送局からの応募も含め過去最多となる４２３本の応募につなげました。

日本賞映像祭では、広報・広聴事業本部と連携するとともに、海外の放送機関の職員が日本で受けるＪＩＣＡ研修の時期をあわせることで参加できるようにするなど、より効果的に実施し、日本賞の価値向上に寄与しました。

○大学等と協力して、日本で暮らす外国人留学生を対象に、防災セミナーを５回実施し、防災について学んでもらいながら、ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮの普及を通じていざという時に命を守る正確な情報を取得できるよう取り組み、参加者からは「非常に役立った」などの感想をもらいました。

〈国際協力事業〉

○国際放送海外モニター業務の安全で効果的・効率的な実施をめざし、デジタル化の導入等の改善策について、委託元の国際放送局に提案を行いました。

○海外放送事業者等のＮＨＫ来訪に伴う接遇業務に的確に対応したほか、９か国１２都市で開催されたＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮの番組上映会の実施等、国際放送の認知度向上と国際発信の強化を支援しました。

○ワールドカップスピードスケート等のスポーツイベント等において、各国の放送等で使用する映像・音声等の配信を支援しました。

○海外への素材提供サービスを通じて、ＮＨＫの副次収入増に貢献しました。

〈国際研修事業〉

○ＪＩＣＡ（国際協力機構）プロジェクトの推進

・ウクライナ公共放送局支援プロジェクトでは、報道体制強化に必要な中型中継車等を整備・供与しました。戦時下での放送継続はもとより、戦争後に公共放送が果たす役割を踏まえ、要望に応えて、アーカイブスの活用に資する研修等を日本で２回実施しました。

・コソボ公共放送局支援プロジェクトは、民族融和をめざす組織作りや視聴者参加番組の開発等に向け、新たに「フェーズ３」の活動を開始しました。

・南スーダン公共放送局支援プロジェクトでは、公平で公正な報道と番組制作の能力向上に取り組み、現地で研修を実施しました。記者の１人が日本賞の企画部門に南スーダンから初めて応募し、現地での指導も実を結び、優秀賞を受賞しました。

○日本国内でＪＩＣＡ研修「民主国家におけるメディアの役割」を実施し、９つの国と地域から１０人が参加し、「地上デジタルＴＶ放送制作・技術」には、９つの国と地域から９人が参加しました。

（４）技術事業

ＮＨＫの研究開発成果の周知・普及に関わる業務や、放送メディア技術を活用したシステム開発と社会貢献事業への展開等を推進しました。特に８ＫやＡＩ等の最先端技術を医療や教育、文化・芸術等の分野に、より広く応用していくことを目指しました。

〈システム事業〉

○８ＫとＡＩ音声合成技術を組み合わせて開発した「デジタルミュージアム」事業では、「災害の記憶デジタルミュージアム」を活用した防災・減災の取り組みを、社会貢献事業本部および外部のＮＰＯ法人や大学、企業と連携して実施しました。また、インターネット上での公開や展示イベント等での活用に向け、新たに複数の美術館のデジタル化に取り組みました。

○「パリ　オリンピック２０２４」ではＮＨＫグローバルメディアサービスと連携し、現地の国際放送センターで８Ｋシアターの設営・撤収と運営業務を担当しました。

○ＡＩ技術を活用した音声認識・合成技術では、新たな応用展開に向けて開発を進めました。

・音声認識の応用展開では、講演会場等での字幕表示の実現に向けてリアルタイムにテキスト化する技術を開発し、新規サービス展開に向けて、試用と検証を続けました。

・音声合成の応用展開では、政見経歴放送用に作成した音声が、東京都知事選挙や衆議院議員選挙、福岡県知事選挙等で活用されました。

・広報・広聴事業本部、社会貢献事業本部と連携し、１２月より音声合成を用いた「新・介護百人一首」の短歌の読み上げサービスを開始しました。ＡＩ音声合成モデルのカスタマイズとイントネーションや単語間の間隔の微調整等を行うことで、短歌らしい読み上げを実現、誰もが享受できるユニバーサルサービスとして、視覚に障害のある方や高齢者から「音声で聞けてうれしい」「介護短歌に触れることができる」等の評価をいただいています

○２０２３年度から継続している建築関連の企業との共同研究では契約期間を延長し、３次元物体計測に関わる新たなテーマの研究開発を開始しました。

〈放送技術受託事業〉

○ＮＨＫから受託した「実用化委託研究業務」、「特許関連業務」「受信環境調査業務」を着実に推進しました。

・「実用化委託研究業務」では、１３のテーマに沿って研究開発を進め、その成果として、電気・電子・情報・通信分野における世界最大の技術者組織ＩＥＥＥに採択された映像測定方法の精度改善に関する論文等、国内外の学会や講演会、展示会で５０件以上（共著を含む）の発表を行いました。

・「特許関連業務」では、ＮＨＫの保有特許等の権利維持や、実施許諾および技術援助に関する受付や契約、実施料の収納・分配等を行いました。鳥取県や岐阜県等の自治体が主催する知財マッチングイベントへの参加や、ＣＥＡＴＥＣ２０２４（１０月）での「８Ｋ映像切り出し制作システム」の実機展示、「ＮＨＫ技術カタログ」２０２５年版の公開等を通して、ＮＨＫの保有する技術を分かり易く紹介しました。

・「受信環境調査業務」では、ＮＨＫおよび外部企業から高度な専門性を有する人材を迎え、受信状況調査・受信実態調査・受信機性能調査の３つの調査業務を計画通り着実に実施しました。

〈技術の周知普及・教育事業〉

○財団が保有するスキルやノウハウを生かして、ＮＨＫの技術関連のイベントや展示を支援しました。「技研公開２０２４」では、ＮＨＫプロモーションと連携して運営業務を担当、イベント運営とともに展示技術の説明補助やファミリーイベントの提案・運営等を行いました。ＮＨＫ大阪放送局で１０月に開催された「技研公開ｉｎ大阪」では、大阪支局とともに事務局を担当し、効率的に準備・運営業務を遂行しました。ＩｎｔｅｒＢＥＥ（１１月）では、「放送１００年、そして未来へ」をコンセプトにした「ＮＨＫ／ＪＥＩＴＡ（電子情報技術産業協会）ブース」の運営・事務局業務を担当しました。

（５）研修事業

ＮＨＫ職員や関連団体社員を対象としたＮＨＫグループ向け研修事業と民間放送局やケーブルテレビ局等を対象とした放送界の人材育成事業、さらに個人や団体を対象に、動画制作等のスキルの向上を目指した研修事業に取り組みました。

○ＮＨＫ職員向けの研修は、プロフェッショナル（専門性＋組織力）を重視する

新人事制度改革に則り、創造性が豊かで生産性の高い人材を育成し、多様な人材により価値を生み出す組織の実現を目指して事業を展開しました。新採用者・新人層・キャリア・マネジメント等の区分ごとに研修を実施したほか、専門研修やインターンシップにも取り組み、年間を通じて８４件、受講者総数８８００人余りに上る研修に対応しました。

○関連団体の社員・職員向け研修は、各社・各団体の研修ニーズを把握しながら、新採用者からリーダー層、管理職までの階層別や企業会計研修を実施しました。ＮＨＫグループ向け研修事業は、ＮＨＫの経営や改革と密接不可分の関係にあり柔軟でタイムリーな対応を求められますが、財団の専門性を生かした付加価値のある研修を提供し、ＮＨＫグループの人材育成に貢献することができました。

○放送界の人材育成事業は、さまざまなジャンルの研修やセミナーを展開し、放送文化の向上と発展に貢献することができました。財団がこれまで長年に渡って積み上げてきたスキルとノウハウを社会に還元する研修で全国から多くの方々が受講し、財団およびＮＨＫの価値の向上につなげることができました。

・民間放送局向け研修の一つとして、ＮＨＫと日本民間放送連盟が共催する、新人層を主な対象とした「放送人基礎研修」を実施しました。民放からの参加者は２００３年の開始以来２番目に多い２７１人で、ＮＨＫグループの参加者を合わせた全体の参加者は開始以来最多の２９６人に上りました。また民放連から依頼を受けた「テレビ技術研修会」をいずれもオンラインで実施しました。

・ケーブルテレビ局向けには、日本ケーブルテレビ連盟と連携した「ＮＨＫケーブルテレビ総合セミナー」を１１のすべての支部を対象に実施したほか、「ケーブルテレビの緊急災害放送」や新たに開発した「原稿基礎力アップセミナー」を開催しました。

・制作プロダクション向けとしては、全国放送派遣協会から依頼を受けて「ＴＶ番組演出コース」「ＴＶ制作コース（技術）」をそれぞれ開催しました。

・動画制作のスキルを学ぶ研修は２０２３年度より回数を増やして実施しました。

（６）公益目的支出計画

財団合併にあたり内閣府より認可を受けた公益目的支出計画を着実に遂行し、ＮＨＫグループの社会貢献事業の中核を担う財団の使命を果たしました。

〈社会奉仕業務〉

○『ＮＨＫラジオ深夜便』を全国約１７００か所の高齢者福祉施設へ寄贈したほか、社会福祉法人日本点字図書館や「ＮＨＫ杯全国中学校放送コンテスト」「ＮＨＫ杯全国高校放送コンテスト」「放送教育研究会全国大会」「放送教育研究会地方

大会」への助成等を継続して実施しました。

○４年目を迎えた「新・介護百人一首」は、作品集制作やイベント展開に加えて、「ステラｎｅｔ」では新たな企画としてＡＩ音声合成による作品紹介を始め、ユニバーサルサービスとしても好評を得ています。

○「放送教育・ＩＣＴ教育のあり方に関する調査・研究」については、大学・ 研究機関との連携を深め、メディア・リテラシー事業で教材として開発した 「かるた」を、全国の教育機関、企業、自治体や家庭からの希望に応じて、２００セット頒布しました。

〈国際版番組ライブラリー自主整備事業〉

○教育コンテンツを中心としたライブラリー保存番組の制作（英語版等）に取り組み、活用が見込まれる「日本の世界遺産」シリーズ３本を新規に制作しました。

〈研究開発事業〉

○日本医療研究開発機構から受託した「高度遠隔医療ネットワーク実用化研究事業」では、国立がん研究センターと連携して、５月に世界初となる８Ｋ映像を活用した遠隔指導による腹腔鏡手術３件の臨床試験を行いました。さらにローカル５Ｇ技術を導入した８Ｋ腹腔鏡遠隔手術システムを構築し、安定性や利便性を検証、２月に手術２件の臨床試験を実施し、３か年のプロジェクトを計画通り完遂しました。

○財団独自の取り組みとしてＡＩ技術を活用した音声認識の高速化や高品質な音声合成の簡易生成法、実写映像から手話ＣＧへの変換手法等の研究開発を推進しました。

〈放送界の人材育成事業〉

○民放やケーブルテレビ局を対象とした放送事業者向け研修、ＪＩＣＡ事業の海外放送局向け研修、制作プロダクションの放送関連事業者向け研修、アナウンサーやジャーナリスト志望者等放送界を志す若い人たち向け研修の４つの事業を行いました。

〈ことばセミナー・講座等事業〉

○教育現場や企業で働く人を対象としたセミナーを２４回開催しました。

〈ＮＨＫ交響楽団への特定寄附〉

○公益目的支出計画の通り、５０００万円の寄附を行いました。

２．経営基盤の強化

（１）効率的・効果的な事業運営

○２０２４年度を「統合・第２フェーズ」と位置付け、残課題や新たな課題を現場の職員同士が議論して解決策を見出す「統合・第２フェーズプロジェクト」では、社会貢献事業を推進する財団ならではの営業の強化策やリスクマネジメント、ＤＸ化・生成ＡＩの活用等をテーマに活発な議論を行い、事業運営に反映させ、経営基盤強化につなげました。プロジェクトの１つの成果として、新たに「営業推進チーム」を設置し、財団の強みをまとめたセールスシートフォーマットの作成や外部団体・企業等とのパートナーシップの模索、協賛メリットの開発等の準備を進めました。

○新規事業の開拓に向け、２０２５年４月以降も、政府の全省庁が実施する一般競争入札に参加する資格を得ました。

○効率的・効果的な事業運営に向けて、常勤役員数を４人から３人に減らしたほか、渋谷オフィスを３フロアから１フロアに整理縮小し、固定費を圧縮しました。また、８月に経営企画室を廃止して総務部に機能を移行、１０月にＮＨＫプラスクロスＳＨＩＢＵＹＡの運営終了に伴い担当部署を廃止する組織改正を実施しました。

○急速に普及する生成ＡＩの取り扱いについて、「生成ＡＩ業務利用指針」を設け、補助的な利用等の前提で業務効率化に適切に活用していく方針を決めました。

○２０２３年４月の合併以降、合併効果の一つである管理部門のスリム化・業務の効率化を継続して進め、管理部門の要員を合併時の３８人から２０２４年度末において３０人にするとともに、ガバナンスレベルを落とさないよう業務の高度化・効率化を進めました。

○業務の効率化と紙資源の削減のため、経費精算システム・ジョブカンのペーパーレス対応の業務フローを確立し、２０２５年度からのペーパーレス化につなげました。

○収支の適正管理のため、経理部門による月次ベースでの収支状況の経営層への報告等を始め、財団を取り巻く経営環境が目まぐるしく変わる中、収支両面での課題等の早期把握と是正対応につなげました。

○物件費については、事業計画で掲げた前年度比３％削減目標に対し、企画提案段階での見積もり合わせの徹底や業務の内製化促進等に努めた結果、目標を達成しました。

○価格転嫁については、受注者・発注者双方の立場で、公正取引委員会の指針に則り、定期的な協議の場の設定や交渉記録の保管等、適切に対応しました。

○物品の適正管理を徹底するため、物品管理システムを新たに導入しました。備品や固定資産、リース物件、可搬型記録媒体のＱＲコードを使った一元管理によっ

て個人情報・機密情報の管理を強化しつつ、効率化を図りました。

○インターネット通信を暗号化し、より安全に社内ネットワークに接続するリモートワーク環境の整備を行い、リモートワーク時にも社内で業務を行う場合と同等のセキュリティ監視を実現しました。

（２）人材育成

○２０２３年より運用を開始したタレントマネジメントシステム（人材管理システム）を賞与査定や考課において活用しました。考課、研修受講記録や知見・技能等の専門領域に関するデータ等、さまざまな人材データを一元管理するシステムを、多角的な観点での人材育成や、適材適所の人材配置につなげました。

○職員の専門性を育むため、研修メニューを充実させ人材の育成に努めました。事業計画、経営目標の達成に向けて、従来の職位に応じた必須研修や業務に役立つ選択研修を実施しました。そして、新たな取り組みとして、財団の各本部の専門性を生かした業務についての相互の理解を深め、シナジー効果やコミュニケーションを強化し、新規事業開発等につなげていくための研修として「イブニングセミナー」を開始し、４回開催しました。

（３）職場環境の整備・働き方改革

○より安全なリモートワーク環境を整えるため８月に新しい通信サービスを導入したことに伴い生じた、砧オフィスやリモート接続時のインターネット通信速度の低下に対し、関連団体が使用する統合グループネットを所管するＮＨＫ関連部局と粘り強く調整を進め、ＮＨＫ、財団双方の設備更新を行い、２０２４年度末までに通信速度を改善しました。安全かつ効率的で、円滑な業務実施につなげ、職場環境を改善しました。

○「働き方改革推進委員会」を原則毎月一回開催し、職員一人ひとりの勤務状況を点検し、長時間労働の抑制を図るとともに、財団独自の休暇取得目標を掲げ、計画的な休暇取得を働きかけました。職場内のカバー体制の確保等により、しっかり休暇を取得しつつ、業務を円滑に遂行する働き方の浸透に努めました。

○「女性活躍を推進するための行動計画」に基づき、育児と仕事の両立支援に向けて、育児休職取得者とその上司を対象にした「復職研修」や「一人ひとりのキャリアプラン作成」、育成担当管理職を対象とした「マタニティハラスメント防止・アンコンシャスバイアスマネジメント研修」等を実施しました。財団ポータルに「女性活躍推進」バナーを設け、関連情報を掲載するなど、意識醸成を図りました。

３．ガバナンス・コンプライアンスの強化

○財団の「倫理・行動憲章」に強化すべき点を盛り込む見直しを進めました。「高い倫理観を持って」や「一人ひとりの健康を最優先に考え」等の文言を加え、コンプライアンスの徹底、互いの人権・人格の尊重や健康確保により重きを置くことを確認しました（２０２５年４月１日改正）。

○ＮＨＫメディアホールディングス傘下の子会社で導入された、業務プロセスごとにチャート図を利用してリスクをチェックする新しい仕組みについて、財団でも導入を進めました。合併により幅広く手掛けている財団の業務を１４に類型化し、それぞれの類型から１つの業務を選んで、業務プロセスごとのチャート図とリスクコントロールマトリクス（ＲＣＭ）を作成し、リスクの見える化と、それぞれの職責に応じたリスクチェックの役割を明確化しました。２０２５年度中に財団の全業務について、チャート図とＲＣＭを作成し、ＩＴツールも活用したモニタリングや内部監査での活用等により、リスク発生の未然防止を図ります。

○関連団体での不正物品購入等事案を受けて、「物品等適正管理改革プロジェクト」を設置し、購入・管理・廃棄の各プロセスにおけるリスク洗い出しと解決策の検討を急ぎ、規程類の改正や新たに導入した物品管理システムの運用ルール整備を実施しました。

○内部監査室による内部監査での指摘事項等を、当該部署だけでなく、財団全体の課題として共有し改善に生かすため、一覧化したリスト「職場リスクの自主点検のために」を作成し、全組織で活用し、リスクの未然防止に生かす取り組みを新たに始めました。

○１０月、１１月を「コンプライアンス推進強化月間」として、集中的に取り組みました。組織ごとの想定されるリスクへの対応状況の点検、全職員による「倫理・行動憲章」の確認とアンケート、情報セキュリティ、個人情報保護や業務委託・派遣等の適正化等をテーマにした財団主催の勉強会、それに、ＮＨＫグループとして実施するリスクマネジメントの活動等を実施しました。

○ＮＨＫがグループ全体の取り組みとして実施する「個人情報総点検」に参加し、結果を踏まえ、可搬型記録媒体の管理ルールについて、現行の「情報セキュリティ対策基準（電子）」に組み込む形で見直しました。また、メール誤送信等を踏まえた「個人情報保護勉強会」をＮＨＫ交響楽団も参加して実施し、職員・スタッフ等のリテラシー向上を進めました。

○「業務委託・派遣の適正化とフリーランス新法対応」等をテーマに、リスクマネジメント関連の勉強会をＮＨＫ交響楽団にも参加してもらい実施しました。

○情報セキュリティについて、職員・スタッフ等のリテラシー向上のため、「標的型攻撃メール訓練」を、財団とＮＨＫ交響楽団を対象にした独自訓練（９月）と、ＮＨＫグループ共通訓練（２月）の計２回、実施しました。

○１０月にＮＨＫグループ共通で取り組む「情報マネジメント・リスク診断」をすべての職員等が参加して行いました。３月にＮＨＫがまとめた診断結果を役員会等で共有・周知し、指摘されたリスクの低減を適切に図るよう徹底しました。最新のＩＴリスク事例の共有、不審メールの取り扱い、情報端末や可搬型記録媒体の適正な利用等について学ぶ「情報セキュリティ勉強会」をＮＨＫ交響楽団も参加して１２月と３月に開催しました。個人のＩＴリテラシーの向上とともに、ルールの徹底とリスクの未然防止を意識づけるよう取り組みました。

○財団のＷＥＢサイトについて、第三者による診断を行い、脆弱性が指摘された２つのＥＣサイトに対して、外部からの攻撃への対応を強化する改修を行うなどの対策を実施しました。

○子法人ＮＨＫ交響楽団へのガバナンス支援として、各種リスクマネジメント勉強会や標的型メール訓練にＮＨＫ交響楽団にも参加してもらいました。ＮＨＫに提出する「関連団体リスク点検チェックシート」の作成にあたり、財団・ＮＨＫ交響楽団双方の管理部門と担当役員がミーティングを実施し、労務管理、情報セキュリティ、個人情報保護等の課題と解決策について意見交換するなど、ＮＨＫ交響楽団のガバナンス強化の取り組みを支援しました。

○内部監査室について、監査法人による外部品質評価を実施し、ＩＩＡ国際基準に適合する水準の内部監査態勢を構築・運用していると認められました。

４．その他

（１）評議員・評議員会

①評議員（2025 年 3 月 31 日現在）

氏　名	就任年月日	現職等
天川恵美子	2024.6.26	ＮＨＫ国際放送局長
稲葉延雄	2023.4. 1	ＮＨＫ会長
樺山紘一	2021.6.25	(公財)渋沢栄一記念財団理事長、東京大学名誉教授
神田菊文	2024.8. 1	ＮＨＫ放送技術研究所長
髙畑文雄	2023.4. 1	早稲田大学名誉教授
田中良憲	2024.8. 1	ＮＨＫメディア総局展開センター長
辻村哲夫	2023.4. 1	(公財)学習情報研究センター理事長
坪井節子	2021.6.25	(社福)カリヨン子どもセンター理事、弁護士
中嶋太一	2024.6.26	ＮＨＫ理事
長尾尚人	2023.4. 1	(一社)電子情報技術産業協会代表理事兼専務理事
東　孝子	2023.6.15	ＮＨＫ人事局長
古屋昌人	2024.3.27	(独)国際交流基金理事
松村勝康	2023.6.15	ＮＨＫ広報局長
三浦　惺	2023.4. 1	日本電信電話(株)特別顧問
宮内義彦	2023.4. 1	オリックス(株)シニア・チェアマン
本橋春紀	2023.4. 1	(一社)日本民間放送連盟常務理事・事務局長
山西潤一	2023.6.15	(一社)日本教育情報化振興会会長、富山大学名誉教授
龍崎　孝	2023.4. 1	流通経済大学 共創社会学部教授／ＲＫＵコモンズセンター長

②評議員の新規就任・退任

年月日	就任・退任	氏　　名
2024.6.26	辞　任	熊 埜 御 堂 朋 子
〃	〃	田　中　淳　子
〃	退　任	小　椋　並　樹
〃	新　任	天 川 恵 美 子
〃	〃	中　嶋　太　一
2024.8.1	辞　任	今　井　　亨
〃	新　任	神　田　菊　文
〃	〃	田　中　良　憲

③評議員会

開催回	開催月日	議　　案
第３回	2024.6.26	①　２０２３年度 事業報告・収支決算 ②　評議員の選任 ③　理事の選任 ④　監事の選任
第４回 （書面による開催）	2024.8.　1	①　評議員の選任 ②　監事の選任
第５回	2025.3.31	なし

（２）理事・監事・理事会

①理事および監事（2025 年 3 月 31 日現在）

役職名	氏名	就任年月日	現職等
理事長	田　中　宏　暁	2024.6.26	
常務理事	田　辺　雅　泰	2023.6.15	
理事	笠　原　裕　之	2024.6.26	
理事(非常勤)	五十嵐　耕一	2023.6.15	(公財)岡崎嘉平太国際奨学財団理事長
理事(非常勤)	大 曽 根 聡 子	2024.6.26	(公財)ＮＨＫ交響楽団　常務理事
理事(非常勤)	岡　村　　典	2023.6.15	元東京工業大学特任教授
理事(非常勤)	兒　玉　俊　介	2024.6.26	(一社)電波産業会専務理事
理事(非常勤)	春　原　雄　策	2024.6.26	ＮＨＫグループ経営戦略局長
理事(非常勤)	竹　中　千　春	2024.6.26	立教大学・早稲田大学・上智大学兼任講師
理事(非常勤)	村　田　太　一	2024.6.26	(一社)日本ケーブルテレビ連盟専務理事
理事(非常勤)	山　口　彭　子	2023.6.15	元武蔵野市教育委員会委員長
監事(非常勤)	浦　田　典　明	2024.8.1	ＮＨＫ内部監査室監査部専任部長
監事(非常勤)	浜　村　和　則	2023.6.15	浜村公認会計士事務所所長　公認会計士

②理事、監事の新規就任・退任

年月日	役職	就任・退任	氏　　名
2024.6.26	理　事	辞　任	松　居　　径
〃	〃	退　任	江　口　貫　之
〃	〃	退　任	中　野　谷　公　一
〃	〃	重　任	田　中　宏　曉
〃	〃	〃	笠　原　裕　之
〃	〃	〃	兒　玉　俊　介
〃	〃	〃	竹　中　千　春
〃	〃	〃	村　田　太　一
〃	〃	新　任	大　曽　根　聡　子
〃	〃	〃	春　原　雄　策
〃	監　事	重　任	佐　藤　祐　司
2024.8.1	監　事	辞　任	佐　藤　祐　司
〃	〃	新　任	浦　田　典　明

③理事会

開催回	開催月日	議　　案
第５回 （リモートと対面による開催）	2024.6.11	①　２０２３年度　事業報告・収支決算 ②　２０２３年度　公益目的支出計画実施報告書 ③　職制の一部改正 ④　第３回評議員会の開催
第６回 （書面による開催）	2024.6.26	①　代表理事の選定 ②　業務執行理事の選定
第７回 （書面による開催）	2024.7.19	①第４回評議員会の開催
第８回 （書面による開催）	2024.9.19	①　「職制」の一部改正
第９回	2025.3.　7	①　２０２５年度　事業計画・収支予算 ②　「職制」の一部改正 ③　「内部監査規程」の一部改正 ④　２０２５年度　監査計画 ⑤　第５回評議員会の開催

④理事および監事に支払った報酬の額

役員区分	報酬の総額（千円）	報酬等の種類別の総額		対象となる役員数（人）
		定額部分	変動部分	
理　　事 （社外役員を除く）	54,995	42,608	12,387	4
監　　事 （社外役員を除く）	—	—	—	—
非常勤役員	4,357	4,357	—	7

（注）理事には、退任役員１人を含む。
非常勤役員は、非常勤理事８人と非常勤監事２人。
ＮＨＫとＮＨＫ交響楽団以外の６人の非常勤理事については、理事会に出席の都度、定額を支給。
なお、ＮＨＫの非常勤理事１人と非常勤監事１人及びＮＨＫ交響楽団の非常勤理事１人は無報酬。

（３）２０２４年度末職員数

３４１人

５　業務の適正を確保するための体制

＜内部統制の整備状況＞２０２４年９月２５日改正

１　理事および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（１）当財団の理事および職員・スタッフを対象とした行動指針「倫理・行動憲章」を制定し、この遵守を図る。また、コンプライアンスを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、理事長をＣＣＯとして、全社的に法令、定款、諸規程・基準、社会一般の社会規範を遵守している体制をとる。理事および職員等のコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスに関する「コンプライアンス通報制度規程」「通報窓口」等を社内に効果的に周知し、適宜、法令等の遵守状況を把握する。

（２）役員会については、「役員会運営規程」が定められ、定例で開催し、常勤の理事は、重要業務の執行全般について総合的検討、業務の推進、別表に掲げる事項の審議、重要業務の執行状況等についての報告を受け、必要な検討を行う。

（３）理事は、職務執行の法令・定款への適合を確保する。また、監事は、理事の職務執行、事業全般に対し、公正不偏の立場で監査を行う。

（４）毎年コンプライアンス推進強化月間を設定し、コンプライアンスに関するグループ討議、コンプライアンス関連の研修等を通じて啓発に努め、全社的な法令遵守の推進を図る。

２　理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（１）「役員会運営規程」により、常勤の理事によって構成される役員会の運営および付議事項について定め、役員会の議事については、審議事項や報告事項の議事の概要等を記載した議事録を作成し、議案ならびに報告に関する資料とともに保存し、常勤の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に適正を期す。役員会議事録については、常勤の理事および監事が随時閲覧できる体制をとる。

（２）理事会の議事については、「理事会運営規程」により、法令に定めるところにより書面をもって議事録を作成し、「文書(記録)の保存基準」に基づいて保存する。

（３）情報セキュリティの徹底を図るため、「情報システムおよび情報ネットワークのセキュリティに関する規程」と「情報システムおよび情報ネットワークのセキュリティに関する実施要領」「情報セキュリティ対策基準」を制定し、理事、職員、スタッフ、派遣労働者・業務委託者を対象に情報管理の徹底を図る。

３　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）財団におけるリスクマネジメントの最高責任者を理事長とし、リスクの発生防止に係る管理体制の整備・運用にあたる。

（２）「リスクマネジメント規程」により、リスクマネジメント推進責任者にあたる組織長には、業務上のリスクの具体的な対処や継続的な改善を図ることが定められており、組織ごとに業務運営上抱えている具体的なリスク項目を洗い出し、改善に向けたＰＤＣＡサイクルを確実にまわしていくことで危機管理と予防管理についての体制を充実させる。また、研修等を通じ、損失の危険の管理について全社的な認識の向上を図る。

（３）財団の業務の執行に係るリスクとして、投資的なリスク、法令違反につながるリスク、企業機密への不正アクセス、漏洩等情報セキュリティ的リスク等を認識し、対応マニュアル等を整備する。また、「公共メディア」ＮＨＫのグループの一員として、公金の扱いについては特に厳正を期し、社会的な指弾を受けることのないよう注意を払う。また、さまざまな情報漏洩や業務における対象リスクを担保するため、「サイバー保険」「ＮＨＫグループ　メディア賠償責任保険」等情報漏洩賠償責任保険の補償内容の充実を図る。

４　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）「分掌事項」ならびに「職制」を定め、理事および各部門の所管と権限を明確にし、経営に関する意思決定および職務執行を効率的かつ適正に行う。

（２）「役員会運営規程」により、重要な業務については、役員会で執行全般について総合的検討、審議、執行状況等についての報告を行うほか、「理事会運営規程」により理事会が決議すべき事項を定めており、重要な意思決定については、慎重に対応する仕組みを設けている。

（３）計画的かつ効果的に事業を運営するため、年度事業計画を策定し、組織ごとに計画値を設定し、これらに基づいた業務管理を行う。

５　当財団ならびにＮＨＫグループにおける業務の適正を確保する体制

（１）総務省「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」は、ＮＨＫの子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性を確保することを目的に制定されており、ＮＨＫの子会社等である当財団も該当している。

（２）ＮＨＫは、子会社等の事業が適切に行われることを目的として、「関連団体運営基準」を制定し、子会社等の事業運営およびこれに対するＮＨＫの指導・監督等に関する基本的事項を定めており、当財団も該当している。

（３）ＮＨＫは、「関連団体運営基準」に関する事項およびＮＨＫが指定する事項について、監査法人等に委嘱して関連団体の業務状況に関する調査を実施し、監査法人等の報告に基づき、関連団体に対し必要な指導・監督を行っており、当財団も該当している。

（４）ＮＨＫの監査委員が当財団に対し事業の報告を求め、または業務及び財産の状況を調査する場合は、当財団は適切な対応を行う。

（５）ＮＨＫの「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクの発生防止に係る管理体制を整備し、ＮＨＫおよびＮＨＫグループの業務の円滑な運営の確保を図る。

（６）「ＮＨＫグループコンプライアンスおよびリスクマネジメント規程」および財団の「コンプライアンス通報制度規程」に基づき、法令違反・内部規定違反等の不正行為についての通報制度を整備するとともに、ＮＨＫグループに係るリスクについては、リスクマネジメント責任者は直ちにＮＨＫのリスクマネジメント室に対して通報の内容等を報告する。

６　監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の理事から独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項および監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（１）監事からの求めがあった場合には、監事の職務を補助する使用人として当財団の職員から監事補助者を任命する。監事補助者の任命、解任、人事異動、人事評価等については、監事の同意を得たうえで決定する。

（２）監事補助者は、当財団の業務を兼務することができるが、監事より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、理事の指揮命令を受けないものとする。

（３）監事が職務を執行するうえで、当財団に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務に必

要がないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

７　理事および使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制および監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）理事または使用人は、法令・定款違反の事項に加え、当財団およびＮＨＫグループに重大な影響を及ぼす事項の内容を、監事にその都度報告する。

（２）監事は、いつでも必要に応じて、理事および使用人に対して報告を求めることができる。

（３）当財団は、監事に報告をした者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。

＜内部統制の運用状況概要＞

業務の適正を確保するための体制の運用状況概況

〇コンプライアンス

・理事長を委員長とするリスクマネジメント委員会を年８回開催し、コンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンス関連事案への適切な対応を行い、財団全体としての情報共有を図った。

・常勤役員による役員会を原則週１回開催し、コンプライアンス関連事項を含む必要な検討を行い、改善を進めた。

・コンプライアンス意識向上のため、１０月、１１月を「コンプライアンス推進強化月間」として、職員・スタッフ全員による「倫理・行動憲章」の確認をはじめ、ＷＥＢ講習、情報セキュリティをテーマにした勉強会等を集中的に実施して全役職員のコンプライアンス意識の浸透・徹底・向上を図った。

・当財団の内部監査室による内部監査を、役員会（２０２２年２月１５日）で了承された内部監査規程、内部監査実施要領および２０２４年度監査計画に基づき、財団統合に伴う組織や業務の変更・刷新等によりリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスが効率的かつ効果的に設計・運用されているかを重点に、各組織・支局を対象に実施した。

・内部監査の結果については理事長に報告するとともに役員会で報告し、各組織に共通する課題については財団全体として共有を図った。内部監査の指摘事項のうち、多くの部署に共通してリスクになりうる事項を一覧「職場リスクの自主点検のために」にまとめ、すべての組織で自主的な点検と改善に活用した。

・「情報セキュリティ」や「個人情報保護」等、業務プロセス上のリスクを抽出

し、「関連団体リスク点検チェックシート」にまとめたうえで対応後のリスク評価を行い、ＮＨＫに報告した。

○情報の保存・管理

・意思決定過程を適正に検証できるように理事会、評議員会等の議事録を速やかに作成し、適切に保管している。
・役員会の議事については、審議事項や報告事項の議事の概要等を記載した議事録を作成し、資料とともに常勤の理事の執行に係る情報を適正に保存、管理している。
・保有する個人情報を適正に保護するため、コンサルティング会社の支援を受けながら、安全管理のための体制を強化した。またＮＨＫグループとして行われた「個人情報総点検」の結果を踏まえ、「可搬型記録媒体管理ルールの整備」を完了したほか、「共有フォルダからＢＯＸへの移行」等の改善対応を実施した。

○リスクマネジメント

・理事長を委員長とするリスクマネジメント委員会を年８回開催し、関連団体に共通のリスク課題や当財団の事業推進に必要なリスク関連事案への適切な対応を行い、財団全体としての情報共有を図った。
・「組織別リスクチェックシート」により「業務リスクの見える化」を行い、組織ごとにリスクを特定し、リスクマネジメント委員会での報告・評価により改善に向けたＰＤＣＡサイクルを回し、リスク管理を行った。

○効率的な職務遂行

・常勤理事および各組織の長の分掌事項と権限を定めて業務を遂行しており、原則週１回開催の役員会において随時報告を行ったほか、個別業務の提案をはじめ重要な案件について多角的な議論を行い、決定し実行した。

○グループガバナンス

・当財団の経営は、ＮＨＫ「関連団体運営基準」を遵守して行われており、関連団体業務を所管するＮＨＫグループ経営戦略局と緊密な連携を取っている。
・ＮＨＫ「関連団体運営基準」に基づく監査法人による業務運営状況調査の結果、検出事項・気づき事項はともになかった。

○監事監査

・監事は原則毎回役員会に出席するほか、理事長をはじめ常勤役員と必要に応

じて意見交換を行っており、当財団の経営の重要事項に関して情報を共有している。監事は、監査法人および当財団の内部監査室等の関係者との密接な連携により、実効的な監査を行った。

＜内部統制の評価＞

・当財団とＮＨＫが締結する基本契約に基づき、関連団体運営基準に従って、ＮＨＫによる調査が行われた結果、「おおむね適正」との評価を得た。
・全社的な内部統制について、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ＩＴへの対応」という６つの観点から整備状況および運用状況の有効性を確認し、いずれも適切であると評価した。
・内部監査において、業務上重要なリスクを抽出したうえで、内部統制が効率的、効果的かつ適切に運用されているか確認した結果、２０２５年３月３１日時点における当財団の内部統制は、有効であると判断した。

附属明細書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第３４条第３項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、附属明細書は作成しません。

自　２０２６年４月　１日
至　２０２７年３月３１日

２０２６年度 事業計画・収支予算

一般財団法人ＮＨＫ財団

目　　次

２０２６年度 事業計画

事業運営の基本方針 … 1

重点施策と行動計画 … 2

１．情報空間の健全性確保への貢献 … 2

２．専門性やシナジーを生かした、ＮＨＫ財団ならではの社会貢献事業の推進 … 2

３．ＮＨＫグループの公共的価値向上への寄与 … 4

４．公益目的支出計画の着実な実行 … 6

５．コンプライアンスの徹底と持続可能な経営基盤の強化 … 7

職員数 … 8

２０２６年度　収支予算

収支予算書 … 9

２０２６年度　事業計画

事業運営の基本方針

ＮＨＫグループにおいて社会貢献事業の中核を担うＮＨＫ財団は、合併から４年目を迎え、社会環境の変化も踏まえつつ、設立のミッション（使命）である社会への貢献を一段と深化、発展させます。

２０２６年度は「挑戦と改革」を掲げる「ＮＨＫ財団 経営計画２０２４～２０２６年度」の最終年度となり、「統合・第２フェーズ」と位置づけた３年目にあたります。厳しさを増す経営環境に対応していくために、一丸となって、合併・統合後に残された課題の解消や、持続可能な経営基盤の構築に取り組みます。そして、新たな課題にも適切に対応し、財団にふさわしい事業を通じて社会への一層の貢献をめざしていきます。

放送開始から１００年の節目を経て、ＮＨＫは、放送に加えインターネットを通じた番組配信等が必須業務になりました。健全な民主主義のための基盤となるはずの情報空間には、偽・誤情報の流通や拡散により社会の混乱や分断が生じるなど深刻な課題も指摘されています。こうした状況の中で、ＮＨＫ財団は、「情報空間の参照点」を提供し、「信頼できる多元性確保」に貢献するＮＨＫを支援します。最も重要な役割として、「情報空間の健全性」や「情報リテラシーの向上」をめざす取り組みをさらに深化・発展させるとともに、適切な対応が求められる新たな課題にも挑んでいきます。そして、継承・発展させてきた専門性を生かして、公益目的支出計画に基づく事業を含め、文化、地域、福祉、教育、防災、国際、共生、人材育成等、今日的な課題と向き合って社会貢献事業を展開していきます。

経営環境は、ＮＨＫの受信料値下げに伴う大幅な事業支出見直しや、物価や人件費の上昇等で一層厳しさを増しています。財団は、こうした中にあっても求められる役割を着実に果たしていくため、持続可能な経営基盤の強化を図り、競争力を高め、公益目的支出計画を除いて収支相償をめざします。ＮＨＫからの受託事業を一層、効果的・効率的に推進するとともに、財団の各部署が持つ専門性を伸ばし、相互に連携させ、創立１００年を迎える子法人のＮＨＫ交響楽団との連携も図りながら、財団にふさわしい新たな事業の積極的な開拓・展開に引き続き「挑戦」します。

より信頼される組織として社会に貢献していくため、コンプライアンス・法令順守の徹底やガバナンスの強化に不断に努め、業務プロセスのリスクマネジメントを適切に進めます。事業環境を踏まえて、コストの抑制を図りつつ、俯瞰した視点から、要員・実施体制の適切なあり方や人材育成等、創造性と両立する形で、聖域なく「改革」を進めていきます。一人ひとりが安心して活躍できる財団であり続けられるように、取り組みを進めます。

重点施策と行動計画

１．情報空間の健全性確保への貢献

「健全な民主主義の発達」のための基盤となる「情報空間の健全性」「情報リテラシーの向上」に資する事業に積極的に取り組みます。

○第４回を迎える財団主催事業「インフォメーション・ヘルスアワード」を通して「情報的健康」「情報空間の健全性」に資するアイデアを裾野広く募集するとともに、アイデアを社会で生かしていけるよう取り組みます。あわせて、教育機関等でアワードを「実践の機会」として生かしてもらえるよう取り組みを推進します。

○「情報リテラシープロジェクト」を軸に、財団内はもとより、ＮＨＫや外部団体、専門家等との情報の共有、連携を強化し、情報リテラシーの向上に積極的に取り組みます。

○財団独自のＷＥＢサイト「ステラｎｅｔ」を通じて、インフォメーション・ヘルスアワードの取り組みをはじめ情報リテラシーにかかわる情報発信を強化し、活用につなげます。

○「つながる！ＮＨＫメディア・リテラシー教室」を通じて得た知見を生かして、正しく情報を活用・発信することを学ぶ、新たなメディア・リテラシー事業の開発をめざします。「メディア・リテラシーかるた」は、小学生だけでなく、ファミリーやシニア層まで幅広い層を対象に普及を図り、リテラシーの向上につなげます。

○情報空間で信頼されるメディアの役割を果たすため、ＮＨＫ職員向けの研修や、ＮＨＫと日本民間放送連盟からの委託を受け実施する「放送人基礎研修」等においても、放送倫理、「情報空間の健全性」の確保や「情報リテラシー」に着目し、放送界の人材育成に寄与します。

○偽情報・誤情報の拡散を防止する、コンテンツの発信者情報や来歴情報を確認できる技術の確立、普及・推進に向けた活動をさらに推進します。

２．専門性やシナジーを生かした、ＮＨＫ財団ならではの社会貢献事業の推進

文化、地域、福祉、教育、防災、国際、共生、人材育成等の分野で、各事業本部の専門性の一層の連携を図り、収支を適切に管理しつつ、既存事業のさらなる普及・展開や新規事業の開拓を進め、社会に貢献します。

（新規事業開拓）

○営業展開プロジェクト等を通じて、各事業本部の知見・専門性・情報等の効果的な連携を進め、積極的に、既存事業のさらなる普及・展開や新たな事業の開拓・受託をめざします。

（防災・減災への取り組み）

○防災をテーマに、外部団体と協力した「防災ワークショップ」を全国４か所で開催します。企業や大学と連携して開発した「災害の記憶デジタル・ミュージアム」を活用して、セミナーや学校への出前授業を展開し、防災意識の向上に寄与します。

（地域・文化支援）

○大河ドラマや連続テレビ小説のコンテンツを、ゆかりの自治体や公共性の高い団体等の要請に応えて、相互協力ポスターや冊子の印刷物、展示・トークショー等で積極的に展開し、地域の活性化や地方自治体間の協力連携等に貢献します。ドラマ１０、夜ドラのイベント開発等、ＮＨＫのコンテンツをより広く地域支援に役立てられるよう取り組みます。

○２０２５年度から大規模巡回展として全国開催し多くの方にご覧いただいている「やなせたかし展　人生はよろこばせごっこ」を２０２６年度は４会場に巡回します。「草乃しずか　日本刺繍展　源氏物語を花で装う」等、地域の文化拠点である美術館やさまざまな人が訪れる百貨店等を巡回する文化事業の企画制作を行い、地域での文化への接触の機会を設け、地域文化の振興を支援します。また、新たな文化事業を開発します。

（国際支援）

○ウクライナやコソボの公共放送局への支援、南スーダンの表現の自由への取り組みの支援を、国際協力機構（ＪＩＣＡ）と連携して推進し、ＮＨＫグループの国際貢献を担う中核組織としての役割を果たします。

・ウクライナへは、新しい支援のフェーズとして、拠点局強化や大型番組の監修、ＢＣＰ確立等戦時下の公共放送の支援活動を継続します。
・コソボは、現在の支援フェーズの最終年にあたり、民族協働番組の制作支援やペヤ支局の開設支援等事業計画を確実に達成します。
・南スーダンは、新たな形の支援として、表現の自由・情報へのアクセスの保障をめざして、情報省への支援を行います。現地のメディア開発協会やジャーナリスト組合、国連教育科学文化機関（ＵＮＥＳＣＯ）等と連携しプロジェクトを円滑に進めます。

○放送番組国際交流センター（ＪＡＭＣＯ）と連携し、放送番組の英語版制作と国際シンポジウム支援を通じて途上国支援に貢献します。

（情報アクセシビリティー・共生への貢献）

○ＡＩを活用した音声認識・音声合成等、ＮＨＫの最新技術を生かし、障害者や高齢者、在留外国人の方にも、正確な情報が迅速に届き、だれもが情報を得られるよう、イベント会場での字幕表示システム等、ユニバーサルサービスの実用化に向けた開発に取り組みます。

○情報を分かりやすく伝える技術と、高品質のデジタル映像音声やＡＩ等の最先端技術の融合により、インターネット空間における多彩で没入感ある視聴体験や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育や文化活動の活性化に貢献します。「デジタル・ミュージアム」事業の拡充を図り、美術館等の貴重な展示物・収蔵品等のデジタルアーカイブ化、インターネット展開により、いつでもどこでも鑑賞できる機会の提供等に取り組みます。

（福祉・文化への貢献）

○介護する方、される方が暮らしの中で感じる思いを短歌に詠み応募してもらう「新・介護百人一首」は、若者から高齢者まで幅広い参加を得ている事業として、福祉施設や看護学校等での活用に加え、在宅介護現場へのアプローチを展開します。トークイベントやパネル展示等、広く一般に浸透を図る事業をＮＨＫ厚生文化事業団やＮＨＫ学園とも連携しながら実施していきます。

○月刊誌「ラジオ深夜便」は、創刊３０周年を迎えて誌面をリニューアルし、ＮＨＫの番組への理解促進を図りつつ、シニア層のニーズや社会の課題に応えて必要な情報を届けます。

（ＮＨＫ交響楽団との連携）

○２０２６年に創立１００年を迎えるＮＨＫ交響楽団と連携して、その歴史やＮＨＫの音楽番組のあゆみを紹介する事業を実施します。

（「財団のカタログ」ステラｎｅｔの一層の活用）

○ＷＥＢサイト「ステラｎｅｔ」は、「財団のカタログ」としての機能を強化し、社会貢献の取り組み等を積極的に発信し、ＮＨＫ財団が“できること”の社会でのより広い活用（例：「メディア・リテラシーかるた」のダウンロードサービス）や新規事業の開拓・展開等につなげます。

３．ＮＨＫグループの公共的価値向上への寄与

ＮＨＫからの受託業務を効果的・効率的に実施するとともに、そのノウハウ・専門性を活用し、ＮＨＫの公共的価値を幅広い世代に伝え、社会に積極的に還元するとともに、ＮＨＫとＮＨＫ財団の価値向上につなげていきます。

○ＮＨＫのインターネットによる番組等の配信が必須業務になったことを踏まえ、放送、デジタル、イベント等さまざまな手段により、公共メディアＮＨＫへの接触拡大に努めます。「情報空間の参照点」の提供等の役割を担うＮＨＫを広く届けるとともに、受信料制度へのご理解やＮＨＫの価値向上に寄与します。

○視聴者のみなさまとのリアルな接点として、ＮＨＫホールやＮＨＫ放送博物館では、創立１００年となるＮＨＫ交響楽団と連携し、放送メディア文化や芸術の拠点の役割を担います。

○インターネット配信業務や音声波の再編等、視聴者のみなさまからのＮＨＫへの意見や要望等を適切に受け、番組制作や事業運営の向上・改善等に生かせるよう、視聴者のみなさまとＮＨＫをつなぐ回路の役割を一層強化します。

○ふれあいセンター（放送）札幌分室が担う視聴者対応のＢＣＰ機能を強化し、首都圏で災害が起きた際のＮＨＫの業務継続に備えます。

○「防災授業」等で全国のＮＨＫアナウンサーによる社会貢献事業を支えるとともに、在留外国人等を対象にした「ＮＨＫやさしいことばニュース」の制作に携わるなど、ユニバーサルサービスの充実に貢献します。その知見を生かして、社会的ニーズが高い分野での講演や研修等の開発に努め、ＮＨＫとグループの社会貢献の存在感を高めます。

○在留外国人等の増加を踏まえ、安全・安心を支える情報が迅速かつ的確に届くよう、ＮＨＫ国際放送局と連携して、「ＮＨＫワールドＪＡＰＡＮ」の普及や、防災や日本での暮らしに生かせる出前授業等に積極的に取り組み、共生社会の実現に寄与します。

○「ＮＨＫワールドＪＡＰＡＮ」の放送や配信のための英語版、多言語版の制作を効果的・効率的に実施し、ＮＨＫの質の高いコンテンツの国際発信の強化を支援します。

○ＮＨＫが主催する“教育コンテンツ”の国際コンクール「日本賞」の安定的な運営を支え、取り組みの充実に資する提案を積極的に行い、事業の価値向上に貢献します。

○国際放送番組審議会や接遇業務、翻訳業務等を通じて、ＮＨＫの国際発信の質的強化や公共放送・公共メディアの国際理解の促進等に寄与します。

○ＮＨＫから受託する「実用化委託研究業務」、「特許関連業務」、「受信技術関連業務」等を通して、最先端の放送技術の研究開発やその実用化への貢献、ＮＨＫの技術の放送分野以外への応用展開を推進するとともに、放送受信環境の維持・改善に取り組みます。

○ＮＨＫの天気・防災手話ＣＧや手話ＣＧ単語検索サイトの保守・更新を担い、ＮＨＫのユニバーサルサービスの向上に貢献するとともに、この技術の新たな応用展開を検討し社会に還元します。

○ＡＩ等の最先端技術を活用した字起こしや音声合成により、効果的・効率的なコンテンツ制作を可能にし、ＮＨＫグループ等の働き方改革に貢献します。

○インターネットを通した番組視聴方法等の周知や４Ｋ８Ｋ技術の放送外応用に取り組み、公共放送・公共メディアＮＨＫの公共性の高いサービスのより広い普及に寄与します。

○放送を取り巻く環境やＮＨＫの人事制度等の変化に対応しつつ、プロフェッショナルの放送人を育成するため、インターネット配信必須業務化等を踏まえたカリキュラムを開発・導入するなど、ＮＨＫとの連携をさらに深め研修の高度化に取り組み、公共放送・公共メディアを支える人材の確保・育成に寄与します。

４．公益目的支出計画の着実な実行

内閣府の認可を受けた公益目的支出計画の着実な実行を通して、ＮＨＫグループの財団として社会貢献を果たしていきます。

（社会奉仕業務）

○６年目を迎える「新・介護百人一首」は、財団の福祉分野における中核事業として、イベントの実施や「ステラｎｅｔ」とのさらなる連携、ＡＩ音声合成技術を活用した読み上げサービスの発信、在宅介護の現場へのアプローチ、作品集の無償配付等、さらに事業の浸透と充実を図ります。

○「放送教育・ＩＣＴ教育のあり方に関する調査・研究」については、大学・学校等との連携を深めながら着実に実施します。また、メディア・リテラシー事業で教材として開発した「メディア・リテラシーかるた」のより一層の普及・活用をめざします。

（国際版番組ライブラリー自主整備事業）

○日本の世界遺産を外国に紹介する放送番組を制作するなどして放送番組外国語版ライブラリーを充実させ、途上国の放送局等のニーズに対応します。

（研究開発事業）

○最先端のＡＩ技術や高臨場感映像・音響技術、情報センシング技術等を活用し、財団独自の新たな情報表現・伝達技術の研究開発に取り組みます。

（放送界の人材育成事業）

○「情報空間の健全性」確保に資する観点から、放送界全体の放送倫理の向上とコンテンツの質的向上のため、「放送人基礎研修」の充実・強化を図るとともに、ケーブルテレビ局等、多様な放送界向けの専門研修のカリキュラム開発を促進します。

（ことばセミナー・講座等事業）

○人前で話す力を向上させる講座、教師のための話し方セミナー、朗読ボランティア養成講座、視覚障害者のための音訳講座等の実施を通じて、話しことばによるコミュニケーション技術の普及を図ります。

（特定寄附）

○ＮＨＫ交響楽団への特定寄附を、引き続き行います。

（公益目的支出計画の適正な管理）

○公益目的支出計画の進捗状況を月次単位で確認し、計画を着実に実行します。

５．コンプライアンスの徹底と持続可能な経営基盤の強化

信頼の基礎となるコンプライアンスの徹底、リスク管理とガバナンスの向上に、財団全体で取り組み、一層高度なレベルをめざします。事業環境の変化に対応するため、適切に収支管理を行い、持続可能で、効果的・効率的な業務実施体制を組むとともに、職場環境の整備に努め、一人ひとりが活躍できる組織をつくります。

○ＮＨＫ財団「倫理・行動憲章」を順守します。職員・スタッフ一人ひとりが、互いの人権を尊重し、コンプライアンス意識をもって行動するよう徹底します。

○高い水準での内部監査体制を堅持します。内部監査での指摘事項や内部統制、業務運営の必要な改善については、役員会やリスクマネジメント委員会、総務担当管理職会議等、組織全体で共有し、速やかに実行します。

○業務プロセスごとの「リスクコントロールマトリクス」の活用等により、全組織の年間を通じた統制活動のＰＤＣＡサイクルを回し、新たなリスクへの適切な対応を含め、リスクと統制活動の点検・改善を徹底します。

○合併財団としての課題の解決をめざします。その一環として、合併時に作成した経理ルール等を再点検し、リスクを未然に防ぐための仕組みやガバナンスの強化を進めます。

○「ハラスメント相談窓口」「コンプライアンス通報窓口」を職員・スタッフ等に確実に周知し、リスクの未然防止や適切な対応の取り組みを強化します。

○コンプライアンスやリスクマネジメント等「信頼」「信用」の基盤を堅持するために「ハラスメント勉強会」「情報セキュリティ勉強会」等の全職員必須研修を行います。財団を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するために、インターネット業務必須化等の経営課題に即した研修や多様な学びの機会を設け、職員のスキルや能力の伸長を図ります。

○財団を取り巻く環境変化を踏まえて、営業推進に取り組むとともに、契約形態の変更や業務の縮小等、流動性が増しているＮＨＫからの受託業務に適切に対応しながら実施します。既存事業の普及・展開や新規事業の開拓に挑戦できる体制を構築するため、効果的・効率的な組織運営と柔軟な要員配置を行います。事業環境の変化と今後を見通し、中長期の要員計画、専門性の拡大と人材確保・育成の計画を策定し、実行します。

○正味財産の適切な管理に努めます。事業環境の変化に対応して、２０２５年度からスタートした月次ベースでの収支管理等の高度化を図ります。ＮＨＫからの受託業務や、多様な取引先との自主事業、公益目的支出計画に基づく事業の適正管理に努めます。公益目的支出計画を除いて、収支相償をめざして取り組みます。

○個人情報保護関連規程を改正し、情報区分に「極秘」「秘密」の分別管理を導入します。規程改正の意義や新たな取り組みへの意識・理解の浸透を図ります。

○システムを活用したきめ細い勤怠管理で、職員の健康管理に努めるとともに、それぞれのライフスタイルや働き方を尊重し、ワークライフバランスの実現をめざします。「働き方改革推進委員会」を軸に、労働時間の適切な管理と目標を設定して休暇取得の促進に取り組みます。

○「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」に基づいて制定した財団としての「行動計画」を、一体のものとして着実に進め、だれもが安心して働ける環境を整えます。多様な人材が活躍できる職場環境の整備の証しとして「くるみん」の２０２７年度内の認定をめざします。

○財団を取り巻くＩＴ環境の変化と増大するサイバーリスクに対し、合理的なコストで、不正アクセスや情報漏えいを防ぎ、安全で信頼性の高い業務の根幹を支えるイントラネットワークとコーポレートシステムを適切に維持・改善します。

○ＡＩを利用した標的型メールやサポート詐欺等、巧妙化するサイバー攻撃への対策を強化します。多要素認証や暗号化を進め、不正利用、不正アクセスによる情報漏えい等インシデントの防止を図ります。実践的な訓練や情報セキュリティ勉強会により、財団で働くすべての職員・スタッフ等のセキュリティ意識と対応力の向上に努めます。

○「業務の適正を確保する体制」に沿って、健全かつ有効・効率的に業務が運営されるよう徹底を図り、その運用状況・評価については、２０２６年度事業報告で報告します。

○子法人であるＮＨＫ交響楽団のガバナンス強化のために、リスクマネジメント、内部監査、情報セキュリティ、管理会計等の面で適切に支援します。

【職員数】３１３人（２０２６年４月１日現在）

＜参考資料＞

２ 基金に関する資料

（1）出捐契約書

（2）基金の設置・運用に関する資料

（3）放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みとしての出資・出捐の全体像を示す資料

（1）出捐契約書

出捐契約書（案）

日本放送協会（以下「甲」という。）と一般財団法人ＮＨＫ財団（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して行う出捐に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（基本合意及び目的）

第１条　甲及び乙は、甲が乙に対し、乙において実施する助成事業（放送ネットワーク設備の維持及び更新工事等を通じた視聴者保護並びに放送事業の持続可能性の確保等の公益目的を達成するため、乙が放送事業者等に対して助成を行う事業。以下「本事業」という。）の原資とするために金員を出捐し（以下この金員を「出捐金」という。）、乙はこれを受け入れることを合意する。

２　本事業は、甲が行う公共放送及び民間放送の二元体制の下、持続可能な放送ネットワークを効率的に維持・高度化する見地から、放送ネットワークインフラの共同利用促進と効率的な維持管理を実施し、全国にあまねく放送を届け、視聴者保護と情報の多元性を確保することにより、放送及びその受信の進歩発達を実現し、もって、国民の知る権利及び情報格差の防止並びに民主主義の基盤を確保することを目的として行うものとする。

３　本契約は、出捐金の額、使途等の出捐に関する基本的事項及び出捐金を原資とする本事業が円滑に実施されるために必要な事項を定めることを目的とする。

（基本原則）

第２条　乙は、本事業の実施に当たり、公平性、公正性、透明性及び効率性を確保しなければならない。

（本事業の内容）

第３条　乙は第１条第２項の目的を達成するために、本契約の定めに従い、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）条件不利地域における小規模中継局の更新工事・共用化工事への助成（大規模災害発生時の復旧工事への助成を含む）

（２）極微小電力中継局の更新工事への助成（大規模災害発生時の復旧工事への助成を含む）

（３）ブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進事業等への助成

（４）その他、前各号の助成を行うために必要な事務

（出捐額及び出捐方法）

第４条　甲は、乙に対し、本契約に基づき、金 400 億円を出捐する。

２　前項の出捐の方法及び時期は、甲及び乙が別途協議の上で定める。

（出捐金の管理及び運用）

第５条　乙は、出捐金を他の資金と区分して管理する。

２　乙は、出捐金を原資として、第７条に定めるところに従い基金を設置し、基金の管理及び運用に関する内部規程を定め、これを遵守するものとする。

３　乙は、出捐金の源泉が視聴者からの受信料であることを踏まえ、資金の運用にあたっては、効率的、効果的かつ慎重な運用に努めるものとする。

４　基金の管理及び運用に関する内部規程の変更等、出捐の趣旨に影響を及ぼす可能性のある事項については、乙は、事前に甲と協議の上、決定するものとする。

（出捐金の不返還）

第６条　甲は、本契約に基づく乙に対する出捐金につき、返還を求めることはできない。ただし、本契約が第 17 条又は第 18 条の規定により解除された場合又は終了した場合は、甲は、乙に対し、残余の出捐金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（出捐金の使途等）

第７条　乙は、出捐金を原資として、「共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金」（以下「基金」という。）を設置する。

２　基金は、第３条に規定する本事業の遂行のために必要となる次に掲げるもののために支出をするものとし、他の目的に使用してはならない。

（１）助成金の給付

（２）第 12 条に規定する運営委員会の委員に対し支払う報酬

（３）第 12 条に規定する運営委員会の開催に係る会議費、交通費

（４）租税公課

（５）監査報酬

（６）送金手数料、通信費、印刷費、運送費その他の本事業を実施するために必要な費用

（７）本事業の管理に要する費用

３　本事業に係る助成条件、その他本事業の実施方法等については、別紙のとおりとする。

４　乙は、前項の助成条件や実施方法等に従い本事業を円滑に遂行するために、事前に甲と協議の上、実施規程及び実施要領を定めるものとする。

５　乙は、前２項に定める事項について、本事業の目的、基本原則等出捐の趣旨に変更を生じない範囲内で、甲と協議の上、必要に応じて見直しを行うことができる。

６　甲は、前項の協議において、必要に応じて、乙に対し指導・助言を行うことができる。

（事業の実施計画）

第８条　本事業の実施計画については、別紙のとおりとする。

２　乙は、前項に定める実施計画について、甲と協議の上、必要に応じて見直しを行うものとする。

3　乙は、第３条第３号で定める事業の実施にあたっては、事前に甲と協議の上、実施計画の具体化を行うものとする。

4　甲は、前２項の協議において、必要に応じて、乙に対し指導・助言を行うことができる。

5　乙は、毎事業年度における助成計画の作成（これを変更する場合を含む。）にあたっては、甲と協議の上、決定するものとする。

（乙の職務・権限）

第９条　乙は、本事業の目的の達成のため、本契約の本旨に従い、次に掲げる職務について権限を行使するものとする。

（１）本事業の処理の方針（事業計画書及び収支予算書並びに本契約に基づき策定される規程を含む。）の決定に関する事項

（２）出捐金の受入れ、運用及び支出に関する事項

（３）第 12 条で定める運営委員会の開催に関する事項

（４）財産目録等の作成、閲覧、備置及び提出に関する事項

（５）前各号のほか、本事業の目的を達成するために必要と認められる事項

（乙の義務）

第 10 条　乙は、本契約の本旨に従い、事務を遂行し、また、善良な管理者の注意をもって、これを処理しなければならない。

2　乙が、本契約に基づく事務及び法令に基づく任務を怠り、基金に損失が生じた場合は、当該損失を補てんしなければならない。

3　乙は、財産の管理・運用状況について、半期毎に甲へ報告を行うものとする。

4　乙は、甲から本事業の処理の状況に関し報告を求められたときは、報告しないことに正当な理由がない限り、その指示に従い報告を行うものとする。

5　乙は、本契約に定めがない事務や想定外の事務が生じた場合、甲の同意を得て、当該事務の処理を行うものとする。

（法令等遵守及び体制整備）

第 11 条　乙は、関係法令、行政通達、ガイドライン等並びに定款、関係規程、実施要領その他の内部規程に基づき、本事業を適正に実施しなければならない。

2　乙は、本事業を適正に実施するための事業実施体制、ガバナンス及び内部統制体制の整備を行わなければならない。

（ガバナンスの確保）

第 12 条　乙は、本事業の公平性、公正性及び透明性を担保するため、外部有識者等から構成される運営委員会を設置する。

2　運営委員会の委員は、4 名以上 6 名以下で構成する。

3　運営委員は、乙が、本事業の目的に関し学識経験又は実務経験を有する者のうちから委嘱する。

4　乙は、運営委員会の権限および運営方法等を定める内部規程を整備しなければならない。

5　乙は、前項の規程を変更するときは、甲に対し、文書により事前に報告するものとする。

6　甲は、乙に対し、第 1 項の運営委員会の開催状況その他運営委員会に関する事項について、必要に応じて、調査することができる。

（甲の関与の範囲）

第 13 条　甲は、乙による本事業の実施に関し、個別の助成案件の採否又は助成金額の決定には関与しない。

（報告義務）

第 14 条　乙は、甲に対し、本事業の実施状況、助成実績、本事業の運営等に係るガバナンス確保の状況その他甲が必要と認める事項について、半期毎に報告するものとする。

2　前項で定める報告以外にも、甲は、乙に対して、必要に応じて報告の要求ができる。

3　甲は、前２項の報告に基づき、必要に応じて、乙に対し指導・助言を行うことができる。

（監査及び検証）

第 15 条　乙は、本事業の実施に関し、内部監査及び外部監査を受けるものとし、甲はその結果の報告を求めることができる。

2　甲は必要に応じて、乙に対し、臨時の監査実施を求めることができる。

（契約の変更）

第 16 条　本契約の内容を変更する場合は、甲乙協議の上、書面により行うものとする。

（契約の解除）

第 17 条　甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）本契約に定める条項に違反し、乙に対して催告したにもかかわらず当該違反が是正されないとき

（２）第８条第１項の規定により定められた事業の実施計画に即して適切に本事業を実施していないものと認められるとき、又は同計画に即した本事業の実施が困難であると認められるとき

（３）所轄行政庁より処分又は指導を受けたとき

（４）信用状態等に重大な変化が生じ、本事業の実施が困難になるおそれがあると認められるとき

（５）その他前各号に準じる事由が生じたとき

（契約の終了）

第 18 条　本契約は、次のいずれかに該当する場合には、終了する。

（１）本事業の目的が達成されたとき、又は達成が不能となったとき

（２）基金の財産が消滅したとき

（３）前条の規定による解除がなされたとき

（有効期間）

第 19 条　本契約の有効期間は、本契約締結の日から本事業が終了した日までとする。

（準拠法及び管轄）

第 20 条　本契約は日本法に準拠し、本契約に関して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 21 条　甲及び乙は、本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は本契約に定めのない事項については、関係法令によるほか、誠実に協議を行い、処理解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

2026 年　　月　　日

甲　日本放送協会

乙　一般財団法人ＮＨＫ財団

【別紙（第７条第３項及び第８条第１項関係）】

共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金
事業内容、資金計画及び収支計画（案）

【概要】

協会は、放送法第 15 条および定款第 3 条に基づき、公共の福祉のため、全国あまねく放送を受信可能とする基幹放送を実施してきた。

この使命を将来にわたり果たすためには、協会と民間放送事業者による二元体制の下で、放送ネットワーク設備を持続可能な形で維持・更新し、視聴者保護を確保することが不可欠である。

加えて、人口減少や設備老朽化、物価上昇等により、条件不利地域における中継局の維持は、協会・民間放送事業者双方にとって構造的な課題となっている。

令和 6 年の放送法改正により、協会には民間放送事業者が行う難視聴地域における視聴確保の努力義務への協力義務が明確化された。この趣旨を踏まえ、放送法第 20 条の 2（基幹放送局提供子会社）に基づく出資に、出捐を加えて、あまねく放送を届ける観点から放送ネットワークを維持する仕組みを構築することで、放送法の趣旨を着実に実現する。

具体的には、協会が還元目的積立金 400 億円を財団に出捐し、基金を設置することで、放送ネットワークの将来的な維持・高度化という公共的課題に対し、特定の放送事業者や営利活動への帰属を避け、二元体制の中立性を確保しながら、公共性・透明性の担保された共通基盤として資金を管理・活用する。また、技術革新や災害時の視聴者保護に機動的に対応するとともに、基金としての運用益を公共目的に還元し、価値の最大化を図るため、一括で出捐する。

基金は、中立性・専門性を有する財団により運営され、運営委員会の設置、内部統制、外部監査等を通じて公平性・透明性を確保する。さらに、協会は、基金のガバナンスを確保するため、基金の状況等について財団から報告を受け、適切なフォローアップを行う仕組みを構築する。協会は資金拠出者として説明責任を果たしつつ、助成判断の独立性を確保する。

基金は 2026 年度内に設置し、2028 年度から助成金の支払いを開始、2057 年度までの長期運用を想定する。

【事業内容・スケジュール】

◆準備期間（2026-2027：制度整備・申請受付）
・2026 年中に運営委員会の設置等を行った上で基金を設置し、同年から中継局更新助成等の受付を開始
・ＢＢ等代替など将来のネットワーク維持に向けた関係者間協議の検討を受けた助成事業の準備　など

◆助成期間(2028-2057)
・小規模中継局への助成事業　（２ページ参照）
・極微小電力中継局（ミニサテライト局）への助成事業　（３ページ参照）
・放送事業者が行うブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進事業等への助成事業　（3 ページ参照）

○財団において行う小規模中継局への助成事業

・助成支払期間　2028 年度～2042 年度の 15 年間（想定）
・助成率　５分の２
・対象　条件不利地域等の小規模中継局　約 330 局を想定
・費用　約 153 億円を想定

視聴者保護および放送事業者の持続可能性向上のため、将来のネットワーク維持を見据えて、放送事業者が行う条件不利地域等における小規模中継局の設備更新等（イニシャルコスト）に対する助成事業を実施する。これは、老朽化が喫緊の課題となっているこれらの中継局について、経済合理性の高い方法で更新を行う場合に助成を行うことで、視聴者が協会および民間放送事業者の放送を継続視聴できる機会を確保するとともに、結果として、将来の受信料負担の軽減を図ろうとするものである。

具体的には、条件不利地域等に設置されている小規模中継局のうち、当該地域で放送を行う全ての基幹放送事業者が、共同で設備の更新もしくは共用化を実施する場合に、その設備更新に要する経費に対して助成を行う。助成率は５分の２とする。助成先は条件不利地域等に存在する小規模中継局のうち、各放送区域内の基幹放送事業者の協議体から要望のあった約 330 局を想定する。これらは人口減少地域である離島や山間部等にあり１世帯あたりの維持コストが高く、また老朽化が進み可及

的速やかな更新が必要な中継局である。費用は 153 億円を見込む。

助成期間は、2026 年度中に助成の受付を開始した場合、設備が完成し助成金の支払いが行われるのは 2028 年度となることが想定されることから、2028 年度から 2042 年度までの 15 年間を想定する。

○財団において行う極微小電力中継局（ミニサテライト局）への助成事業

・助成支払期間　2028 年度～2042 年度の 15 年間（想定） ・助成率　5 分の 2 ・対象　ミニサテライト局　約 480 局（協会単独局等は除く） ・費用　約 67 億円

視聴者保護および放送事業者の持続可能性向上のため、放送事業者が行うミニサテライト局の設備更新（イニシャルコスト）に対する助成事業を実施する。ミニサテライト局は、小規模中継局よりもさらなる条件不利地域にあり 1 世帯あたりの維持コストが高い。そのため放送事業者による維持困難性が増していることから、放送事業者から助成等へのニーズがある。今後、基幹放送局提供事業者が全国のミニサテライト局を一括管理し、共同利用を推進することも予定されている。当該地域で放送を行う全ての基幹放送事業者が使用するミニサテライト局（協会のみが使用する局を除く）の設備更新に要する経費に対して助成を行う。助成率は 5 分の 2 とする。助成先は約 480 局を想定し、期間は小規模中継局と同様 2028 年度～2042 年度の 15 年間、費用は 67 億円を見込む。

○放送事業者が行うブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進事業等への助成事業

・助成支払期間　2028 年度～2057 年度（想定） ・費用　約 180 億円を想定（①約 60 億円、②約 120 億円） （内訳）①先行実施トライアルおよび調査研究等への支援（2028-2042） ②導入促進（2040※-2057）※前倒しも想定

①先行実施トライアルおよび調査研究等への支援（2028-2042）

将来にわたる放送ネットワークの維持に向けて、放送事業者が行う、ブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成を行う。助成により、将来の放送ネットワーク維持に向けた検討の加速に資する。具体的には、以下の 3 項目への助成を実施することを想定する。

１点目は、地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドライン（2025 年９月制定）に定められた代替手段の先行実施を視野に入れたトライアルへの支援として、実用化判断に必要な論点を整理することを目的として、将来的なＢＢ等代替などの実施に向けた機器・アプリ開発やそのサービスを用いたＩＰマルチキャスト方式、ケーブルテレビ、ＩＰユニキャスト方式の３つの手段の組合せを前提とした住民対応を含む段階的トライアル事業に助成を行うことを想定する。なお、放送事業者が行うトライアルでは、「技術的実現性・安定性」、「イニシャルコスト・ランニングコストを含む経済合理性・持続可能性」、「住民対応・運用体制上の課題」等の観点からの検証を行う。

２点目は、新たな伝送路の調査・研究への助成を行う。通信インフラの普及状況、技術革新の動向を踏まえた、将来伝送路の位置づけについて、継続検討に資する調査研究として、「衛星活用（衛星セーフティーネット）の実証」、「技術革新による新たな伝送手段の調査・研究」の実施に対する助成を行うことを想定する。

３点目は、既存商用サービスを活用したＢＢ等代替への支援として、新規開発等が不要で代替事業として転用可能なサービスへの移行への助成を行い、視聴者保護を図る。その際、上述の中継局廃止に係るガイドラインへの適合が前提となる。対象は、ＩＰマルチキャスト方式のほか、ＲＦ方式配信サービスやケーブルテレビを想定する。

助成の実施にあたって必要な経費については、当面の財源として 60 億円規模とし、放送事業者からの申請に基づきその取り組みを支援する。将来の技術進展や社会環境の変化を前提に、あらかじめ単一の結論を固定するものではなく、段階的な検証を通じて柔軟に見直していく。また、総務省や放送事業者など関係者間での協議を行いながら、必要に応じて内容の再点検・見直しを行う。

②導入促進（2040※-2057）※前倒しも想定

上掲「①先行実施トライアルおよび調査研究等への支援」の取り組みの結果に基づき、ＢＢ等代替などの開発・導入促進を行う。具体的には、視聴者保護に資する代替事業を促進する場合に、必要不可欠となる初期の設備投資、視聴者負担軽減に資するイニシャルコストについて、放送事業者からの申請に基づき助成を実施することを想定する。

経済合理性や持続性が認められた段階で、総務省や放送事業者など関係者間で協議しながら可能な限り前倒して代替事業を実施することとする。なお、共同利用の促進など効率的施策が促進されることを前提に、小規模中継局やミニサテライト局

への助成事業に助成を行うことも視野に入れていく。

なお、著しく激甚な大規模災害が発生した場合には、放送ネットワークを可及的速やかに復旧することにより、被災地域の視聴者保護を図ることを目的に、基金による事業に影響を与えない範囲において、助成事業の枠組みの中で、限定的に助成を行う。

（資金計画）

協会は、協会の還元目的積立金を原資とした400億円を出捐し、財団は、共同利用、放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金を設置し、長期安定的に助成を実施する。

基金から共同利用、放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業の遂行のために必要となる次の項目のために支出する。

（１）助成金の給付
（２）運営委員会の委員に対し支払う報酬
（３）運営委員会の開催に係る会議費、交通費
（４）租税公課
（５）監査報酬
（６）送金手数料、通信費、印刷費、運送費その他の本事業を実施するために必要な費用
（７）本事業の管理に要する費用

基金の管理・運用は、安全かつ確実な方法で行い、助成事業の円滑な実施と適切な運用益の確保に配慮する。基金より生ずる運用益については基金へ繰入れることとする。基金の運用に用いる金融商品は、国内預貯金、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債、公社債投資信託（円建て）又はＭＭＦ（円建て）の一つ又は複数とする。ただし、外貨建ての債券、購入時に元利金が確定していない債券、変動金利の債券は除くものとし、原則として償還期限まで10年以内のものとする。

（収支計画）

助成内訳

１．小規模中継局　（2028年度～2042年度）　：153億円
２．ミニサテ　（2028年度～2042年度）　：　67億円
３．新たな伝送技術（2028年度～2042年度）　：　60億円
４．ＢＢ等代替など（2040年度頃～2057年度）：120億円

（2）基金の設置・運用に関する資料

一般財団法人ＮＨＫ財団

共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する

助成事業基金設置・運用規程（案）

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人ＮＨＫ財団（以下「当法人」という。）が実施する共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業（以下「助成事業」という。）について、当法人に設置される助成事業基金（以下「基金」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（区分経理）

第２条　当法人は、基金の運営を行うにあたり、当該基金に係る経理を当法人の他の財産に係る経理と明確に区分し、これを毀損することのないよう適正に処理しなければならない。

（助成事業の実施等）

第３条　助成事業の実施方法等については、別に定める共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業実施規程の定めるところによる。

（管理等責任者）

第４条　理事長は、基金の管理及び運用の適正を期するため、役員又は職員の中から、管理等責任者を任命し、その管理及び運用に当たらせるものとする。

２　管理等責任者は、職員の中から、基金の管理運用業務を遂行する管理運用執行者を任命することができる。

３　管理等責任者は、管理運用執行者を監督し、必要に応じて適切な指示を与えるものとする。

（基金の構成）

第５条　基金は、日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）と当法人が締結する出捐契約に基づく基金財産及びその運用益をもって構成する。

（基金の運用）

第６条　基金の管理・運用は、安全かつ確実な方法で行い、助成事業の円滑な実施と適切な運用益の確保に配慮する。

２　この基金より生ずる運用益については基金へ繰入れることとする。

（運用対象）

第７条　基金の運用に用いる金融商品は、国内預貯金、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債、公社債投資信託（円建て）又はＭＭＦ（円建て）の一つ若しくは複数とする。ただし、外貨建ての債券、購入時に元利金が確定していない債券、変動金利の債券は除くものとし、原則として償還期限まで 10 年以内のものとする。

（債券等の信用格付け）

第８条　前条の運用対象の発行体格付けは、ＮＨＫが指示する関連団体運営基準の事前協議における「重要な資産の取得または処分」の基準に沿ったものとすることを原則とする。

（関連団体運営基準）

第９条　基金の運用にあたり、ＮＨＫの定める関連団体運営基準第 12 条第 16 号「重要な資産の取得または処分」に該当する場合には、ＮＨＫと必要な事前協議を行うものとする。

２　基本財産の増減が生じる場合には、ＮＨＫの定める関連団体運営基準第 12 条第６号「増資、減資または基本財産の増減」に該当することから、ＮＨＫと必要な事前協議を行うものとする。

（運用手続き）

第 10 条　管理等責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事会の承認を受けなければならず、当該資金運用の計画に基づき、運用を行うものとする。

２　金融商品の購入に際し、管理等責任者は、年限、利率、価格、発行要綱など必要な事項を明らかにし、理事長の承認を得なければならない。

（資金運営状況の報告）

第 11 条　管理等責任者は、基金の運用状況について、定期的に理事長に報告するものとする。理事長は、運用の経過及び結果について少なくとも半期毎又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

（運営費）

第 12 条　基金の運営に必要な経費については、基金をもって充てる。

（理事会・評議員会・ＮＨＫへの報告）

第 13 条　理事会は、助成事業への活用状況を含む基金の管理・運用状況について、半期毎に理事長から報告を受けるものとする。

２　評議員会は必要と認めた場合、助成事業への活用状況を含む基金の管理・運用状況について、理事長から報告を受けるものとする。

３　理事長は、助成事業への活用状況を含む基金の管理・運用状況について、半期毎にＮＨＫへ報告するものとする。

（基金の廃止）

第 14 条　当法人は、ＮＨＫと協議の上で、基金が所期の目的を達成したものと認められる場合は、基金を精算し、残金が生じた場合はＮＨＫと協議の上で対応するものとする。

（改廃）

第 15 条　この規程を改廃する場合は、理事会の決議を行う。

（細則）

第 16 条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、2026 年●月●日から施行する（2026 年●月●日理事会決議）。

（3）放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みとしての出資・出捐の全体像を示す資料

放送ネットワークの効率化・維持に向けた取り組みについて（出資・出捐の全体像）

2026年5月

NHK

情報空間全体の多元性確保への貢献

基幹となる二元体制維持

（予算規模:600億円※）～将来の受信料負担の軽減に貢献～

ネットワーク効率化に向けた取り組み

（共同利用型モデルの導入、持続可能な代替手段の検討等）

- 経済合理性を大前提に、民放と協調して、放送ネットワーク維持に積極的に対応していく

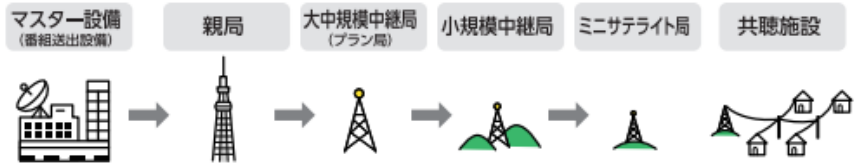

※「NHK経営計画（2021-2023年度）※2023年1月修正」において、当中期経営計画期間に支出するものとして算定し、経営委員会が議決したもの

メディア産業全体のために

（予算規模:100億円※）～地域を含むメディア産業全体の多元性確保に貢献～

情報空間の健全性確保への貢献

（外部連携による取り組み）

- オリジネーター・プロファイル技術研究組合への参加
- Trusted News Initiativeへの参加　等

外部との協調・連携

- “共存共栄”のための外部制作比率の確保（衛星）
- 取引について、より透明化し、公正性の確保を推進（人権とビジネスの観点も含めて）
- 業界全体の底上げの取り組み　等

➡視聴者のみなさまの将来負担の軽減につながる先行支出として、多元性確保のために確保した積立金は、2025年度以降の予算・事業計画で使途を明確にしていく

放送ネットワーク効率化「共同利用型モデル」の概要
（中継局共同利用推進全国協議会総会（2025年12月5日開催）において合意）

NHK

- 還元目的積立金600億円を原資として、

❶ 共同利用会社（J-BN）による全国約480局のミニサテ共同利用事業

❷ 放送ネットワークインフラの整備基金を設立し、放送事業者の中継局共同整備に助成する事業

を行うことで、放送ネットワーク共同利用の促進と効率的な維持管理を実現する。

- J-BNによるミニサテ共同利用事業と基金による中継局更新経費助成事業との相乗効果・相互補完で、放送ネットワークの維持・高度化を図る。

- これまで検討してきた仕様の共通化や一括調達、人材確保施策等は、最大限活用する。

＜還元目的積立金の配分イメージ＞

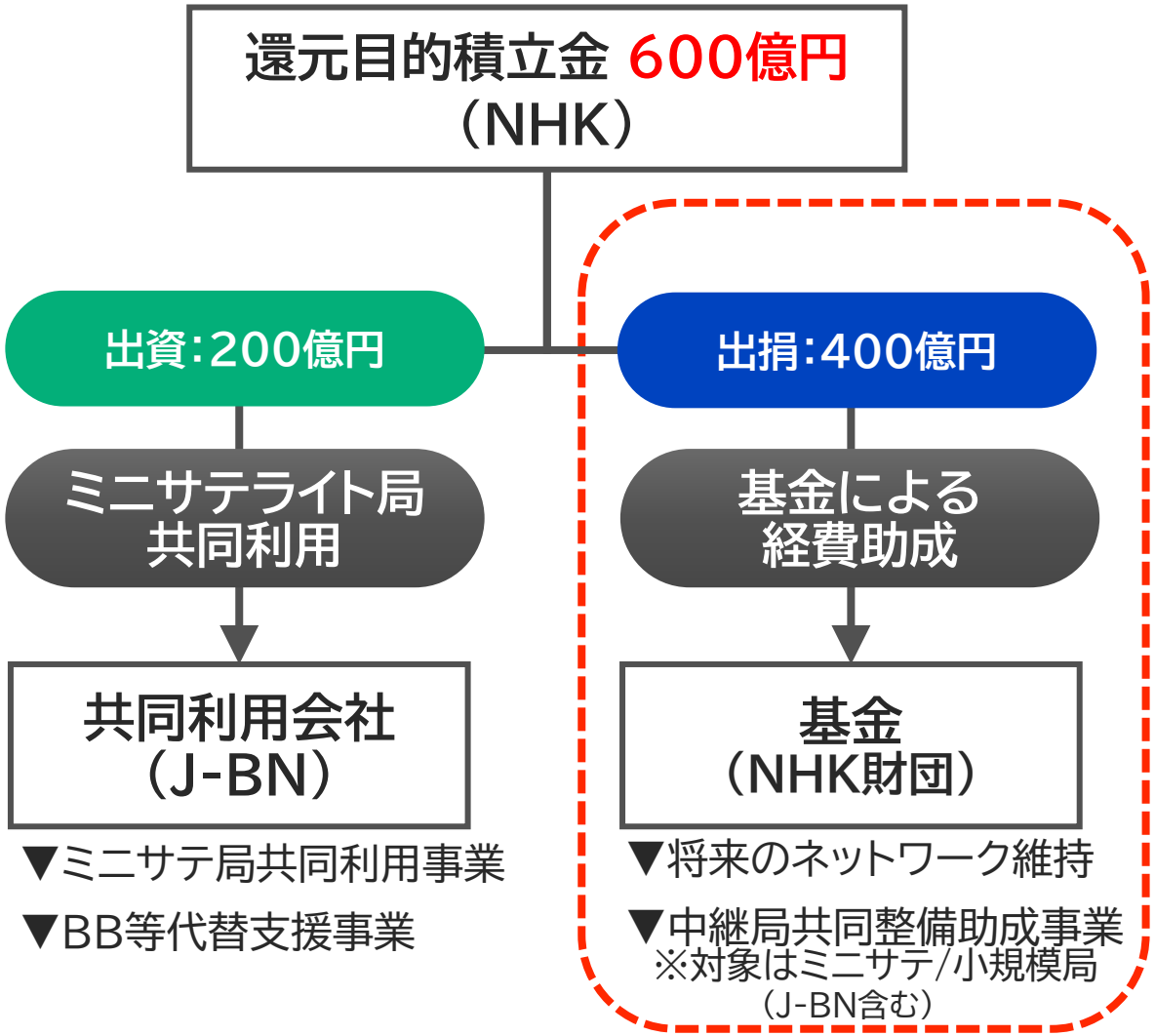

※ なお、還元目的積立金600億円等を盛り込んだNHK令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画は国会において、3月末に承認された。

＜参考資料＞

3 助成内容に関する資料

（1）助成事業に関する資料

（2）運営委員会に関する資料

（1）助成事業に関する資料

一般財団法人ＮＨＫ財団
共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する
助成事業実施規程（案）

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　助成金の申請・交付（第５条－第 17 条）
第３章　助成事業者の義務（第 18 条－第 20 条）
第４章　助成事業の実施状況の整理及び報告等（第 21 条－第 23 条）
第５章　助成金交付決定の取消し等（第 24 条－第 26 条）
第６章　補則（第 27 条・第 28 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人ＮＨＫ財団（以下「当法人」という。）の定款第４条第１項第 10 号に定める助成に関する事業の実施について、必要な事項を定め、同事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（助成の基本原則）

第２条　本助成事業は、別に定める「共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金設置・運用規程」に基づき管理・運用される基金を原資として実施する。

２　当法人は、助成金の交付にあたっては、公平性、公正性、透明性及び効率性を確保し、放送ネットワークの維持・効率化等に資するものとなるよう努める。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）助成金　当法人が、この規程に基づき、当法人以外の者に対して交付する金員をいう。

（２）申請事業　助成金の交付の対象となる事業をいう。

（３）申請事業者　助成金の交付を申請する者をいう。

（４）助成対象事業　助成金の交付対象となる事業をいう。

（５）助成事業者　助成金の交付を受けて助成事業を行う者をいう。
（６）運営委員会　公平性、公正性及び透明性を担保するための独立した審査機関として、申請事業者からの申請内容等審査その他の事項を所掌する会議体として、当法人に設置される委員会をいう。
（７）基金運営事務局　助成金申請等の受付事務、助成金申請等内容の確認、審査案の作成、申請事業者からの問い合わせ対応等の事務を行う組織をいう。

（運営委員会）
第４条　運営委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業運営委員会規程」に定めるところによる。

第２章　助成金の申請・交付

（申請事業者）
第５条　申請事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすものであって、本事業の趣旨に照らし、助成金を交付することが適切であると運営委員会が認める者とする。
（１）放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号の基幹放送事業者又は同条第 24 号の基幹放送局提供事業者その他、地上基幹放送の放送設備を所有し、これを地上基幹放送事業者に貸与している者であること。
（２）申請事業の計画に従ってこれを遂行するために必要な経理的基礎及び技術的能力があると認められること。
（３）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力のいずれでもなく、また、これらが経営又は運営に実質的に関与していないこと。
（４）宗教活動又は政治活動を目的とする法人及び団体でないこと。
（５）その他申請事業者として不適当と認められる行為がなかったこと。
２　申請事業者は、申請事業につき助成金の交付決定がなされたときは、この規程を遵守して助成事業を実施しなければならない。

（申請事業者の募集・申請書類）
第６条　申請事業者の募集方法、申請書類その他の募集及び申請に関する事項は、助成対象事業ごとに別途定める実施要領（以下「実施要領」という。）による。

（助成対象事業の要件）
第７条　助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。
（１）条件不利地域における小規模中継局の更新工事・共用化工事の事業（大規模災害時

の復旧工事を含む）

（２）極微小電力中継局（ミニサテライト局）の更新工事の事業（大規模災害時の復旧工事を含む）

（３）ブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進事業

２　前項の事業は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。

（１）計画及び実施方法が、目的を達成するために適切であること。

（２）実施して得られる効果が、特定の者の利益にのみ寄与するものと認められないこと。

３　第１項各号の要件は、実施要領でそれぞれ定める。

４　第１項第３号の事業への助成の要件については、ＮＨＫとの協議により、将来の技術革新その他放送メディア環境の変化等に応じた放送事業者等による協議の結果を踏まえて具体化を行う。

（助成交付決定手続等）

第８条　基金運営事務局は、第５条及び第７条の要件に適合する助成対象者及び助成対象事業について、申請事業者から提出された申請書類に基づき、申請事業の内容及び助成対象経費の妥当性等について確認を行い、理事長に助成対象事業の選考案（以下「選考案」という。）を提出する。

２　理事長は、前項の規定により提出を受けた選考案を運営委員会に諮問する。

（助成対象事業の選考）

第９条　運営委員会は前条の諮問を受けた選考案について、実施要領に基づいて助成対象事業を選考する。

２　運営委員会は、前条の選考結果を理事長に答申し、理事長は理事会の承認決議を受けて助成対象事業を決定する。

３　前項に定める選考結果は、適切な方法により公表するものとする。

（助成金交付の額）

第 10 条　第７条第１項第１号及び第２号の事業に対し、前条第 2 項で決定した助成対象事業に交付する助成金の額は、別途定める助成金の適用範囲の工事等に要する経費（以下「助成金対象経費」という。）の５分の２とする。

２　助成対象事業による交付額は、地域の公平性を考慮し、地域ごとの対象局所数などに応じて設定する助成金の上限額目安の範囲内であること。ただし、理事会の承認を得た場合には、上限額の目安を変更することができる。

（助成金の交付の決定の通知）

第 11 条　理事長は、第 10 条の規定により助成金の交付額を決定したときは、その旨及び決定した助成内容その他必要な事項を申請事業者に通知する。

（助成金の交付の辞退）

第 12 条　助成事業者は、前条の通知を受けた後、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとするときは、その理由を記載した書類を遅滞なく基金運営事務局に提出しなければならない。

2　理事長は、助成事業者から前項の書類の提出があったときは、運営委員会の意見を聴いて、当該申請に係る助成金の交付の決定を取り消すものとする。

（助成事業計画の変更等）

第 13 条　助成事業者は、助成事業に係る事業計画又は実施内容（工事を伴う場合には工事内容を含む）を変更しようとする場合は、変更申請を行うものとする。変更申請の当否を判断する手続は、第 9 条の例による。

2　前項の規定にかかわらず、突発的な事象により放送ネットワークの維持に支障が生じ、速やかな対応が必要と認められる場合には、基金運営事務局は、事後の報告を条件として、必要な指示を行うことができる。

（事業終了の実績報告）

第 14 条　助成事業者は、助成事業が終了した日から起算して 30 日以内に、実施要領が規定する書式により、実績報告書その他の実施要領が定める書類を基金運営事務局に提出しなければならない。

（助成金の助成額の確定手続等）

第 15 条　基金運営事務局は、前条の規定により提出された実績報告書等に基づき、助成事業の実施内容及び経費の妥当性等について確認を行い、理事長に確定案を提出する。

2　理事長は、前項の規定により提出を受けた確定案を運営委員会に諮問し、運営委員会の答申を受けて、助成金の額の確定案を決定する。

3　理事長は、前項の規定による運営委員会の答申結果を踏まえ、理事会の承認を得て助成金の額を確定する。

（助成金の助成額の確定通知）

第 16 条　理事長は、前条第 3 項の確定をしたときは、その旨及び確定した助成金の金額等を助成事業者に通知する。

（助成金の交付）

第 17 条　当法人は、前条の通知後に、当法人が指定する期日限り、決定した助成金を一括して助成事業者に対して交付する。

第 3 章　助成事業者の義務

（善良なる管理者の注意）

第 18 条　助成事業者は、この規程及び助成の趣旨に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

（助成金の目的外使用及び設備等の譲渡等の禁止）

第 19 条　助成事業者は、助成事業に係る助成金を他の用途に使用してはならない。

２　助成事業者は、助成金の交付を受けて整備した設備等について、当法人への届出・承認を得ることなく、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄その他の処分をしてはならない。

（名称等の変更の届出）

第 20 条　助成事業者が、名称、定款、代表者若しくは住所を変更したとき又は解散したときは、遅滞なく基金運営事務局に届け出なければならない。ただし、助成事業の実施が終了した日の属する事業年度の終了後 5 年を経過したときは、この限りでない。

第 4 章　助成事業の実施状況の整理及び報告等

（助成事業の実施状況の整理および報告）

第 21 条　基金運営事務局は、事業年度ごとに、助成事業全体の実施状況について整理を行い、助成金申請及び交付の状況、助成金の執行状況、今後の見通し等を取りまとめ、その内容を運営委員会及び理事長に報告する。

２　当法人は、前項により取りまとめた助成事業の実施状況について、公平性、公正性及び透明性の確保の観点から、適切な方法により公表するものとする。

（報告徴収）

第 22 条　基金運営事務局は、助成事業の適正を期するために必要があると認めるときは、助成事業者から随時報告を求めることができる。ただし、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後 5 年を経過したときは、この限りでない。

（監査）

第 23 条　当法人は、助成事業の適正な実施を確保するため、助成事業の実施状況等を踏まえ、定期的に、又は必要があると認めるときは、助成事業を監査することができる。

第５章　助成金交付決定の取消し等

（助成金の交付決定の取消し）

第 24 条　助成事業者が次の各号の一に該当するときは、当法人は、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

（１）助成金申請者から、交付決定後に助成金の交付を辞退する旨の届出があった場合

（２）偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を得、又は交付を受けた場合

（３）助成事業を中止した場合

（４）助成事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合

（５）一部基幹放送事業者が事業から離脱するなど、助成の条件から外れた場合

（６）前条に規定する監査を拒み、妨げ又は忌避した場合

（７）助成金を当法人が指定した目的外に使用したものと認められる場合

（８）助成金の交付を受けて整備した設備等につき、当法人の承認を得ることなく、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄その他の処分をしたものと認められる場合

（９）その他この規程又はこの規程に基づく決定に違反したと認められる場合

（10）法令又は定款に違反する行為をする等著しく運営の適格性を欠くと認められる場合

（助成金の返還請求）

第 25 条　当法人は、前条に基づき、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関しすでに助成金が給付されているときは、その全部又は一部について、助成事業者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（延滞金）

第 26 条　助成事業者は、前条に基づき助成金の返還を求められた場合において、これを指定期限までに納めなかったときは、実施要領に定めるところにより、延滞金を当法人に納めなければならない。

２　当法人は、前項においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第６章　補則

（改廃）

第 27 条　この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。

（細則）

第 28 条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、2026 年●月●日より施行する。

（2）運営委員会に関する資料

一般財団法人ＮＨＫ財団
共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する
助成事業運営委員会規程（案）

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　委員会の構成（第５条－第９条）
第３章　委員会の権限及び審査（第 10 条－第 12 条）
第４章　会議（第 13 条－第 19 条）
第５章　事務局（第 20 条）
第６章　補則（第 21 条－第 23 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人ＮＨＫ財団（以下「当法人」という。）が日本放送協会と締結する出捐契約書に基づき実施する共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等助成事業（以下「助成事業」という。）に関し、当法人に設置される運営委員会（以下「委員会」という。）についてその任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において用いる用語の定義は、この規程において定めるもののほか、共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業実施規程（以下「助成事業実施規程」という。）の定めるところによる。

（運営委員会の位置づけ）

第３条　委員会は、当法人が実施する助成事業に関し、申請事業者からの申請内容等審査その他の事項を所掌する会議体として、当法人に設置される。

２　委員会は、公平性、公正性及び透明性を担保するための独立した審査機関であり、理事長の諮問に応じ、合議の結果を理事長に答申する。

３　理事長は、前項の運営委員会による報告を理事会に上程し、その承認を得て、助成金の交付を決定する。

（関係規程との関係）

第４条　委員会は、助成事業実施規程の定めるところにより、申請事業者からの申請内容等に対する審査、助成金交付の選考案の審査その他の所掌事項を行うことを任務とする。

２　この規程に定めのない事項については、共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金設置・運用規程及び助成事業実施規程の定めるところによる。

第２章　委員会の構成

（委員の構成）

第５条　委員会は、次の各号のいずれかに該当する者であって、助成事業に関して優れた知見と専門性を有し、公正かつ中立な立場を堅持することができる者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する委員４名以上６名以内をもって構成する。

（１）有識者

（２）民間放送事業者から推薦された者

（３）日本放送協会から推薦された者

２　前項第２号及び第３号に該当する委員の数は、それぞれ１名とする。

３　第１項第３号に該当する委員の合計数は、委員の総数の３分の１未満でなければならない。

（委員の任期）

第６条　委員の任期は、委嘱後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（委員の辞任・解任）

第７条　委員は、任期中においても当法人に対し辞任を申し出て、理事長がこれを認めたときは、辞任することができる。

２　委員が次の各号に該当するときは、委員の２分の１以上の議決の上、当法人がこれを解任することができる。

（１）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（２）職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

３　委員が死亡又は辞任し、若しくは解任されたときは、当法人は、これを補充しなければならない。ただし、当該委員を除く委員の人数が第５条第１項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。

４　委員は、辞任又は任務満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、当該委員を除く委員の人数が第５条第１項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。

（委員長）

第８条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（委員の報酬）

第９条　運営委員の報酬については、支給の要領を別途定める。また、当法人は、運営委員

に対し、基金財産から調査費、交通費等その任務を遂行する上において必要な費用を支払うことができる。

２　前項の支給の要領を変更する必要がある場合、第 20 条に定める運営委員会事務局の長が変更案をとりまとめ、理事長に提案し、理事長は、理事会での審議を経て決定する。

第３章　委員会の権限及び審査

（所掌事項）

第 10 条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）助成事業について、実施要領で定める評価基準を変更する必要がある場合、変更案を策定し、理事長に提案すること

（２）申請事業者からの助成金交付申請を審査し、その結果を理事長に報告すること

（３）必要があると認めるときは、助成事業を監査すること

（４）その他、助成事業実施規程及び関連実施要領に基づき判断を要する事項について、理事長が必要と認める事項

（審査の基本原則）

第 11 条　委員会は、前条第２号の審査にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）明示された基準に基づき公平に判断すること

（２）特定の事業者の利益誘導とならないこと

（３）審査過程及び判断理由が後から検証可能であること

（利害関係者の排除）

第 12 条　委員が審査の対象となる案件について直接の利害関係を有する場合は、当該委員は、当該案件の議決に加わることができない。

２　前項における直接の利害関係を有する場合とは、委員の属する事業者が当該審査の対象となる場合のことをいい、子会社、関連事業者に該当する場合は、この限りではない。

３　第１項に該当するか否かの判断は、委員長が行う。

第４章　会議

（開催）

第 13 条　委員会は、定例又は必要に応じて開催するものとし、助成事業の円滑な実施に支障を生じない頻度で行う。

（招集）

第 14 条　委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、各委員がこれを招集することができる。

２　委員会を招集しようとするときは、委員に対し、書面又は電磁的方法により、あらかじ

め、日時、場所、議題その他必要な事項を通知しなければならない。
３　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
４　委員会は、出席者が一堂に会するのと同等に相互に十分議論できる環境であれば、Ｗｅｂ会議システム等を利用する方法により開催することができる。

（出席者等）
第 15 条　委員長は、必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、その意見、説明等を徴することができる。

（議長）
第 16 条　委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
２　前項にかかわらず、委員長が欠席したとき又は委員長が欠けたときは、出席した委員の中から互選された者がこれに当たる。

（委員会開催の事務）
第 17 条　委員会の開催等に必要な事務は、運営委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

（議決）
第 18 条　委員会の議決は、議決について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

（議事録）
第 19 条　委員会の議事については、議事録を作成し、審査の経過、決定の要旨その他議事の経過を明らかにするために必要な事項を記載又は記録するものとする。
２　議事録は、当法人において適切に保存する。

第５章　事務局

（事務局）
第 20 条　委員会の事務を補佐するため、事務局を置く。
２　事務局には、運営委員会の職務執行を補佐するのに必要な専門的知識及び能力を有する職員を適切な員数で配置する。
３ 事務局の職員（以下「事務局員」という。）は、運営委員会の命を受けて、その職務執行に資する業務に従事する。

第６章　補則

（守秘義務）

第 21 条　委員及び事務局員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（細則）

第 22 条　本規程の実施に関し必要な細目的事項は理事長がこれを定める。

（改廃）

第 23 条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附　則

この規程は、2026 年〇月〇日から施行する。

＜参考資料＞

４ 協会によるガバナンスに関する資料

（1） 協会によるガバナンス体制に関する資料

（2）経営委員会および執行部による基金ガバナンス方針に関する資料

（1）協会によるガバナンス体制に関する資料

本出捐に関するガバナンス体制

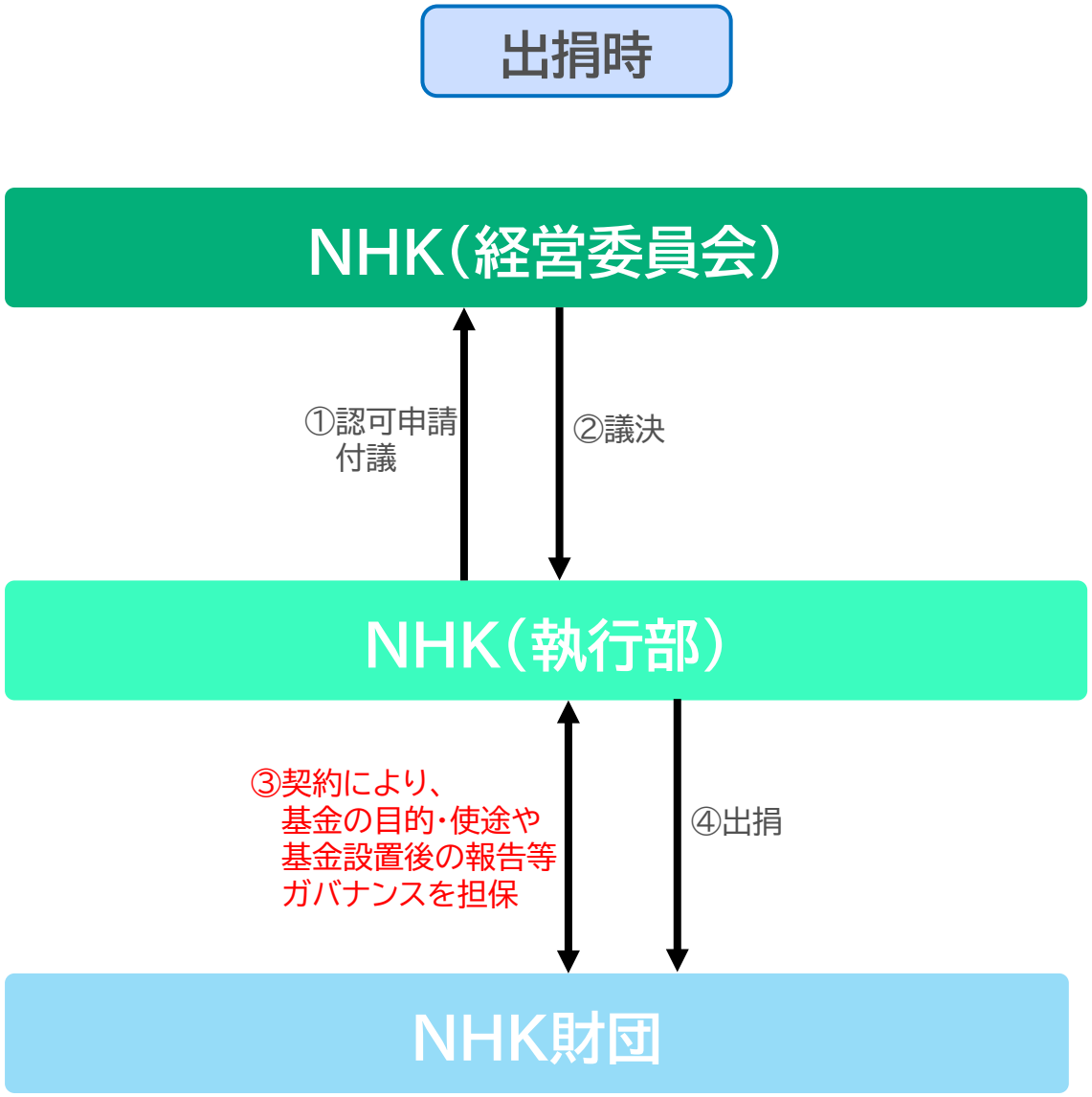

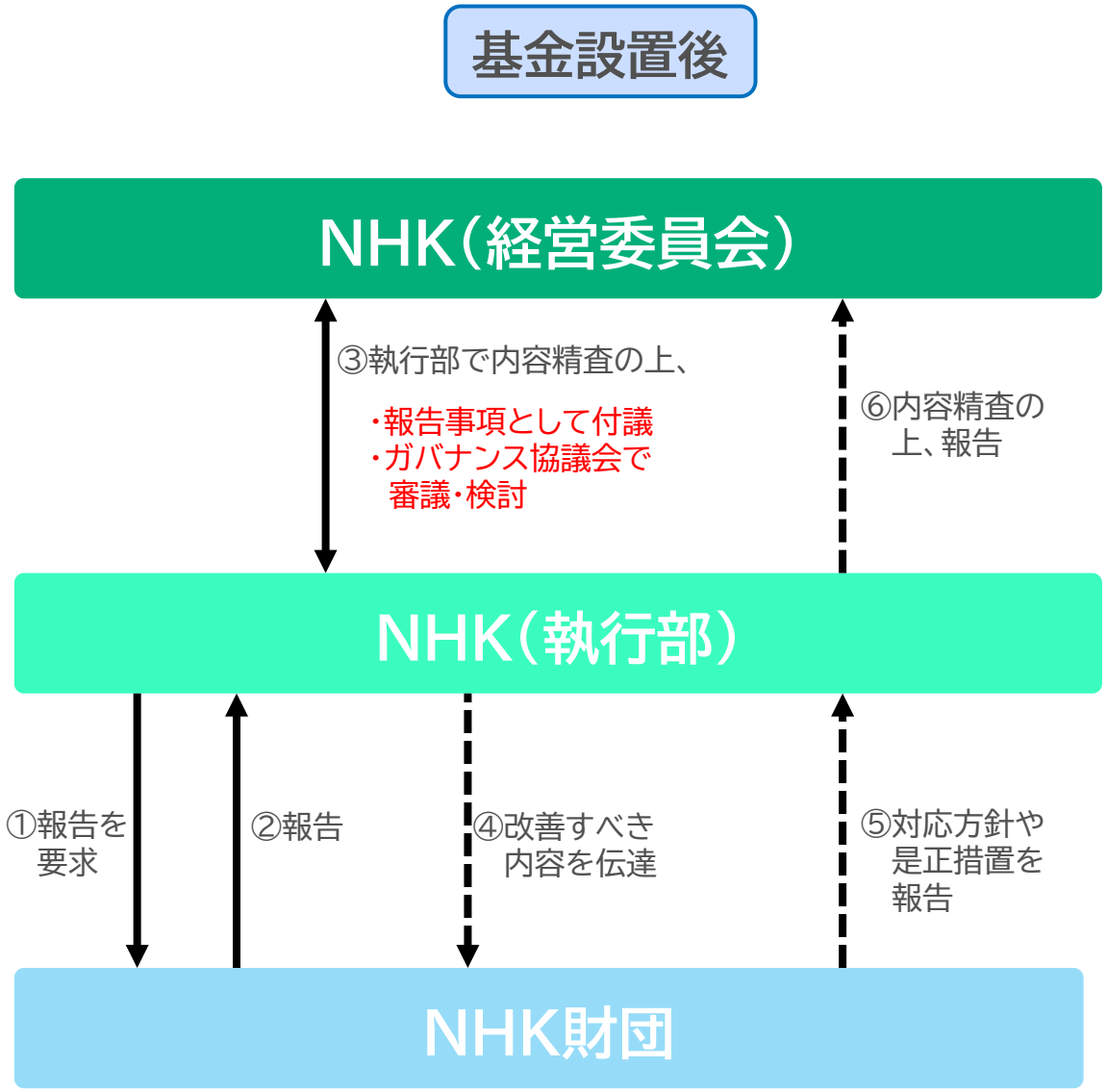

（2）経営委員会および執行部による
基金ガバナンス方針に関する資料

■基金ガバナンス方針（NHK 経営委員会・執行部）

1. 基本的考え方

本基金は、受信料を原資とする NHK の重要施策の一環として NHK からの出捐により設置され、NHK 財団が運営するものである。基金の執行主体は NHK 財団である一方、**NHK（経営委員会および執行部）は、基金のガバナンス確保および対外説明について最終的な責任を負う立場**にある。

本方針は、**内部統制関係議決等に基づく一般的なガバナンスに加え、NHK による**本基金のガバナンスについて、経営委員会が業務執行に介入することなく**統治・監督の観点から基金運営へ関与することを明確化・ルール化し、もって基金の透明性および視聴者・国民への説明責任を一段強化すること**を目的とする。

2. 内部統制関係議決等に基づく一般的なガバナンス

執行部は、内部統制関係議決等に基づく一般的なガバナンスとして、財団に対してNHKの経営意思の伝達を図るとともに、事業運営に関する事前協議等を通じて、適切な業務運営を担保する。特に、出捐の趣旨に沿った運営が行われるよう、事業計画、実施状況、資金運用、管理費、リスク事象等を確認し、必要に応じて財団に改善を求める。

3. NHK 財団から執行部への報告

（1）定期報告

執行部は、一般的な業務報告に加え、NHK 財団に対し、本基金に関し、少なくとも以下の事項について**定期報告**を求める。当面の間は半期ごとに報告。

- 年度事業計画、実施結果及び決算報告（年度ごと）
- 資金運用の状況（資産残高、運用実績、運用方針の遵守状況）
- 管理費（オペレーションコスト）の実績および運用益との対応関係
- ガバナンスの状況（運営委員会、会計監査人等からの指摘事項、行政対応の状況）

（2）臨時報告

以下の事象が発生し、または発生するおそれがある場合には、**速やかな臨時報告**を求める。

- 基金の具体的な使途、本事業に係る助成条件、その他本事業の実施方法等（出捐の趣旨に変更を生じない範囲内のものに限る）の変更
- 本基金による事業の実施計画の変更
- 資産の運用方針または管理費の考え方の重要な変更
- 基金の運用方針の変更等、出捐の趣旨に影響を及ぼす可能性のある事項
- 行政庁等から是正要請・照会を受けた場合
- 社会的影響またはレピュテーションリスクが生じ得る事象が発生した場合

4. 執行部から経営委員会への報告および経営委員会の関与の枠組み

執行部は、2.に加えて、上掲の基金に関する **NHK 財団からの報告内容を精査・検証した上で**、経営委員会へ報告する。

（1）報告区分の明確化

報告は、重要性に応じ、以下の区分に基づき実施

- **年度事業計画、実施結果及び決算報告並びに論点・課題を伴う事項（経営方針に関わる事項等）：**
  報告事項として付議のうえ、ガバナンス協議会で審議・検討
- **上記以外の事項：**報告事項として付議

（2）関与の位置づけ

経営委員会の関与は、個別の執行判断への介入を目的とするものではなく、**基金運営が適切なガバナンスの下で行われているかを確認し、ガバナンスを確保すること**を目的とする。

5. 財団との連携およびフォローアップの明確化

経営委員会（ガバナンス協議会を含む）の議論または執行部による精査・検証を踏まえ、基金運営に関して改善が必要と判断した事項については、以下を原則とする**フォローアップの仕組み**を確保する。

1. 執行部が改善すべき内容を整理し、NHK 財団に伝達する
2. NHK 財団は、一定期間内に対応方針または是正措置を文書で報告する
3. 執行部は、その報告内容を精査・検証した上で、可及的速やかに経営委員会に報告する

6. 透明性および説明責任の確保

執行部は、基金の目的、ガバナンス体制、運営概況等についてホームページ等で公表し、基金の実施状況、資金運用、管理費、改善対応等について、国民・視聴者に対して分かりやすく説明する。また、経営委員会は報告や議論の内容等について議事録等を通じて、国民・視聴者に対する適切な情報の提供を行い、**透明性・説明責任を確保する**ものとする。

資料３

電波監理審議会審議資料

令和８年６月１５日

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）（令和８年６月１５日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
報告内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（澤谷統括補佐、中野課長補佐、丹野係長）
電話：０３－５２５３－５７７６

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）について

令和８年６月
総務省
情報流通行政局

放送を取り巻く社会環境の変化

若者を中心としたテレビ離れ

■ 世代交代等によるテレビ離れが加速している。

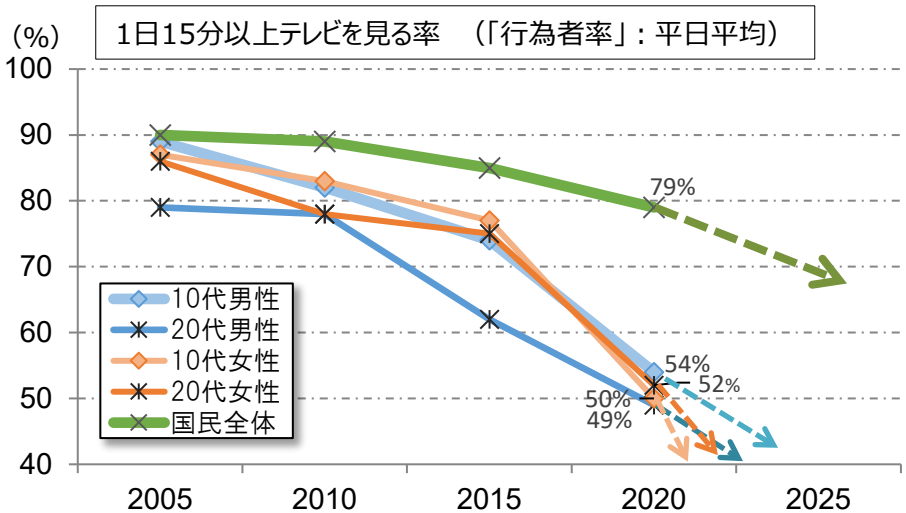

（出典）ＮＨＫ放送文化研究所「国民生活時間調査」

■ テレビの普及率は若年層を中心に逓減傾向。2025年度、初めてスマートフォンの普及率がテレビの普及率を上回る。

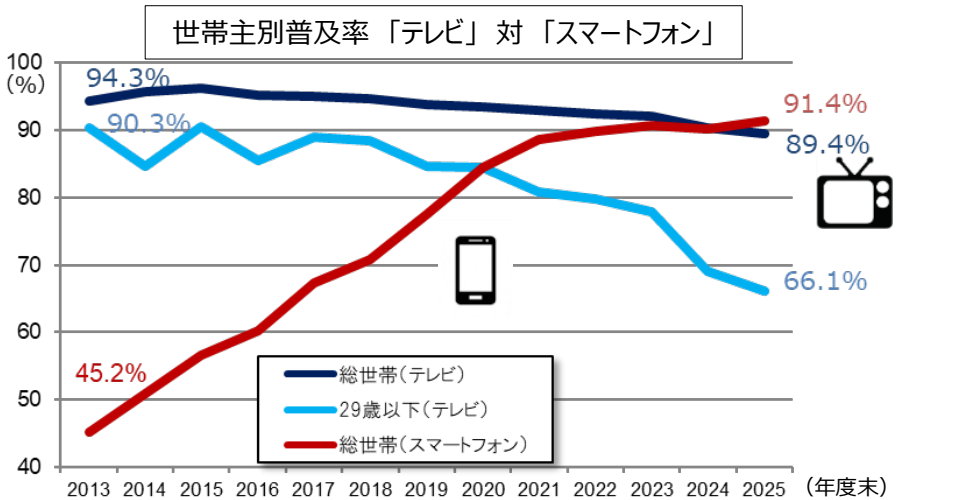

（出典）内閣府「消費動向調査」

インターネット利用の進展

■ 2023年度、「ネット利用」が「テレビ（リアルタイム）視聴」を初めて超過。

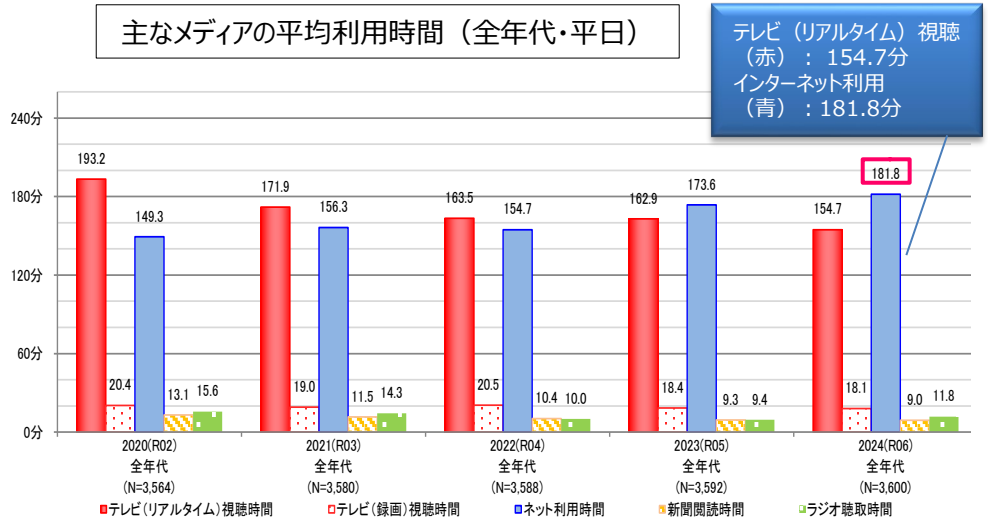

（出典）総務省「令和６年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

■ 2019年、インターネットの広告費が地上波テレビの広告費を上回り、その後も差は拡大。

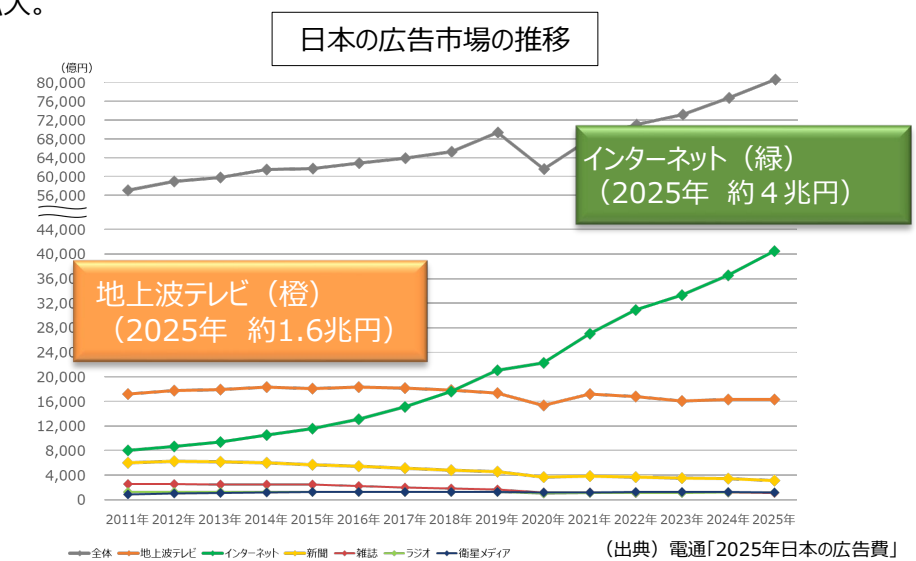

（出典）電通「2025年日本の広告費」

放送事業者別の売上高の推移

- イベントの復活、広告収入の伸び等によりコロナ禍の影響からは回復基調。
- コロナ禍以前の水準までは回復していないが、地上波テレビ・ラジオは2024年度に売上高が微増。
（ケーブルテレビは2018年度から6年連続、衛星放送は2023年度から減少）

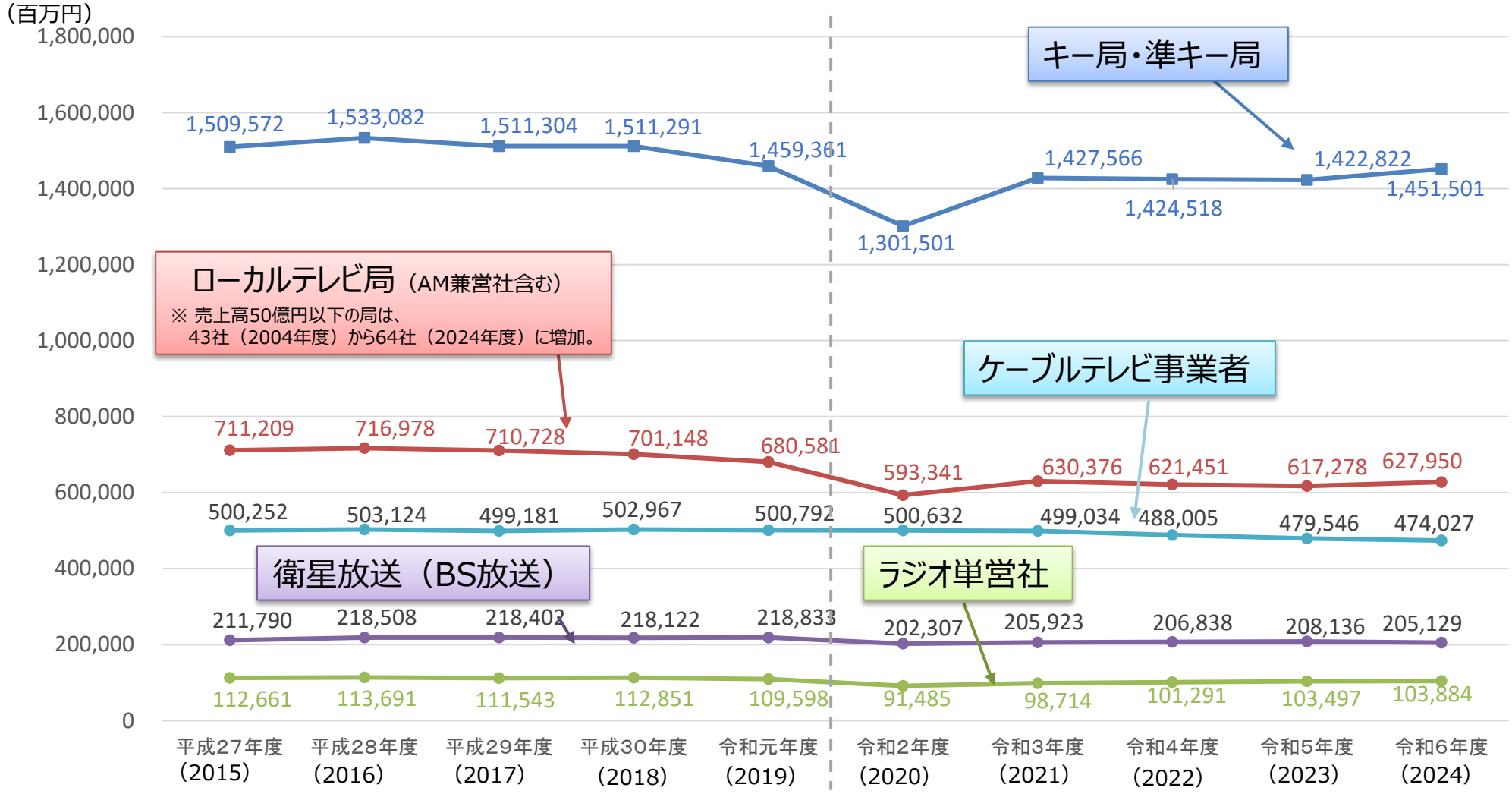

※「ケーブルテレビ事業者」は、全事業のうちケーブルテレビ事業のみの売上高。

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の概要

1．背景・目的

- ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展。
- 視聴者のテレビ離れが進み、インターネットによる動画視聴が進展する中、従来の地上テレビ放送のネットワークインフラの維持が困難となると考えられる一方、一部の放送事業者において放送コンテンツのインターネット配信の取組が進められている。
- こうした状況を踏まえ、本検討会では、放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行う。

2．主な検討項目

（１）デジタル時代における放送の意義・役割

（２）放送ネットワークインフラの将来像

（３）放送コンテンツのインターネット配信の在り方

（４）デジタル時代における放送制度の在り方

3．開催状況

令和３年11月	第１回会合開催
令和４年８月	第１次取りまとめ公表
令和５年10月	第２次取りまとめ公表
令和６年12月	第３次取りまとめ公表
令和８年５月	第４次取りまとめ公表

4．構成員

氏名	所属
三友　仁志（座長）	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科　教授
飯塚　留美	一般財団法人マルチメディア振興センター　調査研究部　研究主幹
伊東　晋	東京理科大学名誉教授
大谷　和子	株式会社日本総合研究所　執行役員
奥　律哉	株式会社電通総研　名誉フェロー
落合　孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
宍戸　常寿	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
曽我部　真裕	京都大学大学院法学研究科　教授
瀧　俊雄	株式会社マネーフォワード　執行役員　グループCoPA　マネーフォワード総合研究所長
長田　三紀	情報通信消費者ネットワーク
林　秀弥	名古屋大学大学院法学研究科　教授
森川　博之	東京大学大学院工学系研究科　教授
山本　龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科　教授
山本　隆司	東京大学大学院法学政治学研究科　教授

※オブザーバー　日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の構成

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
座長： 三友仁志教授

（第１期） （R3.11～R4.8）
※ R4.8取りまとめ

① 放送ネットワークインフラのコスト低減
（共同利用型モデル、BB代替、マスタークラウド化）
② 放送コンテンツのインターネット配信
（NHKのネット配信業務、放送コンテンツの価値の浸透 等）
③ 経営基盤の強化
（マス排見直し、複数地域の放送番組同一化）

（第２期） （R4.11～R5.10）
※ R5.10取りまとめ

① 衛星放送・ケーブルテレビ
→インフラコストの削減について衛星放送WGで議論
② 放送用の周波数の有効利用（放送大学の地上放送跡地）
③ 放送の真実性・信頼性の確保（訂正放送）
④ 民放の情報開示の在り方（コーポレートガバナンス）
⑤ その他（AM局のFM転換 等）

（第３期） （R6.3～R6.12）
※ R6.12取りまとめ

① 放送の将来像（放送の価値、放送概念 等）
② BB代替（制度的検討）
③ AM放送（AM局運用休止、FM転換 等）
④ 継続的な検討課題

（第４期） （R7.4～）
※ R8.5取りまとめ

① 地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保
② 放送番組のインターネット配信の在り方
③ インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方
④ 今後の検討課題

BB代替作業チーム 主査：伊東晋名誉教授 （R4.2～ ）
※ 過去の取りまとめ
・１次：R4.8
・２次：R5.10
・３次：R6.12

公共放送WG 主査：三友仁志教授 （R4.9～ ）
※ 過去の取りまとめ
・１次：R5.10
・２次：R6.2
・３次：R6.12

日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合（R5.11～）
⇒ R6.11「検証会議」に移行

コンテンツWG 主査：山本龍彦教授 （R4.12～ ）
※ 過去の取りまとめ
・１次：R5.10
・２次：R6.12

適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（座長：舟田正之教授）（H30.10～）
・下請取引に関するガイドライン（適正な製作環境に関する改正を含む。）
⇒ R6.10 改訂版公表

衛星放送WG 主査：伊東晋名誉教授 （R5.11～ ）
※ 過去の取りまとめ
・１次：R6.12
・２次：R7.12

広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム 主査：三友仁志教授 （R7.2～）
※ 取りまとめ R7.9

放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム 主査：内山隆教授 （R7.3～）
※ 取りまとめ R7.8

放送を取り巻く大きな環境変化

- ブロードバンドの普及、動画配信サービスの伸長
- 「テレビ離れ」、情報空間の放送以外への拡大
- 人口減少の加速

×

デジタル時代における放送の意義・役割

- 災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有
- 取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信
- 情報空間におけるインフォメーション・ヘルスの確保

2030年頃の「放送の将来像」

設備コストの負担軽減
ブロードバンド基盤やデジタル技術を積極的に活用

放送の価値のインターネット空間への浸透

① 放送ネットワークインフラ

○小規模中継局等の「共同利用型モデル」

○小規模中継局等のブロードバンド等による代替

○マスター設備の効率化（IP化、クラウド化等）

② 放送コンテンツのインターネット配信

○インターネット空間への放送コンテンツの価値の浸透

○放送同時配信等サービスの後押し

○NHKのインターネット活用業務の見直し

③ 経営基盤の強化

○安定的な経営環境の実現

○コンテンツ制作への注力

柔軟な制度見直しにより、経営の選択肢を拡大

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次） 概要

第１章　放送を取り巻く環境の変化

・放送は、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものであり、第１次取りまとめにおいては、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進という価値があると示した。
・一方、視聴者のテレビ離れや民間放送事業者の主たる収益源である広告費の減少など放送を取り巻く環境の変化によって、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつあり、今後もこのような動きは加速すると考えられる。

第２章　地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保

○ローカル局の経営状況
・ローカル局には地域情報発信の主な担い手としての役割が期待。一方、人口減少等によって、経営は厳しい状況。

○地域情報の発信に関する取組
・各放送事業者は、自社で番組を制作して放送するほか、ネット配信等を通じて地域情報を発信。特にローカル局については、地域情報の収集及び発信が、その存在意義。
・キー局等と比較して、ローカル局の自社制作番組比率は低い傾向。一方、自社制作番組の拡大が必ずしも収益増につながらない状況。
・地域情報の担い手として、ケーブルテレビやコミュニティ放送の役割も重要。

第３章　放送番組のインターネット配信の在り方

○テレビ番組のネット配信
・多くの放送事業者が番組配信を実施し、収益源の拡大・多様化に資すると期待されるが、特にローカル局においては配信する権利を有する自社制作番組が少ないという課題。

○ラジオ番組のネット配信
・既に全番組の同時配信が実現しているラジオのうち、ＡＭ局については、ＦＭ転換及びＡＭ局廃止に向けた取組として、ＡＭ局運用休止の特例措置による検証を実施中。その際、ネット配信によるカバーも考慮。
・ＦＭ中継局を廃止する場合について、事業者等はＡＭ局と同様の措置を要望。

第４章　インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方

○放送番組への接触機会の確保
・ネット空間において様々な問題が顕在化する中、放送が果たす役割に期待。
・一部の国で、ＣＴＶ上で放送コンテンツを優先表示するプロミネンス制度が導入・運用。その効果の可視化が必要。

○放送インフラの整備・維持
・地上テレビについては、中継局の共同利用やブロードバンド等代替などの放送ネットワークの効率化に向けた取組が進行中。
・衛星放送については、ネット配信サービスの伸展等を踏まえ、ビジネスモデルの再検討等やインフラの効率化が課題。
・広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保に関する取組を進めることが重要。

○視聴データの利活用
・収益増に資する広告の高度化等につながることが期待されるが、現時点で放送事業者間で考え方に差異がある。

第５章　今後の方向性

○ローカル局の経営基盤の強化
・<u>地上テレビ放送について、</u>多元性・多様性・地域性の確保に留意しつつ、ローカル局の経営の選択肢の拡大のため、<u>同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当</u>。
・基幹放送普及計画について、<u>実態に即した放送系の数の目標の修正等、現状や課題に即したアップデートを行うことが適当</u>。

○テレビ番組のネット配信
・番組のリーチや収益源の拡大・多様化に向けて、ネット配信を進めることが期待。その前提として配信可能な<u>自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当</u>。

○ラジオ番組のネット配信
・ＡＭ局については、<u>ＦＭ転換及びＡＭ局廃止に必要な制度整備に向けた具体的な検討を進めることが適当</u>。ＦＭ局については、<u>まずは自治体や住民等の反応を把握する取組を行うことが適当</u>。

○放送番組への接触機会の確保の在り方
・プロミネンスについては、各国の状況や放送の定義等を踏まえつつ、目的や対象、実施手法等について、<u>更なる検討を行うことが適当</u>。

○放送全体の将来的なインフラの在り方
・ネット配信の拡大を見据えつつ、情報伝達手段の重層化という観点も踏まえ、放送全体の将来的なインフラの在り方について、<u>更なる検討を行うことが適当</u>。

○視聴データの利活用
・業界全体での利活用に資するよう、引き続き、<u>関係者間で検討を行うことが適当</u>。

地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し等に係る改正の概要

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第4次取りまとめ（令和8年5月）を踏まえ、以下の制度整備を行う。

改正事項①　地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し

（検討会取りまとめの記載内容）

○ローカル局の経営基盤を強化する観点から、今後は経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送についても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当

○その場合においても、多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要

・社数が多い地域ほど人口減少の影響を強く受けているという状況を踏まえると、4事業者がいる放送対象地域において認める意義は大きい一方で、事業者数が少ない地域ほど経営が脆弱であることを踏まえると、そういった地域を制度の枠外に置くことは整合性を欠くのではないか

・キー局や準キー局といった広域圏の事業者については、相対的に経営体力があることから、同一放送対象地域内の兼営・支配を認めることの必要性や緊急性に乏しく、市場支配力の強化に繋がりかねないことから、対象に入れることは避けるべきではないか

➡ マスメディア集中排除原則に関する省令※及び放送法施行規則において、
地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き２局まで兼営・支配を可能とする。
（詳細は次頁参照。）

※基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令

改正事項②　基幹放送普及計画のアップデート

（検討会取りまとめの記載内容）

○指針（※）については、全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、①の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当

※「基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」として、全国の各地域で民放4系統の放送があまねく受信できることが指針とされている

○放送の維持・確保といった視点や放送番組の活用といった視点、視聴者側の動向変化への対応といった観点から、今後とも現状及び課題に即したアップデートを行っていくことが適当

○今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待。その際、特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に繋がる取組を進めることが適当

➡ 基幹放送普及計画の第１（基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項）において、
地上テレビ放送の放送系の数の目標について、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正するとともに、
自社制作の放送番組その他の情報を配信するなど地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組に努めることとする旨を追記。

地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し

放送事業者の経営基盤強化の観点から、経営の選択肢の拡大のため、**地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き2局まで兼営・支配を可能とする。**

（１）同一放送対象地域における地上テレビジョン放送の兼営・支配緩和

- ✓ 地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において一の者が兼営・支配することができる数を1局から2局へ緩和。
- ✓ ただし、影響の大きさに鑑み、同一放送対象地域において広域放送を行う者同士の兼営・支配は不可。

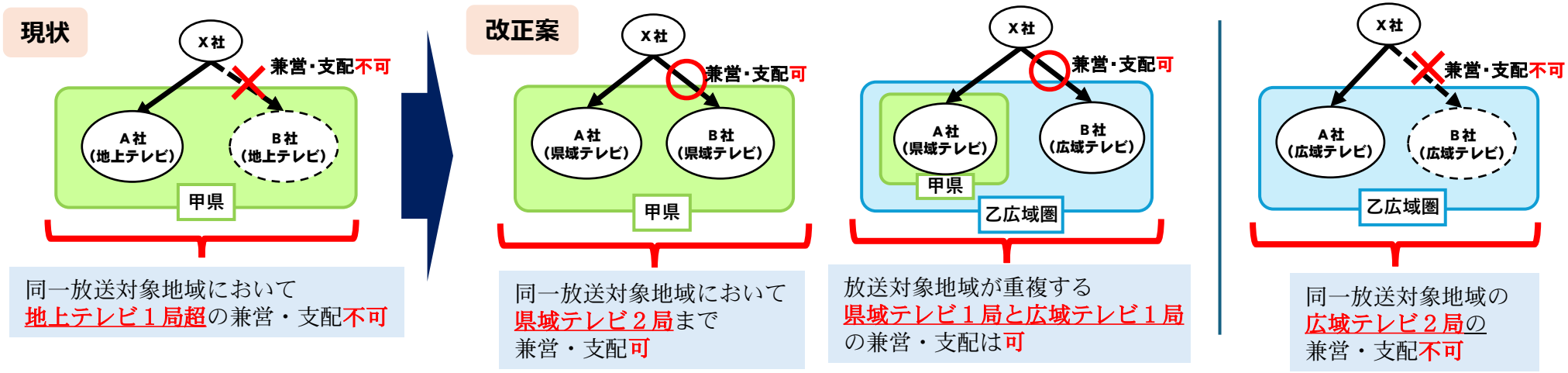

（２）認定放送持株会社制度における地上テレビジョン放送に係る兼営・支配緩和

- ✓ (1)の緩和に併せ、一の放送対象地域において認定放送持株会社が傘下に置くことができる地上テレビジョン放送者の数を1から2へ緩和。
- ✓ なお、一の放送対象地域において広域放送を行う地上テレビジョン放送者の扱いについては、(1)と同様。

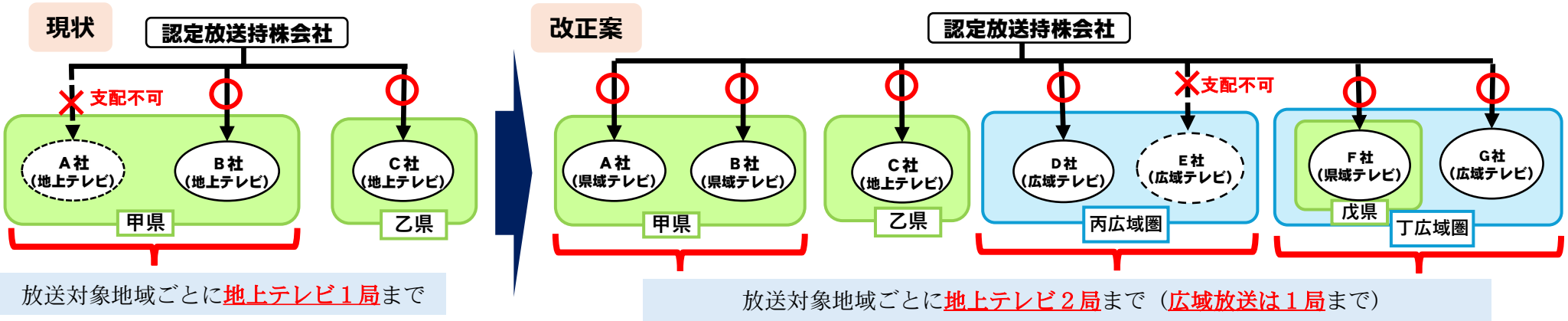

資料４

電波監理審議会審議資料

令和８年６月１５日

令和７年度電波の利用状況調査
（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る
電波の有効利用の程度の評価結果案
（令和８年６月１５日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、後藤官、宮内官）

電話：０３－５２５３－５８２９

審議内容について

総務省総合通信基盤局総務課

（柏崎課長補佐、尾形係長、岩波主査）

電話：０３－５２５３－５９８８

電波監理審議会（第1157回）
審議事項（1） 資料1

令和7年度電波の利用状況調査
（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る
電波の有効利用の程度の評価結果（案）
【概要版】

令和8年6月15日
電波監理審議会
有効利用評価部会

電波監理審議会 有効利用評価部会の概要

- 令和４年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）※１**を行う**こととなった※２ 。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。
- 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。
（同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1　電波法（昭和25年法律第131号）
第二十六条の三　電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

※2　改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

【周波数再編のPDCAサイクル】

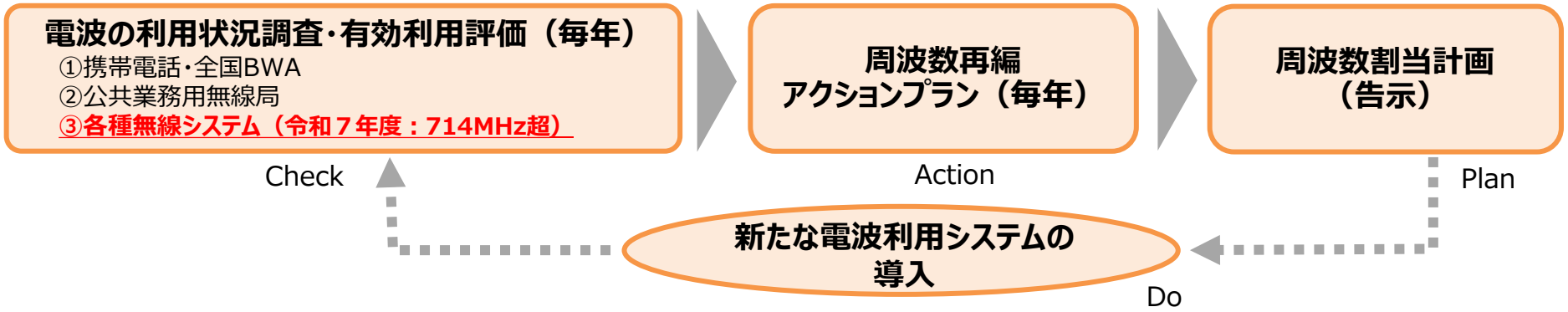

【有効利用評価部会 構成員（令和８年６月現在）】

	氏　名	主 要 現 職
部会長（委員）	西村　暢史	中央大学　法学部　教授 【電波監理審議会 委員】
部会長代理（委員）	笹瀬　　巌	慶應義塾大学　名誉教授　【電波監理審議会 会長】
特別委員	池永　全志	九州工業大学　大学院　工学研究院　電気電子工学研究系　教授
特別委員	石山　和志	東北大学　電気通信研究所　所長・教授
特別委員	眞田　幸俊	慶應義塾大学　理工学部　電気情報工学科　教授
特別委員	中野　美由紀	大学共同利用法人　情報・システム研究機構　理事／津田塾大学　新学部設置準備室　教授
特別委員	山本　裕子	大東文化大学　法学部　法律学科　教授

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は３年。再任可。

有効利用評価部会における審議経緯

電波監理審議会　有効利用評価部会
（各種無線システム・714MHz超の周波数帯に係る有効利用評価関係）

第５７回（３/18）	・令和７年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果の概要報告
第５８回（４/７）	・重点調査結果（映像STL/TTL/TSL（Bバンド）、15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）、15GHz帯電気通信災害対策用）に関する詳細報告
第５９回（５/７）	・重点調査結果に係る評価結果（案）の検討 ・周波数区分※1ごとの調査結果に関する詳細報告
第６０回（５/21）	・周波数区分※1ごとの調査結果に係る評価結果（案）の検討 ・周波数区分※2ごとの調査結果に関する詳細報告 ・総合通信局ごとの調査結果に関する詳細報告
第６１回（６/４）	・評価結果（案）の取りまとめ

※1　(1)714MHz～1.4GHz、(2)1.4～3.4GHz、(3)3.4～8.5GHz
※2　(4)8.5～15.35GHz、(5)15.35～36GHz、(6)36GHz ～

有効利用評価方針の概要

(1) 電気通信業務用基地局（携帯電話及び全国ＢＷＡ）に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的な評価)	複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局（特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったもの）※1	各種無線システム ※2
評価の方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。	**無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行・ 共用の対応やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価**。

※1 デジタル変革時代の電波政策懇談会において、検討対象となった国のシステム

※２ 令和7年度の評価対象は、**714MHz超の周波数帯**

✓ **重点調査対象の３システムは個別に評価**

① 映像STL/TTL/TSL（Bバンド）
② 15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）
③ 15GHz帯電気通信業務災害対策用

✓ **６つの周波数区分ごとに評価**

① 714MHz超1.4GHz以下
② 1.4GHz超3.4GHz以下
③ 3.4GHz超8.5GHz以下
④ 8.5GHz超15.35GHz以下
⑤ 15.35GHz超36GHz以下
⑥ 36GHz超

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

重点調査対象システムに関する評価

評価（総論）

○　重点調査対象システムのうち、**映像STL/TTL/TSL(Bバンド)の一部の周波数帯**※1については**自動運転等を実現するV2Xの導入のため移行が求められており**、また、**15GHz帯電気通信業務用の周波数帯**については**WRC-27においてIMT特定が検討**※2されている。

○　調査の結果、**いずれのシステムも一定程度の有効利用は行われている**ものの、総務省においては、**前者については変更対策機関を通じ、免許人に対して必要な情報提供等も行いながら移行を進めていくこと**、また、**後者についてはWRC-27 の検討状況をみながら、国内における新たな無線システムへの需要や既存システムの移行方法について、引き続き調査、検討を行うことが適当**である。

※1　5888～5925MHz　　※2　2027年に開催される世界無線通信会議（WRC: World Radiocommunication Conference）に向けて、国際的な場において、携帯電話等周波数としての特定が検討中。

＜映像STL/TTL/TSL（Bバンド）の概要＞

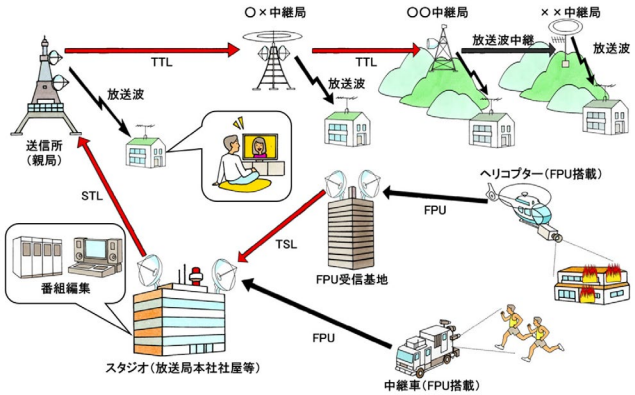

テレビジョン放送事業者がスタジオから送信所（親局及び中継局）まで（STL）又は送信所から送信所まで（TTL）放送番組を伝送するために利用。また、ニュース音声等の番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送（TSL）するために利用。

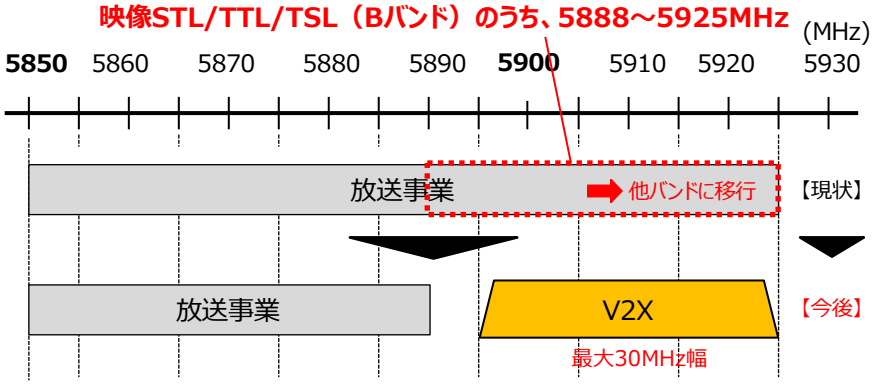

＜15GHz帯電気通信業務用の概要＞

中継系・エントランスは、主に携帯電話等の基地局エントランスとして利用。災害対策用は、災害等発生時の伝送路の救済や確保のための臨時回線のほか、イベント等開催時の現地からの臨時映像を伝送するために利用。（いずれも電気通信事業者が利用）

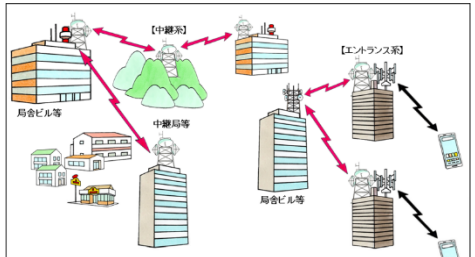

15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)

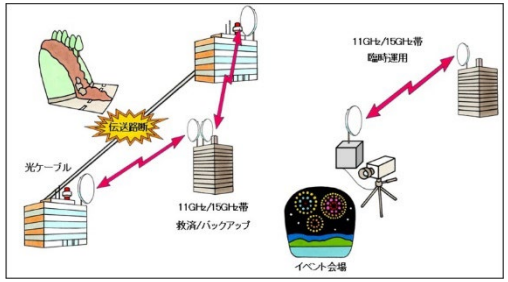

15GHz帯電気通信業務災害対策用

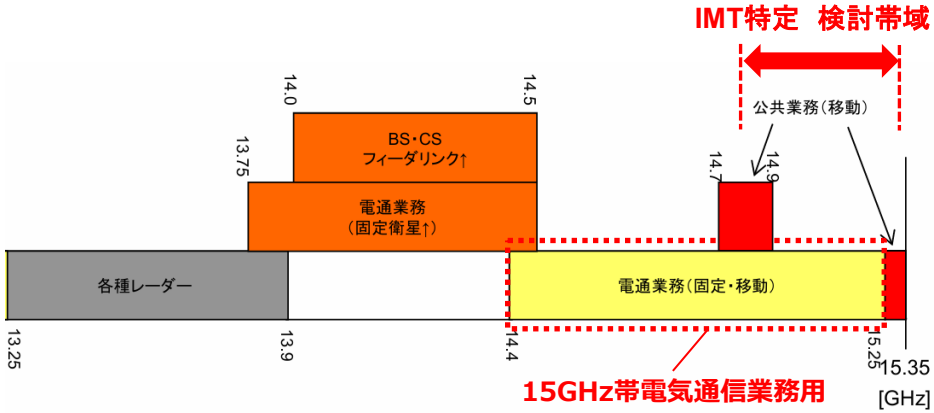

重点調査対象システム「①映像STL/TTL/TSL（Bバンド）」に係る評価の主なポイント

○　調査の結果、テレビジョンに係る放送サービス提供のため、ほぼ24時間365日、常時電波を発射していること、指向性の高いアンテナを使い固定的に運用されていることなどのほか、社会的貢献性や災害対策状況を考慮すると、**一定程度の有効利用は行われている**。

○　**一方で、以下の観点から、更なる電波の有効利用を図っていくことが適当**である。

- 今後も一定の需要があるものと認められるが、**テレビジョン放送の中継局や中継回線ネットワークは既に構築**されており、**調査結果からも、今後の増加は見込まれない**こと。
- 他の周波数帯の既存システムへの**代替可能性が示されており**、効率的な周波数利用のためには、他の周波数帯や他システムに**整理集約することが望ましい**こと。
- **自動運転等を実現するための新たなシステム（V2X）に需要がある帯域**であり、国内の需要に応じ、周波数利用の国際的な調和を図っていくことが望ましいこと。

○　以上より、本システムは、テレビジョン放送の提供に当たり重要な役割を担っているシステムであり、**テレビジョン放送の提供に影響を及ぼすことがないよう十分に留意**しつつ、**国際的な技術の進展に対応**するためには、**早期に本システムを移行**し、V2Xの導入を可能とするよう、**変更対策機関を通じ、免許人に対して必要な情報提供等も行いながら、移行を進めていくことを期待**。

時間的利用状況

電波の発射は常時発射か否か

有効回答数	常時発射した	常時発射しなかった
129局	100.0%	0.0%

運用継続性の確保のための対策の有無

有効回答数	全ての無線局について対策を実施している	一部の無線局について対策を実施している	対策を実施していない
40者	100.0%	0.0%	0.0%

移行・代替・廃止手段（複数回答可）

有効回答数	映像 STL/TTL/TSLへ移行又は代替							有線（光ファイバー等）へ移行又は代替	廃止	その他
	Cバンド	Mバンド	Dバンド	Nバンド	Eバンド	Fバンド	Gバンド			
124局	62.9%（78局）	75.8%（94局）	70.2%（87局）	55.6%（69局）	0%（0局）	0%（0局）	0%（0局）	1.6%（2局）	0%（0局）	4.0%（5局）

重点調査対象システム「②③15GHz帯電気通信業務用」に係る評価の主なポイント

○ 調査の結果、「中継系・エントランス」については携帯電話等通信サービス提供のため常時電波を発射していること、「災害対策用」については電波の発射は確認できなかったが、その利用目的を考慮すると、**一定程度の有効利用は行われている**。

○ **一方で、以下の観点から、更なる電波の有効利用を図っていくことが適当**である。
- 調査結果から、中継系・エントランスの**一部については11/18GHz帯への代替可能性**が示されていること。
- 本システムが使用する周波数帯については、**IMT特定に向けて国際的な検討が行われている帯域**であること。

○ 以上より、**WRC-27の検討状況をみながら**、国内における**新たな無線システムへの需要**や、**既存システムの移行方法**について、**引き続き調査、検討を行うことを期待**。

時間的利用状況

	有効回答数	常時発射した	常時発射しなかった	月ごとの電波の発射日数
15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	871局	100% (871局)	0% (0局)	–
15GHz帯電気通信業務災害対策用	24局	0% (0局)	100% (24局)	全ての月で発射しなかった

電波を常時発射した無線局の利用形態

	有効回答数	携帯電話サービスの提供のための伝送路として運用	基地局の伝送路として運用
15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	871局	70.8% (617局)	29.2% (254局)

年間の発射実績がない理由

	有効回答数	その他：災害時のみ運用するため
15GHz帯電気通信業務災害対策用	24局	100% (24局)

各システムへの代替可能性（中継系・エントランス）

移行・代替先システム	有効回答数	代替可能	代替できない	
				主な代替できない理由
11/18GHz 帯 電気通信業務用システム	11者	36.4% (4者)	63.6% (7者)	通信距離が長い又は短い/他の相手方と調整が必要

5年後以降の想定無線局数分布（中継系・エントランス）

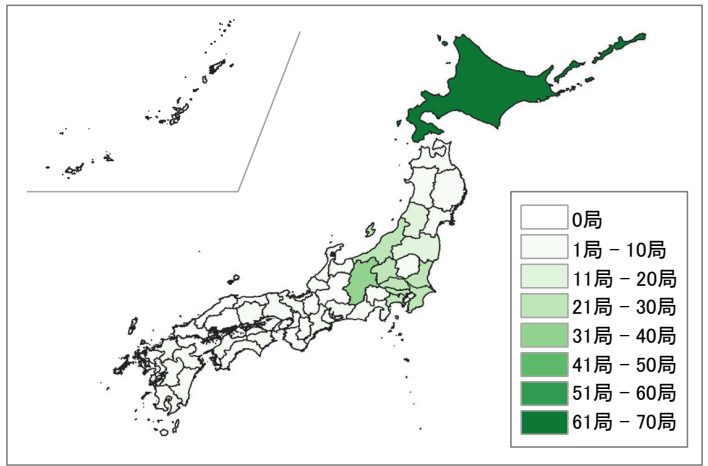

周波数区分ごとの評価の主なポイント（周波数区分①）

周波数区分ごとの評価の主なポイント

【**周波数区分①**：714MHz超1.4GHz以下】

○　本周波数区分は、**免許人数及び無線局数はいずれも減少傾向**にあるものの、**陸上の移動通信システム※1に多く利用**されており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※2に係る制度化が完了又は進展していること、MCAに係る無線局の移行が進展していること等を**総合的に勘案**すると、**電波の有効利用が一定程度行われている。**

※1 携帯電話、MCA等

※2 700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用、800MHz／900MHz帯MCAの周波数跡地利用　等

○　**更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- **700MHzにおける非地上系ネットワーク(NTN)の早期の導入**に向けた取組を期待。
- **800/900MHz帯MCAサービスの終了に向け**、陸上移動中継局の免許人と連携し、代替可能なシステムへの移行などについて**ユーザーに対し丁寧な周知・広報**に努めること。
- **900MHz帯MCAサービスの終了後**、当該サービスが使用している周波数帯の跡地を利用する**新たな電波利用システムの導入に向けて検討を推進**すること。
- **1.2GHz帯画像伝送用携帯局**の**着実な移行を推進**すること。
- 1.2GHz帯をはじめ、**アマチュア無線**は全体的に**減少傾向**。**アマチュア無線**については、**ワイヤレス人材育成の裾野を広げる取組**を進めるとともに、**国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等**を踏まえ、将来的なアマチュア無線全体の**周波数割当ての見直しや更なる共用の推進に向けた検討**を引き続き進めていくこと。

周波数区分ごとの評価の主なポイント（周波数区分②、③）

【**周波数区分②**：1.4GHz超3.4GHz以下】

○ 本周波数区分は、**免許人数及び無線局数は減少傾向**にあるものの、**陸上の移動通信システム**※1**や衛星通信のほか、免許不要局**※2**に多く利用**されており、2.3GHz帯ではダイナミック周波数共用が運用されている。また、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※3に係る制度化が完了していること等を**総合的に勘案**すると、**電波の有効利用が一定程度行われている**。

※1 携帯電話、地域BWA等　※2 無線LAN、デジタルコードレス電話等　※3 2GHz帯のNTN（衛星ダイレクト通信、HAPS）、BWA等の上空利用　等

○ **更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- （特定のシステムに限らず）**周波数利用の国際調和に向けた取組**について推進すること。
- **ルーラル加入者系無線の早期の移行**を推進すること。
- 周波数再編アクションプランに記載の、**ダイナミック周波数共用の取組を推進**すること。
- **BWAシステム**の**技術基準その他関連制度の在り方**について、**技術やサービスの進展、ユーザーのニーズの変化等に応じて不断に検討を行う**こと。
- **NTNの導入**に向け、**国内のニーズや国際的な動向等を踏まえながら研究開発等を推進**すること。

【**周波数区分③**：3.4GHz超8.5GHz以下】

○ 本周波数区分は、**免許人数や無線局数はいずれも増加傾向**にあり、**陸上の移動通信システム**※4**、固定通信システム、レーダーや衛星通信、無線LANなど、多種多様な無線局に利用**されており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※5に係る制度化が完了、また、5GHz帯無線アクセスシステムの移行の進展等を総合的に勘案すると、**電波の有効利用が一定程度行われている。**

※4 携帯電話、ローカル5G等　※5 4.9GHz 帯の5G への割当、5.9GHz 帯のV2X への割当、無線LAN やローカル5G等における上空利用や海上利用 等

○ **更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- **5GHz帯無線アクセスシステム**の免許人・登録人に対し、引き続き、**移行先候補の丁寧な周知・広報**に努めるともに、**終了促進措置の状況を確認**していくこと。
- **6GHz帯の無線LAN**について、**AFC**※6**システムの構築や運用等に必要な検討**を進めること。　※6 Automated Frequency Coordination
- **狭域通信（DSRC**※7**）システム**について、割当状況や実際に使用されているチャネルの偏り状況を可視化する等、今後も**利用形態や周波数利用状況を調査**するとともに、その利用状況を踏まえ、**他の無線システムとの共用の可能性の検討**を行っていくこと。
- （特定のシステムに限らず）**上空利用、海上利用等、利用シーンの拡大に向けた検討を推進**していくこと。
- （特定のシステムに限らず）**高次の多値変調などの高度な技術の導入に向けた検討を推進**していくこと。

※7 Dedicated Short Range Communications

周波数区分ごとの評価の主なポイント（周波数区分④、⑤）

【**周波数区分④**：8.5GHz超15.35GHz以下】

○ 本周波数区分は、**免許人数及び無線局数は増加傾向**にあり、**レーダーや固定通信システム、衛星通信、衛星放送などに多く利用**されており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※1に係る制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、**電波の有効利用が一定程度行われている**。

※1 気象レーダー、X帯沿岸監視用レーダー及びBS放送の映像符号化方式に関する高度化　等

○ **更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- **放送事業用無線局（STL/TTL/TSL）※2**について、引き続き、**高次の多値変調等の高度化に係る制度化**に向けた対応を推進していくこと。

※2 Eバンド（10GHz帯）、Fバンド（10.5GHz帯）及びGバンド（13GHz帯）

- **衛星通信システム**、特に車載、船舶及び航空機向けの**移動体衛星通信システム**について、さらなる利用向上に資するため、**より柔軟な運用が可能となるよう見直し等の検討**を引き続き推進していくこと。
- WRC-27におけるIMT特定の検討帯域となっている**15GHz帯**について、15GHz帯電気通信業務に係る**重点調査の評価に示した取組**を実施していくこと。

【**周波数区分⑤**：15.35GHz超36GHz以下】

○ 本周波数区分は、**免許人数は減少傾向**にあるものの 、**無線局数は増加傾向**にあり、**陸上のFWAや移動通信システム※3に多く使われているほか、衛星通信の利用が進展**しており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※4に係る制度化が完了していること、26GHz帯において価額競争による5Gへの割当てに向けた対応の進展等を総合的に勘案すると、**電波の有効利用が一定程度行われている**。

※3 携帯電話、ローカル5G等　　※4 22GHz帯FWAの高度化、Ka帯非静止衛星通信システムの導入　等

○ **更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- **26GHz帯**について、**価額競争による割当てに向け、引き続き、着実な実施に向けた取組**を実施していくこと。
- **26GHz帯における価額競争による割当ての対象以外の周波数**については、**22GHz帯等への移行に向けた取組を推進**するとともに、**既存システムの移行を前提とした5Gへの割当てについて引き続き検討**すること。
- **ローカル5G**について、より一層の普及に資するため、今後の需要動向等を踏まえ、**運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入**に関する検討を推進すること。

周波数区分ごとの評価の主なポイント（周波数区分⑥、総通局、総括）

【**周波数区分⑥**：36GHz超】

○　本周波数区分は、**免許人数は減少傾向**にあるものの、**無線局数は増加傾向**にあり、最も高い周波数区分であるが、**80GHz帯高速無線伝送システムや40GHz帯駅ホーム画像伝送等の利用が進展**、また、**免許不要局では自動車に搭載されるミリ波レーダーが普及**しており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※に係る制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、**電波の有効利用が一定程度行われている。**

※ ミリ波鉄道無線システム、滑走路面異物検知レーダー及びHAPSの固定系リンクの導入　等

○　**更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

・　**40GHz帯**（37.0～43.5GHz）について、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、**引き続き5Gへの割当て時期等を検討**すること。また、**40GHz帯以外のIMT特定済の周波数帯**（47.2～48.2GHz、66～71GHz）についても、ITU、3GPP等における検討状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、**5Gへの割当て可能性について検討を推進**すること。

【**総合通信局ごと**】

○　**無線局数やその増減の状況を特に詳しく把握する必要があるシステムに対し**、**地域ごとの状況を整理することは有意**。

評価（総括）

○　714MHz超の周波数帯に係る**重点調査対象を含む6つの区分**は、過去の評価結果を踏まえて周波数再編アクションプランに適切に反映され、同プランに沿って実施された**利用状況の調査結果**や、**デジタル化や移行・代替等の進展**及び**新たな電波利用の需要に応じるための取組状況**から、**いずれも「電波の有効利用が一定程度行われている」と評価**した。**更なる電波の有効利用**に向け、今後、総務省においては、**各区分の評価に示した取組を実施していくことが適当**である。

○　**新たな電波利用システムの導入**をより円滑に行うため、**諸外国における電波利用の動向についても適時適切に把握するほか**、**終了促進措置や、特定周波数変更／終了対策業務といった制度を効果的に活用**し、**既存システムの着実な移行を進める**ことを期待する。

○　**周波数がひっ迫している状況**の中、ニーズに応じた利用シーンの拡大や、新たなシステムの導入を実現するためには、**既存システムとの周波数共用が不可欠**であり、**周波数の有効利用のため**にも、さらなる**周波数共用の促進を図っていくことを期待**する。

○　今後、**本評価結果**が、**周波数再編アクションプランに適切に反映**され、**更なる電波の有効利用の促進につながることを期待**する。

今後の調査及び評価に向けた検討課題等（調査について）

（調査について）

○ 周波数の共用や移行等に資するため、電波利用を取り巻く状況の変化に迅速に対応可能な調査についての検討

・ 今回の調査対象周波数帯において、**2年前の前回調査から大きく増減しているものがある**が、現在の調査は、「714MHz以下」及び「714MHz超」に分けて調査を行っているため、それぞれの**調査周期は2年ごと**となっており、**毎年の状況の変化には対応できない状況**。

・ また、現在の調査のうち**調査票調査**においては、**多くの対象システムに対して設問や回答選択肢がおおむね共通的に設けられている**といった状況から、**免許人の誤解を招きやすいケースがある**ことや、**共用や移行が求められていないシステムに対しても共用や移行に関連する設問が設定**されている状況である。

・ **電波の利用状況調査の目的**※に照らした場合には、**共用や移行等が求められるシステム**や、**無線局数の増減等の変化の大きいシステム**に対しては、**より短い周期での調査**や、**免許人に対してより深掘りした調査**が求められる一方で、それ以外のシステムに対しては、例えばデータベースから無線局数の推移を把握していく程度として**合理化を図ることも必要**と考えられる。

※ 周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進

・ 加えて、**発射状況調査**については、PARTNER調査や調査票調査を**補完するもの**として位置付けられており、無線局の実態を把握するためには有意であるものの、免許人に対してより深堀した調査が求められている現状においては、**免許人の回答の意図や具体的な課題を十分に把握するため**には、**免許人に対してヒアリングなどを行うことが、より有意な面もある**と考えられる。

・ 利用状況調査を担当する総務省においては、**より電波の有効利用に資する**ため、**周波数の共用や移行等に関連するシステムの情報を、重点的かつ迅速に調査ができるよう検討**し、**順次、調査に反映**していただきたい。

今後の調査及び評価に向けた検討課題等（評価について）

（評価について）

○ 調査の見直しにあわせた評価の見直しの検討

上述の調査の見直しに伴い、評価に関しても、**周波数共用や移行等の有効利用の検討に資するという目的**を踏まえ、**重点化、合理化を図りつつ、より具体的なもの**となるよう、PARTNER調査により**無線局数などの統計的な情報については引き続き広く注視、分析**しながら、**調査票調査やヒアリングなどにより得られた情報をさらに評価に生かせるような見直し**を検討したい。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展に加え、諸外国における電波利用の動向等も踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

電波監理審議会（第 1157 回）
審議事項（1） 資料2

令和７年度電波の利用状況調査
（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）
に係る電波の有効利用の程度の評価結果
（案）

令和８年６月

電 波 監 理 審 議 会

目　次

Ⅰ　はじめに……1

Ⅱ　重点調査対象システムの調査結果に対する評価……4

１　映像 STL/TTL/TSL(B バンド) ……4

（１）各評価基準に照らした分析 ……6

（２）実測による発射状況等の分析 ……15

（３）評価にあたって考慮する事項 ……18

（４）評価 ……19

２　15GHz 帯電気通信業務用……21

（１）各評価基準に照らした分析 ……23

（２）実測による発射状況等の分析 ……37

（３）評価にあたって考慮する事項 ……41

（４）評価 ……43

Ⅲ　714MHz 超の調査結果に対する評価 ……45

１　714MHz 超 1.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価……45

（１）各評価事項に照らした分析 ……47

（２）評価にあたって考慮する事項 ……59

（３）評価 ……60

２　1.4GHz 超 3.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価……62

（１）各評価事項に照らした分析 ……65

（２）評価にあたって考慮する事項 ……73

（３）評価 ……74

３　3.4GHz 超 8.5GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価……76

（１）各評価事項に照らした分析 ……80

（２）評価にあたって考慮する事項 ……95

（３）評価 ……96

４　8.5GHz 超 15.35GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 98
（１）各評価事項に照らした分析 101
（２）評価にあたって考慮する事項 109
（３）評価 110
５　15.35GHz 超 36GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 111
（１）各評価事項に照らした分析 113
（２）評価にあたって考慮する事項 124
（３）評価 125
６　36GHz 超の周波数区分に関する調査結果に対する評価 126
（１）各評価事項に照らした分析 128
（２）評価にあたって考慮する事項 134
（３）評価 135
Ⅳ　各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果に対する評価 136
１　北海道総合通信局 137
２　東北総合通信局 139
３　関東総合通信局 141
４　信越総合通信局 143
５　北陸総合通信局 145
６　東海総合通信局 148
７　近畿総合通信局 150
８　中国総合通信局 152
９　四国総合通信局 154
10　九州総合通信局 156
11　沖縄総合通信事務所 158
Ⅴ　総括 161

別添１　714MHz 超の無線システムに係る免許人数・無線局数の推移 168
別添２　参考資料　有効利用評価方針等 181

Ⅰ　はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）については、平成15年度より総務大臣が電波の利用状況調査に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「改正電波法」という。令和4年10月１日施行）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和4年度の電波の利用状況調査より電波監理審議会が有効利用評価を実施しているところである。

当審議会では、令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯。調査基準日は令和7年4月1日）の結果を踏まえ、当審議会の下に設定した有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計6回開催し、有効利用評価方針に基づき、有効利用評価を行った。

有効利用評価は、重点調査の調査結果及び重点調査以外の調査結果に対する評価を、対象周波数帯（714MHz超の周波数帯）を6つに区分した周波数区分ごとに定性的に行った。また、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの調査結果に基づく評価を行った。

- 審議会第 1154 回（令和 8 年 3 月 11 日）調査結果の報告
- 部会第 57 回　（　同　3 月 18 日）調査結果の概要報告
- 部会第 58 回　（　同　4 月 7 日）　重点調査の詳細報告
- 部会第 59 回　（　同　5 月 7 日）　・重点調査の評価結果案の検討
  ・周波数区分ごと※1 の詳細報告
- 部会第 60 回　（　同　5 月 21 日）・周波数区分ごと※1 の評価結果案の検討
  ・周波数区分ごと※2 及び総合通信局ごとの詳細報告
- 部会第 61 回　（　同　6 月 4 日）　・周波数区分ごと※2 及び総合通信局ごとの評価結果案の検討
  ・評価結果案の取りまとめ
- 審議会第 1157 回（　同　6 月 15 日）評価結果案の審議
  （以降は予定）
  （6 月 16 日から 7 月 15 日まで）　評価結果案に対する意見募集を実施
- 部会第 62 回　（　同　7 月 28 日）意見募集に対する提出意見への考え方案の検討
- 審議会第 XXXX 回（　同　8 月 31 日）意見募集に対する提出意見への考え方案の審議、評価結果の取りまとめ

※1　周波数区分①714MHz 超 1.4GHz 以下、②1.4GHz 超 3.4GHz 以下、③3.4GHz 超 8.5GHz 以下
※2　周波数区分④8.5GHz 超 15.35GHz 以下、⑤15.35GHz 超 36GHz 以下、⑥36GHz 超

評価を行った重点調査の対象システム及び周波数区分並びに有効利用評価方針の評価基準を次に示す。なお、電波の利用状況調査は、電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定される総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理（以下「PARTNER 調査」という。）及び電波法第 26 条の 2 第 3 項の規定に基づき免許人等に対して報告を求める事項の収集（以下「調査票調査」という。）、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号。以下「総務省令」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づく電波の発射状況に係る調査（以下「発射状況調査」という。）に基づき実施されている。

＜評価を行った重点調査の対象システム＞

重点調査の対象は、総務省令第 6 条に規定する重点調査の実施に係る基本的な方針（令和 2 年総務省告示第 126 号）に基づき、以下のいずれかに該当するものから選定することとされている。

(1) 周波数の使用期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している電波利用システム
(2) 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
(3) 新たな電波利用システムに関して需要がある周波数を使用している電波利用システム
(4) 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮して、周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

令和 7 年度は、次の 3 システムが重点調査対象システムとして選定され、調査結果の報告がなされており、これらの評価を行った。

・映像 STL/TTL/TSL(B バンド)
・15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）
・15GHz 帯電気通信業務災害対策用

＜評価を行った周波数区分＞

利用状況調査の結果の概要は、総務省令第 8 条に基づき、周波数の特性、電波の利用形態その他の事情を勘案して適切な周波数帯等ごとに取りまとめることとされている。

令和 7 年度の 714MHz 超の周波数帯については、次の 6 区分の周波数帯に係る調査結果の報告がなされ、当該区分ごとに評価を行った。

１． 714MHz 超 1.4GHz 以下
２． 1.4GHz 超 3.4GHz 以下
３． 3.4GHz 超 8.5GHz 以下
４． 8.5GHz 超 15.35GHz 以下
５． 15.35GHz 超 36GHz 以下
６． 36GHz 超

＜有効利用評価方針の評価基準（各種無線システムに係る部分を抜粋）＞

三　評価の事項、方法及び基準

3　電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1)評価の事項

ア　無線局の数

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ　総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

(2)評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　(1)評価の事項アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

エ　周波数割当計画[1]において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

4　重点調査対象システムについては、1から3までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

5　1から4までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1)電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

(2)電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

[1] 電波法第26条第1項に規定する周波数割当計画をいう。

Ⅱ　重点調査対象システムの調査結果に対する評価

1　映像 STL/TTL/TSL(B バンド)

＜システム概要＞

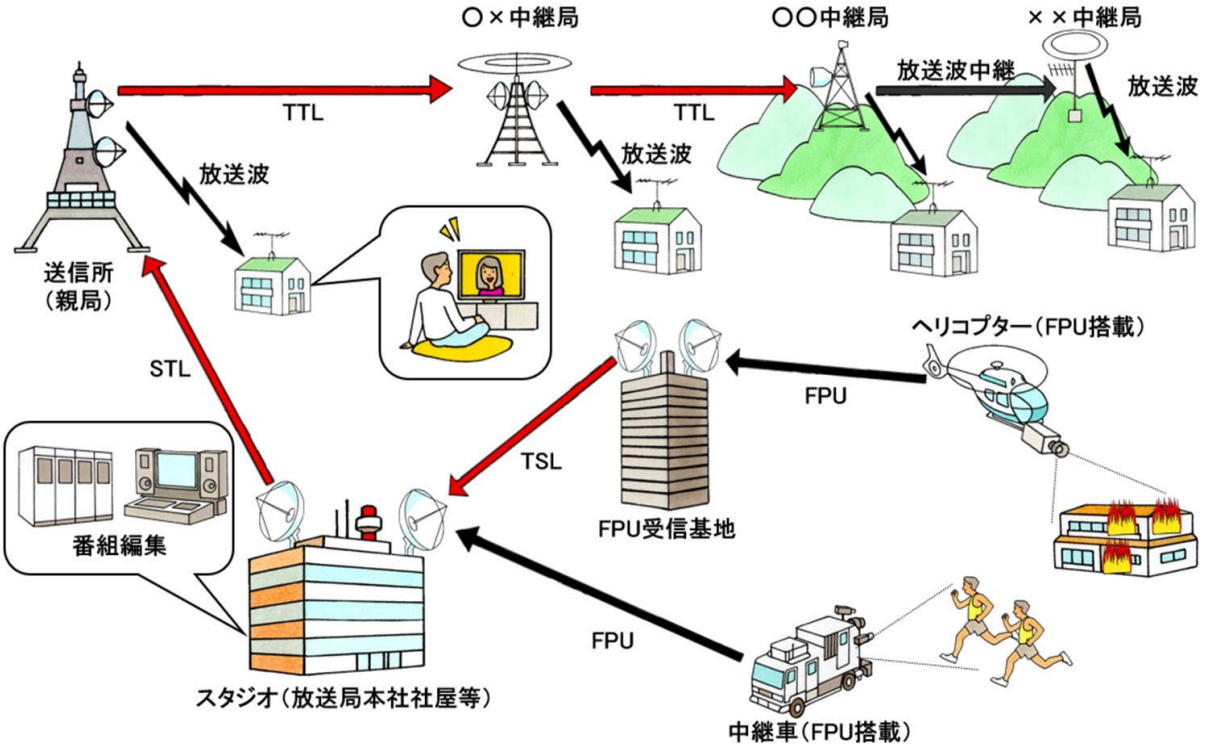

免許人	主な利用目的 （利用シーン）	通信内容	免許人数	無線局数
テレビジョン放送事業者	スタジオから送信所（親局）及び中継局まで放送番組を伝送（STL/TTL）	音声/データ等	31 者	129 局

（調査結果 図表-全-2-1-2 を基に作成）

映像 STL[2]/TTL[3]/TSL[4](B バンド[5])は、5.9GHz 帯（5850～5925MHz）において、テレビジョン放送事業者がスタジオから送信所（親局及び中継局）まで（STL）又は送信所から送信所まで（TTL）放送番組を伝送するために利用している。また、ニュース音声等の番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送（TSL）するために利用されている。B バンドは、雨や霧による影響が少ないことから、中長距離の伝送に適している。

[2] STL：Studio to Transmitter Link（放送番組をスタジオから送信所に伝送する無線回線）
[3] TTL：Transmitter to Transmitter Link（放送番組を送信所間で伝送する無線回線）
[4] TSL：Transmitter to Studio Link（番組素材をスタジオへ中継する無線回線）
[5] 5.9GHz 帯（5850～5925MHz）

＜重点調査システムに選定された理由の概要＞

本システムが利用する周波数は、V2X[6]とも呼ばれる自動運転システムの国際的な周波数検討が行われている帯域であり、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版 [7]）において、既存無線システムの移行先周波数の確保や移行支援、5.9GHz 帯 V2X システムの隣接システム等との周波数共用検討などを実施し、令和 8 年度中を目処に V2X 通信向けの周波数割当てを行うこととされていた。

このため、同帯域を使用する既存システムである、映像 STL/TTL/TSL(B バンド)の利用状況を詳細に調査し、移行動向を把握するため、重点調査の対象として選定されたものである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）（抜粋）

- 自動運転については、AI 技術の急速な高度化等を背景に開発等が進展しており、これを支える通信環境の確保や通信インフラの整備が急務となっている。総務省においては、既存の ITS 用周波数帯（760MHz 帯等）に加え、国際的に検討が進められている 5.9GHz 帯（5850～5925MHz）のうち 5895～5925MHz の最大 30MHz 幅を V2X 通信向けに割り当てる方向で、必要となる各種取組を推進する。
- 具体的には、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）について、令和 5 年度補正予算でのデジタルインフラ整備基金による既存無線局の周波数移行を引き続き進めるとともに、V2X 通信向けの割当てを可能とすることや既存無線局に関する使用の期限を定めるなどの周波数割当計画の変更を令和 7 年度中目途に実施し、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開する。
- 加えて、政府戦略等を踏まえ、主要自動車道等における技術実証や他の通信とも連携した面的な通信環境の検証、隣接システム等との周波数共用検討など、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進める。

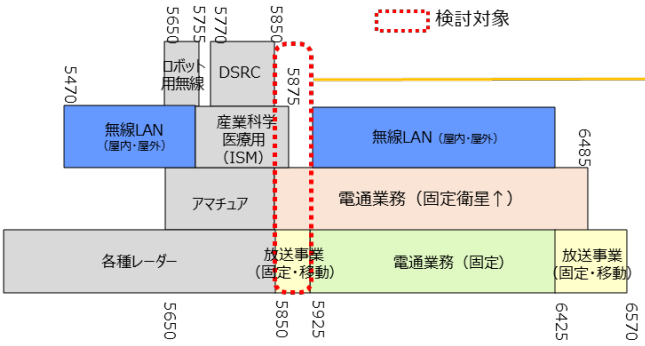

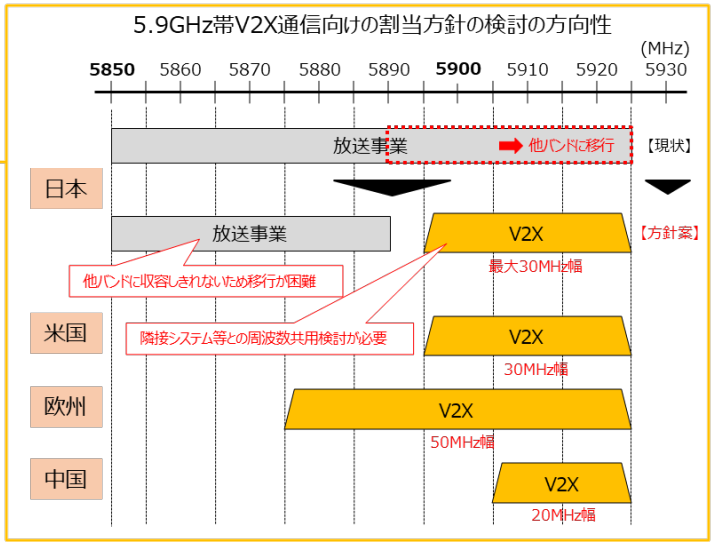

[6] V2X：Vehicle to Everything（車と様々なモノとの通信の総称）
[7] 重点調査対象を選定する時点のバージョンである。

（１）各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果*1＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和３年度	令和５年度	令和７年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
映像 STL/TTL/TSL (B バンド)	32 者	32 者	31 者*2	131 局	131 局	129 局*2

*1　免許人数及び無線局数以外の調査の結果については、令和７年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）の調査結果を参照。

*2　免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人１者として集計している。なお、調査に対する有効回答数（各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値。重複計上されうる。）は、免許人数：40 者、無線局数：129 局。

（調査結果 図表-全-2-1-2 を基に作成）

ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[8]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

① 無線局の数

PARTNER 調査の結果、前回調査時から、無線局数は九州で減少（131 局 → 129 局：2 局減）しているが、横ばい傾向にある。本システムは、概ね地上デジタル放送の送信所（親局、中継局）の数に比例することが想定されるが、既に地上デジタル放送の中継ネットワークは構築されており、需要の大きな変動がないためと考えられる。

無線局数及びその増減

システム名	無線局数		
	令和３年度	令和５年度	令和７年度
映像 STL/TTL/TSL(B バンド)	131 局	131 局（±0）	129 局（▲2 局）

（調査結果 図表-全-2-1-2 を基に作成）

[8] P3 の三 3(1)ア～エ参照（ア 無線局の数、イ 無線局の行う無線通信の通信量、ウ 技術導入状況、エ 総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画））。以下同じ。

総合通信局別無線局数の推移

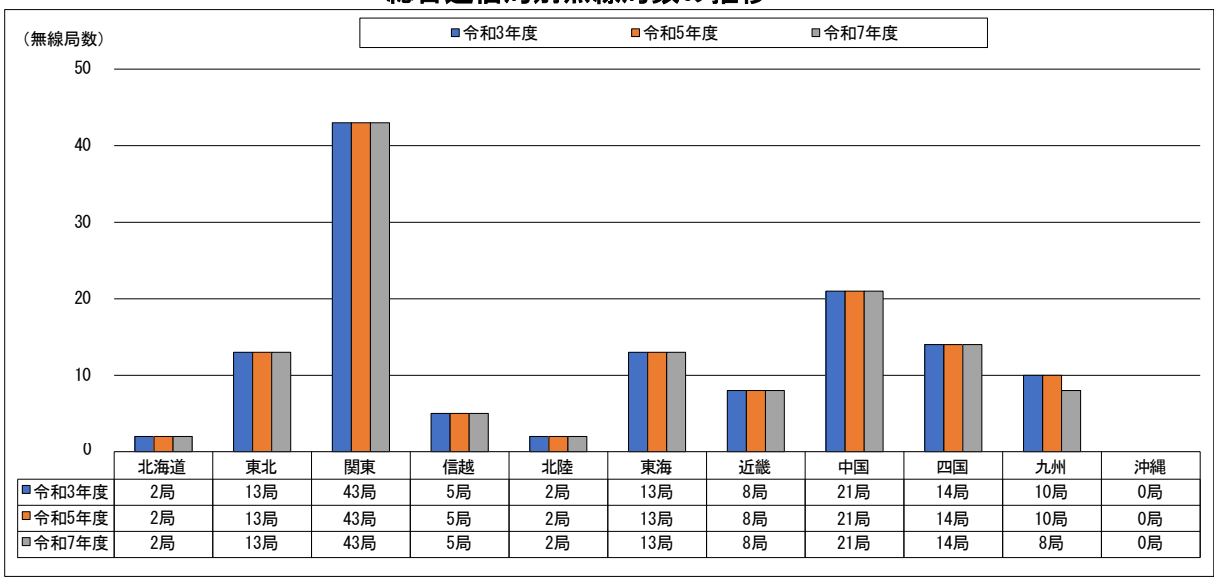

	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	2局	13局	43局	5局	2局	13局	8局	21局	14局	10局	0局
令和5年度	2局	13局	43局	5局	2局	13局	8局	21局	14局	10局	0局
令和7年度	2局	13局	43局	5局	2局	13局	8局	21局	14局	8局	0局

（調査結果 図表-全-2-1-3）

免許人数 31 者、無線局数 129 局は、後述する 714MHz 超の調査の結果に基づくと、他の同様の目的で使用される他の周波数帯の免許人数・無線局数と比べ、比較的少ない免許人、無線局の運用が確認された。

映像 STL/TTL/TSL の周波数帯ごと免許人数及び無線局数

周波数帯	免許人数	無線局数
映像 STL/TTL/TSL(B バンド)（5.85～5.925GHz）	**31 者**	**129 局**
映像 STL/TTL/TSL(C バンド)（6.425～6.57GHz）	80 者	367 局
映像 STL/TTL/TSL(M バンド)（6.57～6.87GHz）	50 者	124 局
映像 STL/TTL/TSL(D バンド)（6.87～7.125GHz）	115 者	815 局
映像 STL/TTL/TSL(N バンド)（7.425～7.75GHz）	41 者	59 局
映像 STL/TTL/TSL(E バンド)（10.25～10.45GHz）	29 者	53 局
映像 STL/TTL/TSL(F バンド)（10.55～10.68GHz）	24 者	72 局
映像 STL/TTL/TSL(G バンド)（12.95～13.25GHz）	75 者	166 局

免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。

（部会資料 57-1-5 を基に作成）

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減予定は、「無線局数の増減の予定なし」が 55.0%(22 者)、「無線局数は減少予定」及び「全ての無線局を廃止予定」が合わせて 45.0%(18 者)であり、「無線局数は増加予定」の回答はなかった。およそ半数の免許人において、今後無線局数が減少する予定であることが確認された。

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無

	有効回答数	無線局数は増加予定	無線局数は減少予定	無線局数の増減の予定なし	全ての無線局を廃止予定
映像 STL/TTL/TSL (Bバンド)	40者	0% (0者)	27.5% (11者)	55.0% (22者)	17.5% (7者)

（調査結果 図表-全-2-1-17）

② 無線局の行う無線通信の通信量

今後3年間で見込まれる通信量の増減予定は、「増減の見込みなし」が95.0%(38者)、「減少見込み」が5.0%(2者)であり、「増加見込み」の回答はなかった。今後、通信量には大きな変化が見込まれないことが確認された。

今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無

	有効回答数	通信量は増加見込み	通信量は減少見込み	通信量の増減の見込みなし
映像 STL/TTL/TSL (Bバンド)	40者	0% (0者)	5.0% (2者)	95.0% (38者)

（調査結果 図表-全-2-1-19）

③ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

以下のとおり、いずれもデジタル変調を用い、多重化等（デジタル信号の2以上のチャネル）が行われており、能率的な利用が図られていることが確認された。

電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況／無線設備の使用技術

変調方式（電波の型式*）	G7W	D7W	X7W
局数（割合）	1.6%（2局）	75.2%（97局）	26.4%（34局）

（部会資料58-2-2を基に作成）

*型式表示

1文字目（変調方式）	2文字目（変調信号）	3文字目（伝送情報）
G：角度変調（位相） D：振幅変調及び角度変調を同時に又は一定の順序で変調 X：その他（OFDM[9]等）	7：デジタル信号の2以上のチャネル	W：電話、データ、映像など複数の組み合わせ

[9] OFDM: Orthogonal Frequency-Division Multiplexing（直交周波数分割多重方式）

④ 総務省令に規定する事項

(1) 免許人の数

PARTNER 調査の結果、前回調査時から、免許人数は減少（32 者 → 31 者：1 者減）しているが、増減はほぼない傾向にある。

免許人数及びその増減

システム名	免許人数*		
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
映像 STL/TTL/TSL(B バンド)	32 者	32 者（±0）	31 者（▲1 者）

＊ 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。

（調査結果 図表-全-2-1-2 を基に作成）

(2) 無線局の目的及び用途

無線局の目的は、全ての無線局が「放送事業用」であり、用途及び用途ごとの無線局数は、以下のとおりであった。

無線局の目的及び用途

目的	用途（通信事項）	無線局数	割合
放送事業用	放送番組の中継に関する事項	106 局	82.2%
	放送番組素材の中継に関する事項	48 局	37.2%
	無線設備の監視・制御に関する事項	33 局	25.6%
	放送番組の取材等の連絡に関する事項	12 局	9.3%
	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	1 局	0.8%

（部会資料 58-2-2 を基に作成）

(3) 無線設備の使用技術

③で述べたとおり、いずれもデジタル変調を用い、多重化等（デジタル信号の 2 以上のチャネル）が行われており、能率的な利用が図られていることが確認された。

(4) 無線局の具体的な使用実態

（ア） 無線局の利用形態

調査票調査の結果、利用形態は、全ての無線局において放送サービスの提供となっている。本システムは、テレビジョン放送事業者がスタジオから送信所、送信所間、又は番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送するために利用するものであり、調査結果からも確認できた。

電波を常時発射した無線局の利用形態*

	有効回答数	放送サービスの提供
映像 STL/TTL/TSL(B バンド)	129 局	100% (129 局)

＊ 設問の回答対象：「電波の発射は常時発射か否か」で「常時発射した」と回答した無線局

（調査結果 図表-全-2-1-6 を基に作成）

（イ） 時間利用状況

調査票調査の結果、全ての無線局において、テレビジョン放送事業者がスタジオから送信所、送信所間、又は番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送するため、常時発射したとの回答であった。

電波の発射は常時発射か否か

	有効回答数	常時発射した	常時発射しなかった
映像 STL/TTL/TSL(B バンド)	129 局	100% (129 局)	0% (0 局)

（調査結果 図表-全-2-1-5）

(ウ)エリア利用状況

調査票調査の結果、最も割合が多かった無線局の区間距離は、「25km 超 50km 以下」が 43.4%（56 局）、続いて「10km 超 25km 以下」が 29.5%（38 局）、「50km 超」が 22.5%（29 局）であり、75%超（100 局）の無線局において、主に 50km 以下の区間で利用されている。

無線局の区間距離

	有効回答数	1km 以下	1km 超 5km 以下	5km 超 10km 以下	10km 超 25km 以下	25km 超 50km 以下	50km 超
映像 STL/TTL/TSL (B バンド)	129 局	0% (0 局)	0% (0 局)	4.7% (6 局)	29.5% (38 局)	43.4% (56 局)	22.5% (29 局)

（調査結果 図表-全-2-1-8）

(5) 他の電気通信手段への代替可能性

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、「無線局数は減少予定」または「全ての無線局を廃止予定」と回答した免許人（18 者）を対象とし、「無線局数減少・廃止理由（複数回答可）」の調査結果は以下のとおりであり、「他の電波利用システム」及び「有線（光ファイバー等）」への代替可能性が示されている。

無線局数減少・廃止理由（複数回答可）

	有効回答数	他の電波利用システムへ移行・代替予定のため	有線(光ファイバー等)へ代替予定のため	使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため	その他
映像 STL/TTL/TSL (Bバンド)	18者	77.8% (14者)	11.1% (2者)	0% (0者)	72.2% (13者)

（調査結果 図表-全-2-1-18）

「移行・代替・廃止予定時期(映像 STL/TTL/TSL(B バンド))」において、移行を予定していると回答があった無線局に対し、「移行・代替・廃止手段（複数回答可）」の調査結果は以下のとおりであり、他の周波数帯（C/M/D/N バンド）の映像 STL/TTL/TSL への移行がほとんどであった。

移行・代替・廃止手段(映像 STL/TTL/TSL(B バンド))（複数回答可）

	有効回答数	映像STL/TTL/TSLへ移行又は代替							有線(光ファイバー等)へ移行又は代替	廃止	その他
		Cバンド	Mバンド	Dバンド	Nバンド	Eバンド	Fバンド	Gバンド			
映像 STL/TTL/TSL (Bバンド)	124局	62.9% (78局)	75.8% (94局)	70.2% (87局)	55.6% (69局)	0% (0局)	0% (0局)	0% (0局)	1.6% (2局)	0% (0局)	4.0% (5局)

（調査結果 図表-全-2-1-23）

他方、「移行・代替・廃止予定時期(映像 STL/TTL/TSL(B バンド))」において、「移行等予定なし」と回答した免許人を対象とし、「代替可能なシステムの有無」の調査結果は以下のとおりであり、全て、代替可能なシステムが「ない」との回答であった。

代替可能なシステムの有無

	有効回答数	ある	ない
映像STL/TTL/TSL(Bバンド)	5局	0% (0局)	100% (5局)

（調査結果 図表-全-2-1-24）

本システムは、放送番組をスタジオから送信所等に伝送する目的で常時使用されていることを鑑みれば、速度の性能や高い信頼性が求められるものであり、光ファイバー等のインフラが利用できる環境であれば代替可能であるものの、そうでない場合は、地形等の条件から無線システムを使用する必要があると考えられる。

「代替可能なシステムの有無」において、「ない」と回答した免許人を対象とし、「代替できない理由（複数回答可・1 位～3 位の順位選択）」の調査結果は以下のとおりであり、コストの課題も挙げられているが、「代替先システムの周波数の選定が困難」「情報が不足しており回答できない」といった回答が 1 位として選ばれている。

代替できない理由

順位	1 位	2 位	3 位
有効回答数	5 局	3 局	3 局
導入コストの確保が困難	0%	66.7%(2 局)	33.3%(1 局)
ランニングコストの確保が困難	0%	33.3%(1 局)	66.7%(2 局)
代替先システムの周波数の選定が困難	80%(4 局)	0%	0%
代替先システムの機器の調達が困難	0%	0%	0%
代替先システムを検討予定又は検討中	0%	0%	0%
廃止又は廃止予定	0%	0%	0%
代替の必要がない	0%	0%	0%
情報が不足しており回答できない	20%(1 局)	0%	0%
その他	0%	0%	0%

（調査結果 図表-全-2-1-25 を基に作成）

(6) 電波を有効利用するための計画

およそ3分の2（66.7%）の無線局が、令和10年度末までに移行・代替・廃止予定であり、また、3 割程度（29.5%）の無線局が、令和 12 年度以降の移行・代替・廃止予定であるとの調査結果が得られている。

移行・代替・廃止予定時期(映像 STL/TTL/TSL(B バンド))

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度中	令和11年度中	令和12年度以降	移行等予定なし
映像 STL/TTL/TSL (Bバンド)	129局	1.6% (2局)	24.8% (32局)	9.3% (12局)	31.0% (40局)	0% (0局)	29.5% (38局)	3.9% (5局)

（調査結果 図表-全-2-1-22）

移行・代替・廃止予定時期の最多回答を都道府県単位でマッピングした結果、「令和 7 年度中（移行済も含む）」が最多回答の都道府県は、愛知県のみ、また、「令和 8 年度中」が最多回答となった都道府県は 7 県（秋田県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、静岡県）であった。

移行等予定時期を地域ごとに表示することにより、今後、移行等の対策を実施するための計画策定にあたり、有意であると考えられる。

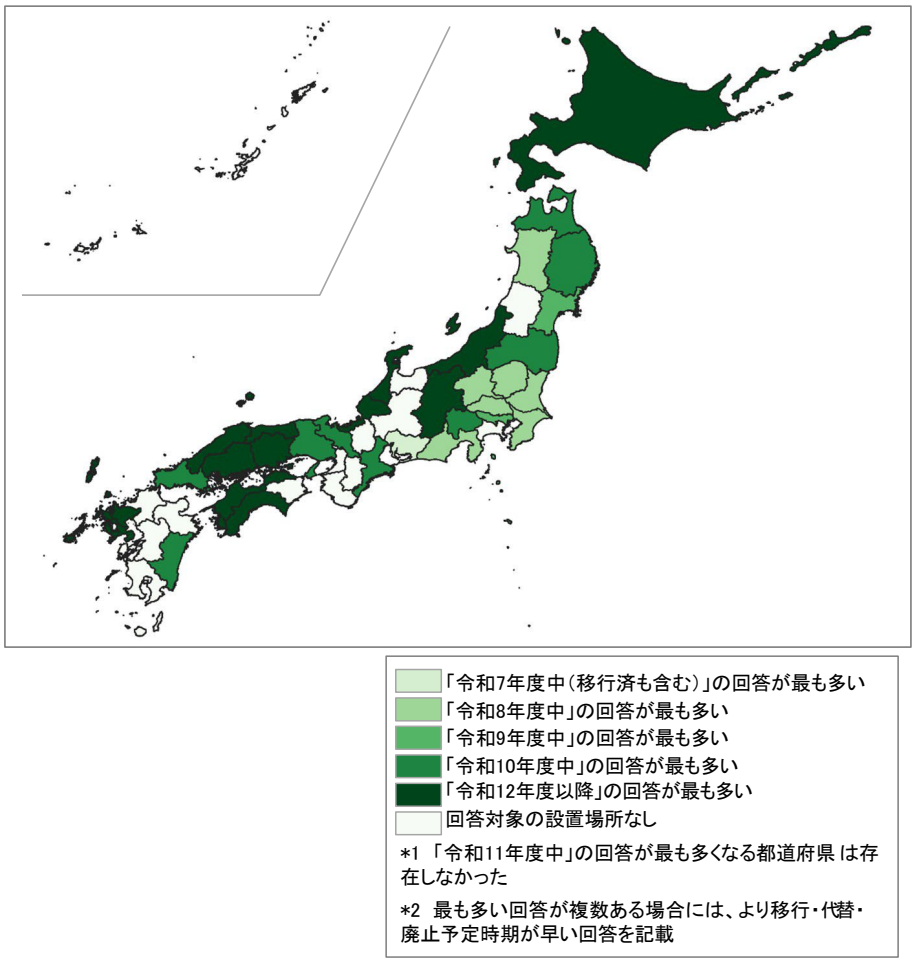

（部会資料 58-2-2 より）

(7) 使用周波数の移行計画

(6)で記載した調査結果のとおり、「予定あり」が 96.1%（124 局）、「予定なし」が 3.9%（5 局）となっている。

この状況に対し、次のイで述べるとおり、令和 8 年 1 月の周波数割当計画の変更により、本システムの周波数の使用期限を令和 13 年 3 月 31 日までと設定し、また、電波法に基づく「特定周波数変更対策業務」を活用し、本システムを移行させる計画である。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

5.9GHz 帯の一部の周波数帯（5888～5925MHz）は、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「令和 5 年度補正予算でのデジタルインフラ整備基金による既存無線局の周波数移行を引き続き進めるとともに、V2X 通信向けの割当てを可能とすることや既存無線局に関する使用の期限を定めるなどの周波数割当計画の変更を令和 7 年度中目途に実施し、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開する。」とされている。

また、「加えて、政府戦略等を踏まえ、東北自動車道等における技術実証や他の通信とも連携した面的な通信環境の検証、隣接システム等との周波数共用検討など、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進める」とされている。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「令和 8 年 1 月 30 日に周波数割当計画の一部変更を実施し、既存無線局（映像 STL/TTL/TSL（B バンド））に係る使用期限の設定、及び新たに導入する無線局（V2X）を追加。また、電波法第 71 条の 3 に基づき、令和 8 年 4 月 1 日に、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会を特定周波数変更対策業務を行う変更対策機関として指定。当該機関を通じ、周波数変更対策を進めていく。また、周波数逼迫対策技術試験事務により本年度から技術的検討、周波数共用検討を進めていく予定。」としており、周波数再編アクションプランに沿った取組が着実に進められていることが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 5 年度評価において、以下のように評価を行ったところである。

・V2X システムの導入が検討されている 5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）については、令和 5 年度調査時点で、既存システムである映像 STL/TTL/TSL(B バンド)の免許人が 32 者、無線局が 131 局存在することから、自動運転に係る実証実験等の状況を踏まえつつ、引き続き周波数移行先や移行方策の検討を行っていくこと。

これを受け、上記イのとおり、周波数再編アクションプランにおいて必要な対応を適切に反映し、また、これに沿った取組が着実に進められていると認められる。

エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

上記イのとおり、周波数再編アクションプランに沿った取組が進められている状況である。

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

自動運転については、AI 技術の急速な高度化等を背景に開発等が進展しており、これを支える通信環境の確保や通信インフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯（5850～5925MHz）は、V2X とも呼ばれる自動運転システムの導入に向けて国際的な検討が行われている帯域である。よって上記イのとおり、新たな電波利用システム（V2X）への需要に応じるため、周波数再編アクションプランでは、5.9GHz 帯のうち 5895～5925MHz の最大 30MHz 幅において V2X 通信を導入するため、必要となる各種取組を推進することとされている。

（２）実測による発射状況等の分析

発射状況調査に先立って実施されている調査票調査の結果に基づくと、「時間的利用状況」は、（１）ア④(4)（イ）に示すとおり、全て「常時発射」の無線局であった。

電波の発射は常時発射か否か（再掲）

	有効回答数	常時発射した	常時発射しなかった
映像 STL/TTL/TSL(B バンド)	129 局	100% (129 局)	0% (0 局)

（調査結果 図表-全-2-1-5）

以上のような時間的利用傾向を持つ本システムについて、以下の要領により、実測による電波の発射状況調査が実施された。

時間利用状況の測定：　2 局を測定対象として選定し、30 日間の固定測定を実施。
エリア利用状況の測定：　2 局を測定対象として選定し、移動測定を実施。

時間利用状況に係る発射状況調査の結果、調査対象の稼働率（しきい値以上の出力で受信できた比率）は、A 局は概ね 80%程度、B 局では概ね 95%程度であり、また、時間帯、曜日及び日による偏りはみられないことから、調査期間である 30 日間中、常時電波を発射していることが推察される。これは、テレビジョン放送が概ね 24 時間提供されているため、放送番組等を中継している本システムも同様の時間利用となっていることが推察される。

これらより、2 局の時間的利用状況に係る発射状況調査の結果は、本システムの電波の常時発射の実態を裏付けるものとなっている。

固定測定結果 A 局

＜日別 発射時間＞

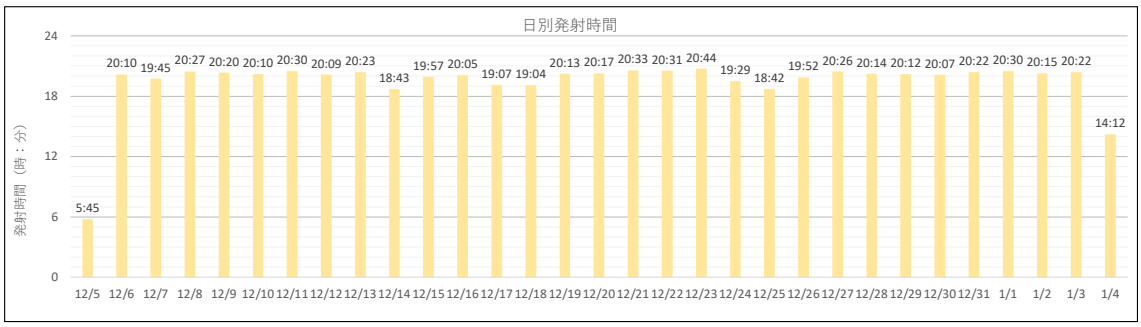

測定期間　2025/12/05（金曜日）17:00～2026/01/04（日曜日）16:59　30 日間

＜曜日別 平均発射時間＞

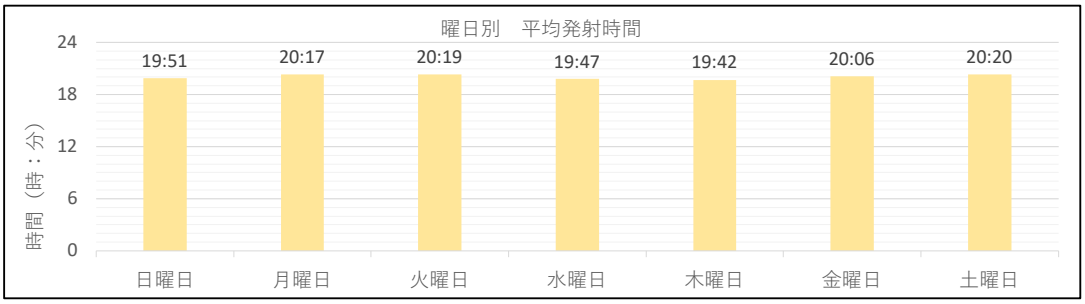

測定期間　2025/12/05（金曜日）17:00:00～2026/01/04（日曜日）16:59:59　30 日間

＜時刻別 平均発射時間＞

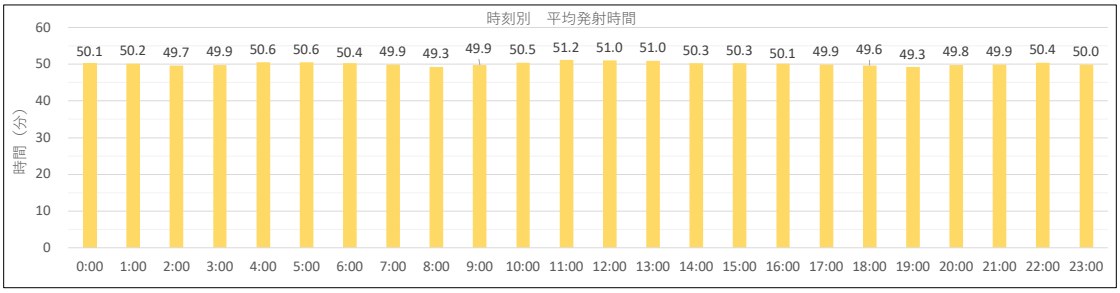

測定期間　2025/12/05（金曜日）17:00:00～2026/01/04（日曜日）16:59:59　30 日間

（調査結果 図表-全-2-1-29 を基に作成）

固定測定結果 B 局

＜日別 発射時間＞

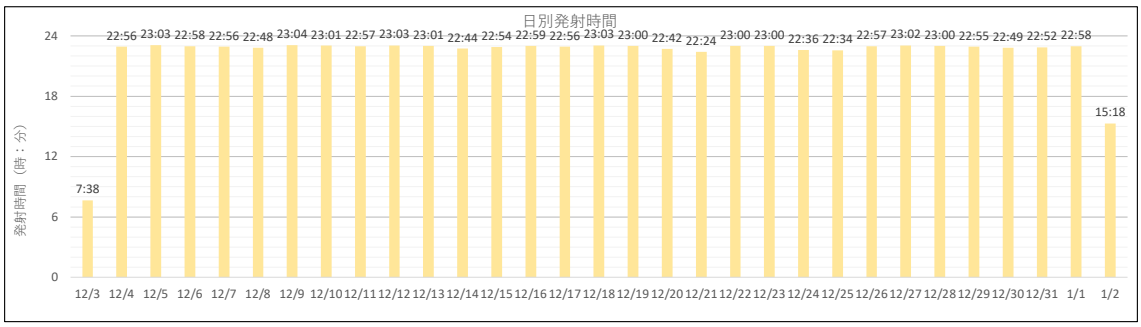

測定期間　2025/12/03（水曜日）16:00～2026/01/02（金曜日）15:59　30 日間

＜曜日別 平均発射時間＞

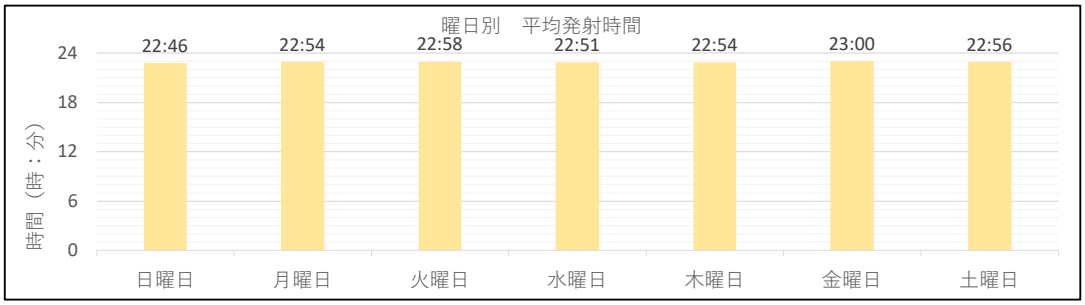

測定期間　2025/12/03（水曜日）16:00:00～2026/01/02（金曜日）15:59:59　30 日間

＜時刻別 平均発射時間＞

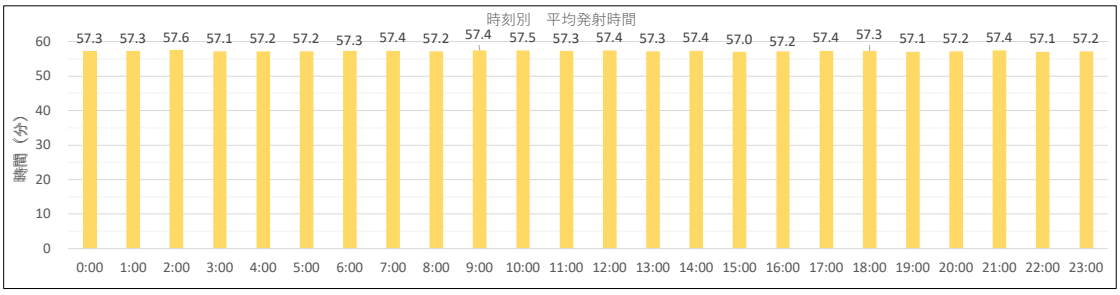

測定期間　2025/12/03（水曜日）16:00:00～2026/01/02（金曜日）15:59:59　30 日間

（調査結果 図表-全-2-1-30 を基に作成）

また、調査票調査の結果に基づくと、「エリア利用状況」は、（１）アに示すとおり、主に 50km 以下の区間距離で、全ての無線局において常時発射により全国的に利用されているという回答が得られている。

以上のようなエリア利用傾向を持つ本システムについて、調査票回答における区間距離が異なるＣ局（区間距離 10～25 km）及びＤ局（区間距離 25～50 km）の 2 局が選定され、フィールドにおける実測による電波の発射状況調査が実施された。また、シミュレーション値と、実測値の比較も実施されている。

対象局	アンテナ指向性	調査票回答（区間距離）
C 局	あり	10km 超 25km 以下
D 局	あり	25km 超 50km 以下

なお、高所に設置されている本システムの指向方向に対し、移動測定のアンテナ高は低く（アンテナ高 2m）、垂直面で指向方向外の関係となっている。

発射状況調査の結果、測定範囲内において、Ｃ局は-96.3～-89.1dBm、Ｄ局は-120.0～-88.4dBm の電波を計測しており、本システムの回線設計上の標準受信入力（-58.5dBm）と比べて 30dB 程度低いことから、Ｃ局及びＤ局はいずれも、指向方向以外の電波発射の強度が小さく、指向性を持って発射されていることが確認された。シミュレーション結果においても、Ｃ局、Ｄ局ともにおおむね-90dBm 以下の強度となっており、測定結果と同様の傾向を示している。

（３）評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[10]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

社会的貢献性（複数回答可）について調査した結果、「非常時等における人命又は財産の保護」が 100%（40 者）、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」が 95.0%（38 者）、「公共の安全、秩序の維持」が 90.0%（36 者）であった。

本システムは、テレビジョン放送の放送番組及び番組素材の中継回線として利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止又は周波数を変更した場合、放送サービスが国民生活の重要なインフラとなっている状況も踏まえると、社会・経済活動に影響を及ぼす可能性があるものと考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、全ての免許人が、全ての無線局について運用継続性の確保のための対策を実施している。また、主な対策の内容としては「定期的な保守点検の実施」が 100%（40 者）、「運用状況の常時監視（遠隔含む）」が 97.5%（39 者）、「予備電源の保有」が 90%（36 者）、「無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有」が 75%（30 者）などであった。

これらより、災害等や継続的な運用を確保するため、無線設備の対策（ハード面の対策）及び運用管理や体制等の対策（ソフト面の対策）の両方の対策を行っている免許人が多いことが確認された。なお、放送法第 112 条において、放送事業者に対し、放送設備やその運用のための業務管理体制の維持が義務付けられている。

[10] P3 の三 5(1)ア～エ参照（ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用、イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用、ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用、エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用）。以下同じ。

（４）評価

新たな無線システム（V2X）への需要がある周波数帯（5.9GHz 帯（5850～5925MHz）のうち5895～5925MHz の最大 30MHz 幅）に係る電波の利用状況は以下のとおりである。

時間的利用状況について、調査票調査の結果、全ての無線局（129 局）が常時発射であり、利用形態は放送サービスの提供のためであった。また、発射状況調査の結果からも、ほぼ 24 時間 365 日、常時電波を発射していることが推察できた。

エリア利用状況について、本システムは、おおむね 50km 以下の区間距離で利用され、指向性の高いアンテナを使い、固定的に運用されている。

社会的貢献性（複数回答可）について調査した結果、「非常時等における人命又は財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」及び「公共の安全、秩序の維持」がいずれも 90%を超えており、本システムは、テレビジョン放送の提供のため重要なシステムであると考えられる。

今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無に対しては、「増減の見込みなし」が 95%（38 者）であり、「減少見込み」が 5%（2 者）であった。また、「移行・代替・廃止予定時期」については、96.1%（124 局）が何らかの時期に移行予定を有しており、多くは他の周波数帯（C/M/D/N バンド）の映像 STL/TTL/TSL であった。

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無に対しては、「増減の予定なし」が 55%（22 者）であり、「減少予定・全て廃止予定」が 45%（18 者）、「増加予定」と回答した者はいなかった。「減少予定」の主な理由は、「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」であった。

本システムが使用する周波数帯は、V2X と呼ばれる自動運転システムの導入に向けて国際的な検討が行われている帯域であり、新たなシステム（V2X）に需要がある帯域である。

以上から、電波の有効利用の程度としては、一定程度の有効利用は行われているものの、以下の観点から、更なる電波の有効利用を図っていくことが適当である。

・映像 STL/TTL/TSL（B バンド）については、時間的利用は常時発射されており、また、利用目的は、国民の生活の利便性向上や、安心安全に寄与するテレビジョン放送の提供に不可欠なものであるため、今後も一定の需要があるものと認められるが、テレビジョン放送の中継局や中継回線ネットワークは既に構築されており、調査結果からも、今後の増加は見込まれないこと。

・全国で 129 局（有効回答数）であり、高い指向性を持ったアンテナで固定的に運用されている。他の周波数帯（C/M/D/N バンド）の既存システムへの代替可能性が示されているため、効率的な周波数利用のためには、他の周波数帯や他システム（光ファイバー等）に整理集約することが望ましいこと。

・自動運転等を実現するための新たなシステム（V2X）に需要がある帯域であり、国内の需要に応じ、周波数利用の国際的な調和を図っていくことが望ましいこと。

また、周波数再編アクションプランに記載されている内容に沿い、総務省において、V2X導入に向け、映像STL/TTL/TSL（Bバンド）のうち、5.9GHz帯の一部（5888～5925MHz）に対して周波数使用期限の設定（令和 13 年 3 月 31 日まで）及び当該周波数を使用する映像STL/TTL/TSL（Bバンド）の移行に向けた特定周波数変更対策業務の実施など、制度的な対応が取られていることが確認できた。

本システムは、テレビジョン放送の提供に当たり重要な役割を担っているシステムであり、テレビジョン放送の提供に影響を及ぼすことがないよう十分に留意しつつ、国際的な技術の進展に対応するためには、早期に本システムを移行し、V2X の導入を可能とすることが求められる。よって、総務省においては引き続き、本システムの着実かつ早期の移行が図れるよう、変更対策機関を通じて、特に移行時期が「令和 12 年度以降」や「移行等予定なし」と回答した免許人に対しては移行期限の周知や必要な情報提供等も行いながら、移行を進めていくことを期待する。

２　15GHz 帯電気通信業務用

＜15GHz 帯電気通信業務のシステム概要＞

15GHz 帯（14.4GHz～15.35GHz 帯）において、電気通信業務用無線局は、大きく分けて２つの使い方がされている。

(1) 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)

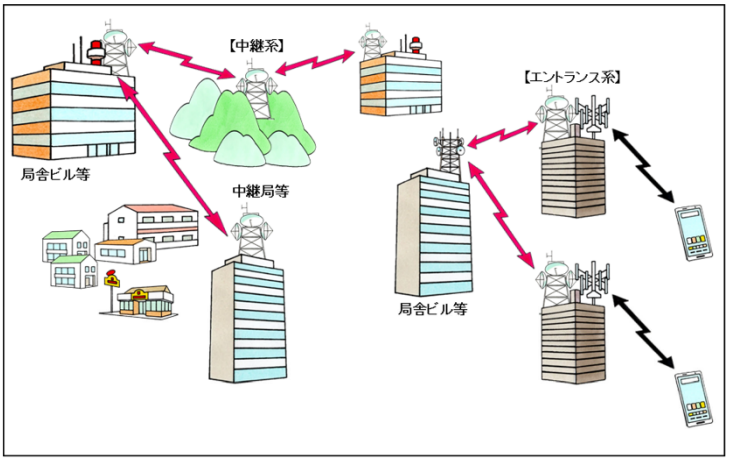

11GHz 帯、18GHz 帯の固定通信システムと同様、電気通信事業者が、概ね十数 km までのスパンにおいて、用途に応じた通信回線（25～150Mbps）に利用している。本周波数帯は、比較的短い距離の通信に適しており、主に携帯電話等の基地局エントランスとして用いられている。

(2) 15GHz 帯電気通信業務災害対策用

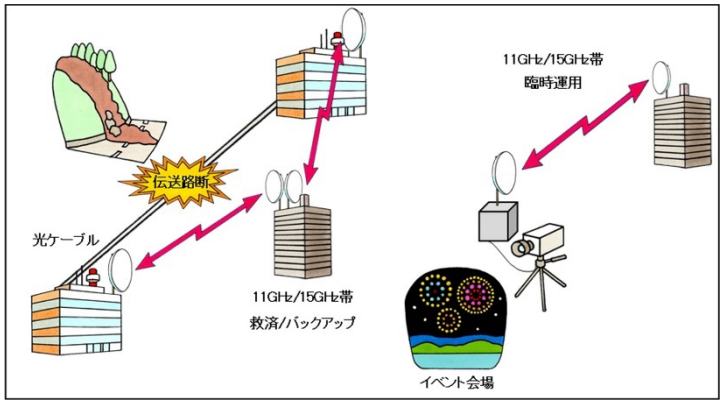

電気通信事業者が災害等発生時の伝送路の救済や確保のために、臨時回線を構築する目的で利用している。また、イベント等開催時に、現地からの臨時映像を伝送するために利用している。

＜重点調査システムに選定された理由の概要＞

15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)及び 15GHz 帯電気通信業務災害対策用が利用する周波数帯は、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版[11]）において、WRC[12]-27 に向けて IMT 特定[13]の可能性の検討が実施されている周波数帯（14.8～15.35GHz）については、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期に WRC-27 での対処方針について検討を行うこととされていることから、同帯域を使用している既存システムである電気通信業務用のシステムについて、WRC の議論に資するデータを取得するため、具体的な利用実態を無線局単位で調査し、今後の動向の把握を行う必要があったためである。

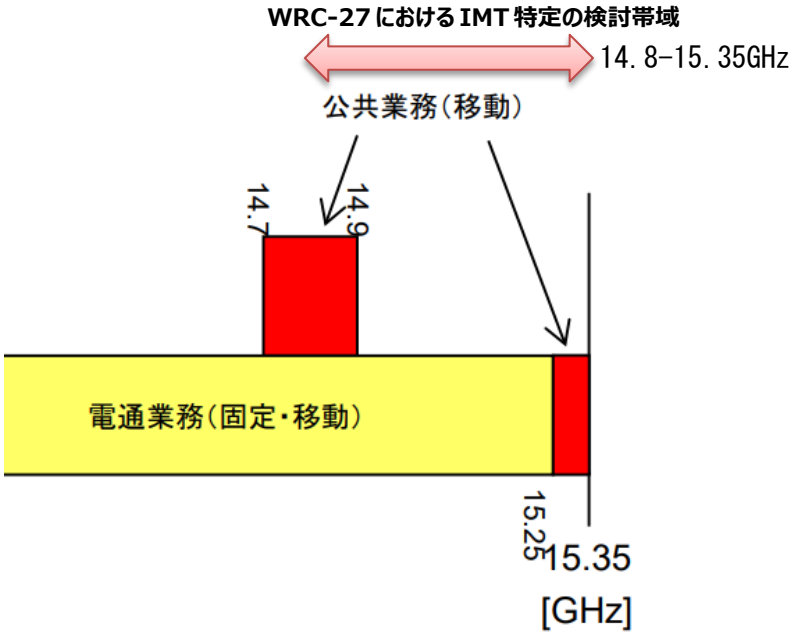

WRC-27 議題 1.7 既存一次業務を考慮した、4400-4800MHz、7125-8400MHz（またはその一部）、及び 14.8-15.35GHz における IMT 使用のための共用・両立性検討、及び技術的条件の策定

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）（抜粋）

・ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（14.8～15.35GHz）について、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれる 5G 及びその発展となる 6G を念頭に、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT 周波数特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における日本の対処方針に反映していく。

[11] 重点調査対象を選定する時点のバージョンである。

[12] WRC: World Radiocommunication Conference（世界無線通信会議）

[13] IMT：International Mobile Telecommunications、IMT 特定とは、携帯電話等に利用可能な周波数として特定することを意味する。

（１）各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果*1＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和３年度	令和５年度	令和７年度	令和３年度	令和５年度	令和７年度
15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	３者	３者	３者*2	1,053 局	935 局	873 局*2
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	２者	１者	１者*2	32 局	28 局	24 局*2

*1 免許人数及び無線局数以外の調査の結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）の調査結果を参照。

*2 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。なお、調査に対する有効回答数（各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値。重複計上されうる。）は、中継系・エントランスは免許人数：11 者、無線局数：871 局、災害対策用は免許人数：6 者、無線局数：24 局。

（調査結果 図表-全-2-2-3 を基に作成）

ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[14]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

① 無線局の数

PARTNER 調査の結果、前回調査時から、無線局数は減少傾向にある（中継系・エントランス 935 局 → 873 局：62 局減、災害対策用 28 局 → 24 局：4 局減）。

無線局数及びその増減

システム名	無線局数		
	令和３年度	令和５年度	令和７年度
15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	1,053 局	935 局(▲118 局)	873 局(▲62 局)
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	32 局	28 局(▲4 局)	24 局(▲4 局)

（調査結果 図表-全-2-2-3 を基に作成）

地域ごとの傾向を見ると、中継系・エントランスについては、関東、東海及び四国に比較的多くの無線局数が存在している。また、災害対策用については、西日本で利用されていることが分かる。

[14] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

総合通信局別無線局数の推移（中継系・エントランス）

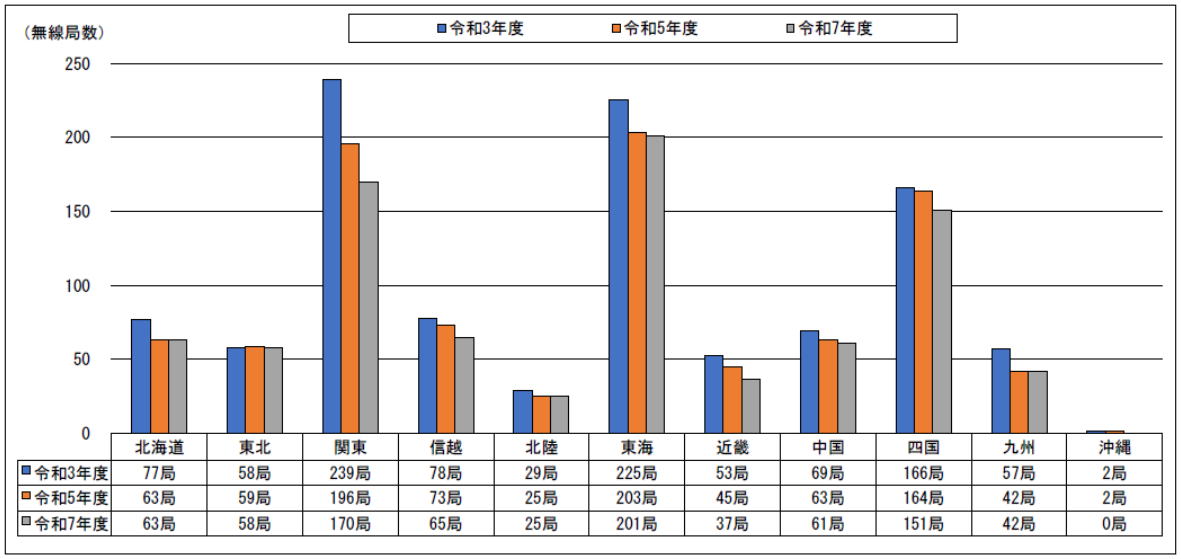

	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	77局	58局	239局	78局	29局	225局	53局	69局	166局	57局	2局
令和5年度	63局	59局	196局	73局	25局	203局	45局	63局	164局	42局	2局
令和7年度	63局	58局	170局	65局	25局	201局	37局	61局	151局	42局	0局

（調査結果 図表-全-2-2-4）

総合通信局別無線局数の推移（災害対策用）

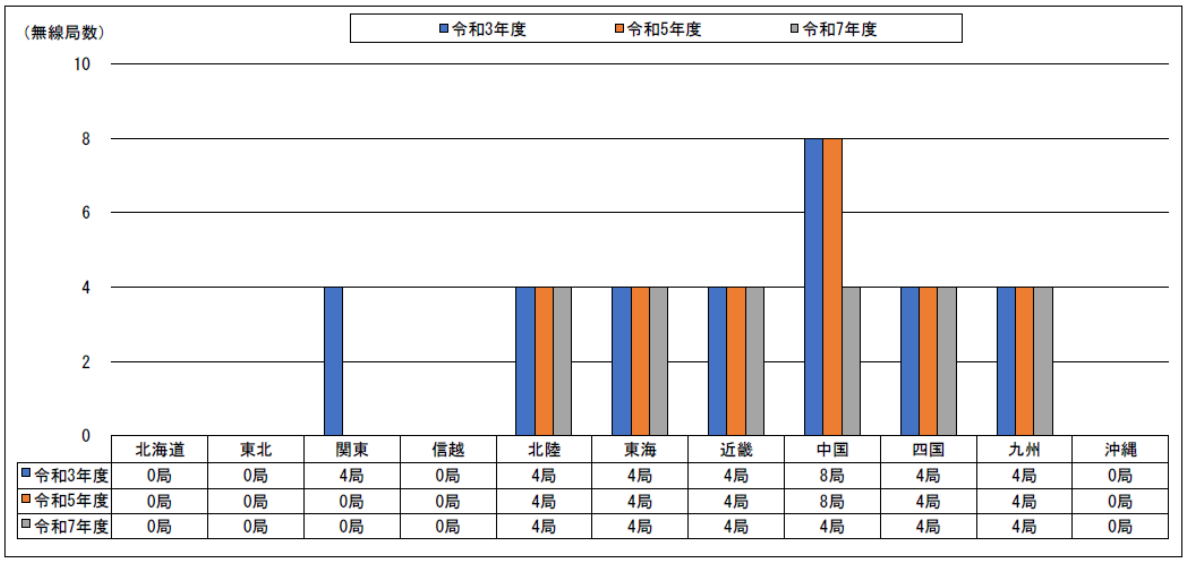

	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	0局	0局	4局	0局	4局	4局	4局	8局	4局	4局	0局
令和5年度	0局	0局	0局	0局	4局	4局	4局	8局	4局	4局	0局
令和7年度	0局	0局	0局	0局	4局	4局	4局	4局	4局	4局	0局

（調査結果 図表-全-2-2-5）

中継系・エントランスの免許人数 3 者、無線局数 873 局及び災害対策用の免許人数 1 者、無線局数 24 局は、後述する 714MHz 超の調査の結果に基づくと、他の同様の目的で使用される他の周波数帯（主に 11/18GHz 帯）の免許人数・無線局数と比べると、比較的少ない免許人、無線局の運用が確認された。

電気通信業務用中継系・エントランス等の周波数帯ごと免許人数及び無線局数

周波数帯	免許人数	無線局数
11GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	6 者	2,350 局
15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	**3 者**	**873 局**
18GHz 帯電気通信業務(エントランス)	4 者	2,973 局
22GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	1 者	26 局
22GHz 帯 FWA	1 者	34 局
38GHz 帯 FWA（公共用［国]）	1 者	90 局
80GHz 帯高速無線伝送システム	40 者	1,352 局
11GHz 帯電気通信業務災害対策用	2 者	132 局
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	**1 者**	**24 局**

免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。

（部会資料 58-2-2 を基に作成）

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減予定は、中継系・エントランスについては「減少予定」が 54.5%（6 者）、「増減の予定なし」が 36.4%（4 者）、「増加予定」が 9.1%（1 者）であり、今後無線局数は減少が見込まれることが確認された。「増加予定」の主な理由は、「使用エリアやサービスの拡大予定のため」、また、「減少予定」の主な理由は、「有線（光ファイバー等）へ代替予定のため」であった。

また、災害対策用については、「増減の予定なし」が 100%（6 者）であり、増減は見込まれないことが確認された。

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無

	有効回答数	無線局数は増加予定	無線局数は減少予定	無線局数の増減の予定なし	全ての無線局を廃止予定
15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	11者	9.1% (1者)	54.5% (6者)	36.4% (4者)	0% (0者)
15GHz帯電気通信業務災害対策用	6者	0% (0者)	0% (0者)	100% (6者)	0% (0者)

（調査結果 図表-全-2-2-26）

② 無線局の行う無線通信の通信量

今後 3 年間で見込まれる通信量の増減予定は、中継系・エントランスについては「増加見込み」及び「増減の見込みなし」がいずれも 36.4%、「減少見込み」が 27.3%であり、回答がほぼ均等に分かれたため、全体の増減傾向についてはうかがえなかった。総務省に確認したところ、「調査時点では移行が確定していない状況である」とのことであり、そのような状況が背景にあるものと考えられる。なお、「増加見込み」の主な理由は、「現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため」、また、「減少見込み」の主な理由は、「無線局を廃止する見込みのため」であった。

一方、災害対策用については、「増減の見込みなし」が 100%であり、増減は見込まれないことが確認された。

今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無

	有効 回答数	通信量は 増加見込み	通信量は 減少見込み	通信量の増減の 見込みなし
15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	11 者	36.4% (4 者)	27.3% (3 者)	36.4% (4 者)
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	6 者	0% (0 者)	0% (0 者)	100% (6 者)

（調査結果 図表-全-2-2-26）

③ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

以下のとおり、いずれもデジタル変調を用い、多重化等（デジタル信号の 2 以上のチャネル）が行われており、能率的な利用が図られていることが確認された。

電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況／無線設備の使用技術

変調方式（電波の型式*）	G7W	D7W
15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	7.1%（62 局）	99.8%（871 局）
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	100%（24 局）	100%（24 局）

（部会資料 58-2-2 を基に作成）

*型式表示

1 文字目（変調方式）	2 文字目（変調信号）	3 文字目（伝送情報）
G：角度変調（位相） D：振幅変調及び角度変調を同時に又は一定の順序で変調	7：デジタル信号の 2 以上のチャネル	W：電話、データ、映像など複数の組み合わせ

④ 総務省令に規定する事項

(1) 免許人の数

PARTNER 調査の結果、前回調査時から、中継系・エントランスの免許人数は増減なし、災害対策用については減少（2 者 → 1 者：1 者減）しており、増減はほぼない傾向にある。

免許人数及びその増減

システム名	免許人数*		
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	3 者	3 者(±0)	3 者(±0)
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	2 者	1 者(▲1)	1 者(±0)

＊ 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。

（調査結果 図表-全-2-2-3 を基に作成）

(2) 無線局の目的及び用途

全ての無線局において、無線局の目的は「電気通信業務用」であり、用途は「電気通信業務に関する事項」であった。また、用途ごとの無線局数は、以下のとおりであった。

無線局の目的及び用途

	目的	用途（通信事項）	無線局数	割合
15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）	電気通信業務用	電気通信業務に関する事項	873 局	100%
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	電気通信業務用	電気通信業務に関する事項	24 局	100%

（部会資料 58-2-2 を基に作成）

(3) 無線設備の使用技術

③で述べたとおり、いずれもデジタル変調を用い、多重化等（デジタル信号の 2 以上のチャネル）が行われており、能率的な利用が図られていることが確認された。

(4) 無線局の具体的な使用実態

（ア）無線局の利用形態

調査票調査の結果、中継系・エントランスの利用形態については、「携帯電話サービスの提供のための伝送路として運用」が 70.8%（617 局）、「基地局の伝送路として運用」が 29.2%（254 局）であり、中継系・エントランスに利用されていることが調査結果からも確認できた。

災害対策用については、年間の発射実績は無いが、その理由は「災害時のみ運用するため」であり、災害対策用に利用されていることが調査結果からも確認できた。

電波を常時発射した無線局の利用形態*

	有効回答数	携帯電話サービスの提供のための伝送路として運用	基地局の伝送路として運用
15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）	871 局	70.8% (617 局)	29.2% (254 局)

＊ 設問の回答対象：「電波の発射は常時発射か否か」で「常時発射した」と回答した無線局

（調査結果 図表-全-2-2-8 を基に作成）

年間の発射実績がない理由*

	有効回答数	その他：災害時のみ運用するため
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	24 局	100% (24 局)

*設問の回答対象：「月ごとの電波の発射日数」で全ての月において「0 日」と回答した無線局

（調査結果 図表-全-2-2-11 及び図表-全-2-2-12 を基に作成）

（イ）時間利用状況

調査票調査の結果、中継系・エントランスについては全ての無線局において、携帯電話サービスの提供等を目的とする伝送路のため、「常時発射した」との回答であった。

災害対策用については全ての無線局において、「常時発射しなかった」、また、月ごとの発射日数は「全ての月で発射しなかった」、その理由は「災害時にのみ運用するため」とのことであった。総務省に確認したところ、点検は行っているものの、電波の発射を行わずに点検を実施しているとのことであった。

電波の発射は常時発射か否か

	有効回答数	常時発射した	常時発射しなかった	月ごとの電波の発射日数
15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）	871 局	100% (871 局)	0% (0 局)	―
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	24 局	0% (0 局)	100% (24 局)	全ての月で発射しなかった

（調査結果 図表-全-2-2-7 及び図表-全-2-2-10 を基に作成）

(ウ)エリア利用状況

調査票調査の結果、中継系・エントランスについては、最も割合が多かった無線局の区間距離は、「1km 超 5km 以下」が 59.6%（519 局）、続いて「5km 超 10km 以下」が 39.7%（346 局）であった。また、災害対策用については、全て「5km 超 10km 以下」であった。

以上より、中継系・エントランスについては主に 10 km以下、災害対策用については 10km 以下の区間で利用されているという結果となった。

無線局の区間距離

	有効回答数	1km 以下	1km 超 5km 以下	5km 超 10km 以下	10km 超 25km 以下	25km 超 50km 以下	50km 超
15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	871 局	0% (0 局)	59.6% (519 局)	39.7% (346 局)	0.7% (6 局)	0% (0 局)	0% (0 局)
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	24 局	0% (0 局)	0% (0 局)	100% (24 局)	0% (0 局)	0% (0 局)	0% (0 局)

（調査結果 図表-全-2-2-13）

都道府県ごと周波数の利用状況について、中継系・エントランスでは次のとおりであり、都道府県ごとに多少の分布のばらつきはあるが、ブロック 6（14.50-14.52GHz）／30（14.98-15.00GHz）を中心周波数とする無線局が多いことが確認された。

なお、図の左右に対称的に分布しているのは、上り下り（送受信）周波数が対になっているからである。（二周波方式）

都道府県ごと周波数の利用状況（中継系・エントランス）

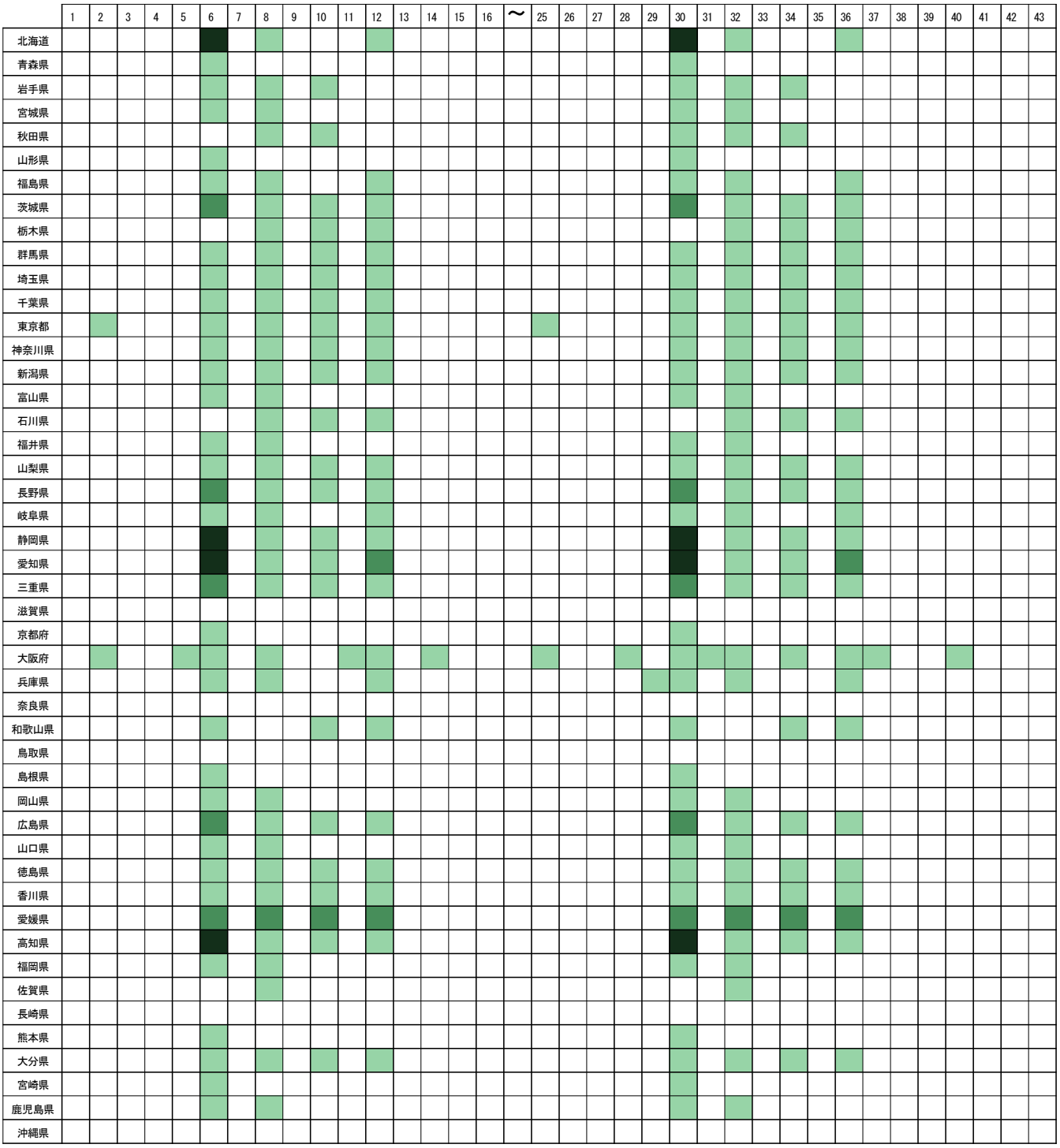

※1　本図表は、各無線局の中心周波数を元にブロック分けを実施。横軸の数字は周波数ブロック番号を表し、周波数との対応は次表のとおり。

※2 本システムが一般的に割当てられている帯域のみ。

（部会資料 58-2-2 より）

ブロックと周波数集計区分の対応表

ブロック	周波数集計区分	ブロック	周波数集計区分	ブロック	周波数集計区分
1	14.40 - 14.42GHz	13	14.64 - 14.66GHz	32	15.02 - 15.04GHz
2	14.42 - 14.44GHz	14	14.66 - 14.68GHz	33	15.04 - 15.06GHz
3	14.44 - 14.46GHz	15	14.68 - 14.70GHz	34	15.06 - 15.08GHz
4	14.46 - 14.48GHz	16	14.70 - 14.72GHz	35	15.08 - 15.10GHz
5	14.48 - 14.50GHz	（略）	（略）	36	15.10 - 15.12GHz
6	14.50 - 14.52GHz	25	14.88 - 14.90GHz	37	15.12 - 15.14GHz
7	14.52 - 14.54GHz	26	14.90 - 14.92GHz	38	15.14 - 15.16GHz
8	14.54 - 14.56GHz	27	14.92 - 14.94GHz	39	15.16 - 15.18GHz
9	14.56 - 14.58GHz	28	14.94 - 14.96GHz	40	15.18 - 15.20GHz
10	14.58 - 14.60GHz	29	14.96 - 14.98GHz	41	15.20 - 15.22GHz
11	14.60 - 14.62GHz	30	14.98 - 15.00GHz	42	15.22 - 15.24GHz
12	14.62 - 14.64GHz	31	15.00 - 15.02GHz	43	15.24 - 15.25GHz

災害対策用の都道府県ごと周波数の利用状況は次のとおりであり、西日本を中心に一部の府県のみに無線局が開設されており、また、使用ブロックの分布は 2 パターンと偏りが少ないことが確認された。

総務省に確認したところ、災害対策用については可搬型の無線機であり、これらの都道府県は、無線機を管理・保管する常置場所を意味しており、災害発生時には他の都道府県に運んで使用するとのことであった。

都道府県ごと周波数の利用状況（災害対策用）

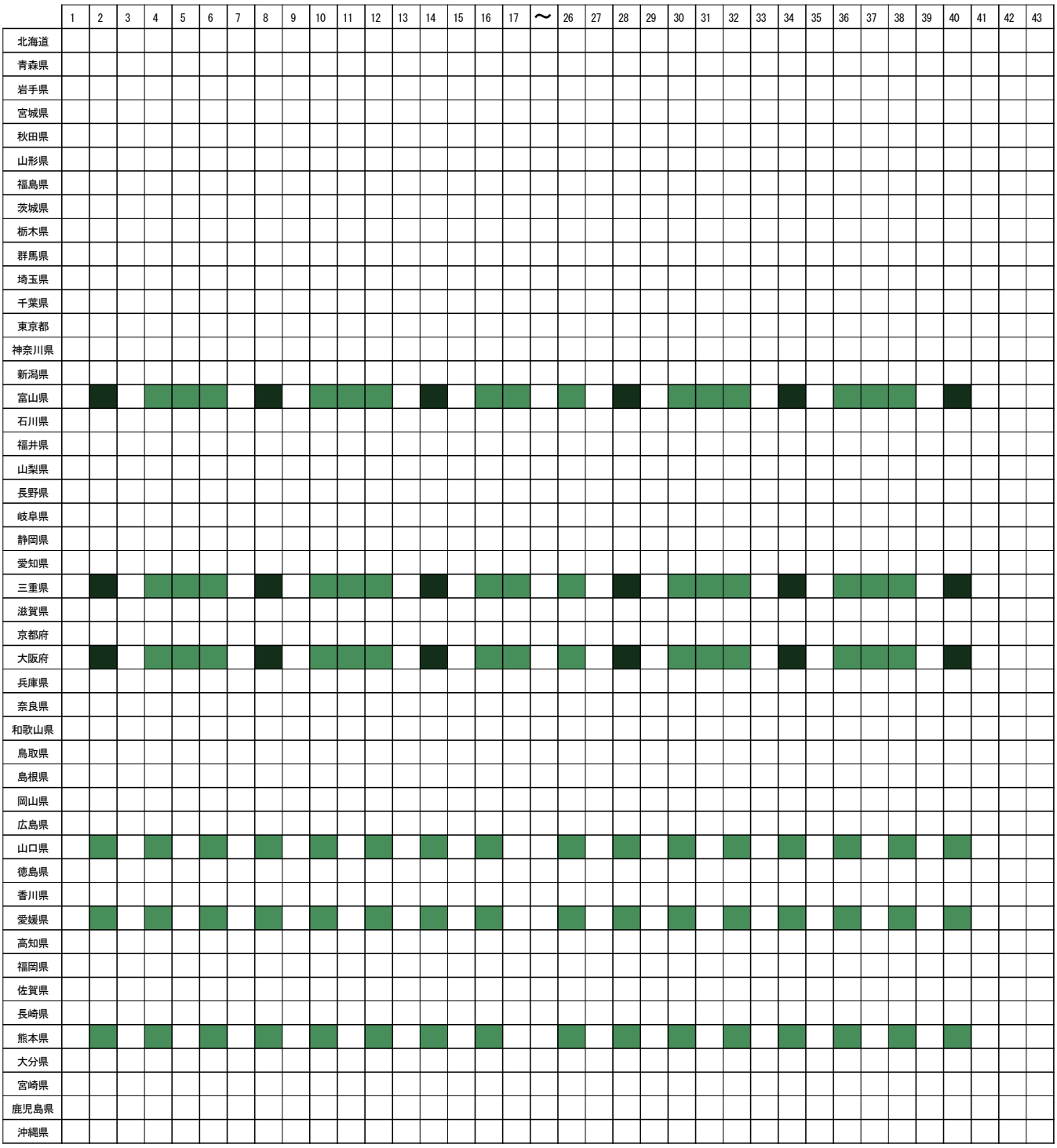

0局　1局　2～3局　4局

※1　本図表は、各無線局の中心周波数を元にブロック分けを実施。横軸の数字は周波数ブロック番号を表し、周波数との対応は、中継系・エントランスと同じ。

※2 本システムが一般的に割当てられている帯域のみ。

（部会資料 58-2-2 より）

(5) 他の電気通信手段への代替可能性

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、「無線局数は減少予定」又は「全ての無線局を廃止予定」と回答した免許人（中継系・エントランス：6 者）を対象とし、「無線局数減少・廃止理由（複数回答可）」の調査結果は以下のとおりであり、「有線（光ファイバー等）」への代替可能性が示されている。

なお、「その他」については、「3G サービス終了のため」であった。

無線局数減少・廃止理由（複数回答可）

	有効回答数	他の電波利用システムへ移行・代替予定のため	有線(光ファイバー等)へ代替予定のため	使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため	その他
15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	6者	0% (0者)	50.0% (3者)	0% (0者)	50.0% (3者)
15GHz帯電気通信業務災害対策用	0者	―	―	―	―

（調査結果 図表-全-2-2-28 を基に作成）

「移行・代替・廃止予定時期」については、中継系・エントランスは「移行等予定なし」が 49.6%（432 局）、「令和 8 年度中」が 30.1%（262 局）であり、災害対策用は「移行等予定なし」が 100%（24 局）であった。

移行・代替・廃止予定時期

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度中	令和11年度中	令和12年度以降	移行等予定なし
15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	871局	1.1% (10局)	30.1% (262局)	4.9% (43局)	0% (0局)	0% (0局)	14.2% (124局)	49.6% (432局)
15GHz帯電気通信業務災害対策用	24局	0% (0局)	0% (0局)	0% (0局)	0% (0局)	0% (0局)	0% (0局)	100% (24局)

（調査結果 図表-全-2-2-33）

「移行・代替・廃止予定時期」において、移行等を予定していると回答があった無線局に対し、「移行・代替・廃止手段（複数回答可）」の調査結果は以下のとおりであり、廃止がほとんど（98.6%（433 局））であり、他の無線システム等への移行等はなかった。廃止する主な理由は、「回線網の見直しにより、無線区間を有線化または廃止するため」であった。

移行・代替・廃止手段（複数回答可）

	有効回答数	他の無線システム等への移行又は代替					有線（光ファイバー等）へ移行又は代替	廃止	その他
		15GHz帯電気通信業務用システムの他の周波数ブロック	11/18GHz帯電気通信業務用システム	22GHz帯FWAシステム	38GHz帯FWAシステム	80GHz帯高速無線伝送システム			
15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	439局	0% (0局)	0% (0局)	0% (0局)	0% (0局)	0% (0局)	1.4% (6局)	98.6% (433局)	0% (0局)

（調査結果 図表-全-2-2-34）

「各システムへの代替可能性」の調査結果は以下のとおりであり、中継系・エントランスについては「11/18GHz 帯電気通信業務用システム」が 36.4%（4 者）であったが、それ以外の他のシステムに代替可能という回答はなかった。主な代替できない理由については、22/38/80GHz 帯のシステムでは「通信距離が長い又は短い」となっており、周波数が高くなるにつれ伝搬距離が短くなるため、移行・代替が困難であることが確認された。また、「11/18GHz 帯電気通信業務用システム」に代替できない理由として、「他の相手方と調整が必要」といったものも見られる。加えて、「有線（光ファイバー等）」に代替できない理由として、「立地及び周辺環境により、使用が困難」が挙げられており、立地等の条件により無線システムの利用が不可欠な場所で使用されていることがうかがえる。

また、災害対策用については、代替可能という回答はなかった。主な代替できない理由として、「代替の必要がない」という回答が挙げられており、総務省に確認したところ、本システムについては、現時点では IMT に特定されている周波数帯ではなく、移行・代替の方針は特段定まっていないこと、また、調査票調査の設問・回答選択肢が他のシステムと概ね共通的に設定されていることから、このような回答が見られたものと考えられるとのことであった。

各システムへの代替可能性（中継系・エントランス）

移行・代替先システム	有効回答数	代替可能	代替できない	主な代替できない理由
11/18GHz 帯電気通信業務用システム	11 者	36.4% (4 者)	63.6% (7 者)	通信距離が長い又は短い/他の相手方と調整が必要
15GHz 帯電気通信業務用システムの他の周波数ブロック	11 者	0% (0 者)	100% (11 者)	仕様や目的が適さない
22GHz 帯 FWA システム	11 者	0% (0 者)	100% (11 者)	通信距離が長い又は短い
38GHz 帯 FWA システム	11 者	0% (0 者)	100% (11 者)	通信距離が長い又は短い
80GHz 帯高速無線伝送システム	11 者	0% (0 者)	100% (11 者)	通信距離が長い又は短い
有線（光ファイバー等）	11 者	0% (0 者)	100% (11 者)	立地及び周辺環境により、使用が困難

（部会資料 58-2-2 より）

各システムへの代替可能性（災害対策用）

移行・代替先システム	有効回答数	代替可能	代替できない	主な代替できない理由
11/18GHz 帯電気通信業務用システム	6 者	0% (0 者)	100% (6 者)	災害時、非常時に使用できない恐れがある
15GHz 帯電気通信業務用システムの他の周波数ブロック	6 者	0% (0 者)	100% (6 者)	代替の必要がない
22GHz 帯 FWA システム	6 者	0% (0 者)	100% (6 者)	代替の必要がない
38GHz 帯 FWA システム	6 者	0% (0 者)	100% (6 者)	代替の必要がない
80GHz 帯高速無線伝送システム	6 者	0% (0 者)	100% (6 者)	代替の必要がない
有線（光ファイバー等）	6 者	0% (0 者)	100% (6 者)	災害時、非常時に使用できない恐れがある

（部会資料 58-2-2 より）

(6) 電波を有効利用するための計画

中継系・エントランスについては、約半数の 49.6%（432 局）が「移行等予定なし」であるが、それ以外の約半数が、何らかの時期に移行・代替・廃止予定であるとの調査結果が得られている。

移行・代替・廃止予定時期（再掲）

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度中	令和11年度中	令和12年度以降	移行等予定なし
15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）	871局	1.1%（10局）	30.1%（262局）	4.9%（43局）	0%（0局）	0%（0局）	14.2%（124局）	49.6%（432局）
15GHz帯電気通信業務災害対策用	24局	0%（0局）	0%（0局）	0%（0局）	0%（0局）	0%（0局）	0%（0局）	100%（24局）

（調査結果 図表-全-2-2-33）

中継系・エントランスの無線局数について、都道府県単位でマッピングしたものが下図であり、調査時点で 42 都道府県に開設されている。

都道府県別 無線局数（令和7年4月1日時点）

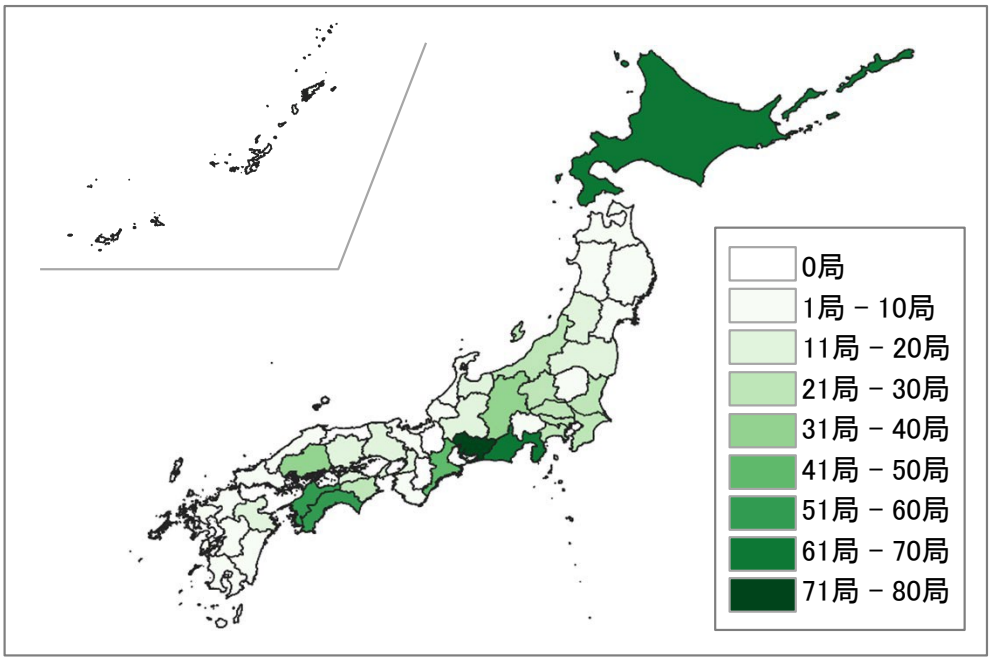

（部会資料 58-2-2 より）

これに対し、移行・代替・廃止予定時期への回答結果から、5 年後（令和 12 年 4 月）以降の想定無線局分布を作成したものが下図であり、移行等予定時期を地域ごとに表示することにより、今後、移行等の対策を実施するための計画策定にあたり、有意であると考えられる。

都道府県別　5年後以降の想定無線局分布

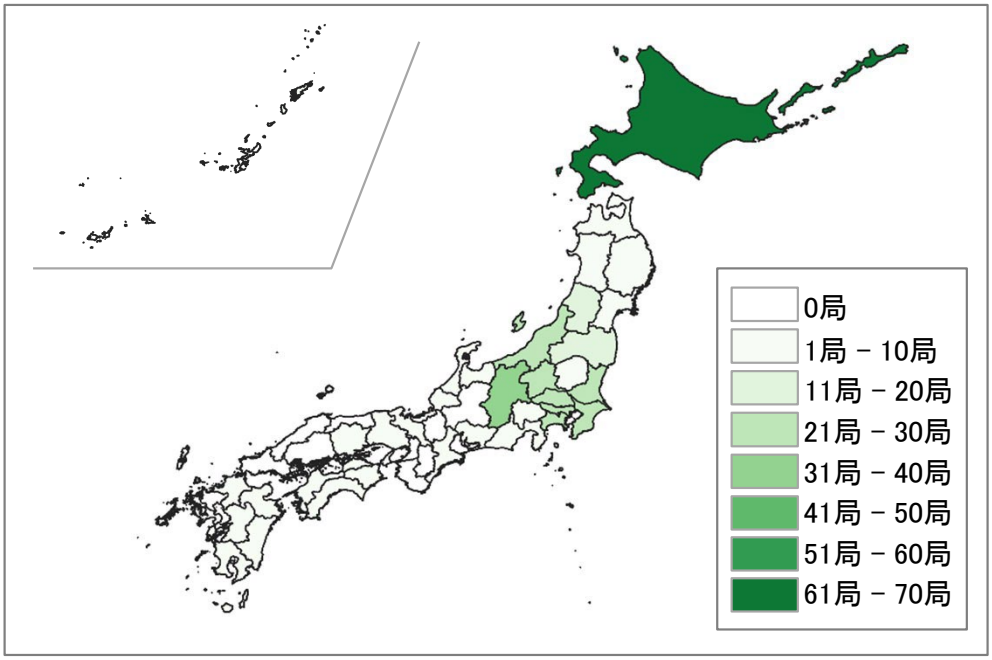

（部会資料 58-2-2 より）

(7) 使用周波数の移行計画

(6)で記載した調査結果のとおり、中継系・エントランスの移行予定時期については、「移行等予定なし」が 49.6%（432 局）、令和 7～9 年度中があわせて 36.1%（315 局）、「令和 12 年度以降」が 14.2%（124 局）となっている。また、災害対策用については、全てが「移行等予定なし」と回答している。

これは、本システムに対しては特段、移行等の方針が定まっていない状況下において、免許人による計画であり、今後、WRC-27 の結果を踏まえて、新たな無線システムを導入することとなった場合には、総務省において移行計画が検討されることとなる。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、本システムが利用する周波数帯は、「ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（14.8～15.35GHz）について、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれる 5G 及びその発展となる 6G を念頭に、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT 周波数特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における日本の対処方針に反映していく。」とされている。

WRC-27 に向けた対応は進行中であり、総務省は WRC-27 に向けた国内検討体制を整えて、国内の関係者による WRC 関係機関連絡会を開催し、各議題に対し対処方針等を検討していることが確認できた。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和５年度評価において、以下のように評価を行ったところである。

・WRC-27 において、IMT 特定に向けた検討が実施される予定である周波数帯（14.8～15.35GHz）については、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期に WRC-27 への対処方針についての検討を推進していくこと。

これを受け、上記イのとおり、周波数再編アクションプランにおいて必要な対応を適切に反映し、また、これに沿った取組が着実に進められていると認められる。

エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

15GHz 帯電気通信業務用（中継系・エントランス）及び災害対策用が使用する周波数帯（14.4GHz～15.35GHz 帯）は、周波数割当計画において使用の期限等の条件が定められていないため、本項目の分析は行わない。

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

WRC-23 において、第５世代移動通信システム（5G）・Beyond 5G（6G）等で使用することができる周波数の拡大（IMT 特定）に向けた検討が行われた結果、4,400-4,800MHz、7,125～8,400MHz 及び 14.8～15.35GHz については、WRC-27 の議題として検討されることとなった。

よって、現在、本周波数帯の IMT 特定の可能性について、国際的に検討が進行中である。

（２）実測による発射状況等の分析

発射状況調査に先立って実施されている調査票調査の結果に基づくと、「時間的利用状況」は、（１）ア④(4)（イ）に示すとおり、中継系・エントランスについては全て「常時発射」であり、災害対策用については全て「常時発射しなかった」「全ての月で発射しなかった」であった。

電波の発射は常時発射か否か（再掲）

	有効回答数	常時発射した	常時発射しなかった	月ごとの電波の発射日数
15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）	871 局	100% (871 局)	0% (0 局)	―
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	24 局	0% (0 局)	100% (24 局)	全ての月で発射しなかった

（調査結果 図表-全-2-2-7 及び図表-全-2-2-10 を基に作成）

以上のような時間的利用傾向を持つ本システムについて、以下の要領により、実測による電波の発射状況調査が実施された。

時間利用状況の測定：　中継系・エントランスの 2 局を測定対象として選定し、30 日間の固定測定を実施。

エリア利用状況の測定：　中継系・エントランスの 2 局及び災害対策用の 2 局の、計 4 局を測定対象として選定し、移動測定を実施。

時間利用状況に係る発射状況調査の結果、調査対象の稼働率（しきい値以上の出力で受信できた比率）は、E 局は 100%、F 局では概ね 85%以上であり、また、時間帯、曜日及び日による偏りはみられないことから、調査期間である 30 日間中、常時電波を発射していることが推察される。これは、携帯電話の中継回線等は 24 時間運用されているためと推察される。

これらより、2 局の時間的利用状況に係る発射状況調査の結果は、本システムの電波の常時発射の実態を裏付けるものとなっている。

固定測定結果Ｅ局

＜日別 発射時間＞

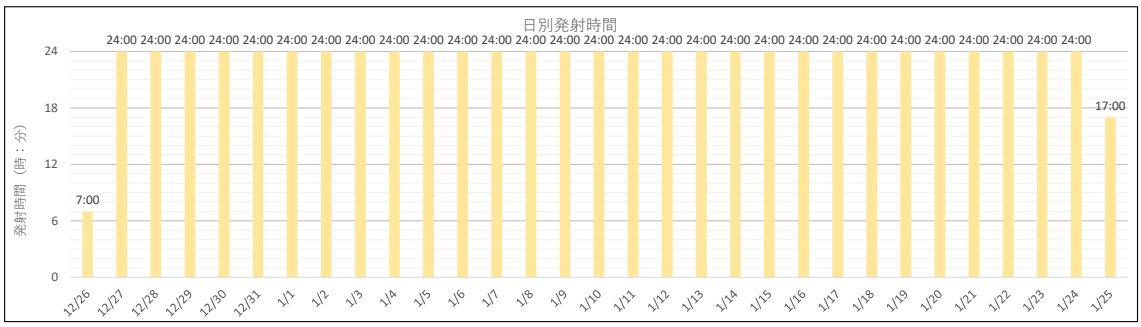

測定期間　2025/12/26（金曜日）17:00～2026/01/25（日曜日）16:59　30 日間

＜曜日別 平均発射時間＞

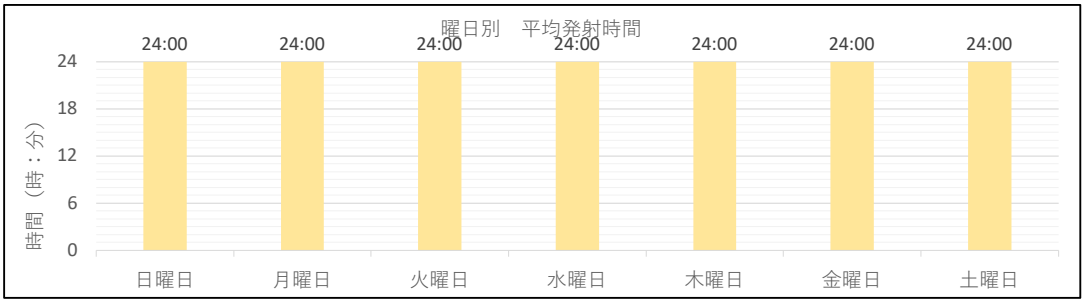

測定期間　2025/12/26（金曜日）17:00:00～2026/01/25（日曜日）16:59:59　30 日間

＜時刻別 平均発射時間＞

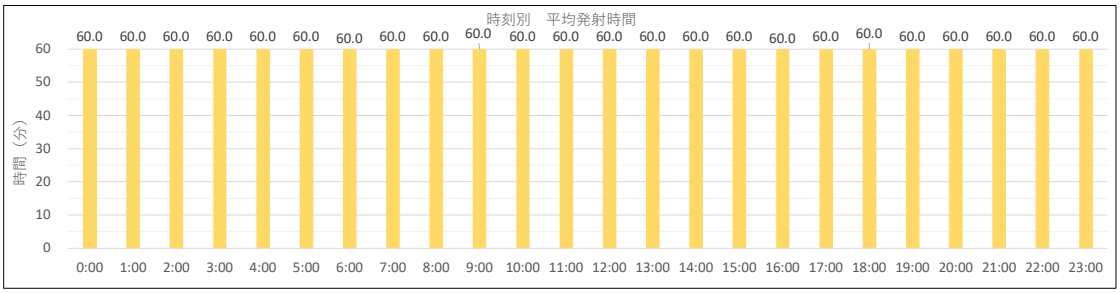

測定期間　2025/12/26（金曜日）17:00:00～2026/01/25（日曜日）16:59:59　30 日間

（調査結果 図表-全-2-2-56 を基に作成）

固定測定結果Ｆ局

＜日別 発射時間＞

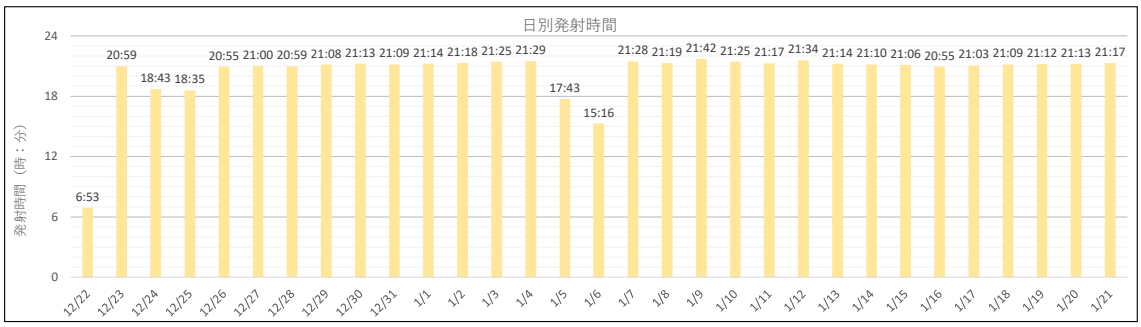

測定期間　2025/12/22（月曜日）16:00～2026/01/21（水曜日）2:59　30 日間
（1/5、1/6 については、24 時間測定ではない。）

＜曜日別 平均発射時間＞

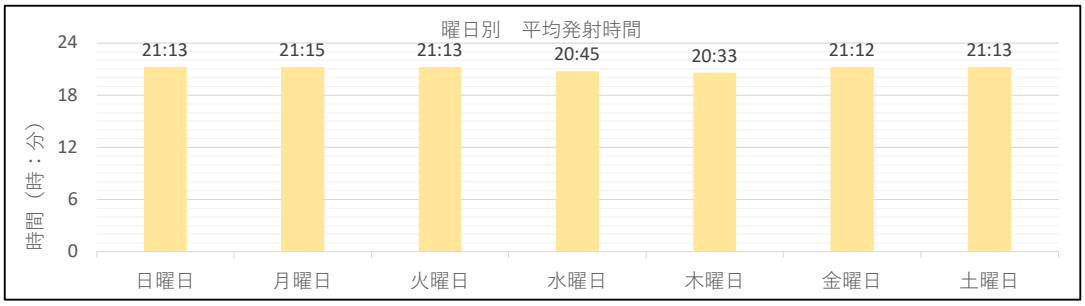

測定期間　2025/12/22（月曜日）16:00:00～2026/01/21（水曜日）2:59:59　30 日間

＜時刻別 平均発射時間＞

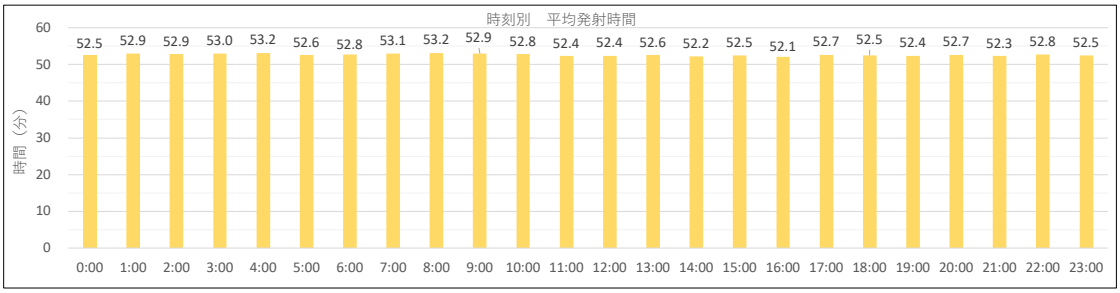

測定期間　2025/12/22（月曜日）16:00:00～2026/01/21（水曜日）2:59:59　30 日間

（調査結果 図表-全-2-2-57 を基に作成）

また、調査票調査の結果に基づくと、中継系・エントランスの「エリア利用状況」は、（１）アに示すとおり、中継系・エントランスについては主に 10km 以下、災害対策用については 10 km以下の区間距離で、常時発射により全国的に利用されているという回答が得られている。

以上のようなエリア利用傾向を持つ本システムについて、調査票回答における区間距離が異なるＧ、Ｈ局（区間距離 1～5 km）及びＩ、Ｊ局（区間距離 5～10 km）の 4 局が選定され、フィールドにおける電波の受信電力の実測による電波の発射状況調査が実施された。また、シミュレーション値と、実測値の比較も実施されている。

対象局	システム名	アンテナ指向性	調査票回答（区間距離）
G 局	15GHz 帯電気通信業務 (中継系・エントランス)	あり	1km 超 5km 以下
H 局	15GHz 帯電気通信業務 (中継系・エントランス)	あり	1km 超 5km 以下
I 局	15GHz 帯電気通信業務 災害対策用	あり	5km 超 10km 以下
J 局	15GHz 帯電気通信業務 災害対策用	あり	5km 超 10km 以下

なお、高所に設置されている本システムの指向方向に対し、移動測定のアンテナ高は低く（アンテナ高 2m）、垂直面で指向方向外の関係となっている。

発射状況調査の結果、中継系・エントランスについては、測定範囲内においてＧ局は-99.0～-83.3dBm、Ｈ局は-98.0～-84.2dBm の電波を計測しており、本システムの回線設計上の標準受信入力（-54.5dBm（36.5MHz・64QAM の最下限））と比べて 30dB 程度低いことから、Ｇ局及びＨ局はいずれも、指向方向以外の電波発射の強度が小さく、指向性を持って発射されていることが確認された。シミュレーション結果においても、Ｇ局、Ｈ局ともにおおむね-85dBm 以下の強度となっており、測定結果と同様の傾向を示している。

また、災害対策用については、測定範囲内においてＩ局は-97.5～-85.6dBm、Ｊ局は-107.1～-76.4dBm の電波を計測した。災害対策用については陸上移動局のため公表されている回線設計値がないが、測定結果及びシミュレーション結果は中継系・エントランスと同様の傾向を示している。

（３）評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[15]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

社会的貢献性について調査した結果、中継系・エントランスの全てが「非常時等における人命または財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」と、災害対策用の全てが「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命または財産の保護」との回答があった。

中継系・エントランスは、携帯電話の基地局等に接続される無線回線に、また、災害対策用は電気通信事業者の通信回線が災害等により途絶した場合の臨時の回線に利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、携帯電話ほか通信サービスに影響を及ぼす可能性があるものと考えられる。

[15] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

電波を利用する社会的貢献性（複数回答可）

	有効回答数	公共の安全、秩序の維持	非常時等における人命又は財産の保護	国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の抄出その他の経済発展	電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献
15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	11 者	90.9%	100%	100%	90.9%
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	6 者	100%	100%	0%	0%

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、全ての免許人が、全ての無線局について運用継続性の確保のための対策を実施している。また、主な対策の内容としては、中継系・エントランスについては「定期的な保守点検の実施」、「無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有」（100%）、「ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保」（90.9%）など、災害対策用については「定期的な保守点検の実施」、「復旧要員体制の常時構築」、「ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保」（100%）であった。

これらより、災害等への対策や継続的な運用を確保するため、無線設備の対策（ハード面の対策）及び運用管理や体制等の対策（ソフト面の対策）の両方の対策が行われていることが確認された。

なお、災害対策用についてはこれ自体が他の無線システムに対する予備的なシステムであるため、これに対する予備電源等や代替手段などの回答はなかった。

運用継続性の確保のための対策の具体的内容（複数回答可）

	有効回答数	設備や装置等の運用管理・保守の委託	定期的な保守点検の実施	運用状況の常時監視（遠隔含む）	復旧要員体制の常時構築	定期的な動作確認・訓練の実施	災害時に使用する無線局の平時利用による取扱い習熟度向上	定期的な試験電波の発射	代替用の無線設備一式の保有	予備電源の保有	無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有	優先を利用した冗長性の確保	無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保	ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保	非常時に備えたマニュアルの策定	非常時における代替運用手順の規定
15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)	11 者	100%	100%	100%	100%	72.7%	72.7%	72.7%	45.5%	100%	100%	36.4%	54.5%	90.9%	90.9%	90.9%
15GHz 帯電気通信業務災害対策用	6 者	0%	100%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%

（４）評価

15GHz 帯電気通信業務用（中継系・エントランス）及び災害対策用が利用している周波数帯（14.4GHz～15.35GHz 帯）に係る電波の利用状況は以下のとおりである。

時間的利用状況について、調査票調査の結果、中継系・エントランスについては全ての無線局（871 局）が常時発射であり、利用形態は携帯電話サービスの提供のための伝送路として運用等、通信サービスの提供のためであった。また、発射状況調査の結果からも、ほぼ 24 時間 365 日、常時電波を発射していることが推察できた。

災害対策用については、全ての無線局（24 局）で常時発射しておらず、月ごとの電波の発射日数に関しては全ての月で発射していなかった。理由は、災害時のみに利用するものであり、点検等も電波を出さない状態で行っているためとのことであった。

エリア利用状況について、中継系・エントランスについては主に 10km 以下、災害対策用については 10km 以下の区間距離で利用され、指向性の高いアンテナを使い運用されている。

今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無に対しては、中継系・エントランスについては、調査時点では移行が確定していない状況であり、全体の増減傾向についてはうかがえなかったが、「増加見込み」の主な理由は、「現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため」、また、「減少見込み」の主な理由は、「無線局を廃止する見込みのため」であった。一方、災害対策用については、「増減の見込みなし」が 100%であり、増減は見込まれないことが確認された。

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無に対しては、中継系・エントランスについては「減少予定」が 54.5%、「増減の予定なし」が 36.4%、「増加予定」が 9.1%であり、今後無線局数は減少が見込まれることが確認された。「増加予定」の主な理由は、「使用エリアやサービスの拡大予定のため」、また、「減少予定」の主な理由は、「有線（光ファイバー等）へ代替予定のため」であった。一方、災害対策用については、「増減の予定なし」が 100%であり、増減は見込まれないことが確認された。

代替可能性については、中継系・エントランスについては 11/18GHz 帯へ代替可能という回答が 11 者中 4 者（36.4%）あり、今後、移行代替を検討するに当たって参考となるものと考えられる。他方、災害対策用については、代替可能という回答がなかったが、現時点では移行再編の方針が定まっていない状況であり、今後、調査を行う場合には、移行再編を前提とした質問、回答選択肢の工夫によって、移行可能性があるシステムの把握が可能と考えられる。

社会的貢献性（複数回答可）について調査した結果、中継系・エントランスでは「非常時等における人命または財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」、また、災害対策用では「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命または財産の保護」がいずれも 100%となっており、これらのシステムは、携帯電話サービスの提供や、通信サービスが途絶したときの応急復旧のため重要なシステムであると考えられる。

本システムが使用する周波数帯については、IMT 特定（携帯電話サービスへの利用）に向けて国際的な検討が行われている帯域である。

以上から、電波の有効利用の程度としては、一定程度の有効利用は行われているものの、以下の観点から、更なる電波の有効利用を図っていくことが適当である。

・WRC-27の検討状況をみながら、国内における新たな無線システム（携帯電話サービス）への需要や、既存システムの移行方法について、引き続き調査、検討を行うこと。

Ⅲ　714MHz 超の調査結果に対する評価

１　714MHz 超 1.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、移動業務、航空無線航行業務、アマチュア業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、携帯電話、MCA[16]、1.2GHz 帯映像 FPU[17]、特定ラジオマイク、航空交通管制システム、アマチュア無線のほか、テレメータ・RFID[18]等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

なお、前回の令和 5 年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。なお、デジタル MCA 陸上移動通信システムについては、周波数の使用期限が令和 11 年 5 月 31 日までとなっている。

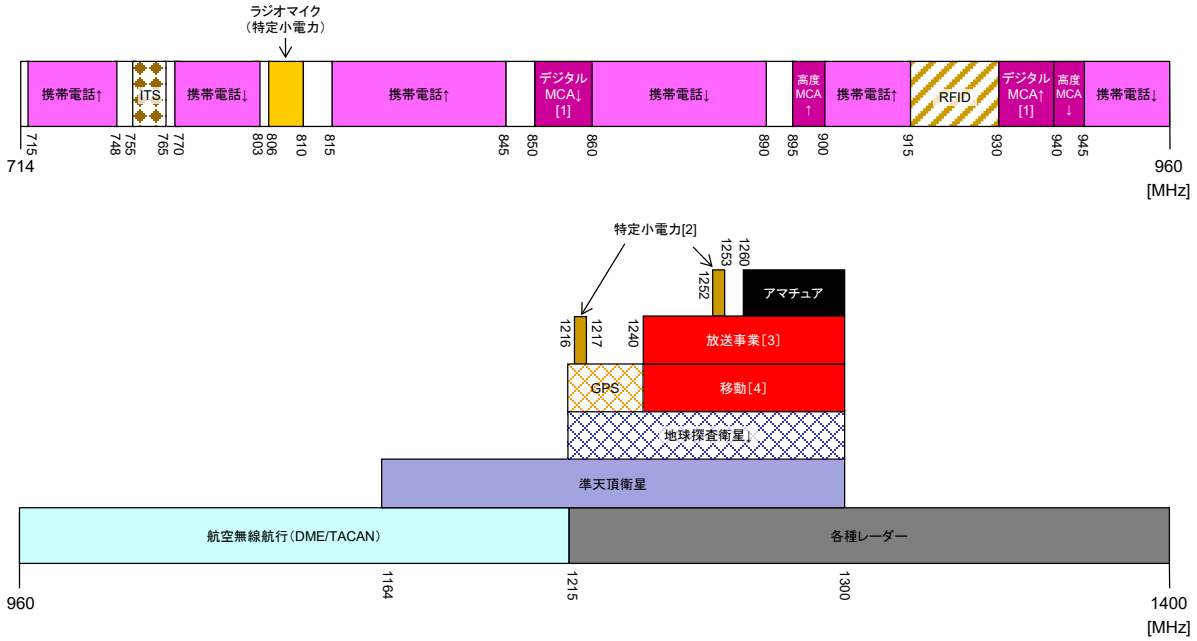

番号	周波数帯(MHz)	主 な 用 途 等
[1]	850－860, 930-940	デジタルMCA。周波数の使用期限は、令和11年5月31日まで
[2]	1216－1217, 1252－1253	データ伝送装置等の免許を要しない無線局（特定小電力無線局）
[3]	1240－1300	放送事業者のTV番組素材中継
[4]	1240－1260	特定ラジオマイク
	1278.5－1284.5	画像伝送用

（調査結果 図表-全-3-1-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋）

[16] MCA: Multi-Channel Access

[17] FPU: Field Pick-up Unit（放送番組の映像・音声を取材現場（報道中継等）から受信基地局等へ伝送するシステム）

[18] RFID: Radio Frequency Identification

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するシステムが 39 システム、無線局免許等を要しないシステムが 5 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（39 システム）＞

	免許人数	無線局数	無線局数の割合
炭坑用(基地局)	0者	0局	-
炭坑用(陸上移動局)	0者	0局	-
800MHz帯MCA陸上移動通信(基地局)	0者	0局	-
800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	1者	127局	0.05%
800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動局)	3,696者	104,027局 *6	39.37%
900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	1者	118局 *6	0.04%
900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動局)	210者	8,181局 *6	3.10%
900MHz帯電波規正用無線局	1者	2局	0.00%
920MHz帯移動体識別(構内無線局(免許局))	1,455者	9,689局	3.67%
920MHz帯移動体識別(構内無線局(登録局))	1,218者 *7	19,092局 *8	7.23%
920MHz帯テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用(陸上移動局(登録局))	122者 *7	7,782局 *8	2.95%
920MHz帯テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用(陸上移動局(免許局))	0者	0局	-
920MHz帯移動体識別(陸上移動局(免許局))	93者	744局	0.28%
920MHz帯移動体識別(陸上移動局(登録局))	1,039者 *7	15,802局 *8	5.98%
920MHz帯無線電力伝送 (構内無線局)	3者	468局	0.18%
スポーツ審判無線(陸上移動局)	2者	342局	0.13%
携帯等抑止(714MHz超960MHz以下)(特別業務の局)	103者	221局	0.08%
実験試験局(714MHz超960MHz以下)	38者	322局	0.12%
その他(714MHz超960MHz以下)	3者	97局 *6	0.04%
航空用DME／TACAN(無線航行陸上局)	6者	188局	0.07%
航空用DME／TACAN(航空機局)	317者	1,694局	0.64%
航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・二次監視レーダー(SSR)又は洋上航空路監視レーダー(ORSR)	1者	109局	0.04%
航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・ATCトランスポンダ(無線航行移動局)	4者	15局	0.01%
航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・ATCトランスポンダ(航空機局)	558者	2,191局	0.83%
航空機衝突防止システム(ACAS)	187者	1,356局	0.51%
RPM・マルチラテレーション	1者	38局	0.01%
実験試験局(960MHz超1.215GHz以下)	15者	64局	0.02%
その他(960MHz超1.215GHz以下)	4者	72局 *6	0.03%
災害時救出用近距離レーダー	9者	9局	0.00%
テレメータ・テレコントロール・データ伝送用(構内無線局)	1者	39局	0.01%
1.2GHz帯アマチュア無線	68,423者	72,344局	27.38%
1.2GHz帯画像伝送用携帯局	56者	140局	0.05%
1.2GHz帯画像伝送用携帯局(公共用[国以外])	0者	0局	-
1.2GHz帯電波規正用無線局	1者	3局	0.00%
1.2GHz帯映像FPU	41者	123局	0.05%
1.2GHz帯特定ラジオマイク・1.2GHz帯デジタル特定ラジオマイク(A型)(陸上移動局)	874者	18,747局	7.10%
1.3GHz帯ウインドプロファイラレーダー	1者	33局	0.01%
実験試験局(1.215GHz超1.4GHz以下)	11者	25局	0.01%
その他(1.215GHz超1.4GHz以下)	0者	0局 *6	-
合計	78,495者	264,204局	100.0%

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。

*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の免許人数・無線局数は含まない。調査対象に関する詳細は、第 1 章第 2 節を参照のこと。

*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。

*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。

*5 〔-〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。

*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。

*7 登録局の電波利用システムについては、免許人数ではなく登録人数を示している。

*8 包括登録されている登録局が存在する場合は、個別及び包括登録の登録局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-1-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（5 システム）＞

	無線局数*1
特定小電力無線局の機器（テレメーター用）（915MHz を超え 930MHz 以下）	3,287,442局
特定小電力無線局の機器（テレメーター用）（1,215MHz を超え 1,260MHz 以下）	2,282局
特定小電力無線局の機器（ラジオマイク用）（806MHz を超え 810MHz 以下）	21,498局
特定小電力無線局の機器（移動体識別用）（915MHz を超え 930MHz 以下）	4,957局
700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局（755.5MHz を超え 764.5MHz 以下）	273,991局
合計	3,590,170局

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

（調査結果 図表-全-3-1-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより）

（１）各評価事項に照らした分析

ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[19]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

①免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 7.8 万者、無線局数は約 26 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数及び無線局数ともに減少している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回調査にかけても、免許人数及び無線局数は減少しており、いずれも減少傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

	免許人数（前年度比）		無線局数（前年度比）	
令和 7 年度	78,495 者	▲8,262 者	264,204 局	▲14,948 局
令和 5 年度	86,757 者	▲6,228 者	279,152 局	▲3,458 局
令和 3 年度	92,985 者	－	282,610 局	－

なお、本周波数区分においては、これらの他に携帯無線通信（携帯電話）に係る 700MHz 帯、800MHz 帯及び 900MHz 帯が含まれる。

[19] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
1.2GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	76,168 者	68,423 者	▲7,745 者
800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)	4,684 者	3,696 者	▲988 者
920MHz 帯移動体識別(構内無線局(免許局))	1,389 者	1,455 者	＋66 者
920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局))	1,230 者	1,218 者	▲12 者
920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(登録局))	692 者	1,039 者	347 者
1.2GHz 帯特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ・1.2GHz 帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ(A 型)(陸上移動局)	788 者	874 者	＋86 者
（参考）その他	1,806 者	1,790 者	▲16 者

（調査結果 図表-全-3-1-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
1.2GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	76,168 者	68,423 者	▲7,745 者
800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)	4,684 者	3,696 者	▲988 者
920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(登録局))	692 者	1,039 者	＋347 者
1.2GHz 帯特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ・1.2GHz 帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ(A 型)(陸上移動局)	788 者	874 者	＋86 者
920MHz 帯移動体識別(構内無線局(免許局))	1,389 者	1,455 者	＋66 者
実験試験局(714MHz 超 960MHz 以下)	95 者	38 者	▲57 者

（調査結果 図表-全-3-1-7 を基に作成）

本周波数区分における免許人数は、1.2GHz 帯アマチュア無線が 87.2%（68,423 者）と大半を占め、次いで 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)が 4.7%（3,696 者）となっている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 8,262 者減少した主な内訳として、920MHz 帯移動体識別（陸上移動局(登録局)）が 347 者増加、1.2GHz 帯特定ラジオマイク・1.2GHz 帯デジタル特定ラジオマイク（A 型）（陸上移動局）が 86 者増加している一方で、1.2GHz 帯アマチュア無線が 7,745 者減少、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動局)が 988 者減少している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)	124,541 局	104,027 局	▲20,514 局
1.2GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	80,076 局	72,344 局	▲7,732 局
920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局))	19,588 局	19,092 局	▲496 局
1.2GHz 帯特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ・1.2GHz 帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ(A 型)(陸上移動局)	16,445 局	18,747 局	＋2,302 局
920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(登録局))	10,078 局	15,802 局	＋5,724 局
920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(免許局))	7,745 局	9,689 局	＋1,944 局
（参考）その他	20,679 局	24,503 局	＋3,824 局

（調査結果 図表-全-3-1-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)	124,541 局	104,027 局	▲20,514 局
1.2GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	80,076 局	72,344 局	▲7,732 局
920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局))	10,078 局	15,802 局	＋5,724 局
900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)	5,194 局	8,181 局	＋2,987 局
1.2GHz 帯特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ・1.2GHz 帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ(A 型)(陸上移動局)	16,445 局	18,747 局	＋2,302 局
920MHz 帯移動体識別(構内無線局(免許局))	7,745 局	9,689 局	＋1,944 局

（調査結果 図表-全-3-1-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動局）が 39.4%（104,027 局）、1.2GHz 帯アマチュア無線が 27.4%（72,344 局）であり、これら 2 システムで 60%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 14,948 局減少した主な内訳として、920MHz 帯移動体識別（陸上移動局（登録局））が 5,724 局増加、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動局）が 2,987 局増加している一方で、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動局）が 20,514 局減少、1.2GHz 帯アマチュア無線が 7,732 局減少している。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（7 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

	免許人数 *1			免許人数 *2（有効回答数）	無線局数			無線局数 *3（有効回答数）
	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度
800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	1者	1者	1者	11者	258局	128局	127局	-
800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動局)	5,237者	4,684者	3,696者	143者	137,277局	124,541局	104,027局	-
900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	1者	1者	1者	11者	64局	120局	118局	-
900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動局)	6者	170者	210者	143者	390局	5,194局	8,181局	-
1.2GHz帯画像伝送用携帯局	144者	80者	56者	52者	228局	172局	140局	-
1.2GHz帯画像伝送用携帯局(公共用[国以外])	1者	1者	0者	0者	1局	1局	0局	-
1.2GHz帯映像FPU	42者	42者	41者	41者	120局	123局	123局	-

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。詳細は、第1章第4節を参照のこと。

*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。

*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-1-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

②無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 4 システム（無線局数が 0 局であった 1 システムを除く。）について、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する予定の有無」に関しては、システムごとに、次のとおりであった。

・800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局）（免許人数 1 者：有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「減少見込み」であった。

・900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局）（免許人数 1 者：有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「減少見込み」であった。

・1.2GHz 帯画像伝送用携帯局（免許人数 56 者：有効回答数 52 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 46.2%（24 者）、「0 日」が 34.6%（18 者）、「31 日～90 日」が 15.4%（8 者）であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 75.0%（39 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 17.3%（9 者）、「増加見込み」が 7.7%（4 者）であった。

・1.2GHz 帯映像 FPU（免許人数 41 者：有効回答数 41 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 56.1%（23 者）、「31 日～90 日」が 26.8%（11 者）、「91 日～180 日」が 9.8%（4 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の予定なし」が 90.2%（37 者）と支配的である一方で、「増加見込み」が 7.3%（3 者）、「減少見込み」が 2.4%（1 者）であった。

	有効回答数	0日	1日～30日	31日～90日	91日～180日	181日～270日	271日～364日	365日
800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	11	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1.2GHz帯画像伝送用携帯局	52	34.6%	46.2%	15.4%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%
1.2GHz帯映像FPU	41	0.0%	56.1%	26.8%	9.8%	2.4%	0.0%	4.9%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までにおいて、管理する全ての無線局のうち 1 局でも発射状態（1 日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1 日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-1-10 年間の発射日数より一部抜粋）

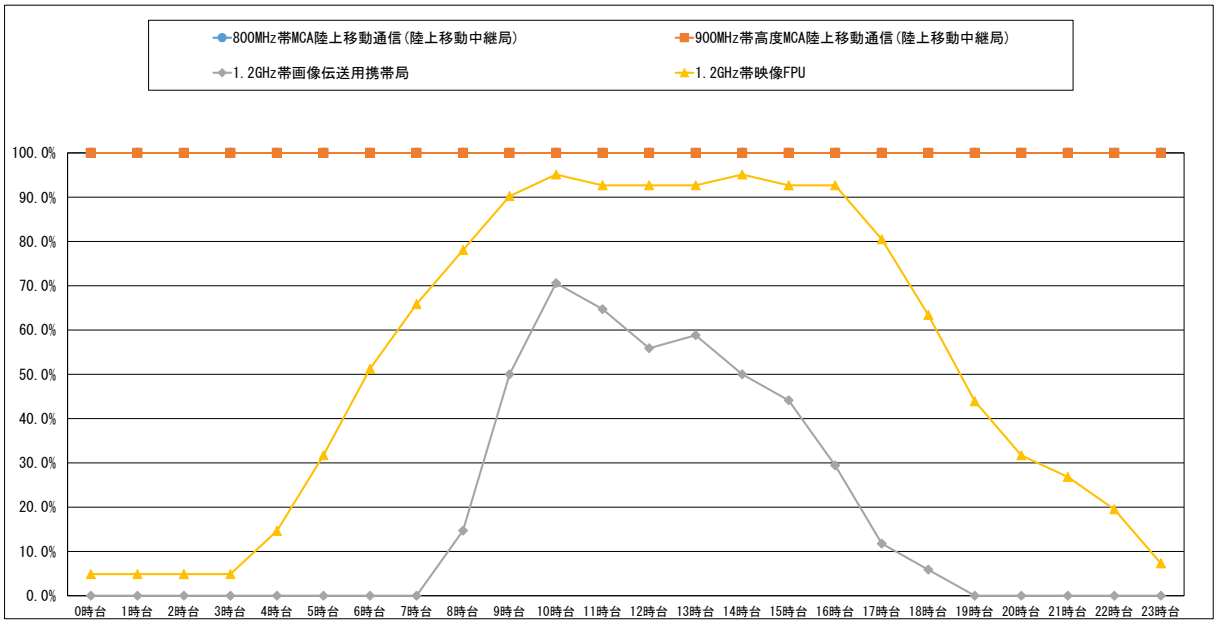

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-1-11 電波の発射時間帯より一部抜粋）

	有効回答数	通信量は増加見込み	通信量は減少見込み	通信量の増減の見込みなし
800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	11	0.0%	100.0%	0.0%
900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	11	0.0%	100.0%	0.0%
1.2GHz帯画像伝送用携帯局	52	7.7%	17.3%	75.0%
1.2GHz帯映像FPU	41	7.3%	2.4%	90.2%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和 7 年 4 月 1 日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、1 無線局あたりの通信量のこととしている。

（調査結果 図表-全-3-1-28 今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より一部抜粋）

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められている主な取組は、以下の「周波数の移行」に係る 3 つの取組である。

①800MHz 帯 MCA 陸上移動通信

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「デジタル MCA 陸上移動通信システムについて、令和 11 年 5 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数において新たな無線システムを早期に導入できるよう、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和 7 年 10 月に取りまとめた。引き続き、令和 7 年度中を目途に制度整備を行う。」とされている。

調査の結果、通信を中継する陸上移動中継局については、免許人数は増減なし、無線局数は 1 局減少となっている一方で、主に MCA のユーザーが免許人となっている陸上移動局の免許人数は 988 者減少、無線局数は 20,514 局減少となっている。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局）	1 者	1 者	±0 者	128 局	127 局	▲1 局
800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動局）	4,684 者	3,696 者	▲988 者	124,541 局	104,027 局	▲20,514 局

一方、令和11年5月末までという将来的なサービス終了がアナウンスされているところ、陸上移動局の利用終了予定時期については調査の結果、利用終了予定時期が決まっている者が 58.9%（83 者）であり、時期は未定の者が 41.1%（58 者）であった。また、移行先は「IP 無線」が 39.2%（56 者（有効回答数 143））と最も多かった。

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度中	令和10年度中	サービス終了まで	時期は未定
800MHz帯MCA陸上移動通信（陸上移動局）	141	4.3%	2.1%	1.4%	15.6%	35.5%	41.1%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本設問の有効回答数について、「電波利用システムの種類（デジタル MCA・高度 MCA）」において「800MHz 帯 MCA 陸上通信」と回答した免許人を対象としているため、800MHz 帯 MCA 陸上通信（陸上移動局）の免許人数よりも少なくなっている。

（調査結果 図表-全-3-1-36 利用終了予定時期（デジタル MCA）抜粋）

800MHz 帯 MCA 陸上移動通信は、周波数割当計画に定められた期限である令和 11 年 5 月 31 日をもってサービス終了予定であり、陸上移動局については、無線局数も減少傾向にあることから移行が進んでいることが確認された一方で、約 4 割の陸上移動局の免許人において、移行時期が未定であることも確認された。

②900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「高度 MCA 無線通信システムについて、令和 9 年 3 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、サービス終了後の周波数について利用意向調査を実施し、令和 7 年度中を目途に活用方策を決定する。」とされている。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局）	1 者	1 者	±0 者	120 局	118 局	▲2 局
900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動局）	170 者	210 者	＋40 者	5,194 局	8,181 局	＋2,987 局

（調査結果 図表-全-3-1-8 を基に作成）

調査の結果、通信を中継する陸上移動中継局については、免許人数は増減なし、無線局数は 2 局減少している。今後 3 年間で見込まれる無線局の増減に関する予定の有無において「全ての無線局を廃止予定」が 100.0%（11 者）、その理由は「使用エリアやサービス縮小又は廃止予定のため」が 100.0%（11 者）であるので、サービスを終了する令和 9 年 3 月末をもってすべての無線局が廃止予定であることが確認された。

＜今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無＞

	通信量は減少見込み
900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局）	100.0%（11 者）

（調査結果 図表-全-3-1-28 を基に作成）

＜今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無＞

	全ての無線局を廃止予定
900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局）	100.0%（11 者）

（調査結果 図表-全-3-1-24 を基に作成）

一方、主に MCA のユーザーが免許人となっている陸上移動局の免許人数は 40 者増加、無線局数は 2,987 局増加しており、令和 6 年 7 月にサービス提供事業者から令和 9 年度 3 月末をもってサービスを終了することがアナウンスされている状況の中、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて免許人数及び無線局数が増加している調査結果となった。

この状況について、総務省に確認したところ「900MHz 帯高度 MCA に関しては、令和 6 年 7 月 1 日に終了時期に関する案内文が公開されていることもあり、調査時点では無線局が 8,181 局あったところ、令和 8 年 4 月時点では約 6,500 局まで減少している。」とのことであった。

なお、陸上移動局の利用終了予定時期については調査の結果、利用終了予定時期が決まっている者が 66.7%（90 者）であり、時期は未定の者が 33.3%（45 者）であった。

	有効回答数	令和7年度中	令和8年度中	サービス終了まで	時期は未定
900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動局)	135	11.9%	20.0%	34.8%	33.3%

（調査結果 図表-全-3-1-37）

したがって、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信については、調査時点では増加傾向にあったものの、令和 9 年 3 月末をもってサービス終了予定である当該期日に向けて移行が進んでいることが確認された。

③1.2GHz 帯画像伝送用携帯局の 2.4GHz 帯・5.7GHz 帯等への移行

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「2.4、5.7GHz 帯等の周波数の電波を使用して上空からのデジタル方式による画像伝送が可能な、無人移動体画像伝送システムの無線局に係る制度整備を平成 28 年に行った。これを踏まえ、1.2GHz 帯を使用するアナログ方式の画像伝送システムの新たな免許取得が可能な期限を令和 9 年度までとし、2.4、5.7GHz 帯等への早期の移行を図る。」とされている。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
1.2GHz 帯画像伝送用携帯局	80 者	56 者	▲24 者	172 局	140 局	▲32 局
2.4GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ	43 者	47 者	＋4 者	194 局	286 局	＋92 局
5.7GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ	531 者	601 者	＋70 者	1,840 局	2,198 局	＋358 局

（調査結果 図表-全-3-1-6、図表-全-3-1-7、図表-全-3-2-6、図表-全-3-2-7、図表-全-3-3-6 及び図表-全-3-3-7 を基に作成）

調査の結果、1.2GHz 帯画像伝送用携帯局については、免許人数は 24 者減少、無線局数は 32 局減少となっている一方で、2.4GHz 帯無人移動体画像伝送システムの免許人数は 4 者増加、無線局数は 92 局増加、また、5.7GHz 帯無人移動体画像伝送システムの免許人数は 70 者増加、無線局数は 358 局増加している。

調査票調査の結果、今後 3 年間で見込まれる無線局数について、「増減の予定なし」と回答している者が 76.9%（40 者）であり、「全ての無線局を廃止予定」と回答している者が 15.4%（8 者）、「無線局数は減少予定」と回答している者が 5.8%（3 者）おり、無線局数減少・廃止理由において、「他の電波利用システムへの移行・代替予定のため」及び「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」と回答している者があわせて 81.8%（9 者）いること、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込み通信量が「減少する見込み」と回答した者が 17.3%（9 者）おり、そのうち「無線局を廃止する見込みのため」と回答している者が 66.7%（6 者）いることから、一定程度の移行等が見込まれるものの、8 割近くの免許人において増減が予定されていない状況が伺える。

＜今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無＞

システム名	無線局数は増加予定	無線局数は減少予定	無線局数の増減の予定なし	全ての無線局を廃止予定
1.2GHz 帯画像伝送用携帯局	1.9%(1 者)	5.8%(3 者)	76.9%(40 者)	15.4%(8 者)

（調査結果 図表-全-3-1-24 を基に作成）

＜無線局数減少・廃止理由＞
（全ての無線局を廃止及び無線局数は減少予定と回答した者（11 者）に限る）

無線局数減少・廃止理由	他の電波利用システムへ移行・代替予定のため		使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため	その他
	45.5%(5 者)		36.4%(4 者)	18.2%(2 者)
移行・代替先システム	WiFi・小電力通信	検討中・未定		
	80.0%(4 者)	20.0%(1 者)		

（調査結果 図表-全-3-1-26、図表-全-3-1-27 を基に作成）

＜今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無＞

システム名	通信量は増加見込み	通信量は減少見込み	通信量の増減の見込みなし
1.2GHz 帯画像伝送用携帯局	7.7%(4 者)	17.3%(9 者)	75.0%(39 者)

（調査結果 図表-全-3-1-28 を基に作成）

＜通信量減少理由＞（通信量は減少見込みと回答した者（9 者）に限る）

システム名	通信の頻度が減少する見込みのため	ユーザー数が減少する見込みのため	無線鏡を廃止する見込みのため
1.2GHz 帯画像伝送用携帯局	22.2%(2 者)	11.1%(1 者)	66.7%(6 者)

（調査結果 図表-全-3-1-30 を基に作成）

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されていることが確認できた。

①800MHz 帯 MCA 陸上移動通信及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

サービス終了に向け、陸上移動中継局の免許人と連携して、代替可能なシステムへの移行などについてユーザーに対し丁寧な周知・広報に努めること。また、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の下り回線（陸上移動中継局から陸上移動局向け）で利用されている帯域については、新たな電波システムの需要に対応するため、既に令和 6 年 3 月より検討が開始されている情報通信審議会における技術的条件の検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。更に、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信に利用されている帯域については、代替可能なシステムへの移行の状況や需要の動向を注視しつつ、新たな電波利用システムの導入可能性を含め周波数の活用方策を検討していくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されている。

デジタル MCA 陸上移動通信システムについて、令和 11 年 5 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数において新たな無線システムを早期に導入できるよう、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和 7 年 10 月に取りまとめた。引き続き、令和 7 年度中を目途に制度整備を行う。」また、「高度 MCA 無線通信システムについて、令和 9 年 3 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、サービス終了後の周波数について利用意向調査を実施し、令和 7 年度中を目途に活用方策を決定する。

800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る技術基準については令和 8 年 3 月に電波監理審議会から答申が出され、また、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信に利用されている帯域については、情報通信審議会において「900MHz 帯の活用方策」の検討が行われ、令和 8 年 4 月にとりまとめられていることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

②1.2GHz 帯画像伝送用携帯局

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

2.4GHz 帯や 5.7GHz 帯への移行の進展が伺えるが、令和 5 年度調査時点で、免許人が約 81 者、無線局が 173 局存在することから、引き続き早期の移行を推進すること。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

2.4、5.7GHz 帯等の周波数の電波を使用して上空からのデジタル方式による画像伝送が可能な、無人移動体画像伝送システムの無線局に係る制度整備を平成 28 年に行った。これを踏まえ、1.2GHz 帯を使用するアナログ方式の画像伝送システムの新たな免許取得が可能な期限を令和 9 年度までとし、2.4、5.7GHz 帯等への早期の移行を図る。

③非地上系ネットワーク(NTN[20])

令和 5 年度の評価結果において、「非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、衛星ダイレクト通信及び HAPS の導入に向けた検討を推進していくこと。」と評価した。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において「700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のため、既存無線システムとの共用条件等の技術的な検討を進め、令和 8 年中を目途に制度整備を行う。」と記載されており、令和 8 年 4 月に情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の案について意見募集が開始されていることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

④1.2GHz 帯アマチュア無線

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

1.2GHz 帯アマチュア無線は、前回調査（令和 3 年度）より免許人数が約 6 千者減少、無線局数が約 6 千局減少している。5GHz 帯アマチュア無線等、免許人数や無線局数の増加が見られるアマチュア帯域もあるものの、アマチュア無線については、ピーク時の１／４に近い数字にまで利用者が減少している状況にある。アマチュア無線は、我が国におけるワイヤレス人材育成の裾野を広げることに資するものであることから、引き続きその取組を進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえ、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進に向けた検討を進めていくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

アマチュア無線については、ピーク時の１／４程度（ピーク時（平成 6 年度）: 1,364,316 局、令和 7 年 3 月末：344,105 局（25.2%）） にまで利用者が減少している状況であり、電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価結果に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえた、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行う。

[20] NTN: Non-Terrestrial Network

エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

800MHz 帯 MCA 陸上移動通信については、周波数割当計画（令和 7 年 1 月）において、周波数の使用期限が令和 11 年 5 月 31 日と規定されている。800MHz 帯 MCA 陸上移動通信における移行状況については、イ①に記載のとおりであり、周波数の使用期限に向けた移行が進んでいることが確認された。

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

本周波数区分について、700MHz 帯における非地上系ネットワーク(NTN)の実現が期待されており、情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件」に係る衛星通信システム委員会報告（案）に関し、令和 8 年 4 月に意見募集に付された。

デジタル MCA 陸上移動通信システムの移行により開放される周波数において、三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムのニーズがあり、その技術的条件について令和 7 年 10 月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和 8 年度 4 月に電波監理審議会から答申が出されている。

また、900MHz 帯高度 MCA 無線通信システムについても、サービス終了後の周波数について情報通信審議会において令和 7 年 8 月から 10 月にかけて利用ニーズ調査が実施され、7 者から（新）高度 MCA 無線通信システム、携帯電話、小電力無線局、特定ラジオマイク等の提案があり、これらに対し、ニーズ、実現可能性、社会的な効果及び技術的な要素の視点から検討が行われた。その結果、以下の理由により主に高度 MCA 陸上移動通信の帯域（895-900MHz/940-945MHz）については「（新）高度 MCA」、主にデジタル MCA 陸上移動通信の帯域（928-940MHz）については「特定ラジオマイク」としての活用方策として、令和 8 年 5 月に同審議会から答申が出されている。

主に高度ＭＣＡ陸上移動通信の帯域		主にデジタルＭＣＡ陸上移動通信の帯域	
(新)高度ＭＣＡ	携帯電話	小電力無線局	特定ラジオマイク
・現行の高度 MCA システムを基盤としており、具体的なニーズや社会的意義、事業体制が明確で実現可能性が高い。 ・一方、現行サービス終了の理由となったユーザーの確保や端末コストの低廉化の実現性に留意が必要。	・技術的に確立されており実現性は高い。 ・一方、想定されるニーズが抽象的であり、周波数の割当状況から利用は限定的なものとなることが想定。	・ニーズや技術的な実現可能性について一定程度評価できる。 ・一方、高速化等の志向は携帯電話等既存システムでの代替可能性が考えられ、提案システムの必然性が不明確。	・既存の特定ラジオマイクの技術的基盤等を背景としており実現可能性が高く、高音質・低遅延性の点から代替困難なシステムであると考えられる。 ・一方、国際的な周波数調和の観点やユーザーの利用が進むかといった点に留意が必要。
以上を踏まえ、ニーズや社会的意義が明確で実現可能性も高い（新）高度 MCA としての活用を検討していくことが適当。		以上を踏まえ、よりニーズが明確で他システムによる代替が困難である特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当。	

なお、（新）高度 MCA 無線通信システムについては、提案において、電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けることで初期投資の抑制や、市販のスマートフォンを利用可能とし端末コストの低廉化を図るなどといった特徴が示されている。

その他、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムのさらなる普及に向け、屋外利用等のための技術的条件について令和 7 年 10 月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和8年3月に電波監理審議会から答申が出されている。

（２）評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[21]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)及び900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)の社会的貢献性については、調査の結果、「非常時等における人命又は財産の保護」及び「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」との回答であった。同システムは、市区町村における住民への情報伝達、陸上運輸等を行う免許人間の通信の中継用として用いられており、免許人の回答を踏まえると、直ちに本システムの電波の利用を停止等した場合、これらの陸上移動局の免許人であるユーザーの通信が出来なくなるなどにより、国民生活等への影響を及ぼす可能性があるものと考えられる。

また、1.2GHz 帯画像伝送用携帯局の社会的貢献性については、調査の結果、「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」等との回答であった。本システムは、上空で撮影した映像を地上に伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに本システムの電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時における人命又は財産の保護、国民生活の利便の向上等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、一部の例外はあるものの、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[21] P3の三5(1)ア～エ参照。

（３）評価

本周波数区分は、主に、移動業務、航空無線航行業務、アマチュア業務等に分配され、携帯電話、MCA、1.2GHz 帯映像 FPU、特定ラジオマイク、航空交通管制システム、アマチュア無線等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話を除く。）は、約 7.8 万者、約 26.4 万局となっている。

免許人数は、全体として減少傾向（前回調査から約 8.3 千者減少）にあり、その内訳として、920MHz 帯移動体識別等の免許人数が増加している一方で、1.2GHz 帯アマチュア無線、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信等の免許人数が減少している。

無線局数は、全体として減少傾向（前回調査から約 1.5 万局減少）にあり、その内訳として、920MHz 帯移動体識別（陸上移動局）、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信等の無線局数が増加している一方で、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信、1.2GHz 帯アマチュア無線等の無線局数が減少している。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、800MHz 帯 MCA、900MHz 帯高度 MCA のサービス終了に伴う移行、1.2GHz 帯画像伝送用携帯局は 2.4GHz 帯・5.7GHz 帯の無人移動体画像伝送システム等への移行が推進されているところ、本調査の結果、いずれも移行が進捗している状況が伺える。

本周波数区分は、免許人数及び無線局数はいずれも減少傾向にあるものの、電波が飛びやすく建物等の障害物を回り込みやすいという電波の特性から陸上の移動通信システム（携帯電話、MCA 等）に多く利用されている。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信、920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信のサービス終了により開放される周波数の跡地利用等に係る制度化が完了又は進展しており、当該 MCA に係る無線局については移行が進んでいること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・700MHz 帯における非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、令和 8 年 4 月に、情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について取りまとめた衛星通信システム委員会報告（案）に対する意見募集が実施された。衛星ダイレクト通信は地上の基地局のエリア外での通信を可能とし、エリア面で有効利用の拡大に資するものであることから、早期の導入に向けた取組を期待する。

・800MHz 帯 MCA 陸上移動通信は令和 11 年 5 月にサービス終了予定であり、令和 7 年度調査時点で、ユーザー側である陸上移動局の免許人が約 4 千者、無線局が約 10 万局存在する。また、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信は、令和 9 年 3 月にサービス終了予定であり、令和 7 年度調査時点で、ユーザー側の免許人が 210 者、無線局が約 8 千局存在する。800MHz 帯については減少傾向が確認でき、また、900MHz 帯については調査時点では令和 5 年度より増加しているものの、その後、減少に転じているとのことであった。引き続きサービス終了に向け、陸上移動中継局の免許人と連携し、代替可能なシステムへの移行などについてユーザーに対し丁寧な周知・広報に努めること。

・800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信に利用されている帯域については、情報通信審議会において「900MHz 帯の活用方策」の検討が行われ、令和 8 年 5 月にとりまとめられた。当該活用方策では、主に高度 MCA 陸上移動通信の帯域（895-900MHz/940-945MHz）では（新）高度 MCA としての活用を検討、また、主にデジタル MCA 陸上移動通信の帯域（928-940MHz）では特定ラジオマイクとしての活用を検討することが示されていることから、これら新たな電波利用システムの導入に向けて検討を推進すること。

・1.2GHz 帯画像伝送用携帯局については、免許人数、無線局数ともに減少しており、2.4GHz 帯や 5.7GHz 帯への移行等の進展が伺えるが、令和 7 年度調査時点で、免許人が約 56 者、無線局が 140 局存在する。当該システムの新たな免許取得が可能な期限は令和 9 年度までとなっているが、引き続き着実な移行を推進すること。

・1.2GHz 帯アマチュア無線は、前回調査（令和 5 年度）より免許人数及び無線局数が約 8 千者減少している。5GHz 帯アマチュア無線等、免許人数や無線局数の増加が見られるアマチュア帯域もあるものの、アマチュア無線については、ピーク時の１／４に近い数字にまで利用者が減少している状況にある。アマチュア無線は、我が国におけるワイヤレス人材育成の裾野を広げることに資するものであることから、引き続きその取組を進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえ、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進に向けた検討を引き続き進めていくこと。

２　1.4GHz 超 3.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、移動業務、移動衛星業務、無線航行衛星業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、携帯電話、広帯域移動無線アクセスシステム(BWA[22])、電気通信業務の移動衛星通信、準天頂衛星、2.3GHz 帯映像 FPU、空港監視レーダー(ASR[23])、船舶レーダー等のほか、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システムで使用されている。

前回令和 5 年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。

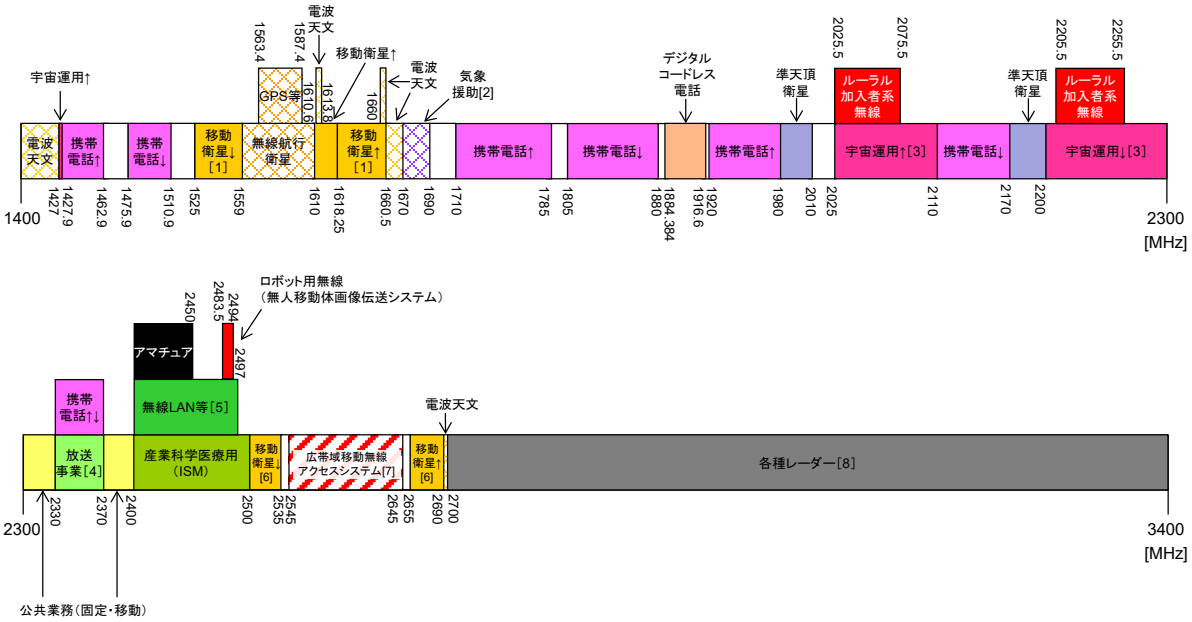

番号	周波数帯(MHz)	主 な 用 途 等
[1]	1525－1559, 1618.25－1660.5	インマルサット衛星等による移動体衛星通信サービス
[2]	1670－1690	気象ラジオゾンデ
[3]	2025－2110, 2200－2300	衛星及びロケットの追跡管制
[4]	2330－2370	放送事業者のTV番組素材中継
[5]	2400－2497	無線LAN等 2400－2483.5MHz　小電力データ通信システム、移動体識別 2471－2497MHz　小電力データ通信システム 2412MHz, 2437MHz, 2462MHz, 2484MHz　空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム（WPT）
[6]	2500－2535, 2655－2690	移動体衛星通信サービス
[7]	2545－2645	2545－2575MHz及び2595－2645MHzは全国展開する移動通信で使用 2575－2595MHzは各地域や敷地内等における移動通信又は固定的な通信で使用
[8]	2700－3400	船舶の航行用等レーダー

（調査結果　図表-全-3-2-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋）

[22] BWA：Broadband Wireless Access

[23] ASR：Airport Surveillance Radar

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するものが 58 システム、無線局免許等を要しないシステムが 9 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（58 システム）＞

	免許人数	無線局数	無線局数の割合
インマルサットシステム(航空地球局)	0者	0局	-
インマルサットシステム(地球局)	0者	0局	-
インマルサットシステム(海岸地球局)	0者	0局	-
インマルサットシステム(携帯基地地球局)	0者	0局	-
インマルサットシステム(船舶地球局)	1者	997局	0.28%
インマルサットシステム(航空機地球局)	3者	352局	0.10%
インマルサットシステム(携帯移動地球局)	10者	19,346局 *6	5.46%
インマルサットシステム(地球局(可搬))	0者	0局	-
イリジウムシステム(携帯移動地球局)	12者	23,774局 *6	6.71%
1.6GHz帯気象衛星	0者	0局	-
1.6GHz帯気象援助業務(空中線電力が1kW未満の無線局(ラジオゾンデ))	2者	6局	0.00%
準天頂衛星システム(人工衛星局)	2者	5局	0.00%
グローバルスターシステム(携帯移動地球局)	1者	5,771局 *6	1.63%
スラヤシステム(携帯移動地球局)	0者	0局 *6	-
携帯等抑止(1.4GHz超1.71GHz以下)(特別業務の局)	103者	220局	0.06%
実験試験局(1.4GHz超1.71GHz以下)	29者	68局	0.02%
その他(1.4GHz超1.71GHz以下)	1者	3局 *6	0.00%
公衆PHSサービス(基地局)	0者	0局	-
公衆PHSサービス(基地局(登録局))	0者 *7	0局 *8	-
公衆PHSサービス(陸上移動局(登録局))	0者 *7	0局 *8	-
公衆PHSサービス(陸上移動中継局)	0者	0局	-
公衆PHSサービス(陸上移動局)	0者	0局	-
ルーラル加入者系無線(基地局)	2者	12局	0.00%
ルーラル加入者系無線(陸上移動局)	2者	36局 *6	0.01%
衛星管制(地球局)	7者	10局	0.00%
衛星管制(人工衛星局)	5者	14局	0.00%
2.3GHz帯映像FPU	41者	123局	0.03%
準天頂衛星システム(携帯基地地球局)	1者	3局	0.00%
準天頂衛星システム(携帯移動地球局)	1者	671局 *6	0.19%
携帯等抑止(1.71GHz超2.4GHz以下)(特別業務の局)	103者	220局	0.06%
実験試験局(1.71GHz超2.4GHz以下)	38者	405局	0.11%
その他(1.71GHz超2.4GHz以下)	4者	21局 *6	0.01%
2.4GHz帯アマチュア無線	4,998者	5,313局	1.50%
2.4GHz帯移動体識別(構内無線局(免許局))	26者	119局	0.03%
2.4GHz帯移動体識別(構内無線局(登録局))	1者 *7	18局 *8	0.01%
2.4GHz帯無人移動体画像伝送システム	47者	286局	0.08%
2.4GHz帯道路交通情報通信システム(VICSビーコン)	0者	0局	-
2.4GHz帯無線電力伝送 (構内無線局)	0者	0局	-
N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局)	1者	2局	0.00%
N-STAR衛星移動通信システム(携帯基地地球局)	1者	2局	0.00%
N-STAR衛星移動通信システム(携帯移動地球局)	1者	45,955局 *6	12.96%
地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	115者	7,376局 *6	2.08%
地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局)	0者	0局 *6	-
地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	112者	239,582局 *6	67.59%
地域広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)	0者	0局 *6	-
自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	28者	52局	0.01%
自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局)	1者	1局	0.00%
自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	30者	1,448局 *6	0.41%
自営等広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)	0者	0局	-

携帯等抑止(2.4GHz超2.7GHz以下)(特別業務の局)	98者	173局	0.05%
実験試験局(2.4GHz超2.7GHz以下)	49者	666局	0.19%
その他(2.4GHz超2.7GHz以下)	0者	0局 *6	-
空港監視レーダー(ASR)	1者	32局	0.01%
位置・距離測定用レーダー(船位計)	0者	0局	-
3GHz帯船舶レーダー(船舶局)	517者	1,311局	0.37%
3GHz帯船舶レーダー(特定船舶局)	13者	13局	0.00%
実験試験局(2.7GHz超3.4GHz以下)	16者	72局	0.02%
その他(2.7GHz超3.4GHz以下)	2者	4局 *6	0.00%
合計	6,425者	354,482局	100.0%

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第1章第4節を参照のこと。
*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の免許人数・無線局数は含まない。調査対象に関する詳細は、第1章第2節を参照のこと。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。詳細は、第1章第4節を参照のこと。
*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*5 〔-〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。
*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。
*7 登録局の電波利用システムについては、免許人数ではなく登録人数を示している。
*8 包括登録されている登録局が存在する場合は、個別及び包括登録の登録局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-2-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（9システム）＞

	無線局数*1
特定小電力無線局の機器（移動体識別用）（2,400MHz 以上 2483.5MHz 以下）	0局
2.4GHz帯小電力データ通信システム（2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下）	55,724,328局
2.4GHz帯小電力データ通信システム（2,471MHz 以上 2,497MHz 以下）	338,955局
2.4GHz帯小電力データ通信システム（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用）（2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下）	5,011局
2.4GHz帯小電力データ通信システム（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用）（2,471MHz 以上 2,497MHz 以下）	0局
時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話（1,893.65MHz 以上 1,905.95MHz 以下）	15,696局
時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話（1,895.616MHz 以上 1,902.528MHz 以下）	621,446局
時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話（1,895.75MHz 以上 1,902.95MHz 以下）	8,569,500局
PHS 陸上移動局（1,884.65MHz 以上 1,915.55MHz 以下）	0局
合計	65,274,936局

*1 令和5年度から令和6年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

（調査結果 図表-全-3-2-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより）

（１）各評価事項に照らした分析

ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[24]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

① 無線局及び免許人の数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 6.5 千者、無線局数は約 35 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数及び無線局数は減少し、また、前々回調査（令和 3 年度）から前回の調査にかけては、免許人数は減少、無線局数は増加しているが、免許人数及び無線局数は減少傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

	免許人数（前年度比）		無線局数（前年度比）	
令和 7 年度	6,425 者	▲276 者	354,482 局	▲264,819 局
令和 5 年度	6,701 者	▲628 者	619,301 局	＋88,084 局
令和 3 年度	7,329 者	－	531,217 局	－

なお、本周波数区分においては、これらの他に携帯無線通信（携帯電話）に係る 1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯及び 2.3GHz 帯並びに全国広帯域移動無線アクセスシステム（全国 BWA）に係る 2.5GHz 帯が含まれる。

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
2.4GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	5,230 者	4,998 者	▲232 者
3GHz 帯船舶ﾚｰﾀﾞｰ(船舶局)	510 者	517 者	＋7 者
地域広帯域移動無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(基地局(屋内小型基地局・ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局を除く))	115 者	115 者	±0 者
地域広帯域移動無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(陸上移動局)	115 者	112 者	▲3 者
携帯等抑止(1.4GHz 超 1.71GHz 以下)(特別業務の局)	57 者	103 者	＋46 者
携帯等抑止(1.71GHz 超 2.4GHz 以下)(特別業務の局)	57 者	103 者	＋46 者
(参考)その他	617 者	477 者	▲140 者

（調査結果 図表-全-3-2-7 を基に作成）

[24] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
2.4GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	5,230 者	4,998 者	▲232 者
実験試験局(1.71GHz 超 2.4GHz 以下)	93 者	38 者	▲51 者
実験試験局(1.4GHz 超 1.71GHz 以下)	81 者	29 者	▲52 者
実験試験局(2.4GHz 超 2.7GHz 以下)	100 者	49 者	▲51 者
携帯等抑止(1.4GHz 超 1.71GHz 以下)(特別業務の局)	57 者	103 者	＋46 者
携帯等抑止(1.71GHz 超 2.4GHz 以下)(特別業務の局)	57 者	103 者	＋46 者

（調査結果 図表-全-3-2-7 を基に作成）

本周波数区分における免許人数は、2.4GHz 帯アマチュア無線が 77.8%（4,998 者）であり、このシステムで 75%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 276 者減少した主な内訳として、携帯等抑止（1.4GHz 超 1.71GHz 以下）（特別業務の局）及び携帯等抑止（1.71GHz 超 2.4GHz 以下）（特別業務の局）がそれぞれ 46 者増加している一方で、2.4GHz 帯アマチュア無線が 232 者減少している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
地域広帯域移動無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(陸上移動局)	265,096 局	239,582 局	▲25,514 局
N-STAR 衛星移動通信システム(携帯移動地球局)	47,339 局	45,955 局	▲1,384 局
イリジウムシステム(携帯移動地球局)	24,227 局	23,774 局	▲453 局
インマルサットシステム(携帯移動地球局)	21,676 局	19,346 局	▲2,330 局
地域広帯域移動無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(基地局(屋内小型基地局・ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局を除く))	6,702 局	7,376 局	＋674 局
グローバルスターシステム(携帯移動地球局)	529 局	5,771 局	＋5,242 局
(参考)その他	253,732 局	12,678 局	▲241,054 局

（調査結果 図表-全-3-2-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
公衆 PHS サービス(陸上移動局(登録局))	132,205 局	0 局	▲132,205 局
公衆 PHS サービス(基地局(登録局))	89,289 局	0 局	▲89,289 局
地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	265,096 局	239,582 局	▲25,514 局
スラヤシステム(携帯移動地球局)	17,840 局	0 局	▲17,840 局
グローバルスターシステム(携帯移動地球局)	529 局	5,771 局	＋5,242 局
インマルサットシステム(携帯移動地球局)	21,676 局	19,346 局	▲2,330 局

（調査結果 図表-全-3-2-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、多い順に、地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）が 67.6%（239,582 局）、N-STAR 衛星移動通信システム（携帯移動地球局）が 13.0%（45,955 局）であり、これらのシステムで 80%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 264,819 局減少した主な内訳として、公衆 PHS サービス（基地局（登録局））が 132,205 局減少、公衆 PHS サービス（陸上移動局（登録局））が 89,289 局減少している一方で、グローバルスターシステム（携帯移動地球局）が 5,242 局増加している。その理由について総務省に確認したところ、「令和 6 年（2024 年）7 月に、携帯電話端末によるグローバルスター衛星を用いた衛星経由の緊急 SOS サービスが開始されたことに伴い、無線局数が伸びたもの」という回答があった。

公衆 PHS サービスについては、令和 5 年 3 月 31 日にサービスが終了しているものの、同年 5 月末日までに全ての無線局を廃止する予定だったため、前回調査時点（令和 5 年 4 月 1 日時点）において無線局が存在していたが、今回の調査において 0 局となっており、全て廃止されていることが確認された。

スラヤシステム（携帯移動地球局）については、令和 6 年 8 月 31 日に日本でのサービスが終了した。今回の調査において無線局数が 0 局となっており、全て廃止されていることが確認された。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（5 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

	免許人数 *1			免許人数 *2（有効回答数）	無線局数			無線局数 *3（有効回答数）
	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度
ルーラル加入者系無線(基地局)	2者	2者	2者	4者	26局	12局	12局	-
2.3GHz帯映像FPU	42者	42者	41者	41者	120局	123局	123局	-
N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局)	1者	1者	1者	1者	2局	2局	2局	-
地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	103者	115者	115者	121者	5,110局	6,702局	7,376局	-
自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	27者	34者	28者	27者	44局	61局	52局	-

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-2-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

② 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 5 システムについて、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する予定の有無」に関しては、システムごとに次のとおりであった。

・ルーラル加入者系無線（基地局）（免許人数 2 者：有効回答数 4 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射し、今後 3 年間で見込まれる通信量については、「増減の見込みなし」との回答であった。

・2.3GHz 帯映像 FPU（免許人数 41 者：有効回答数 41 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 58.5%（24 者）、「31 日～90 日」が 19.5%（8 者）、「91 日～180 日」が 14.6%（6 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の予定なし」が 90.2%（37 者）と支配的である一方で、「増加見込み」が 7.3%（3 者）、「減少見込み」が 2.4%（1 者）であった。

・N-STAR 衛星移動通信システム（人工衛星局）（免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」であった。

・地域広帯域移動無線アクセスシステム（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））（免許人数 115 者：有効回答数 121 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 95.0%（115 者）、「181 日～270 日」が 1.7%（2 者）等であった。電波の発射時間帯はおおむね 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 58.7%（71 者）、「増減の見込みなし」が 32.2%（39 者）、「減少見込み」が 9.1%（11 者）であった。

・自営等広帯域移動無線アクセスシステム（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））（免許人数 28 者：有効回答数 27 者）については、年間の発射日数は、「365 日」及び「271 日～364 日」が 29.6%（8 者）、「181 日～270 日」が 18.5%（5 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中はおおむね 9 割、深夜から早朝にかけてはおおむね 6 割の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減見込みなし」が 48.1%（13 者）、「増加見込み」が 33.3%（9 者）、「減少見込み」が 18.5%（5 者）であった。

	有効回答数	0日	1日～30日	31日～90日	91日～180日	181日～270日	271日～364日	365日
ルーラル加入者系無線(基地局)	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2.3GHz帯映像FPU	41	0.0%	58.5%	19.5%	14.6%	2.4%	0.0%	4.9%
N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局)	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	121	0.0%	0.8%	0.8%	0.8%	1.7%	0.8%	95.0%
自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	27	3.7%	7.4%	11.1%	0.0%	18.5%	29.6%	29.6%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までにおいて、管理する全ての無線局のうち 1 局でも発射状態（1 日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1 日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-2-10 年間の発射日数より一部抜粋）

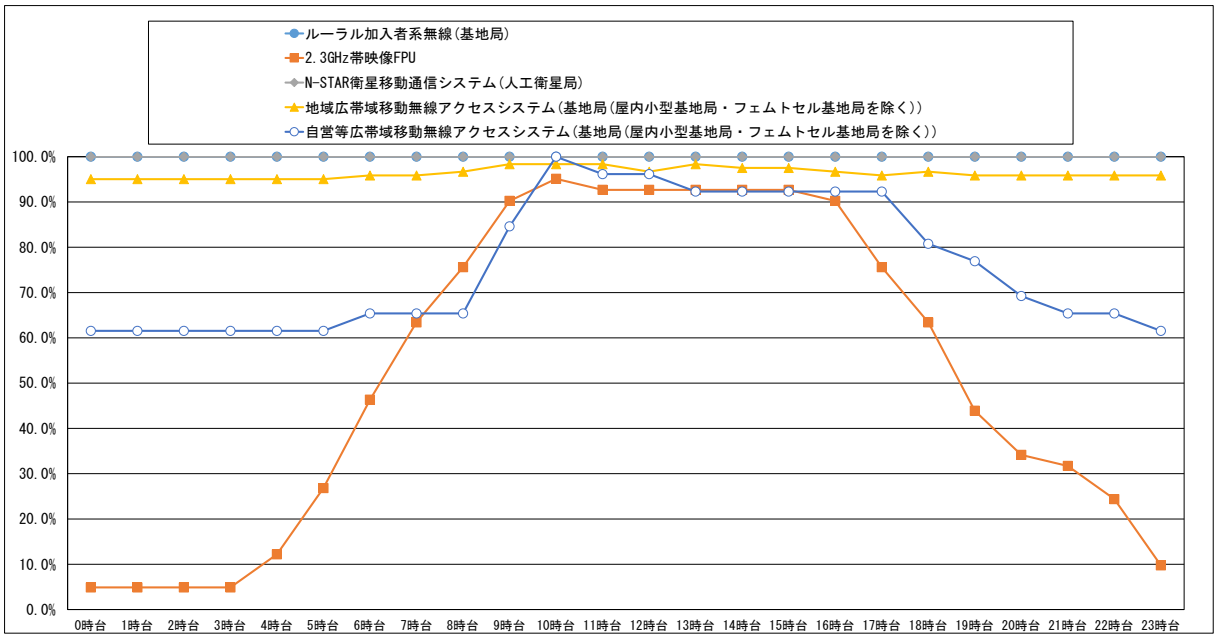

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-2-11 電波の発射時間帯より一部抜粋）

	有効回答数	通信量は増加見込み	通信量は減少見込み	通信量の増減の見込みなし
ルーラル加入者系無線(基地局)	4	0.0%	0.0%	100.0%
2.3GHz帯映像FPU	41	7.3%	2.4%	90.2%
N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局)	1	100.0%	0.0%	0.0%
地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	121	58.7%	9.1%	32.2%
自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	27	33.3%	18.5%	48.1%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和 7 年 4 月 1 日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、1 無線局あたりの通信量のことしている。

（調査結果 図表-全-3-2-43 今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より一部抜粋）

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められている取組は、以下の「周波数移行」に係る 1 つの取組である。

・ルーラル加入者系無線（基地局）の周波数移行

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「2GHz 帯ルーラル加入者系無線については、令和 5 年度電波の利用状況調査において、他の無線システムへの移行等により離島・山間部地域以外の需要が減少しており、着実な進展が認められることから、引き続き令和 2 年 7 月に高度化を行った VHF 帯加入者系デジタル無線システム等へ移行を進め、令和 12 年度に移行を完了させることを目指す」とされている。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
ﾙｰﾗﾙ加入者系無線(基地局)	2 者	2 者	±0 者	12 局	12 局	±0 局

（調査結果 図表-全-3-2-6 及び図表 3-2-7 を基に作成）

調査の結果、免許人数及び無線局数に増減はない。

調査票調査の結果、今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無（有効回答数：4 者）について、25.0%（1 者）が「全ての無線局を廃止予定」と回答があり、残りの 75.0%（4 者）については「無線局数は減少予定」と回答している。また、無線局数減少・廃止理由は「他の電波利用システムへの移行・代替予定のため」であり、移行予定のシステムとしては、「ワイヤレス固定通信システム」と回答している。

これらにより、ルーラル加入者系無線（基地局）については、回答があった全ての者において廃止又はワイヤレス固定通信システムへ移行する計画があると回答があったことから、今後、移行等が進められる予定であることを確認した。

＜今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無＞

	全ての無線局を廃止予定	無線局数は減少予定
ﾙｰﾗﾙ加入者系無線(基地局)	25.0%（1 者）	75.0%（3 者）

（調査結果 図表-全-3-2-35 を基に作成）

＜無線局数減少・廃止理由（複数回答可）＞

	他の電波利用システムへ移行・代替予定のため
ﾙｰﾗﾙ加入者系無線(基地局)	100.0%（4 者）

（調査結果 図表-全-3-2-38 を基に作成）

＜移行・代替先システム(無線局数の減少・廃止が予定される場合)（自由記述）＞

	ワイヤレス固定通信システム
ﾙｰﾗﾙ加入者系無線(基地局)	100.0%（4 者）

（調査結果 図表-全-3-2-39 を基に作成）

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されていることが確認できた。

①ルーラル加入者系無線（基地局）

令和5年度の評価結果において、以下のように評価した。

ルーラル加入者系無線については、今後、VHF 帯加入者無線等へ代替していく計画が確認されたが、令和 5 年度調査時点で、免許人が 2 者、無線局が 12 局存在することから、引き続き早期の移行を推進すること。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

2GHz 帯ルーラル加入者系無線については、令和5年度電波の利用状況調査において、他の無線システムへの移行等により離島・山間部地域以外の需要が減少しており、着実な進展が認められることから、引き続き令和2年7月に高度化を行った VHF 帯加入者系デジタル無線システム等へ移行を進め、令和12年度に移行を完了させることを目指す。

②N-STAR 衛星移動通信システム

令和5年度の評価結果において、以下のように評価した。

N-STAR 衛星移動通信システムが利用する周波数帯における平時と災害時のダイナミックな周波数の共用による移動通信システムの導入可能性については、N-STAR の高度化システムへの移行の状況を注視しつつ、適切な時期に具体的な検討を進めていくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

2.6GHz 帯（2645～2665MHz）については、既存の衛星移動通信システムの高度化システムへの移行状況等を踏まえ、既存無線システムへの影響に配慮しつつ、平時と災害時のダイナミックな周波数共用の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討を進める。

③広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）

令和5年度の評価結果において、以下のように評価した。

広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）については、具体的なニーズを調査の上、データ伝送の付加的な位置付けとして音声利用を認める必要性について検討を進めるとともに、ドローン等による上空利用について、早期に技術的条件等の検討を開始すること。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、②については、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和 6 年 12 月）を踏まえ、令和 7 年 5 月に制度整備を実施しており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

① 2.5GHz 帯（2545～2645MHz）を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）について、具体的なニーズを踏まえ、データ伝送の付加的な位置付けとして、音声利用を認める必要性について検討を行う。
② 2.5GHz 帯（2545～2645MHz）を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和 6 年 12 月）を踏まえ、令和 7 年 5 月に制度整備を実施した。

④非地上系ネットワーク(NTN)

令和 5 年度の評価結果において、「非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、HAPS や衛星ダイレクト通信向けの割当て可能な周波数に係る共用検討等を推進すること。」と評価した。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、2GHz 帯衛星ダイレクト通信に関して令和6年12月に制度整備が行われた。

非静止衛星通信システムについて、IMT 特定された周波数帯による携帯電話等との直接通信の早期実現に向け、WRC-23 の決議を踏まえ、国際的な検討状況とも調和を図りつつ、周波数共用を含めた技術的条件、免許手続の在り方等について検討を進め、2GHz 帯については令和 6 年内を目途に制度整備を行う。

また、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、これに関して令和 8 年 4 月に制度整備を行っており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

HAPS の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、早期の活用が想定される 2GHz 帯（1920～1980MHz、2110～2170MHz）を用いた移動系リンクについて、令和 7 年度内を目途に制度整備を行う。

エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

本周波数区分における周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局は存在しない。

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

2GHz 帯においては、令和 7 年 4 月から商用サービスを開始した衛星ダイレクト通信をはじめ、HAPS[25]を利用した携帯電話基地局用（HIBS[26]）として NTN 分野の周波数需要が存在している。

他にも、2.5GHz 帯においては、地域 BWA のサービスの高度化などの周波数需要が存在している。

（２）評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[27]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ルーラル加入者系無線（基地局）の社会的貢献性については、調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」と回答している。

本システムは、公衆電話網の加入者回線として、山間部、離島、国立公園等、地理的制約等により有線の使用が困難な地域において、交換局と、き線点までの間を有線に代替するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、国民生活の利便の向上等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、一部の例外はあるものの、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[25] HAPS: High Altitude Platform Stations（高高度プラットフォーム）
[26] HIBS: HAPS as IMT Base Stations
[27] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

（３）評価

本周波数区分は、主に、移動業務、移動衛星業務、無線航行衛星業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配され、携帯電話、広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)、電気通信業務の移動衛星通信、準天頂衛星、2.3GHz 帯映像 FPU、空港監視レーダー(ASR)、船舶レーダー等のほか、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システムで使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話及び全国 BWA を除く。）は、約 6.5 千者、約 35 万局となっている。

免許人数は、全体として減少傾向（前回調査から約 300 者減少）にあり、その内訳として、携帯等抑止（特別業務の局）等の免許人数が増加している一方で、2.4GHz 帯アマチュア無線等の免許人数が大きく減少している。

無線局数は、全体として減少傾向（前回調査から約 26 万局減少）にあり、その内訳として、サービス終了に伴い公衆 PHS サービス等の無線局数が全て廃止され、大きく減少した一方で、グローバルスターシステム（携帯移動地球局）の無線局数が大きく増加している。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、ルーラル加入者系無線は高度化された VHF 帯加入者系デジタル無線システム等への移行が推進されているところ、本調査の結果、すべての免許人においてワイヤレス固定通信システムへ代替する計画が確認された。

本周波数区分は、免許人数及び無線局数は減少傾向にあるものの、主たる減少要因としては公衆 PHS サービス終了に伴うものであり、陸上の移動通信システム（携帯電話、地域 BWA 等）のほか、国内衛星では N-STAR 衛星、海外衛星ではインマルサットやイリジウム等の地球局（いわゆる衛星携帯電話や船舶・航空機に搭載の無線設備等）、そのほか無線 LAN やデジタルコードレス電話等の免許不要局に多く利用されており、2.3GHz 帯においてはダイナミック周波数共用により放送事業用システムと携帯電話システムが運用されている。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、2GHz 帯における衛星ダイレクト通信や HAPS といった NTN の導入や、BWA の上空利用などに係る制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・令和 5 年 11 月に帯域拡張に係る制度整備が実施された、1.9GHz 帯のデジタルコードレス電話（免許不要局）について、特に時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話については前回調査から大きく増加している。本システムに限らず、周波数利用の国際調和に向けた取組について推進すること。

・ルーラル加入者系無線については、引き続き、VHF 帯加入者無線等へ代替していく計画が確認されたが、令和 7 年度調査時点で、免許人が 2 者、無線局が 12 局存在することから、引き続き早期の移行を推進すること。

・ダイナミック周波数共用は、地理的・時間的に周波数を共用することで周波数の効率的な利用を実現するものであり、令和4年には2.3GHz帯において放送事業用FPUと携帯電話の間でこの方策を取ることにより、携帯電話に対し周波数の割当てがなされた。周波数再編アクションプラン（令和7年度版）においては、「2.6GHz帯（2645～2665MHz）については、既存の衛星移動通信システムの高度化システムへの移行状況等を踏まえ、既存無線システムへの影響に配慮しつつ、平時と災害時のダイナミックな周波数共用の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討を進める。」と書かれており、引き続きアクションプランに記載の取組を推進すること。

・広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）については、令和 7 年 5 月に上空利用が制度化され、利用拡大が期待される。周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）においては、データ伝送の付加的な位置付けとしての音声利用を認める検討を進めるとされており、BWA システムの技術基準その他関連制度の在り方については、技術やサービスの進展、ユーザーのニーズの変化等に応じて不断に検討を行うことが求められる。

・非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、令和 6 年 12 月に、衛星コンステレーションによる携帯電話向け 2GHz 帯非静止衛星通信システム（2GHz 帯衛星ダイレクト通信）の導入に係る制度整備が、令和 8 年 4 月に、HAPS の 2GHz 帯（1920～1980MHz、2110～2170MHz）を用いた移動系リンクに係る制度整備がなされた。引き続き、国内のニーズや国際的な動向等を踏まえながらNTNの導入に向けた研究開発等を推進すること。

３　3.4GHz 超 8.5GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、固定業務、移動業務、固定衛星業務、航空無線航行業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、携帯電話、ローカル 5G、狭域通信(DSRC)、マイクロ波帯映像 FPU、電気通信業務用の衛星通信システム、電波高度計、アマチュア無線、気象レーダー、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

なお、5GHz 帯無線アクセスシステム（4900～5000MHz）については、周波数の使用期限が令和 18 年 3 月 31 日まで、また、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）を使用する放送事業用の固定局については、周波数の使用期限が令和 13 年 3 月 31 日までとなっている。

また、前回の令和 5 年度調査以降、以下のとおり新たな周波数割当て等が行われている。

- 令和 6 年 9 月に 4.9GHz 帯の第 5 世代移動通信システムに係る制度化を完了し、同年 12 月に開設計画を認定。
- 令和 7 年 2 月に、ローカル 5G 基地局について、周波数 4.8～4.9GHz を使用し、海底に固定又は海底に係留されている海上プラットフォームなどに設置可能とする制度改正（海上利用）を実施。
- 令和 7 年 4 月に 5.2GHz 帯無線 LAN について、条件付きで上空利用が可能（屋外利用可能）とする制度改正を実施。
- 令和 7 年 5 月に TDD 方式の周波数帯を使用する携帯電話の一部、BWA 及びローカル 5G の上空利用を可能とする制度改正を実施。
- 令和 8 年 1 月に、V2X 通信システムの導入に向けて、5.9GHz 帯（5850～5925MHz）のうち 5895～5925MHz の最大 30MHz 幅を V2X 通信向けに割り当てるため制度改正を実施。当該システムの導入にあたっては、同一の周波数帯を使用する放送事業用の既存無線局の周波数移行のため、同年 4 月に周波数変更対策機関を指定。

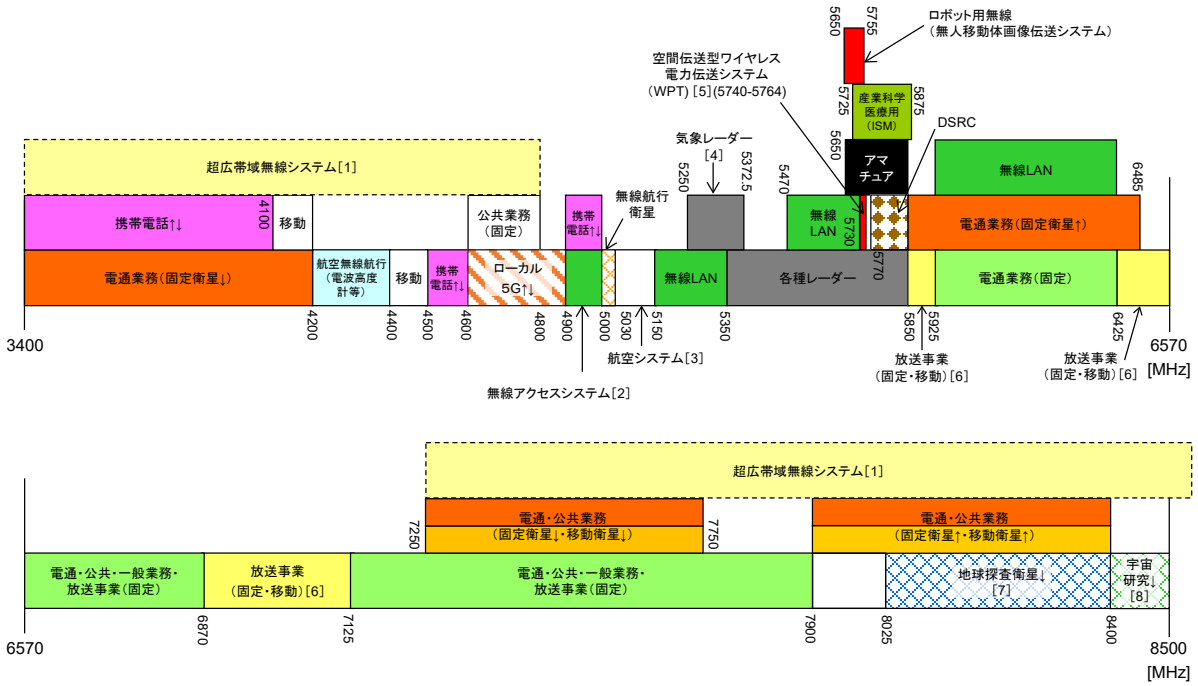

番号	周波数帯（MHz）	主 な 用 途 等
［1］	3400－4800, 7250－10250	屋内限定の大容量データ通信用 （7.25-9.0GHzについては、上空を除き屋外利用可能）
［2］	4900－5000	5GHz帯無線アクセスシステム。周波数の使用期限は、令和18年3月31日まで
［3］	5030－5150	将来の国際的に標準化された航空システムのために保留
［4］	5250－5372.5	公共機関等の気象レーダー
［5］	5740, 5742, 5744, 5746, 5748, 5750, 5752, 5758, 5764	空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム（WPT）
［6］	5850－5925, 6425－6570, 6870－7125	放送事業者のTV番組中継、TV番組素材中継
［7］	8025－8400	地球探査衛星からのデータ伝送として利用
［8］	8400－8500	科学衛星からのデータ伝送として利用

（調査結果 図表-全-3-3-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋）

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するシステムが 47 システム、無線局免許等を要しないシステムが 12 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（47 システム）＞

	免許人数	無線局数	無線局数の割合
放送監視制御(Sバンド)	0者	0局	-
3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL	0者	0局	-
衛星ダウンリンク(Cバンド)(3.4GHz超3.6GHz以下)	0者	0局	-
衛星ダウンリンク(Cバンド)(3.6GHz超4.2GHz以下)	1者	8局	0.01%
移動衛星ダウンリンク(Cバンド)	1者	2局	0.00%
航空機電波高度計	163者	1,298局	2.11%
携帯等抑止(3.4GHz超4.4GHz以下)(特別業務の局)	40者	70局	0.11%
実験試験局(3.4GHz超4.4GHz以下)	9者	162局	0.26%
その他(3.4GHz超4.4GHz以下)	1者	2局 *6	0.00%
ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	161者	2,088局	3.39%
ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(陸上移動中継局)	0者	0局	-
ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(陸上移動局)	161者	9,501局 *6	15.43%
ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)	0者	0局 *6	-
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(登録局)	671者 *7	13,126局 *8	21.31%
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(公共用[国])	1者	17局 *6	0.03%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー	2者	2局	0.00%
5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(公共用[国])	2者	55局	0.09%
5GHz帯アマチュア無線	7,125者	7,302局	11.86%
5.8GHz帯画像伝送	0者	0局	-
5.7GHz帯無人移動体画像伝送システム	601者	2,198局	3.57%
5.7GHz帯無線電力伝送（構内無線局）	0者	0局	-
狭域通信(DSRC)	243者	7,584局	12.31%
携帯等抑止(4.4GHz超5.85GHz以下)(特別業務の局)	1者	3局	0.00%
実験試験局(4.4GHz超5.85GHz以下)	123者	3,777局	6.13%
その他(4.4GHz超5.85GHz以下)	4者	12局 *6	0.02%
映像STL/TTL/TSL(Bバンド)	31者	129局	0.21%
映像FPU(Bバンド)	26者	269局	0.44%
6GHz帯電気通信業務用固定無線システム	5者	124局	0.20%
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	5者	34局	0.06%
移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	2者	4局	0.01%
映像STL/TTL/TSL(Cバンド)	80者	367局	0.60%
映像FPU(Cバンド)	76者	2,316局	3.76%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	43者	2,273局	3.69%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外])	15者	76局	0.12%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国])	2者	1,020局	1.66%
映像STL/TTL/TSL(Mバンド)	50者	124局	0.20%
音声STL/TTL/TSL(Mバンド)	75者	338局	0.55%
放送監視制御(Mバンド)	20者	234局	0.38%
映像STL/TTL/TSL(Dバンド)	115者	815局	1.32%
映像FPU(Dバンド)	100者	2,870局	4.66%
7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	336者	3,223局	5.23%
映像STL/TTL/TSL(Nバンド)	41者	59局	0.10%
音声STL/TTL/TSL(Nバンド)	3者	3局	0.00%
放送監視制御(Nバンド)	0者	0局	-
地球探査衛星	6者	17局	0.03%
実験試験局(5.85GHz超8.5GHz以下)	18者	87局	0.14%
その他(5.85GHz超8.5GHz以下)	2者	2局 *6	0.00%
合計	10,361者	61,591局	100.0%

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第１章第４節を参照のこと。
*2 携帯無線通信（携帯電話）及び全国広帯域移動無線アクセスシステム（全国 BWA）の免許人・無線局数は含まない。調査対象に関する詳細は、第１章第２節を参照のこと。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人１者として集計している。詳細は、第１章第４節を参照のこと。
*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*5 〔-〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。
*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。
*7 登録局の電波利用システムについては、免許人数ではなく登録人数を示している。
*8 包括登録されている登録局が存在する場合は、個別及び包括登録の登録局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-3-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（12 システム）＞

	無線局数*1
5GHz帯小電力データ通信システム（5,150MHz を超え 5,350MHz 以下、5,470MHz を超え 5,730MHz 以下）	23,025,551局
5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電力0.01W以下）（4,900MHz を超え 5,000MHz 以下）	0局
狭域通信システムの陸上移動局（5,815MHz 以上 5,845MHz 以下）	14,474局
狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局（5,775MHz 以上 5,805MHz 以下）	364局
超広帯域無線システム（3.4GHz 以上 4.8GHz 未満）	0局
超広帯域無線システム（7.25GHz 以上 10.25GHz 未満）*2	0局
超広帯域無線システム（7.587GHz 以上 8.4GHz 未満）	781,951局
UWB無線システム（7.25GHz 以上 9GHz 未満）*2	118局
5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局（5,150MHz を超え 5,250MHz 以下）	0局
5GHz帯小電力データ通信システム（自動車内に設置するもの）（5,150MHzを超え 5,250MHz以下）	37,581局
6GHz帯小電力データ通信システム（VLP（25mW以下））（5,925MHzを超え 6,425MHz以下）	1,052,381局
6GHz帯小電力データ通信システム（LPI（25mWを超え200mW以下））（5,925MHzを超え6,425MHz以下）	2,083,850局
合計	26,996,270局

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。
*2 本周波数区分 3 に収まらないことから、周波数区分 3 及び周波数区分 4 の両方に掲載している。

（調査結果 図表-全-3-3-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより一部加工）

（１）各評価事項に照らした分析

ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[28]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

①免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 1.0 万者、無線局数は約 6.2 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数及び無線局数は増加している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回調査にかけても、免許人数及び無線局数は増加しており、いずれも増加傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

	免許人数（前年度比）		無線局数（前年度比）	
令和 7 年度	10,361 者	＋552 者	61,591 局	＋11,087 局
令和 5 年度	9,809 者	＋1,420 者	50,504 局	＋3,595 局
令和 3 年度	8,389 者	－	46,909 局	－

なお、本周波数区分においては、携帯無線通信（携帯電話）に係る 3.4GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、4.0GHz 帯、4.5GHz 帯及び 4.9GHz 帯が含まれる。

[28] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
5GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	6,730 者	7,125 者	＋395 者
5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)	679 者	671 者	▲8 者
5.7GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ	531 者	601 者	＋70 者
7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)	343 者	336 者	▲7 者
狭域通信(DSRC)	228 者	243 者	＋15 者
航空機電波高度計	159 者	163 者	＋4 者
（参考)その他	1,139 者	1,222 者	＋83 者

（調査結果 図表-全-3-3-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
5GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	6,730 者	7,125 者	＋395 者
5.7GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ	531 者	601 者	＋70 者
ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局)	132 者	161 者	＋29 者
ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局)	133 者	161 者	＋28 者
携帯等抑止(3.4GHz 超 4.4GHz 以下)(特別業務の局)	14 者	40 者	＋26 者
狭域通信(DSRC)	228 者	243 者	＋15 者
実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)	24 者	9 者	▲15 者

（調査結果 図表-全-3-3-7 を基に作成）

本周波数区分における免許人数は、5GHz 帯アマチュア無線が 68.8%（7,125 者)、5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)が 6.5%（671 者）であり、これら 2 システムで 75%超を占めている。

アマチュア無線については全体的に減少傾向にある中、5GHz 帯では増加している点について総務省に確認したところ、「アマチュア無線の一般的な利用形態である他の免許人との通話や通信を楽しむ場合、免許人数が多い 145MHz 帯や 435MHz 帯の周波数帯の機器を使用する免許人が多くを占めるが、5GHz 帯は 5GHz 帯の機器のみを使用する免許人が大半であること等から、ドローンからの映像伝送利用の増加によるものと考えられる。」とのことであった。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 552 者増加した主な内訳として、5GHz 帯アマチュア無線が 395 者増加、5.7GHz 帯無人移動体画像伝送システムが 70 者増加している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)	13,855 局	13,126 局	▲729 局
ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局)	1,911 局	9,501 局	＋7,590 局
狭域通信(DSRC)	7,291 局	7,584 局	＋293 局
5GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	6,872 局	7,302 局	＋430 局
実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)	1,901 局	3,777 局	＋1,876 局
7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	3,369 局	3,223 局	▲146 局
（参考)その他	15,305 局	17,078 局	＋1,773 局

（調査結果 図表-全-3-3-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局)	1,911 局	9,501 局	＋7,590 局
実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)	1,901 局	3,777 局	＋1,876 局
ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局)	733 局	2,088 局	＋1,355 局
5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)	13,855 局	13,126 局	▲729 局
5GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	6,872 局	7,302 局	＋430 局
5.7GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ	1,840 局	2,198 局	＋358 局

（調査結果 図表-全-3-3-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、多い順に、5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)が 21.3%（13,126 局)、ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局)が 15.4%（9,501 局)、狭域通信(DSRC)が 12.3%（7,584 局）となっている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 11,252 局増加した主な内訳として、5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)が 729 局減少している一方で、ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局)が 7,590 局増加、実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)が 1,876 局増加、ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局)が 1,355 局増加している。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（18 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

	免許人数 *1			免許人数 *2（有効回答数）	無線局数			無線局数 *3（有効回答数）
	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度
ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	12者	133者	161者	177者	42局	733局	2,088局	-
映像FPU(Bバンド)	27者	27者	26者	26者	289局	267局	269局	-
6GHz帯電気通信業務用固定無線システム	5者	5者	5者	21者	137局	126局	124局	-
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	6者	6者	5者	10者	29局	35局	34局	-
移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	2者	2者	2者	3者	4局	4局	4局	-
映像STL/TTL/TSL(Cバンド)	82者	81者	80者	90者	370局	369局	367局	-
映像FPU(Cバンド)	76者	76者	76者	86者	2,434局	2,331局	2,316局	-
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	40者	41者	43者	101者	2,239局	2,240局	2,273局	-
映像STL/TTL/TSL(Mバンド)	50者	50者	50者	59者	126局	122局	124局	-
音声STL/TTL/TSL(Mバンド)	73者	75者	75者	91者	335局	338局	338局	-
放送監視制御(Mバンド)	19者	20者	20者	30者	235局	238局	234局	-
7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	349者	343者	336者	383者	3,435局	3,369局	3,223局	-
映像STL/TTL/TSL(Dバンド)	115者	115者	115者	129者	818局	815局	815局	-
映像STL/TTL/TSL(Nバンド)	41者	41者	41者	47者	60局	59局	59局	-
音声STL/TTL/TSL(Nバンド)	3者	3者	3者	3者	3局	3局	3局	-
映像FPU(Dバンド)	100者	100者	100者	111者	2,943局	2,869局	2,870局	-
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外])	14者	15者	15者	15者	75局	77局	76局	-
地球探査衛星	4者	6者	6者	6者	5局	13局	17局	-

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。また、携帯無線通信（携帯電話）及び全国広帯域移動無線アクセスシステム（全国 BWA）の免許人・無線局数は含まない。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。

*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-3-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

②無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 18 システムについて、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」に関しては、システムごとに、次のとおりであった。

・ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))（免許人数 161 者：有効回答数 177 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 45.8%（81 者)、「271 日～364 日」が 20.9%（37 者)、「1 日～30 日」が 11.3%（20 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中はおおむね 90%程度、深夜から早朝にかけてはおおむね 70%程度の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 50.8%（90 者)、「増加見込み」が 41.2%（73 者)、「減少見込み」が 7.9%（14 者）との回答であった。

・映像 FPU(B バンド)（免許人数 26 者：有効回答数 26 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 30.8%（8 者)、「31 日～90 日」が 23.1%（6 者)、「365 日」、「271 日～364 日」、「181 日～270 日」がそれぞれ 11.5%（3 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 96.2%（25 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 3.8%（1 者）との回答であった。

・6GHz 帯電気通信業務用固定無線システム（免許人数 5 者：有効回答数 21 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 66.7%（14 者)、「増加見込み」が 33.3%（7 者）との回答であった。

・衛星アップリンク(移動衛星を除く)(C バンド)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下)（免許人数 5 者：有効回答数 10 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 40%（4 者)、「365 日」が 30%（3 者)、「31 日～90 日」が 20%（2 者)、「91 日～180 日」が 10%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中はおおむね 50%程度、それ以外はおおむね 30%程度の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 60.0%（6 者)、「増加見込み」、「減少見込み」がそれぞれ 20.0%（2 者）との回答であった。

・移動衛星アップリンク(C バンド)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下)（免許人数 2 者：有効回答数 3 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間にすべての免許人が電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 66.7%（2 者)、「増加見込み」が 33.3%（1 者）との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL(C バンド)（免許人数 80 者：有効回答数 90 者）については、年間の発射日数は「365 日」が 98.9%（89 者)、「1 日～30 日」が 1.1%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯はおおむね 24 時間電波を発射している傾向が確認できた。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・映像FPU(Cバンド)（免許人数76者：有効回答数86者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 32.6%（28 者)、「365 日」が 30.2%（26 者)、「31 日～90 日」が 22.1%（19者）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後、3年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が94.2%（81者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 3.5%（3 者)、「増加見込み」が 2.3%（2 者）との回答であった。

・6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)（免許人数43者：有効回答数101者）については、年間の発射日数は、「365日」であった。電波の発射時間帯は、おおむね24 時間電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は「増減の見込みなし」が57.4%（58者)、「増加見込み」が41.6%（42者)、「減少見込み」が1.0%（1者）との回答であった。

・映像STL/TTL/TSL(Mバンド)（免許人数50者：有効回答数59者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後、3年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・音声STL/TTL/TSL(Mバンド)（免許人数75者：有効回答数91者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、おおむね 24 時間電波を発射している傾向が確認された。今後3年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が98.9%（90者）と支配的である一方で、「減少見込み」が1.1%（1者）との回答であった。

・放送監視制御(Mバンド)（免許人数 20 者：有効回答数 30 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後3年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が96.7%（29者）と支配的である一方で、「減少見込み」が3.3%（1者)、との回答であった。

・7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)（免許人数 336 者：有効回答数383 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 93.2%（357 者)、「1 日～30 日」が2.9%（11者)、「0日」が1.6%（6者）等であった。電波の発射時間帯は、おおむね24時間70%前後の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 77.0%（295 者)、「増加見込み」が 15.4%（59 者)、「減少見込み」が7.6%（29者）との回答であった。

・映像STL/TTL/TSL(Dバンド)（免許人数115者：有効回答数129者）については、年間の発射日数は「365 日」が 99.2%（128 者)、「91 日～180 日」が 0.8%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯はおおむね24時間電波を発射している傾向が確認できた。今後3年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・映像 FPU(D バンド)（免許人数 100 者：有効回答数 111 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 31.5%（35 者)、「1 日～30 日」、「31 日～90 日」がそれぞれ 24.3%（27 者ずつ）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 94.6%（105 者）と支配的である一方で、「増加見込み」、「減少見込み」がそれぞれ 2.7%（3 者）との回答であった。

・映像STL/TTL/TSL(Nバンド)（免許人数41者：有効回答数47者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、おおむね 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後3年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・音声STL/TTL/TSL(Nバンド)（免許人数3者：有効回答数3者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後3年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・地球探査衛星（免許人数6者：有効回答数6者）については、年間の発射日数は「365日」、電波の発射時間帯は、「9 時台」、「20 時台」が 100.0%、それ以外の時間帯においておおむね 7～8 割程度の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 83.3%（5 者）と支配的である一方で、「増減の見込みなし」が16.7%（1者）との回答であった。

・6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外])（免許人数 15者：有効回答数15者）については、年間の発射日数は、「365日」が80.0%（12者）、「1日～30 日」が 20.0%（3 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心にそれ以外の時間帯もおおむね 70%程度の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 73.3%（11 者）、「増加見込み」、「減少見込み」がそれぞれ13.3%（2者）との回答であった。

	有効回答数	0日	1日～30日	31日～90日	91日～180日	181日～270日	271日～364日	365日
ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	177	4.5%	11.3%	3.4%	5.1%	9.0%	20.9%	45.8%
映像FPU(Bバンド)	26	3.8%	30.8%	23.1%	7.7%	11.5%	11.5%	11.5%
6GHz帯電気通信業務用固定無線システム	21	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	10	0.0%	40.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	30.0%
移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
映像STL/TTL/TSL(Cバンド)	90	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	98.9%
映像FPU(Cバンド)	86	4.7%	32.6%	22.1%	1.2%	5.8%	3.5%	30.2%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	101	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
映像STL/TTL/TSL(Mバンド)	59	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
音声STL/TTL/TSL(Mバンド)	91	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
放送監視制御(Mバンド)	30	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	383	1.6%	2.9%	0.8%	0.3%	0.8%	0.5%	93.2%
映像STL/TTL/TSL(Dバンド)	129	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	99.2%
映像FPU(Dバンド)	111	6.3%	24.3%	24.3%	7.2%	1.8%	4.5%	31.5%
映像STL/TTL/TSL(Nバンド)	47	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
音声STL/TTL/TSL(Nバンド)	3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
地球探査衛星	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外])	15	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第１章第４節を参照のこと。

*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。

*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。

*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。

*6 令和６年４月１日から令和７年３月31日までにおいて、管理する全ての無線局のうち１局でも発射状態（1日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、１日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-3-10 年間の発射日数より一部抜粋）

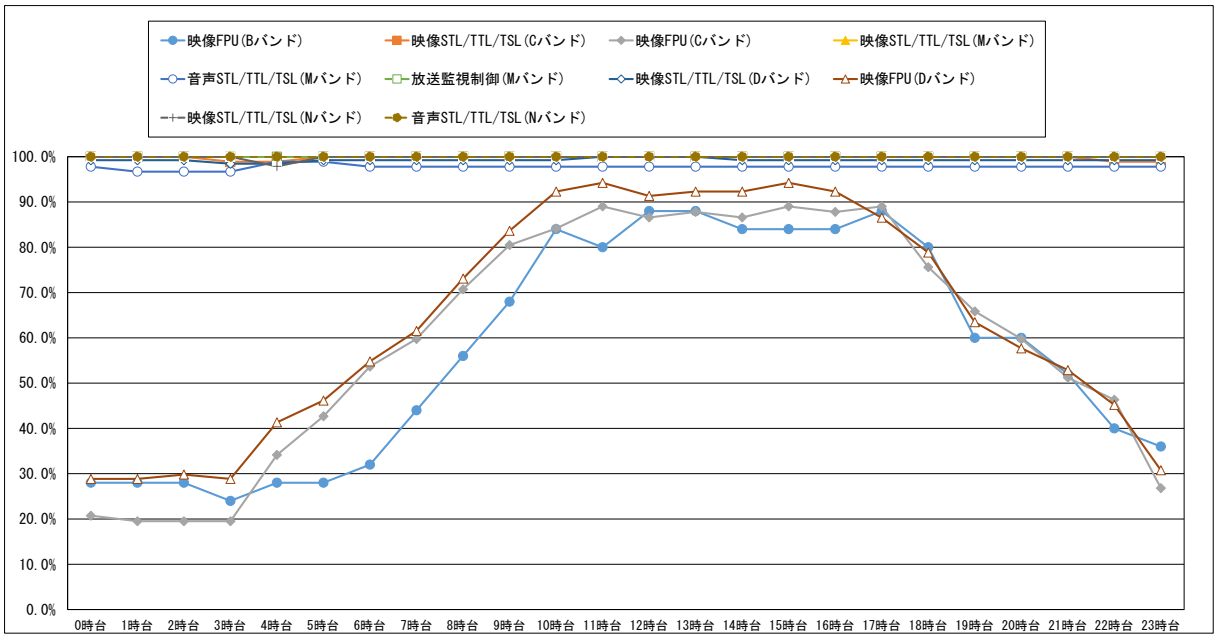

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第１章第４節を参照のこと。

*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。

*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。

*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-3-11 電波の発射時間帯（グループ１）より一部抜粋）

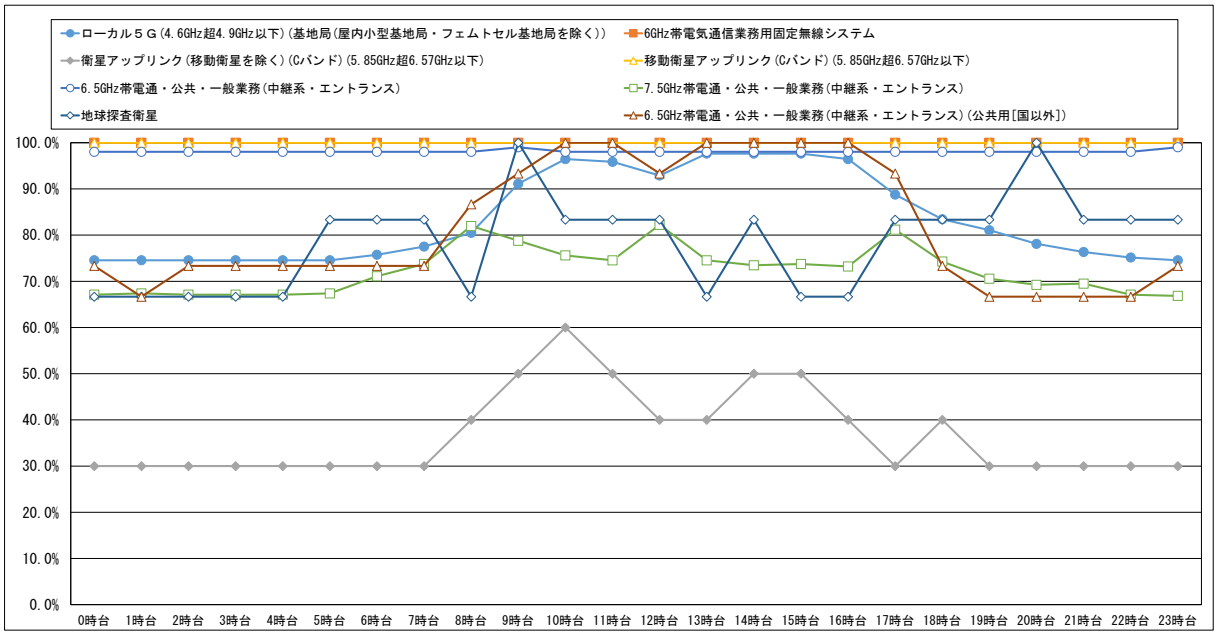

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第１章第４節を参照のこと。

*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。

*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。

*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-3-12 電波の発射時間帯（グループ２）より一部抜粋）

	有効回答数	通信量は増加見込み	通信量は減少見込み	通信量の増減の見込みなし
ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	177	41.2%	7.9%	50.8%
映像FPU(Bバンド)	26	0.0%	3.8%	96.2%
6GHz帯電気通信業務用固定無線システム	21	33.3%	0.0%	66.7%
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	10	20.0%	20.0%	60.0%
移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	3	33.3%	0.0%	66.7%
映像STL/TTL/TSL(Cバンド)	90	0.0%	0.0%	100.0%
映像FPU(Cバンド)	86	2.3%	3.5%	94.2%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	101	41.6%	1.0%	57.4%
映像STL/TTL/TSL(Mバンド)	59	0.0%	0.0%	100.0%
音声STL/TTL/TSL(Mバンド)	91	0.0%	1.1%	98.9%
放送監視制御(Mバンド)	30	0.0%	3.3%	96.7%
7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	383	15.4%	7.6%	77.0%
映像STL/TTL/TSL(Dバンド)	129	0.0%	0.0%	100.0%
映像FPU(Dバンド)	111	2.7%	2.7%	94.6%
映像STL/TTL/TSL(Nバンド)	47	0.0%	0.0%	100.0%
音声STL/TTL/TSL(Nバンド)	3	0.0%	0.0%	100.0%
地球探査衛星	6	83.3%	0.0%	16.7%
6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外])	15	13.3%	13.3%	73.3%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第１章第４節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和７年４月１日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、１無線局あたりの通信量のこととしている。

（調査結果 図表-全-3-3-51 今後３年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より抜粋）

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められている取組は、以下の「周波数の移行」に係る 2 つの取組及び「周波数の共用」に係る 3 つの取組である。

①5GHz 帯無線アクセスシステムの移行

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）においては、「当該周波数を使用する既存の 5GHz 帯無線アクセスシステムの移行のため、当該システムの新規開設可能期限を令和 7 年度末まで、使用期限を令和 17 年度末までとしているほか、認定開設者において終了促進措置を実施することとしている。」とされている。

5GHz 帯無線アクセスシステム用に割り当てている 4900～5000MHz については、周波数割当計画の一部変更（令和 6 年 9 月 30 日）により、周波数の使用期限が令和 18 年 3 月 31 日までと規定された。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(公共用[国])	1 者	1 者	±0 者	17 局	17 局	±0 局
5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)	679 者	671 者	▲8 者	13,855 局	13,126 局	▲729 局

前回調査時から、本システムの免許人数及び無線局数がそれぞれ 8 者と 729 局減少しており、同アクションプランに沿って、他システムへの代替に向けた検討状況や廃止の状況について調査が進められている。

②5GHz 帯無線 LAN の上空利用

周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において、「5GHz 帯（主に 5.2GHz 帯）の無線 LAN が使用している周波数について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、上空における更なる利用拡大を図るための検討を行い、令和 6 年度中を目途に制度整備を行う。」とされている。

共用検討の結果、令和 7 年 4 月に 5.2GHz 帯無線 LAN の上空利用の制度化が完了しており、同アクションプランに沿って、制度整備が完了している。

③V2X システム導入に向けた放送事業用システム（B バンド）の移行

映像 STL/TTL/TSL（B バンド）放送事業用に割り当てられている周波数帯のうち、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）については、周波数割当計画の一部変更（令和 8 年 1 月 30 日）により、周波数の使用期限が令和 13 年 3 月 31 日までと規定された。本件に係る対応状況は「Ⅱ　重点調査対象システムの調査結果に対する評価」のとおり、対応が進められていることが確認された。

④無線 LAN（6GHz 帯）の周波数拡張・屋外高出力化に係る共用検討

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「6GHz 帯無線 LAN の屋外利用及び 6.5GHz 帯（6425～7125MHz）への屋外利用を含む周波数帯域の拡張に係る技術的条件について、令和 6 年度までの検討結果を踏まえ、SP（Standard Power）モード無線 LAN の実機による実環境下における検証や既存無線システムとの周波数共用のために必要な AFC[29]システムの技術的要件及び運用に関する基本的な考え方の整理を行った上で、令和 7 年度中を目途に取りまとめる。」とされている。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「令和 8 年 4 月に情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において『6GHz 帯無線 LAN の周波数拡張等に係る技術的条件』に係る委員会報告（案）をとりまとめ。同委員会報告案について、同年 5 月 26 日まで意見募集中。」としており、同アクションプランに沿った検討等が進められている。

また、本周波数帯を使用する 6GHz 帯等の固定通信システムについては、情報通信審議会情報通信技術分科会において、「6/6.5/7.5GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」について審議が行われ、令和 7 年 7 月に、情報通信審議会から一部答申がされている。

なお、本周波数帯に係る主なシステムの免許人数、無線局数の増減は下表のとおりである。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
6GHz 帯電気通信業務用固定無線ｼｽﾃﾑ	5 者	5 者	±0 者	126 局	124 局	▲2 局
衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(移動衛星を除く)(C ﾊﾞﾝﾄﾞ)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下)	6 者	5 者	▲1 者	35 局	34 局	▲1 局
移動衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Cﾊﾞﾝﾄﾞ)(5.85GHz超6.57GHz以下)	2 者	2 者	±0 者	4 局	4 局	±0 局
6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)	41 者	43 者	＋2 者	2,240 局	2,273 局	＋33 局
6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)(公共用[国以外])	15 者	15 者	±0 者	77 局	76 局	▲1 局
6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)(公共用[国])	2 者	2 者	±0 者	1,031 局	1,020 局	▲11 局
映像 STL/TTL/TSL(Cﾊﾞﾝﾄﾞ)	81 者	80 者	▲1 者	369 局	367 局	▲2 局
映像 FPU(Cﾊﾞﾝﾄﾞ)	76 者	76 者	±0 者	2,331 局	2,316 局	▲15 局
映像 STL/TTL/TSL(Dﾊﾞﾝﾄﾞ)	115 者	115 者	±0 者	818 局	815 局	▲3 局
映像 FPU(Dﾊﾞﾝﾄﾞ)	100 者	100 者	±0 者	2,869 局	2,870 局	＋1 局
映像 STL/TTL/TSL(Mﾊﾞﾝﾄﾞ)	50 者	50 者	±0 者	122 局	124 局	＋2 局
放送監視制御(Mﾊﾞﾝﾄﾞ)	20 者	20 者	±0 者	238 局	234 局	▲4 局

[29] AFC: Automated Frequency Coordination（自動周波数調整）

⑤狭域通信（DSRC）システムの共用検討

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において「主に有料道路での自動料金収受（ETC）に用いられる DSRC システムは、使用できるチャネルが複数あるが、実際に使用されているチャネルには偏りが存在している。今後も利用形態や周波数利用状況を調査するとともに、その利用状況を踏まえ、他の無線システムとの共用の可能性等を検討する。」とされている。

調査の結果、狭域通信（DSRC）システムについては、免許人数は 15 者増加、無線局数は、293 局増加となっていることが確認できた。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和5年度	令和7年度	増減数	令和5年度	令和7年度	増減数
狭域通信（DSRC）	228 者	243 者	＋15 者	7,291 局	7,584 局	＋293 局

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されていることが確認できた。

①4.9GHz 帯の終了促進措置の適用による 5G への割当て

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

> 5G の割当てに向けた検討が進められている 4.9～5.0GHz 帯については、令和 5 年度調査時点で、既存無線システムである 5GHz 帯無線アクセスシステムの免許人が 680 者、無線局が約 1.4 万局存在することから、引き続き、免許人に対し移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるともに、移行に要する期間の検討を行った上で、終了促進措置の適用による 5G への割当てを検討していくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、令和 6 年 9 月に 4.9GHz 帯の第 5 世代移動通信システムに係る制度化を完了し、同年 12 月に終了促進措置の適用を条件として開設計画を認定したことからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

> 4.9GHz 帯について、令和 6 年 12 月に 5G への周波数割当てを行った。当該周波数を使用する既存の 5GHz 帯無線アクセスシステムの移行のため、当該システムの新規開設可能期限を令和 7 年度末まで、使用期限を令和 17 年度末までとしているほか、認定開設者において終了促進措置を実施することとしている。

②ローカル 5G の海上での利用に向けた制度整備

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

> 令和 6 年 2 月から、情報通信審議会において、ローカル 5G の海上での利用可能性等のより柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討が行われており、当該検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、令和 7 年 2 月に関係省令が改定されていることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

> ローカル 5G（4.6～4.9GHz）については、海上利用（4.8～4.9GHz に限る。）に係る技術的条件や電波伝搬パラメータの精緻化等について情報通信審議会にて一部答申が令和 6 年 7 月に取りまとめられたことを踏まえ、令和 6 年度中を目途に制度整備を行う。

③無線 LAN（6GHz 帯）の周波数拡張・屋外高出力化

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

6GHz 帯の無線 LAN については、周波数の拡張（候補帯域:6425～7125MHz）及び屋外での高出力化に向けた技術検討が進められている。総務省は、既存の固定局へ干渉が生じないよう自動で周波数を調整する AFC システムを構築するとともに、これに対応する機能を無線 LAN 側に実装することにより、周波数共用の実現性が高まるとしている。当該技術検討を踏まえつつ、無線 LAN の技術的条件の検討を早期に開始するとともに、AFC システムの構築や運用等に必要な検討を進めること。また、無線 LAN の周波数の拡張候補帯域のうち、WRC-23 において IMT 特定された周波数帯（7025～7125MHz）については、具体的な利用ニーズ等を踏まえ、周波数利用方策の検討を行っていくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

6GHz 帯無線 LAN の屋外利用及び 6.5GHz 帯（6425～7125MHz）への屋外利用を含む周波数帯域の拡張に係る技術的条件について、令和 6 年度までの検討結果を踏まえ、SP（Standard Power）モード無線 LAN の実機による実環境下における検証や既存無線システムとの周波数共用のために必要な AFC（Automated Frequency Coordination）システムの技術的要件及び運用に関する基本的な考え方の整理を行った上で、令和 7 年度中を目途に取りまとめる。取りまとめに当たっては、WRC-23 において IMT 特定された周波数帯（7025～7125MHz）に留意する。

④WRC-27 における対処方針

令和 9 年 10 月に WRC-27 が開催予定であるところ、令和 5 年度の評価結果において以下のように評価した。

「WRC-27 において、IMT 特定に向けた検討が実施される予定である周波数帯（7125～8400MHz）については、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期に WRC-27 への対処方針についての検討を推進していくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランの対応がなされている。

ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（4400～4800MHz、7125～8400MHz）について、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれる 5G 及びその発展となる 6G を念頭に、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、我が国として、関連会合における提案等を適切に行い、IMT 周波数の特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における対処方針に反映していく。

エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

5GHz 帯無線アクセスシステム用に割り当てている 4900～5000MHz については、周波数割当計画の一部変更（令和 6 年 9 月 30 日）により、周波数の使用期限が令和 18 年 3 月 31 日と規定された。対応状況は、イ①に示すとおりである。

映像 STL/TTL/TSL（B バンド）用に割り当てられている周波数帯のうち、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）については、周波数割当計画の一部変更（令和 8 年 1 月 30 日）により、周波数の使用期限が令和 13 年 3 月 31 日と規定された。対応状況は、重点調査に示すとおりである。

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）等により利用されている周波数帯（6425～7125MHz）においては、無線 LAN 向けの周波数需要があり、また、同周波数帯のうち 7025～7125MHz 帯は WRC-23 において IMT 特定がなされている。

7.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）等により利用されている周波数帯（7125～8400MHz）については、WRC-27 において、IMT 特定に向けた検討が進められており、総務省に対し状況を確認した結果、「既存無線システムや携帯電話の需要動向を踏まえ、今後、WRC 関係機関連絡会等において、国内の利害関係者を交えて WRC-27 への対処方針について意見集約を行っていく予定」としている。

（２）評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[30]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査票調査の対象システムは、調査時点において移行が求められているものはなく、主に無線 LAN との共用が想定されるもの等であり、これらの社会的貢献性について、調査の結果、「非常時等における国民の生命及び財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」等との回答であった。免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、放送番組の制作等に影響を及ぼす可能性があるものと考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、免許人のほとんどが、「全ての無線局について対策を実施している」と回答しており、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認できた。

[30] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

（３）評価

本周波数区分は、主に、固定業務、移動業務、固定衛星業務、航空無線航行業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配され、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、携帯電話、ローカル 5G、狭域通信(DSRC)、マイクロ波帯映像 FPU、電気通信業務用の衛星通信システム、電波高度計、アマチュア無線、気象レーダー、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話を除く。）は、約 1.0 万者、約 6.2 万局となっている。

免許人数は、全体として増加傾向（前回調査から約 600 者増加）にあり、その内訳として、5GHz 帯アマチュア無線、5.7GHz 帯無人移動体画像伝送システム等の免許人数が増加しており、増加している 5GHz 帯アマチュア無線の利用形態について総務省に確認したところ、ドローンからの映像伝送に特化した利用形態と想定されるとのことであった。

無線局数は、全体として増加傾向（前回調査から約 1.1 万局増加）にあり、その内訳として、5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)等の無線局数が減少している一方で、ローカル 5G の陸上移動局、実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)、ローカル 5G 陸上移動局・基地局、5GHz 帯アマチュア無線等が増加している。

本周波数区分は、免許人数や無線局数はいずれも増加傾向にあり、陸上の移動通信システム（携帯電話、ローカル 5G 等）のほか、固定通信システム、C バンドと呼称される周波数帯を使用するレーダーや衛星系の通信、無線 LAN など、多種多様な無線局に利用されている。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、4.9GHz 帯の 5G への割当、5.9GHz 帯の V2X への割当のほか、5.2GHz 帯無線 LAN の上空利用や、ローカル 5G の海上利用・上空利用に係る制度制度化が完了しており、5GHz 帯無線アクセスシステムについては移行が進展していること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・5GHz 帯無線アクセスシステムの免許人・登録人に対し、引き続き、移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるともに、移行にあたって、認定開設者による終了促進措置の状況を確認していくこと。

・6GHz 帯の無線 LAN については、令和 4 年 9 月に制度整備され、前回調査から大幅に無線局数が増加している。さらなる利用拡大のため、周波数の拡張（候補帯域:6425～7125MHz）及び屋外での高出力化に向けた技術検討が進められ、令和 8 年 4 月に情報通信審議会において「6GHz 帯無線 LAN の周波数拡張等に係る技術的条件」（案）の意見募集が開始された。引き続き、既存の固定局へ干渉が生じないよう自動で周波数を調整する AFC システムの構築や運用等に必要な検討を進めること。

・狭域通信（DSRC）システムについては、割当状況や実際に使用されているチャネルの偏り状況を可視化する等、今後も利用形態や周波数利用状況を調査するとともに、その利用状況を踏まえ、他の無線システムとの共用の可能性の検討を行っていくこと。

・令和 7 年 2 月にローカル 5G の海上利用、同年 4 月に 5.2GHz 帯無線 LAN の上空利用、同年 5 月に携帯電話等の上空利用の拡大（一部の TDD 方式の周波数帯を追加）が実現し、また、現在、情報通信審議会においては、上述のとおり 6GHz 帯無線 LAN の屋外での高出力化に向けた検討などが行われている。引き続き、これら以外のシステムも含め、利用シーンの拡大に向けた検討を推進していくこと。

・6/6.5/7.5GHz 帯固定通信システムについては、情報通信審議会から令和 7 年 7 月に高度化に係る技術的条件が一部答申され、また、同審議会において、マイクロ波帯を使用する放送事業用無線局（STL/TTL/TSL）の高度化のための技術的条件が検討中である。いずれも伝送容量を拡大する高次の多値変調の導入などであり、年々増加する通信トラヒックに効率的に対応していくためには、引き続き、これら以外のシステムも含め、高度な技術の導入に向けた検討を推進していくこと。

４　8.5GHz 超 15.35GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、無線標定業務、固定業務、放送衛星業務、固定衛星業務、移動衛星業務、アマチュア業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、公共業務用及び一般業務用の各種レーダー、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、電気通信業務用の衛星通信システム、BS・CS 放送、アマチュア無線等で使用されている。

前回令和 5 年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。

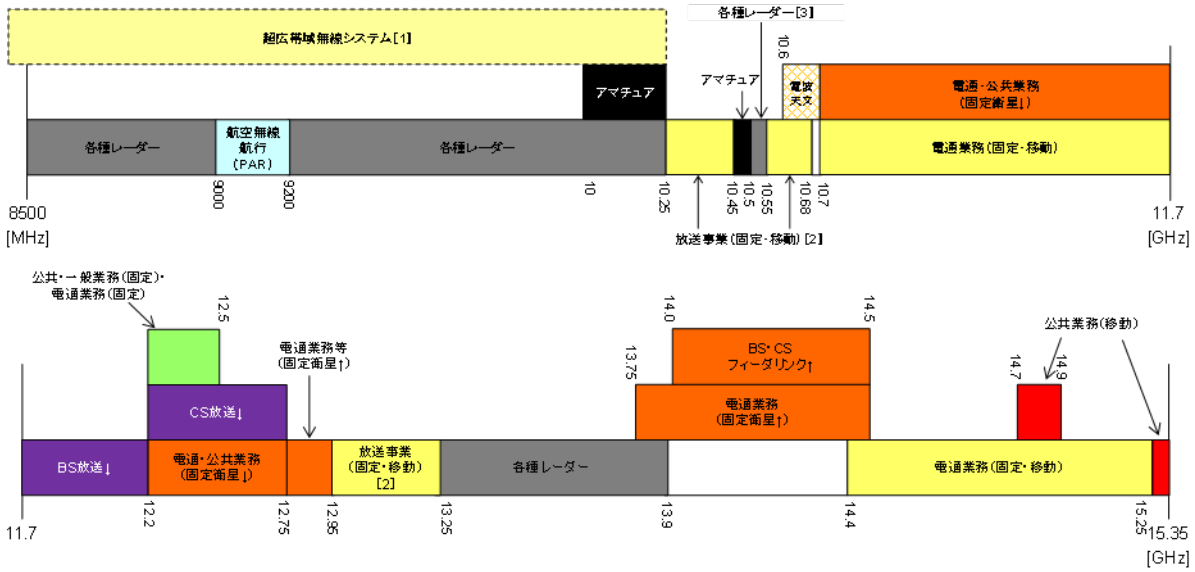

番号	周波数帯(GHz)	主 な 用 途 等
[1]	7250－10250MHz	屋内限定での大容量データ通信用 (7250-9000MHzについては、上空を除き屋外利用可能)
[2]	10.25－10.45, 10.55－10.68, 12.95－13.25	放送事業者のTV番組素材中継
[3]	10.5－10.55, 24.05－24.25	速度測定等のレーダー

（調査結果 図表-全-3-4-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より抜粋）

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するものが 46 システム、無線局免許等を要しないものが 3 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（46 システム）＞

	免許人数	無線局数	無線局数の割合
位置・距離測定用レーダー	0者	0局	-
精測進入レーダー(PAR)	1者	2局	0.00%
航空機用気象レーダー	143者	1,165局	1.12%
9GHz帯航空機搭載型合成開口レーダー	1者	1局	0.00%
X帯沿岸監視用レーダー	50者	109局	0.11%
レーマークビーコン・レーダービーコン	1者	1局	0.00%
捜索救助用レーダートランスポンダ(SART)	2,418者	5,330局	5.15%
船舶航行用レーダー	37,763者	47,516局	45.88%
X帯沿岸監視用レーダー(移動型)	9者	93局	0.09%
9GHz帯気象レーダー	7者	49局	0.05%
9GHz帯気象レーダー(可搬型)	1者	1局	0.00%
10.125GHz帯アマチュア無線	1,546者	1,667局	1.61%
実験試験局(8.5GHz超10.25GHz以下)	92者	363局	0.35%
その他(8.5GHz超10.25GHz以下)	1者	1局 *6	0.00%
映像STL/TTL/TSL(Eバンド)	29者	53局	0.05%
映像FPU(Eバンド)	129者	2,092局	2.02%
10.475GHz帯アマチュア無線	1,256者	1,352局	1.31%
速度センサ／侵入検知センサ	97者	1,760局	1.70%
映像STL/TTL/TSL(Fバンド)	24者	72局	0.07%
映像FPU(Fバンド)	79者	1,355局	1.31%
11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	6者	2,350局	2.27%
11GHz帯電気通信業務災害対策用	2者	132局	0.13%
11GHz帯電気通信業務テレビ伝送用	0者	0局	-
衛星ダウンリンク(Kuバンド)(10.7GHz超11.7GHz以下)	1者	7局	0.01%
BS放送	1者	9局	0.01%
衛星ダウンリンク(Kuバンド)(11.7GHz超12.75GHz以下)	4者	33局	0.03%
12GHz帯公共・一般業務(中継系・エントランス)	97者	863局	0.83%
CS放送	1者	4局	0.00%
映像STL/TTL/TSL(Gバンド)	75者	166局	0.16%
映像FPU(Gバンド)	1者	3局	0.00%
15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国])	0者	0局	-
実験試験局(10.25GHz超15.35GHz以下)	21者	45局	0.04%
その他(10.25GHz超15.35GHz以下)	1者	3局 *6	0.00%
13GHz帯航空機航行用レーダー	0者	0局	-
13GHz帯船舶航行管制用レーダー	2者	2局	0.00%
接岸援助用レーダー	0者	0局	-
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下)	16者	33,374局 *6	32.23%
14GHz帯BSフィーダリンク	0者	0局	-
CSフィーダリンク	1者	1局	0.00%
移動衛星サービスリンクのアップリンク(Kuバンド)	15者	2,584局 *6	2.50%
15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	3者	873局	0.84%
15GHz帯電気通信業務災害対策用	1者	24局	0.02%
15GHz帯電気通信業務テレビ伝送用	0者	0局	-
15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外])	40者	50局	0.05%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外])	43者	57局	0.06%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国])	2者	2局	0.00%
合計	43,980者	103,564局	100.0%

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の免許人数・無線局数は含まない。調査対象に関する詳細は、第 1 章第 2 節を参照のこと。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*5 〔-〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。
*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-4-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（3 システム）＞

	無線局数*1
特定小電力無線局の機器（移動体検知センサー用）（10.5GHz を超え 10.55GHz 以下）	0局
超広帯域無線システム（7.25GHz 以上 10.25GHz 未満）*2	0局
UWB無線システム（7.25GHz 以上 9GHz 未満）*2	118局
合計	118局

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

*2 本節の周波数区分に収まらないことから、第 3 節及び第 4 節に掲載している。

（調査結果 図表-全-3-4-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより抜粋）

（１）各評価事項に照らした分析

ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[31]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

①　免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 4.4 万者、無線局数は約 10.4 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数及び無線局数は増加している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回の調査にかけても、免許人数及び無線局数は増加しており、免許人数及び無線局数は増加傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

	免許人数（前年度比）		無線局数（前年度比）	
令和 7 年度	43,980 者	＋425 者	103,564 局	＋17,630 局
令和 5 年度	43,555 者	＋306 者	85,934 局	＋5,543 局
令和 3 年度	43,249 者	－	80,391 局	－

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
船舶航行用ﾚｰﾀﾞｰ	37,728 者	37,763 者	＋35 者
捜索救助用ﾚｰﾀﾞｰﾄﾗﾝｽﾎﾟﾝﾀﾞ(SART)	2,535 者	2,418 者	▲117 者
10.125GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	1,314 者	1,546 者	＋232 者
10.475GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	983 者	1,256 者	＋273 者
航空機用気象ﾚｰﾀﾞｰ	132 者	143 者	＋11 者
映像 FPU(E ﾊﾞﾝﾄﾞ)	129 者	129 者	±0 者
(参考)その他	734 者	725 者	▲9 者

（調査結果 図表-全-3-4-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
10.475GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	983 者	1,256 者	＋273 者
10.125GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	1,314 者	1,546 者	＋232 者
捜索救助用ﾚｰﾀﾞｰﾄﾗﾝｽﾎﾟﾝﾀﾞ(SART)	2,535 者	2,418 者	▲117 者
船舶航行用ﾚｰﾀﾞｰ	37,728 者	37,763 者	＋35 者
速度ｾﾝｻ／侵入検知ｾﾝｻ	83 者	97 者	＋14 者
実験試験局(8.5GHz 超 10.25GHz 以下)	106 者	92 者	▲14 者

（調査結果 図表-全-3-4-7 を基に作成）

[31] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

本周波数区分における免許人数は、船舶航行用レーダーが 85.8%（37,763 者）と大半を占め、次いで捜索救助用レーダートランスポンダ（SART[32]）が 5.5%（2,418 者）となっている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 425 者増加した主な内訳として、捜索救助用レーダートランスポンダ(SART)が 117 者減少した一方で、10.475GHz 帯アマチュア無線が 273 者増加、10.125GHz 帯アマチュア無線が 232 者増加している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
船舶航行用ﾚｰﾀﾞｰ	47,201 局	47,516 局	＋315 局
衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(移動衛星を除く)(Ku ﾊﾞﾝﾄﾞ)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)	18,557 局	33,374 局	＋14,817 局
捜索救助用ﾚｰﾀﾞｰﾄﾗﾝｽﾎﾟﾝﾀﾞ(SART)	5,410 局	5,330 局	▲80 局
移動衛星ｻｰﾋﾞｽﾘﾝｸのｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Ku ﾊﾞﾝﾄﾞ)	712 局	2,584 局	＋1,872 局
11GHz 帯電気通信業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)	2,392 局	2,350 局	▲42 局
映像 FPU(E ﾊﾞﾝﾄﾞ)	2,052 局	2,092 局	＋40 局
(参考)その他	9,610 局	10,318 局	＋708 局

（調査結果 図表-全-3-4-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(移動衛星を除く)(Ku ﾊﾞﾝﾄﾞ)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)	18,557 局	33,374 局	＋14,817 局
移動衛星ｻｰﾋﾞｽﾘﾝｸのｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Ku ﾊﾞﾝﾄﾞ)	712 局	2,584 局	＋1,872 局
速度ｾﾝｻ／侵入検知ｾﾝｻ	1,359 局	1,760 局	＋401 局
船舶航行用ﾚｰﾀﾞｰ	47,201 局	47,516 局	＋315 局
10.475GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	1,060 局	1,352 局	＋292 局
10.125GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	1,416 局	1,667 局	＋251 局

（調査結果 図表-全-3-4-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、船舶航行用レーダーが 44.5%（47,516 局）、衛星アップリンク（移動衛星を除く）（Ku バンド）（13.75GHz 超 14.5GHz 以下）が 31.3%（33,374 局）であり、これら 2 システムで 75%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 17,630 局増加した主な内訳として、12GHz 帯公共・一般業務(中継系・エントランス)が 121 局減少している一方で、衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)が 14,817 局と大きく増加している。

[32] SART: Search And Rescue Transponder

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（13 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

	免許人数 *1			免許人数 *2（有効回答数）	無線局数			無線局数 *3（有効回答数）
	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度
X帯沿岸監視用レーダー	62者	51者	50者	62者	236局	105局	109局	-
X帯沿岸監視用レーダー(移動型)	11者	9者	9者	11者	88局	93局	93局	-
9GHz帯気象レーダー	6者	6者	7者	17者	46局	46局	49局	-
9GHz帯気象レーダー(可搬型)	1者	1者	1者	1者	1局	1局	1局	-
映像STL/TTL/TSL(Eバンド)	29者	29者	29者	33者	53局	53局	53局	-
映像STL/TTL/TSL(Fバンド)	24者	24者	24者	29者	74局	72局	72局	-
映像STL/TTL/TSL(Gバンド)	75者	75者	75者	84者	173局	170局	166局	-
映像FPU(Eバンド)	129者	129者	129者	138者	2,095局	2,052局	2,092局	-
15GHz帯電気通信業務テレビ伝送用	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局	-
映像FPU(Fバンド)	80者	80者	79者	83者	1,350局	1,362局	1,355局	-
映像FPU(Gバンド)	1者	1者	1者	1者	5局	5局	3局	-
15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外])	39者	39者	40者	40者	47局	48局	50局	-
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外])	43者	42者	43者	43者	58局	56局	57局	-

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-4-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より抜粋）

②無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、重点調査対象である 15GHz 帯電気通信業務用及び無線局数が 0 局であった 1 システムを除いた調査票調査対象 12 システムについて、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」に関しては、システムごとに次のとおりであった。

・X 帯沿岸監視用レーダー（免許人数 50 者：有効回答数 62 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 64.5%（40 者）、「271 日～364 日」が 9.7%（6 者）、「1 日～30 日」が 8.1%（5 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、全時間帯を通して 8 割程度の免許人が電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 95.2%（59 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 3.2%（2 者）、「増加見込み」が 1.6%（1 者）との回答であった。

・X 帯沿岸監視用レーダー(移動型)（免許人数 9 者：有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 54.5%（6 者）、「0 日」が 27.3%（3 者）、「31 日～90 日」及び「91 日～180 日」がそれぞれ 9.1%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 72.7%（8 者）、「増加見込み」が 18.2%（2 者）、「減少見込み」が 9.1%（1 者）との回答であった。

・9GHz 帯気象レーダー（免許人数 7 者：有効回答数 17 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 70.6%（12 者）、「271 日～364 日」が 23.5%（4 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、全時間帯を通して 9 割以上の免許人が電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・9GHz 帯気象レーダー（可搬型）（免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」、電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL（E バンド）（免許人数 29 者：有効回答数 33 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 97.0%（32 者）、「31 日～90 日」が 3.0%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、全時間帯を通して 9 割以上の免許人が電波を発射している。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・映像 FPU（E バンド）（免許人数 129 者：有効回答数 138 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 39.9%（55 者）、「31 日～90 日」が 23.9%（33 者）、「365 日」が 17.4%（24 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 94.9%（131 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 2.9%（4 者）、「増加見込み」が 2.2%（3 者）との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL（F バンド）（免許人数 24 者：有効回答数 29 者）については、年間の発射日数は、「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・映像 FPU（F バンド）（免許人数 79 者：有効回答数 83 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 33.7%（28 者）、「31 日～90 日」及び「365 日」がそれぞれ 22.9%（19 者）、「91 日～180 日」が 8.4%（7 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 96.4%（80 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 2.4%（2 者）、「増加見込み」が 1.2%（1 者）との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL（G バンド）（免許人数 75 者：有効回答数 84 者）については、年間の発射日数は「365 日」が 98.8%（83 者）、「1～30 日」が 1.2%（1 者）であった。電波の発射時間帯は、おおむね 24 時間電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・映像 FPU（G バンド）（免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は、「0 日」、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。なお、発射実績がないのは「使用機会（訓練等）が無いため」と回答しており、「イベント時に利用する」との回答であった。

	有効回答数	0日	1日～30日	31日～90日	91日～180日	181日～270日	271日～364日	365日
X帯沿岸監視用レーダー	62	3.2%	8.1%	6.5%	4.8%	3.2%	9.7%	64.5%
X帯沿岸監視用レーダー（移動型）	11	27.3%	54.5%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%
9GHz帯気象レーダー	17	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	23.5%	70.6%
9GHz帯気象レーダー（可搬型）	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
映像STL/TTL/TSL（Eバンド）	33	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.0%
映像FPU（Eバンド）	138	0.7%	39.9%	23.9%	10.9%	2.9%	4.3%	17.4%
映像STL/TTL/TSL（Fバンド）	29	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
映像FPU（Fバンド）	83	7.2%	33.7%	22.9%	8.4%	2.4%	2.4%	22.9%
映像STL/TTL/TSL（Gバンド）	84	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	98.8%
映像FPU（Gバンド）	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送（公共用［国以外］）	40	5.0%	52.5%	17.5%	5.0%	5.0%	7.5%	7.5%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送（公共用［国以外］）	43	2.3%	58.1%	14.0%	7.0%	7.0%	4.7%	7.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第１章第４節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和６年４月１日から令和７年３月31日までにおいて、管理する全ての無線局のうち１局でも発射状態（1日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、１日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-4-10 年間の発射日数より一部抜粋）

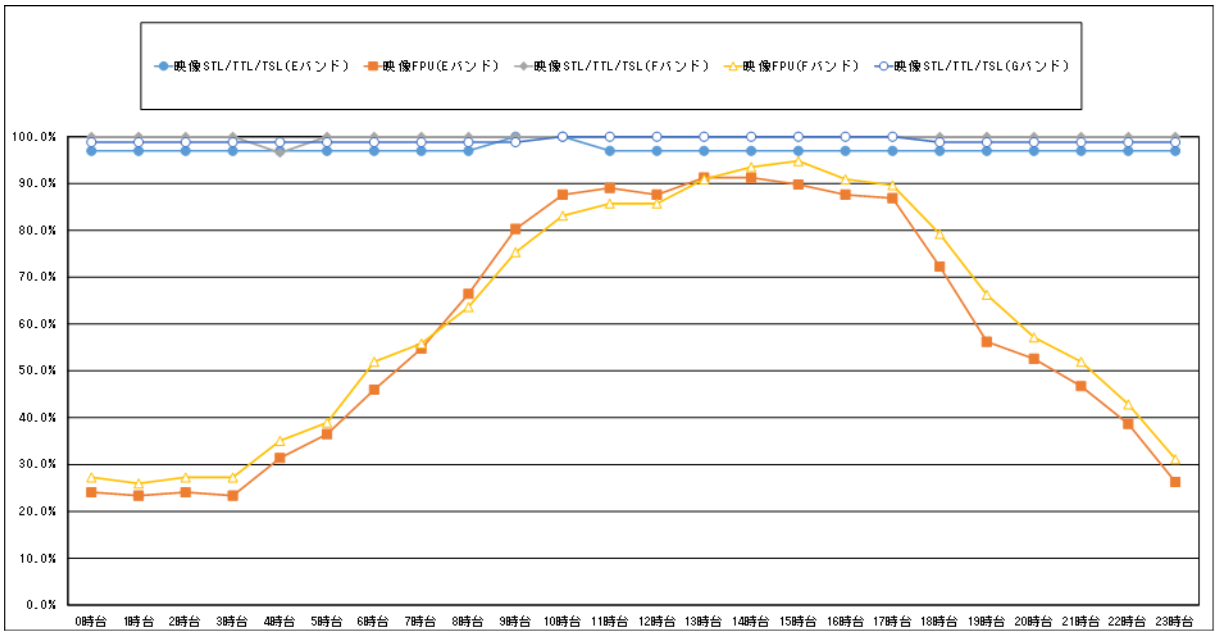

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第１章第４節を参照のこと。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-4-11 電波の発射時間帯（グループ１）より一部抜粋）

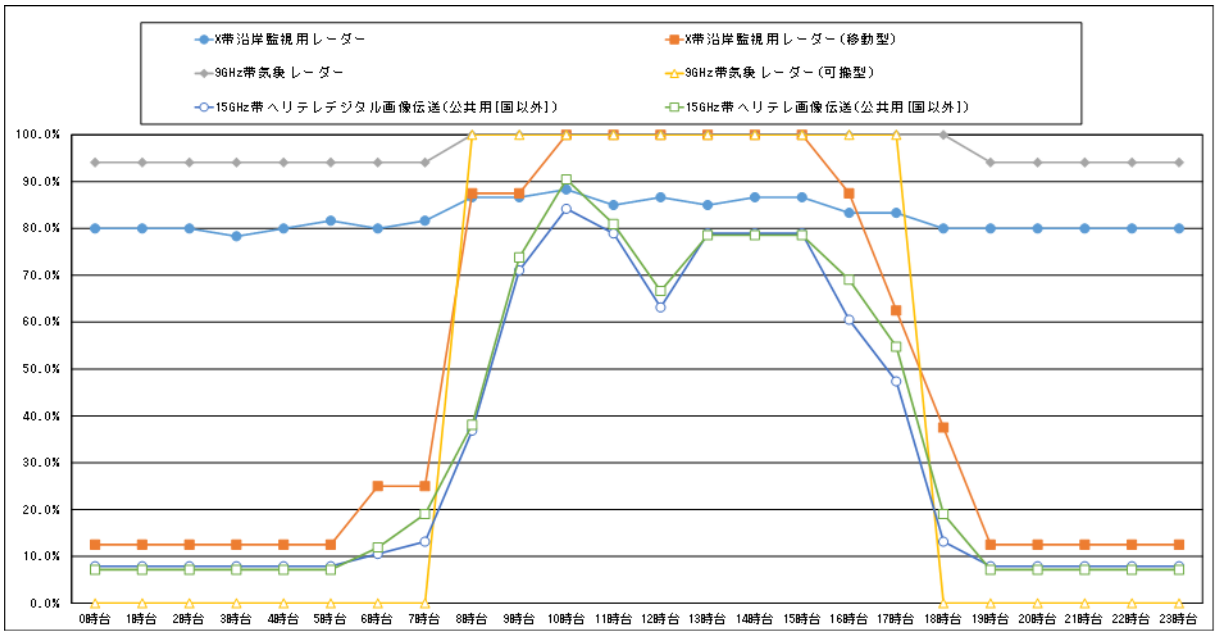

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-4-12 電波の発射時間帯（グループ 2）より一部抜粋）

	有効回答数	通信量は増加見込み	通信量は減少見込み	通信量の増減の見込みなし
X帯沿岸監視用レーダー	62	1.6%	3.2%	95.2%
X帯沿岸監視用レーダー(移動型)	11	18.2%	9.1%	72.7%
9GHz帯気象レーダー	17	0.0%	0.0%	100.0%
9GHz帯気象レーダー(可搬型)	1	0.0%	0.0%	100.0%
映像STL/TTL/TSL(Eバンド)	33	0.0%	0.0%	100.0%
映像FPU(Eバンド)	138	2.2%	2.9%	94.9%
映像STL/TTL/TSL(Fバンド)	29	0.0%	0.0%	100.0%
映像FPU(Fバンド)	83	1.2%	2.4%	96.4%
映像STL/TTL/TSL(Gバンド)	84	0.0%	0.0%	100.0%
映像FPU(Gバンド)	1	0.0%	0.0%	100.0%
15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外])	40	12.5%	5.0%	82.5%
15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外])	43	9.3%	4.7%	86.0%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和 7 年 4 月 1 日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、1 無線局あたりの通信量のこととしている。

（調査結果 図表-全-3-4-38 今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より抜粋）

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められる主な取組は、以下の「デジタル化に向けた対応」に係る 1 取組である。

・公共業務用無線局のうちアナログ方式を用いるシステム［15GHz 帯］

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「15GHz 帯ヘリテレ画像伝送は、デジタル化又はヘリサットでの代替が進展している。これらの進捗について調査を行う。」とされている。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
15GHz 帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外])	42 者	43 者	＋1 者	56 局	57 局	＋1 局

（調査結果 図表-全-3-4-6 及び図表-全-3-4-7 を基に作成）

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無の調査においても、「無線局数の増減の予定なし」が 93.0%（40 者）となっている。増加予定の 1 者について、その理由は「使用エリアやサービスの拡大予定のため」、減少・廃止予定の計 2 者について、その理由は「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」等であった。また、15GHz 帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外])において無線局数が「増加予定」と回答した 2 者のうち、1 者の増加理由は「他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため」であり、その移行元はアナログ方式の 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送であった。

以上より、15GHz 帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外])においては、一部、デジタル化等の計画はあるものの、おおむね引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続する予定であることが確認された。

システム名	無線局数は増加予定	無線局数は減少予定	無線局数の増減の予定なし	全ての無線局を廃止予定
15GHz 帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外])	2.3%(1 者)	2.3%(1 者)	93.0%(40 者)	2.3%(1 者)

（調査結果 図表-全-3-4-31 を基に作成）

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されていることが確認できた。

①9.7GHz 帯気象レーダーの高機能化（フェーズドアレイ気象レーダーの導入）

9.7GHz 帯気象レーダーの高機能化に係る制度整備に向けた取組については、令和 5 年度の評価結果において「引き続き早期の制度化を推進すること。」と記載したところ、令和 6 年 6 月に制度整備が行われている。

②X 帯沿岸監視用レーダーの高度化

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

令和 6 年 4 月から情報通信審議会において、X 帯沿岸監視用レーダーの高度化に係る技術的条件の検討が行われており、当該検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、また、令和 7 年 3 月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

沿岸監視用レーダーの需要の増加に対応するため、周波数帯域の拡張の検討や複数帯域対応型を含む高度化等を実施し、令和 6 年度中に技術基準を策定する。

③BS 放送右旋の帯域の効率的な利用に向けた映像符号化方式の高度化

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

BS 放送については、ひっ迫している右旋の帯域の効率的な利用に向けた映像符号化方式の高度化に向けた検討が進められおり、令和 6 年夏頃予定の取りまとめ結果を踏まえ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、また、令和 7 年 3 月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

衛星放送において、2K 放送の映像符号化方式を高度化し、4K 放送と同一トランスポンダに搭載することを可能とするため、技術試験の結果を踏まえ、令和 5 年度からデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会衛星放送 WG において検討を開始しており、令和 6 年 12 月を目途に検討結果を取りまとめ、令和 6 年度内に制度整備を行う。

④WRC-27 において、IMT 特定に向けた検討が実施される予定である周波数帯（14.8～15.35GHz）

当該周波数帯における対応状況は「Ⅱ　重点調査対象システムの調査結果に対する評価」のとおり、対応が進められていることが確認された。

エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

本周波数区分において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局は存在しない。

オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向

Ku／Ka バンドにおいては、低軌道衛星コンステレーションを用いたブロードバンド衛星通信サービス、また、携帯電話基地局のバックホール回線や船舶・航空機等での利用を含めた NTN 分野の周波数需要が存在している。

また、14.8GHz 超 15.35GHz 以下の周波数については、WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯である。

（２）評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[33]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

本周波数区分における調査票調査対象システムにおける社会的貢献性について調査した結果、免許人は「非常時等における国民の生命及び財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」等と回答している。

これらシステムは、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護、国民生活の利便の向上等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、一部の例外はあるものの、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[33] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

（３）評価

本周波数区分は、主に、無線標定業務、固定業務、放送衛星業務、固定衛星業務、移動衛星業務、アマチュア業務等に分配され、公共業務用及び一般業務用の各種レーダー、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、電気通信業務用の衛星通信システム、BS・CS 放送、アマチュア無線等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話を除く。）は、約 4.4 万者、約 10.4 万局となっている。

免許人数は、全体として増加傾向（前回調査から 425 者増加）にあり、その内訳として、10.125GHz 帯及び 10.475GHz 帯アマチュア無線等の免許人が増加している一方で、探索救助用レーダートランスポンダ（SART）等の免許人が減少している。

無線局数は、全体として増加傾向（前回調査から 17,630 局増加）にあり、その内訳として、衛星アップリンク（移動衛星を除く）（Ku バンド）（13.75GHz 超 14.5GHz 以下）及び移動衛星サービスリンクのアップリンク（Ku バンド）が大きく増加している。

本周波数区分は、免許人数及び無線局数は増加傾向にあり、X 帯レーダーや固定通信システム、Ku 帯衛星アップリンク回線（地上から非静止衛星コンステレーション等）、衛星放送に多く利用されている。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、X 帯における気象レーダーや沿岸監視レーダー、また、BS 放送の映像符号化方式に関し高度化に係る制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・3.4～8.5GHz 帯の評価にも示したとおり、放送事業用無線局（STL/TTL/TSL）（E バンド（10GHz 帯）、F バンド（10.5GHz 帯）及び G バンド（13GHz 帯））については、情報通信審議会において高度化のための技術的条件が検討中であり、伝送容量を拡大する高次の多値変調や、伝搬環境に応じて変調方式を切り替える適応変調、偏波 MIMO などの導入は、放送の安定的な提供と周波数資源の効率的な利用に資する技術であり、引き続き、制度化に向けた対応を推進していくこと。

・今回の調査の結果、Ku 帯を利用する衛星／移動衛星システム（アップリンク）の無線局数が大きく増加している。衛星通信システム、特に車載、船舶及び航空機向けの移動体衛星通信システムについては、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）に記載のとおり、さらなる利用向上に資するため、より柔軟な運用が可能となるよう見直し等の検討を引き続き推進していくこと。

・WRC-27 における IMT 特定の検討帯域となっている 15GHz 帯については、15GHz 帯電気通信業務に係る重点調査の評価に示した取組を実施していくこと。

5　15.35GHz 超 36GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、固定衛星業務、移動衛星業務、固定業務、無線標定業務、移動業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、電気通信業務用の衛星通信システム、電気通信業務用及び公共業務用の固定局、固定無線アクセスシステム(FWA[34])、公共業務用の各種レーダー、携帯電話、ローカル 5G 等で使用されている。

前回の令和 5 年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。

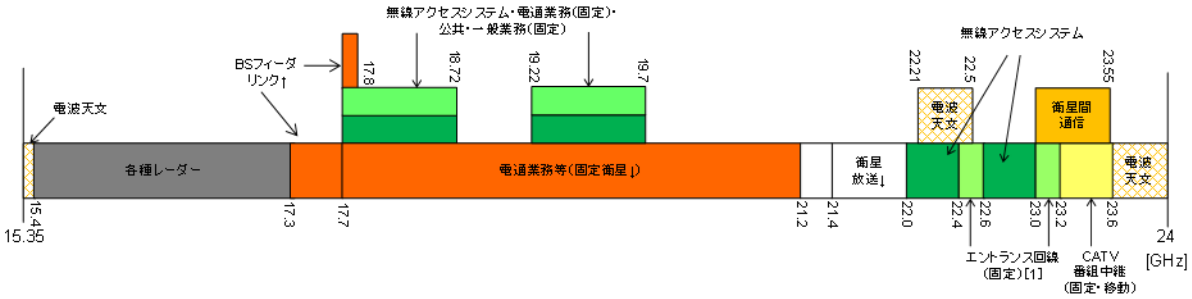

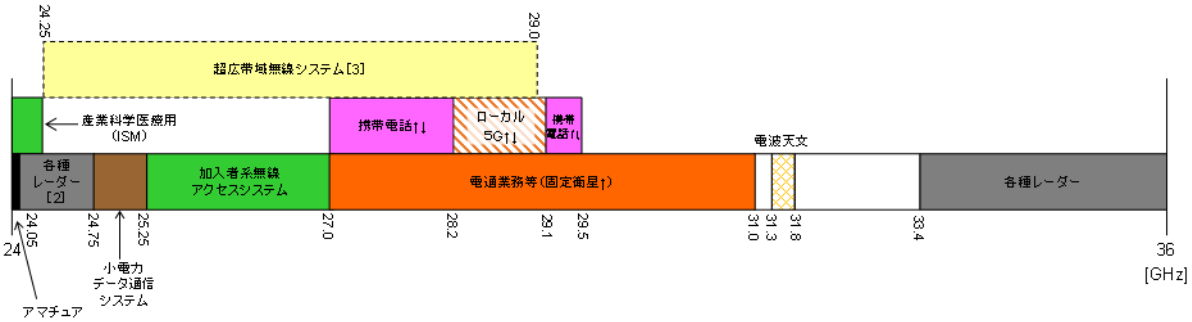

番号	周波数帯(GHz)	主 な 用 途 等
[1]	22.4－22.6, 23.0－23.2	携帯電話等の交換局と基地局との間の中継回線
[2]	24.05－24.25	速度測定等のレーダー
[3]	24.25－29	自動車等の衝突防止システム用レーダー

（調査結果 図表-全-3-5-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋）

[34] FWA: Fixed Wireless Access

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するものが 27 システム、無線局免許等を要しないものが 3 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（27 システム）＞

	免許人数	無線局数	無線局数の割合
17GHz帯BSフィーダリンク	10者	31局	0.19%
衛星ダウンリンク(Kaバンド)(17.3GHz超20.2GHz以下)	2者	7局	0.04%
衛星ダウンリンク(Kaバンド)(20.2GHz超21.2GHz以下)	0者	0局	-
18GHz帯公共用小容量固定	276者	1,353局	8.18%
18GHz帯FWA	45者	607局	3.67%
18GHz帯電気通信業務(エントランス)	4者	2,973局	17.96%
実験試験局(15.35GHz超21.2GHz以下)	15者	45局	0.27%
その他(15.35GHz超21.2GHz以下)	0者	0局 *6	-
有線テレビジョン放送事業用(移動)	4者	21局	0.13%
22GHz帯FWA	1者	34局	0.21%
22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	1者	26局	0.16%
有線テレビジョン放送事業用(固定)	6者	11局	0.07%
実験試験局(21.2GHz超23.6GHz以下)	3者	8局	0.05%
その他(21.2GHz超23.6GHz以下)	0者	0局 *6	-
24GHz帯アマチュア無線	695者	744局	4.50%
速度測定用等レーダー	144者	226局	1.37%
空港面探知レーダー	1者	10局	0.06%
26GHz帯FWA	7者	5,454局 *6	32.96%
衛星アップリンク(ESIMを除く)(Kaバンド)(27.0GHz超31.0GHz以下)	4者	55局 *6	0.33%
ローカル５Ｇ(28.2GHz超29.1GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	21者	44局	0.27%
ローカル５Ｇ(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動局)	22者	3,886局 *6	23.48%
ローカル５Ｇ(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動中継局)	0者	0局	-
ローカル５Ｇ(28.2GHz超29.1GHz以下)(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)	0者	0局 *6	-
ESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5GHz超30.0GHz以下)	6者	380局 *6	2.30%
踏切障害物検知レーダー	0者	0局	-
実験試験局(23.6GHz超36GHz以下)	34者	630局	3.81%
その他(23.6GHz超36GHz以下)	2者	4局 *6	0.02%
合計	1,303者	16,549局	100.0%

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。集計方法に関する詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の免許人数・無線局数は含まない。調査対象に関する詳細は、第 1 章第 2 節を参照のこと。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*5 〔-〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。
*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-5-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（3 システム）＞

	無線局数*1
特定小電力無線局の機器（移動体検知センサー用）（24.05GHz を超え 24.25GHz 以下）	107,143局
準ミリ波帯小電力データ通信システム（24.77GHz 以上 25.23GHz 以下）	245局
超広帯域無線システム（24.25GHz 以上 29GHz 未満）	0局
合計	107,388局

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

（調査結果 図表-全-3-5-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより）

（１）各評価事項に照らした分析

ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[35]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

①免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 1.3 千者、無線局数は約 1.7 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は減少、無線局数は増加している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回の調査にかけても、免許人数は減少、無線局数は増加しており、免許人数は減少傾向、無線局数は増加傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

	免許人数（前年度比）		無線局数（前年度比）	
令和 7 年度	1,303 者	▲71 者	16,549 局	＋2,992 局
令和 5 年度	1,374 者	▲74 者	13,557 局	＋587 局
令和 3 年度	1,448 者	－	12,970 局	－

なお、本周波数区分においては、携帯無線通信（携帯電話）に係る 28GHz 帯が含まれる。

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
24GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	739 者	695 者	▲44 者
18GHz 帯公共用小容量固定	284 者	276 者	▲8 者
速度測定用等ﾚｰﾀﾞｰ	128 者	144 者	＋16 者
18GHz 帯 FWA	53 者	45 者	▲8 者
実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下)	35 者	34 者	▲1 者
ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局)	34 者	22 者	▲12 者
（参考）その他	101 者	87 者	▲14 者

（調査結果 図表-全-3-5-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
24GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	739 者	695 者	▲44 者
速度測定用等ﾚｰﾀﾞｰ	128 者	144 者	＋16 者
ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(基地局(屋内小型基地局・ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局を除く))	34 者	21 者	▲13 者
ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局)	34 者	22 者	▲12 者
18GHz 帯公共用小容量固定	284 者	276 者	▲8 者
18GHz 帯 FWA	53 者	45 者	▲8 者

（調査結果 図表-全-3-5-7 を基に作成）

[35] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

本周波数区分における免許人数は、24GHz 帯アマチュア無線が 53.3%（695 者）、18GHz 帯公共用小容量固定が 21.2%（276 者）、速度測定用等レーダーが 11.1%（144 者）であり、これら 3 システムで 85%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 71 者減少した主な内訳として、速度測定用等レーダーが 16 者増加した一方で、24GHz 帯アマチュア無線が 44 者減少、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））が 13 者減少、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）が 12 者減少している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
26GHz 帯 FWA	5,577 局	5,454 局	▲123 局
ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局)	806 局	3,886 局	＋3,080 局
18GHz 帯電気通信業務(ｴﾝﾄﾗﾝｽ)	3,013 局	2,973 局	▲40 局
18GHz 帯公共用小容量固定	1,378 局	1,353 局	▲25 局
24GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	792 局	744 局	▲48 局
実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下)	534 局	630 局	＋96 局
(参考)その他	1,457 局	1,509 局	＋52 局

（調査結果 図表-全-3-5-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局)	806 局	3,886 局	＋3,080 局
26GHz 帯 FWA	5,577 局	5,454 局	▲123 局
ESIM ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Ka ﾊﾞﾝﾄﾞ)(29.5GHz 超 30.0GHz 以下)	280 局	380 局	＋100 局
実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下)	534 局	630 局	＋96 局
24GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	792 局	744 局	▲48 局
18GHz 帯電気通信業務(ｴﾝﾄﾗﾝｽ)	3,013 局	2,973 局	▲40 局

（調査結果 図表-全-3-5-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、26GHz 帯 FWA が 33.0%（5,454 局）、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）が 23.5%（3,886 局）、18GHz 帯電気通信業務(エントランス)が 17.8%（2,973 局）であり、これら 3 システムで約 75%を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 2,992 局増加した主な内訳として、26GHz 帯 FWA が 123 局、24GHz 帯アマチュア無線が 48 局減少した一方で、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）が 3,080 局増加している。その理由について総務省に確認したところ、「ローカル 5G は令和元年にミリ波帯で制度化され、翌年に周波数が拡大（Sub6 帯の割当て、ミリ波帯の拡大）された。ローカル 5G の端末が大きく伸びているのは、元々の局数が少なかったところ、一部の電気通信事業者が通信サービス用に大量に陸上移動局を開設したため」という回答があった。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（14 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

	免許人数 *1			免許人数 *2（有効回答数）	無線局数			無線局数 *3（有効回答数）
	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度
18GHz帯FWA	60者	53者	45者	57者	1,378局	643局	607局	-
衛星ダウンリンク(Kaバンド)(17.3GHz超20.2GHz以下)	2者	2者	2者	2者	14局	7局	7局	-
有線テレビジョン放送事業用(移動)	4者	4者	4者	11者	21局	21局	21局	-
22GHz帯FWA	1者	1者	1者	6者	54局	53局	34局	-
17GHz帯BSフィーダリンク	10者	10者	10者	12者	30局	31局	31局	-
18GHz帯公共用小容量固定	288者	284者	276者	291者	1,360局	1,378局	1,353局	-
18GHz帯電気通信業務(エントランス)	4者	4者	4者	32者	3,238局	3,013局	2,973局	-
22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	2者	1者	1者	3者	36局	26局	26局	-
有線テレビジョン放送事業用(固定)	11者	7者	6者	7者	19局	12局	11局	-
空港面探知レーダー	1者	1者	1者	5者	9局	9局	10局	-
26GHz帯FWA	7者	7者	7者	39者	5,624局	5,577局	5,454局	-
衛星アップリンク(ESIMを除く)(Kaバンド)(27.0GHz超31.0GHz以下)	3者	4者	4者	12者	50局	50局	55局	-
ローカル５Ｇ(28.2GHz超29.1GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	29者	34者	21者	21者	59局	73局	44局	-
ESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5GHz超30.0GHz以下)	6者	7者	6者	6者	172局	280局	380局	-

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。

*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。

*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-5-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

②無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 14 システムについて、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」に関しては、システムごとに次のとおりであった。

17GHz 帯 BS フィーダリンク（免許人数 10 者：有効回答数 12 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 83.3%（10 者）、「1 日～30 日」が 16.7%（2 者）との回答であり、電波の発射時間帯は、いずれの時間帯においても 8 割以上の免許人が発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

衛星ダウンリンク（Ka バンド）（17.3GHz 超 20.2GHz 以下）（免許人数 2 者：有効回答数 2 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しており、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」及び「増減の見込みなし」がいずれも 50.0%（1 者）との回答であった。

18GHz 帯公共用小容量固定（免許人数 276 者：有効回答数 291 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 86.6%（252 者）、「1 日～30 日」が 6.9%（20 者）、「181 日～270 日」が 2.4%等であった。電波の発射時間帯は、いずれの時間帯においても 5 割以上の免許人が発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 83.2%（242 者）と支配的である一方で、「増加見込み」が 9.3%（27 者）、「減少見込み」が 7.6%（22 者）との回答であった。

18GHz 帯 FWA（免許人数 45 者：有効回答数 57 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 87.7%（50 者）、「0 日」が 7.0%（4 者）、「1 日～30 日」が 3.5%（2 者）等であった。電波の発射時間帯は、いずれの時間帯においても 8 割以上の免許人が発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減見込みなし」が 89.5%（51 者）

と支配的である一方で、「減少見込み」が 7.0%（4 者）、「増加見込み」が 3.5%（2 者）との回答であった。

18GHz 帯電気通信業務用（エントランス）（免許人数4者：有効回答数32者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 81.3%（26 者）と支配的である一方で、「増減の見込みなし」が 18.8%（6 者）との回答であった。

有線テレビジョン放送事業用（移動）（免許人数 4 者：有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 72.7%（8 者）、「0 日」が 27.3%（3 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

22GHz 帯 FWA（免許人数 1 者：有効回答数 6 者）については、年間の発射日数は「0 日」であり、電波の発射実績がない今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。なお、発射実績がない理由については「災害時等に利用するため」との回答であった。

22GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）（免許人数 1 者：有効回答数 3 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しており、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「減少見込み」が 66.7%（2 者）、「増加見込み」が 33.3%（1 者）との回答であった。

有線テレビジョン放送事業用（固定）（免許人数 6 者：有効回答数 7 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減見込みなし」が 85.7%（6 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 14.3%（1 者）との回答であった。

空港面探知レーダー（免許人数 1 者：有効回答数 5 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 80.0%（4 者）、「31 日～90 日」が 20.0%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しており、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

26GHz 帯 FWA（免許人数 7 者：有効回答数 39 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 97.4%（38 者）、「0 日」が 2.6%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 79.5%（31 者）と支配的である一方、「増減の見込みなし」が 12.8%（5 者）、「減少見込み」が 7.7%（3 者）との回答であった。

衛星アップリンク（ESIM を除く）（Ka バンド）（27.0GHz 超 31.0GHz 以下）（免許人数 4 者：有効回答数 12 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 50.0%（6 者）、「1 日～30 日」が 41.7%（5 者）、「31 日～90 日」が 8.3%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射しており、それ以外の時間帯もおおむね 5 割前後の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 66.7%（8 者）、「増加予定」が 33.3%（4 者）との回答であった。

ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））（免許人数 21 者：有効回答数 21 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 52.4%（11 者）、「271 日～364 日」が 23.8%（5 者）、「31 日～90 日」及び「181 日～270 日」がいずれも 9.5%（2 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射しており、それ以外の時間帯も 7 割以上の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 42.9%（9 者）、「増加見込み」及び「減少見込み」がいずれも 28.6%（6 者）との回答であった。

ESIM[36]アップリンク（Ka バンド）（29.5GHz 超 30.0GHz 以下）（免許人数 6 者：有効回答数 6 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 83.3%（5 者）、「0 日」が 16.7%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 50.0%（3 者）、「増減の見込みなし」が 33.3%（2 者）、「減少見込み」が 16.7%（1 者）との回答であった。

	有効回答数	0日	1日～30日	31日～90日	91日～180日	181日～270日	271日～364日	365日
17GHz帯BSフィーダリンク	12	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%
衛星ダウンリンク（Kaバンド）（17.3GHz超20.2GHz以下）	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
18GHz帯公共用小容量固定	291	1.7%	6.9%	1.7%	0.0%	2.4%	0.7%	86.6%
18GHz帯FWA	57	7.0%	3.5%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	87.7%
18GHz帯電気通信業務（エントランス）	32	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
有線テレビジョン放送事業用（移動）	11	27.3%	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22GHz帯FWA	6	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
22GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）	3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
有線テレビジョン放送事業用（固定）	7	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
空港面探知レーダー	5	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%
26GHz帯FWA	39	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.4%
衛星アップリンク（ESIMを除く）（Kaバンド）（27.0GHz超31.0GHz以下）	12	0.0%	41.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
ローカル５Ｇ（28.2GHz超29.1GHz以下）（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））	21	4.8%	0.0%	9.5%	0.0%	9.5%	23.8%	52.4%
ESIMアップリンク（Kaバンド）（29.5GHz超30.0GHz以下）	6	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までにおいて、管理する全ての無線局のうち 1 局でも発射状態（1 日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1 日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-5-10 年間の発射日数より一部抜粋）

[36] ESIM: Earth stations in motion（船舶や航空機等の移動体向けブロードバンド衛星通信システム）

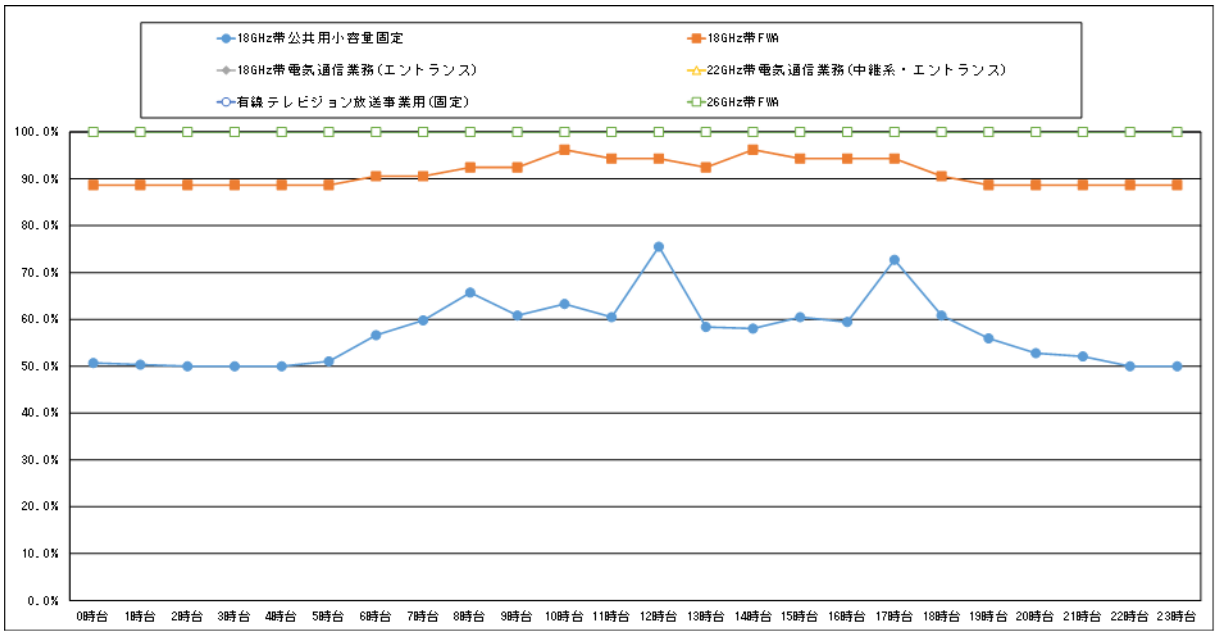

（調査結果 図表-全-3-5-11 電波の発射時間帯（グループ 1）より一部抜粋）

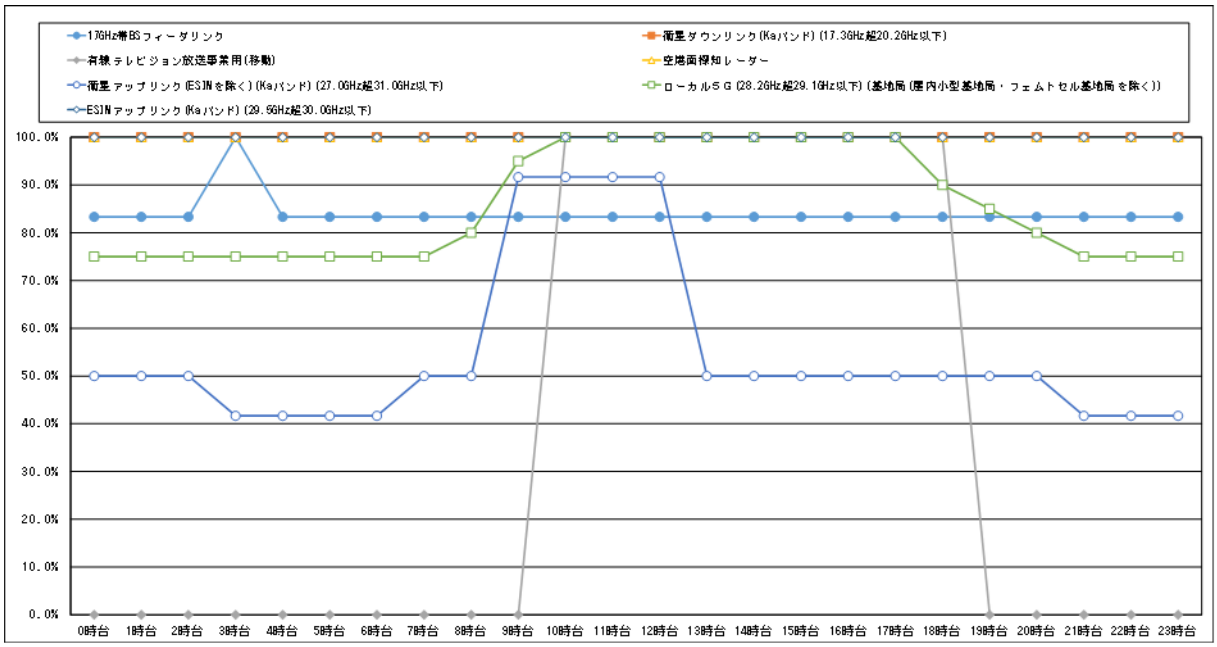

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第 1 章第 4 節を参照のこと。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-5-12 電波の発射時間帯（グループ 2）より一部抜粋）

	有効回答数	通信量は増加見込み	通信量は減少見込み	通信量の増減の見込みなし
17GHz帯BSフィーダリンク	12	0.0%	0.0%	100.0%
衛星ダウンリンク(Kaバンド)(17.3GHz超20.2GHz以下)	2	50.0%	0.0%	50.0%
18GHz帯公共用小容量固定	291	9.3%	7.6%	83.2%
18GHz帯FWA	57	3.5%	7.0%	89.5%
18GHz帯電気通信業務(エントランス)	32	81.3%	0.0%	18.8%
有線テレビジョン放送事業用(移動)	11	0.0%	0.0%	100.0%
22GHz帯FWA	6	0.0%	0.0%	100.0%
22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	3	33.3%	66.7%	0.0%
有線テレビジョン放送事業用(固定)	7	0.0%	14.3%	85.7%
空港面探知レーダー	5	0.0%	0.0%	100.0%
26GHz帯FWA	39	79.5%	7.7%	12.8%
衛星アップリンク(ESIMを除く)(Kaバンド)(27.0GHz超31.0GHz以下)	12	33.3%	0.0%	66.7%
ローカル５Ｇ(28.2GHz超29.1GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	21	28.6%	28.6%	42.9%
ESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5GHz超30.0GHz以下)	6	50.0%	16.7%	33.3%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。詳細は、第１章第４節を参照のこと。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和７年４月１日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、１無線局あたりの通信量のこととしている。
（調査結果 図表-全-3-5-47 今後３年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より一部抜粋）

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

本周波数区分においては、周波数再編アクションプラン（令和７年度版）において求められている取組は、以下の「周波数移行」及び「周波数共用」に係る３つの取組である。

①26GHz 帯移動通信システムの導入に伴う周波数共用及び移行

周波数再編アクションプラン（令和７年度版）において、「26GHz 帯については、令和７年５月に実施した利用意向調査の結果を踏まえ、令和７年度内を目途に 5G に係る技術基準及び価額競争の実施に向けた指針を整備する。その後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により 5G に割り当てることを目指す。」とされている。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和７年度	増減数	令和５年度	令和７年度	増減数
26GHz 帯 FWA	７者	７者	±0 者	5,577 局	5,454 局	▲123 局

（調査結果 図表-全-3-5-6 及び図表-全-3-5-7 を基に作成）

26GHz 帯については、令和 7 年 5 月、情報通信審議会情報通信技術分科会において 5G と他システムとの共用条件を含む技術的条件に係る一部答申があり、これを踏まえて 5G に係る技術基準が整備され、既存無線システムと共用可能性が高い周波数に関しては令和 8 年 3 月に価額競争での 5G への割当てを実施するための指針を整備の上、当該指針に基づき価額競争の参加申請の受付がなされている。

加えて、同プランにおいて、「更なる 5G 利用の需要動向等を踏まえつつ、26GHz 帯の既存無線システムに割当済みの周波数については、5 年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として 5G に割り当てることを目指す。今後は既存免許人等と調整を図りつつ、周波数の使用期限等を定めるものとする。」とされている。

26GHz 帯の既存無線システムである 26GHz 帯 FWA において、今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無の調査においても、「無線局数の増減の予定なし」が 59.0%（23 者）、「無線局数は減少予定」が 41.0%（16 者）となっており、今後、無線局数は減少傾向であり、そのうち「無線局数は減少予定」と回答した者（16 者）において、「有線（光ファイバー等）へ代替予定のため」が 87.5%（14 者）、「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」が 25.0%（4 者）等と回答しており、主に有線（光ファイバー等）へ代替が進む傾向があることが確認された。

＜今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無＞

システム名	無線局数は増加予定	無線局数は減少予定	無線局数の増減の予定なし	全ての無線局を廃止予定
26GHz 帯 FWA	0.0%(0 者)	41.0%(16 者)	59.0%(23 者)	0.0%(0 者)

（調査結果 図表-全-3-5-38 を基に作成）

＜無線局数減少・廃止理由（無線局数は減少予定（16 者）を対象、複数回答可）＞

システム名	他の電波利用システムへ移行・代替予定のため	有線(光ファイバー等)へ代替予定のため	使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため	その他
26GHz 帯 FWA	25.0%(4 者)	87.5%(14 者)	18.8%(3 者)	0.0%(0 者)

（調査結果 図表-全-3-5-41 を基に作成）

そのほか、隣接周波数帯を使用するシステムの増減は以下のとおりである。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(ESIM を除く)(Ka ﾊﾞﾝﾄﾞ)(27.0GHz 超 31.0GHz 以下)	4 者	4 者	±0 者	50 局	55 局	＋5 局
ESIM ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Ka ﾊﾞﾝﾄﾞ)(29.5GHz 超 30.0GHz 以下)	7 者	6 者	▲1 者	280 局	380 局	＋100 局

（調査結果 図表-全-3-5-6 及び図表-全-3-5-7 を基に作成）

②22GHz 帯無線アクセスシステム（FWA）の高度化（26GHz 帯 FWA の移行先として想定）

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「26GHz 帯及び 40GHz 帯の 5G への割当てに向け、当該周波数帯における既存の無線システムの移行先候補である、22GHz 帯無線アクセスシステム（FWA）の高度化に係る技術試験を踏まえ、同試験の検討状況を適宜反映しながら、令和 7 年冬頃を目途に技術的条件を取りまとめ、令和 8 年春頃を目途に制度整備を実施する。」とされている。

システム名	免許人数			無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
22GHz 帯 FWA	1 者	1 者	±0 者	53 局	34 局	▲19 局
22GHz 帯電気通信業務（中継系･ｴﾝﾄﾗﾝｽ）	1 者	1 者	±0 者	26 局	26 局	±0 局

（調査結果 図表-全-3-5-6 及び図表-全-3-5-7 を基に作成）

当該システムの高度化に関する技術的条件（他システムとの共用条件を含む。）については、令和 7 年 12 月に情報通信審議会において一部答申を受け、令和 8 年 3 月に制度整備が完了している。

今回の調査結果では、22GHz 帯 FWA の無線局数は前回調査から減少、また、今後の無線局数の増減は「予定なし」、22GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）については「減少予定」となっているものの、今後、26GHz 帯の 5G 割当ての拡大に向け、上述の 26GHz 帯 FWA の調査結果において、他システムへの移行・代替を予定している回答があることからも、26GHz 帯の FWA が高度化された 22GHz 帯 FWA 等へ移行し、無線局数が増加することも想定される。

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無

システム名	無線局数は増加予定	無線局数は減少予定	無線局数の増減の予定なし	全ての無線局を廃止予定
22GHz 帯 FWA	0.0%(0 者)	0.0%(0 者)	100.0%(6 者)	0.0%(0 者)
22GHz 帯電気通信業務（中継系･ｴﾝﾄﾗﾝｽ）	0.0%(0 者)	100.0%(3 者)	0.0%(0 者)	0.0%(0 者)

（調査結果 図表-全-3-5-38 を基に作成）

③Ka 帯非静止衛星通信システムの導入

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「高度約 600km の軌道を利用する Ka 帯の非静止衛星通信システムの導入に向け、既存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、令和 7 年度内を目途に制度整備を行う。」とされている。

当該システムに関する技術的条件（他システムとの共用条件を含む。）については、令和 7 年 12 月に情報通信審議会において一部答申を受け、令和 8 年 3 月に制度整備が完了している。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されている状況であることが確認できた。

①22GHz 帯無線アクセスシステム（FWA）の高度化（26GHz 帯 FWA の移行先として想定）

令和 5 年度の評価結果において、以下のとおり評価した。

22GHz 帯（22.0～23.6GHz）においては、26GHz 帯 FWA に係る重点調査の評価「22GHz 帯 FWA の高度化の検討結果を踏まえ、26GHz 帯 FWA の既存免許人の意向も考慮しつつ、26GHz 帯 FWA の全体を 22GHz 帯へ移行する可能性も含めて検討を実施していくこと。

この評価を受けて、上記イ②のとおり評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

②26GHz 帯（25.25～27.0GHz）

令和 5 年度の評価結果において、26GHz 帯は重点調査の評価結果として、以下の（ア）から（エ）までの取組を求めたところである。

（ア）　26GHz 帯 FWA の無線局は、24 時間 365 日常時電波を発射する無線局が運用されていることから、5G との共用を行う場合は、26GHz 帯 FWA と 5G 相互に干渉が生じないよう、適切な離隔距離を確保することが必要である。このため、5G の利用可能エリアがどの程度のエリアとなるのか検討を実施していくこと。その際、実測値とシミュレーション値に差異があることに留意しつつ検討を実施すべきである。

（イ）　26GHz 帯 FWA の無線局は、電波を常時発射しない無線局も運用されており、また、調査期間の 1 年間では、無線局の免許は付与されているものの発射実績がなかった周波数帯も確認されている。このため、運用されていない周波数・時間・区域においては、ダイナミック周波数共用による 5G の利用可能性について検討を実施していくこと。

（ウ）　26GHz 帯 FWA の無線局が運用されていない未割当帯域が存在することから、26GHz 帯の共用検討の結果、現状においても 5G に割当てが可能な帯域が確保できる場合は、早期の電波の有効利用に向け、具体的な周波数の利用ニーズを踏まえつつ、当該帯域の先行的な 5G 割当ての可能性も含めて検討を実施していくこと。

（エ）　以上の検討結果や 22GHz 帯 FWA の高度化の検討結果を踏まえ、26GHz 帯 FWA の既存免許人の意向も考慮しつつ、26GHz 帯 FWA の全体を 22GHz 帯へ移行する可能性も含めて検討を実施していくこと。

この評価を受けて、（ア）～（ウ）については上記イ①のとおり、（エ）については上記イ②のとおり、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

③ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討

令和5年度の評価結果において、以下のように評価した。

令和6年2月から情報通信審議会において、ローカル5Gの干渉影響の低減可能性等、より柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討が行われており、当該検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプランにおいて以下のとおり記載されており、また、海上利用等については令和7年2月、上空利用については同年5月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

周波数再編アクションプラン（令和6年度版）

ローカル 5G（28.2～29.1GHz）については、電波伝搬パラメータの精緻化等について情報通信審議会にて一部答申が令和６年７月に取りまとめられたことを踏まえ、令和６年度中を目途に制度整備を行う。また、手続が簡素化された実験試験局制度を、令和７年度内に導入することを目指す。

周波数再編アクションプラン（令和7年度版）

5G（28GHz帯）及びローカル5G（28.2～29.1GHz）について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和6年12月）を踏まえ、令和7年5月に制度整備を実施した。

④新たなKa帯の非静止衛星通信システムの導入

令和5年度の評価結果において、以下のように評価した。

令和6年1月から情報通信審議会において、新たなKa帯の非静止衛星通信システムの導入に向けた技術的条件の検討が行われており、当該検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。

この評価を受けて、上記イ③のとおり評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

本周波数区分において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局は存在しない。

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

衛星通信について、コンステレーションを用いたブロードバンド衛星通信サービスや、航空機内等におけるインターネットの利用、災害時の通信など多様なへのニーズがある。また、26GHz帯においては5G利用、22GHz帯においては5G等のバックホール回線としてFWA（26GHz帯FWAの移行先）の需要が存在する。

（２）評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[37]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

本周波数区分における調査票調査対象システムにおける社会的貢献性について調査した結果、免許人は「非常時等における国民の生命及び財産の保護」、「国の安全確保及び公共の秩序維持」や「電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献」と回答している。

これらシステムは、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護、公共の安全や秩序の維持や電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、一部の例外はあるものの、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[37] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

（３）評価

本周波数区分は、主に、固定衛星業務、移動衛星業務、固定業務、無線標定業務、移動業務等に分配され、電気通信業務用の衛星通信システム、電気通信業務用及び公共業務用の固定局、固定無線アクセスシステム(FWA)、公共業務用の各種レーダー、携帯電話、ローカル5G 等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話を除く。）は、約 1.3 千者及び約 1.7 万局となっている。

免許人数は、全体として減少傾向（前回調査から 71 者減少）にあり、その内訳として、速度測定用等レーダー等の免許人が増加している一方で、24GHz 帯アマチュア無線、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）等が減少している。

無線局数は、全体として増加傾向（前回調査から 2,992 局増加）にあり、その内訳として、26GHz 帯 FWA、24GHz 帯アマチュア無線等の無線局が減少している一方で、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）の無線局が大きく増加している他、ESIM アップリンク（Kaﾊﾞﾝﾄﾞ）（29.5GHz 超 30.0GHz 以下）等が増加している。

本周波数区分は、免許人数は減少傾向にあるものの、無線局数は増加傾向にあり、陸上の FWA や移動通信システム（携帯電話、ローカル 5G 等）に多く使われているほか、Ka 帯衛星系のアップリンク回線の利用が進展している。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、22GHz 帯 FWA の高度化や、Ka 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度化が完了していることや、26GHz 帯において価額競争による 5G への割当てに向けた対応が進展している等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・26GHz 帯については、我が国において初めて価額競争による割当てが行われるものであり、高い周波数帯を活用した創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出が促進されることが期待されるため、引き続き、着実な実施に向けた取組を実施していくこと。

・また、26GHz 帯における価額競争による割当ての対象以外の周波数については、22GHz 帯無線アクセスシステムの高度化の制度整備がなされたことを踏まえ、22GHz 帯等への移行に向けた取組を推進するとともに、移行を前提とした 5G への割当てについて引き続き検討すること。

・ローカル 5G（28.2～29.1GHz）については、今回の調査の結果、免許人数は減少しているものの、陸上移動局（端末）の無線局数が大幅に増加した。対応機器を含め、ミリ波利用の普及はローカル 5G と携帯電話で相乗効果も期待できると考えられる。ローカル 5G については、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が免許を申請しているが、より一層の普及に資するため、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）に記載のとおり、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関する検討を推進すること。

６　36GHz 超の周波数区分に関する調査結果に対する評価

＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、移動業務、固定業務、電波天文等に分配されている。

個別の電波利用システムは、画像伝送システム、40/55GHz 帯映像 FPU、50GHz 帯簡易無線、38GHz 帯 FWA、60GHz 帯小電力データ通信システムや自動車レーダー等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

前回令和 5 年度調査以降、以下のとおり新たな周波数割当てを行っている。

・　令和 8 年 4 月に 38～39.5GHz 帯を電気通信業務用固定局（HAPS 用）に制度整備。

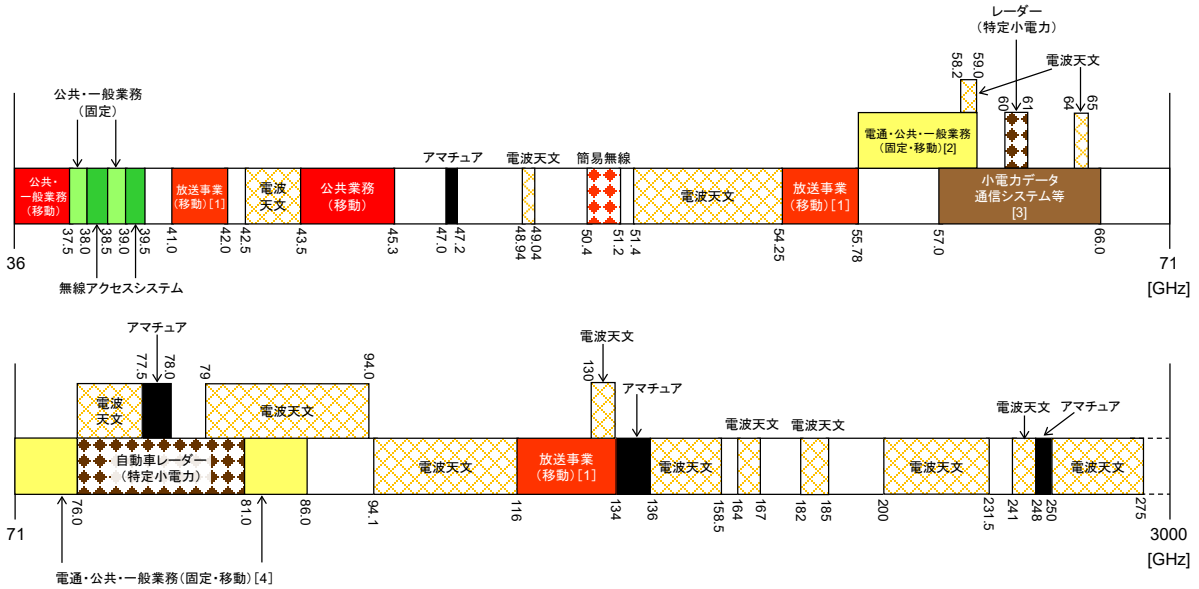

番号	周波数帯(GHz)	主 な 用 途 等
[1]	41.0－42.0, 54.25－55.78, 116－134	放送事業者のTV番組素材中継
[2]	55.78－59.0	高速無線回線システム等
[3]	57.0－66.0	小電力データ通信システム、移動体検知センサー
[4]	71.0－76.0, 81.0－86.0	80GHz帯高速無線伝送システム

（調査結果 図表-全-3-6-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋）

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するものが 23 システム、無線局免許等を要しないものが 6 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（23 システム）＞

	免許人数	無線局数	無線局数の割合
40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外])	1者	2局	0.05%
40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国])	0者	0局	-
40GHz帯公共・一般業務(中継系)	0者	0局	-
40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外])	1者	2局	0.05%
40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国])	0者	0局	-
38GHz帯FWA	0者	0局 *6	-
38GHz帯FWA(公共用[国])	1者	90局 *6	2.04%
40GHz帯映像FPU	1者	9局	0.20%
40GHz帯駅ホーム画像伝送	12者	945局	21.47%
40GHz帯列車無線（基地局）	1者	34局	0.77%
40GHz帯列車無線（陸上移動局）	2者	58局	1.32%
47GHz帯アマチュア無線	450者	489局	11.11%
50GHz帯簡易無線	37者	211局	4.79%
55GHz帯映像FPU	1者	3局	0.07%
60GHz帯無線アクセスシステム	0者	0局	-
80GHz帯高速無線伝送システム	40者	1,352局	30.71%
90GHz帯滑走路面異物検知レーダー	0者	0局	-
77.75GHz帯アマチュア無線	209者	236局	5.36%
120GHz帯映像FPU	0者	0局	-
135GHz帯アマチュア無線	142者	167局	3.79%
249GHz帯アマチュア無線	19者	24局	0.55%
実験試験局(36GHz超)	37者	777局	17.65%
その他(36GHz超)	2者	3局 *6	0.07%
合計	956者	4,402局	100.0%

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の無線局数は含まない。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。
*3 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*4 〔-〕と表示している場合は、当該電波利用システムの無線局が存在しないことを示している。
*5 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-6-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（6 システム）＞

	無線局数*1
特定小電力無線局の機器（ミリ波レーダー用）（60GHz を超え 61GHz 以下）	95,689局
特定小電力無線局の機器（ミリ波レーダー用）（76GHz を超え 77GHz 以下）	5,702局
特定小電力無線局の機器（ミリ波レーダー用）（77GHz を超え 81GHz 以下）	2,959局
特定小電力無線局の機器（移動体検知センサー用）（57.0GHz を超え 66.0GHz 以下）	27,266局
60GHz帯小電力データ通信システム（57GHz を超え 66GHz 以下）	737局
60GHz帯小電力データ通信システム（空中線電力10mW以下）（57GHz を超え 66GHz 以下）	153局
合計	132,506局

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

（調査結果 図表-全-3-6-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより）

（１）各評価事項に照らした分析

ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[38]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

①免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 1.0 千者、無線局数は約 4.4 千局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は減少、無線局数は増加している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回の調査にかけても、免許人数は減少、無線局数は増加しており、免許人数は減少傾向、無線局数は増加傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

	免許人数（前年度比）		無線局数（前年度比）	
令和 7 年度	956 者	▲33 者	4,402 局	＋474 局
令和 5 年度	989 者	▲50 者	3,928 局	＋575 局
令和 3 年度	1,039 者	－	3,353 局	－

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
47GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	492 者	450 者	▲42 者
77.75GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	212 者	209 者	▲3 者
135GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	143 者	142 者	▲1 者
80GHz 帯高速無線伝送ｼｽﾃﾑ	37 者	40 者	＋3 者
50GHz 帯簡易無線	46 者	37 者	▲9 者
実験試験局(36GHz 超)	25 者	37 者	＋12 者
（参考）その他	34 者	41 者	＋7 者

（調査結果 図表-全-3-6-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

システム名	免許人数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
47GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	492 者	450 者	▲42 者
実験試験局(36GHz 超)	25 者	37 者	＋12 者
50GHz 帯簡易無線	46 者	37 者	▲9 者
77.75GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	212 者	209 者	▲3 者
80GHz 帯高速無線伝送ｼｽﾃﾑ	37 者	40 者	＋3 者
249GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	17 者	19 者	＋2 者
40GHz 帯列車無線(陸上移動局)	0 者	2 者	＋2 者
その他(36GHz 超)	0 者	2 者	＋2 者

（調査結果 図表-全-3-6-7 を基に作成）

[38] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

本周波数区分における免許人数は、47GHz 帯アマチュア無線が 47.1%（450 者）、77.75GHz 帯アマチュア無線が 21.9%%（209 者）、135GHz 帯アマチュア無線が 14.9%（142 者）であり、これら 3 システムで 80%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 33 者減少した主な内訳として、実験試験局（36GHz 超）が 12 者増加している一方で、47GHz 帯アマチュア無線が 42 者減少、50GHz 帯簡易無線が 9 者減少している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
80GHz 帯高速無線伝送ｼｽﾃﾑ	1,234 局	1,352 局	＋118 局
40GHz 帯駅ﾎｰﾑ画像伝送	850 局	945 局	＋95 局
実験試験局（36GHz 超）	462 局	777 局	＋315 局
47GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	535 局	489 局	▲46 局
77.75GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	239 局	236 局	▲3 局
50GHz 帯簡易無線	312 局	211 局	▲101 局
（参考）その他	296 局	392 局	＋96 局

（調査結果 図表-全-3-6-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい 6 システム＞

システム名	無線局数		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
実験試験局（36GHz 超）	462 局	777 局	＋315 局
80GHz 帯高速無線伝送ｼｽﾃﾑ	1,234 局	1,352 局	＋118 局
50GHz 帯簡易無線	312 局	211 局	▲101 局
40GHz 帯駅ﾎｰﾑ画像伝送	850 局	945 局	＋95 局
40GHz 帯列車無線（陸上移動局）	0 局	58 局	＋58 局
47GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線	535 局	489 局	▲46 局

（調査結果 図表-全-3-6-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、多い順に 80GHz 帯高速無線伝送システムが 30.7%（1,352 局）、40GHz 帯駅ホーム画像伝送が 21.5%（945 局）、実験試験局（36GHz 超）が 17.7%（777 局）であり、これら 3 システムで 70%弱を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 474 局増加した主な内訳として、50GHz 帯簡易無線が 101 局減少している一方で、実験試験局（36GHz 超）が 315 局増加、80GHz 帯高速無線伝送システムが 118 局増加、40GHz 帯駅ホーム画像伝送が 95 局増加している。

なお、実験試験局の無線局数が大きく増加している点について、総務省に傾向を確認したところ、「主に車載のミリ波レーダーや 5G、6G の実験目的で使用されているものが多くなっている。」とのことであった。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（6 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

	免許人数 *1			免許人数 *2（有効回答数）	無線局数			無線局数 *3（有効回答数）
	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和7年度
40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外])	8者	1者	1者	1者	68局	2局	2局	-
40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外])	1者	1者	1者	1者	18局	9局	9局	-
40GHz帯映像FPU	1者	1者	1者	1者	9局	9局	9局	-
40GHz帯駅ホーム画像伝送	11者	12者	12者	13者	656局	850局	945局	-
80GHz帯高速無線伝送システム	30者	37者	40者	69者	742局	1,234局	1,352局	-
120GHz帯映像FPU	0者	0者	0者	0者	0局	0局	0局	-

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 重点調査以外の調査票調査では、無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-6-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

②無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 5 システム（無線局数が 0 局であった 1 システムを除く。）について、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後、3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」に関しては、システムごとに、次のとおりであった。

・40GHz 帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外]) （免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」、電波の発射時間帯は「10 時台」との回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・40GHz 帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外]) （免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「減少見込み」であった。

・40GHz 帯映像 FPU（免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」、電波の発射時間帯は、「6 時台～23 時台」との回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・40GHz 帯駅ホーム画像伝送（免許人数 12 者：有効回答数 13 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、列車の運行時間あわせ、「6 時台～23 時台」が 100%の免許人、それ以外の時間帯は 3 割から 9 割の免許人が電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 92.3%（12 者）と支配的である一方で、「増加見込み」が 7.7%（1 者）であった。

・80GHz 帯高速無線伝送システム（免許人数 40 者：有効回答数 69 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 73.9%（51 者）、「1 日～30 日」が 11.6%（8 者）、「181 日～270 日」、「0 日」が 5.8%（4 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、常時 8 割以上の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 47.8%（33 者）、「増加見込み」が 46.4%（32 者）、「減少見込み」が 5.8%（4 者）であった。

	有効回答数	0日	1日～30日	31日～90日	91日～180日	181日～270日	271日～364日	365日
40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外])	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外])	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
40GHz帯映像FPU	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
40GHz帯駅ホーム画像伝送	13	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
80GHz帯高速無線伝送システム	69	5.8%	11.6%	2.9%	0.0%	5.8%	0.0%	73.9%

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和6年4月1日から令和7年3月31日までにおいて、管理する全ての無線局のうち1局でも発射状態（1日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-6-10 年間の発射日数）

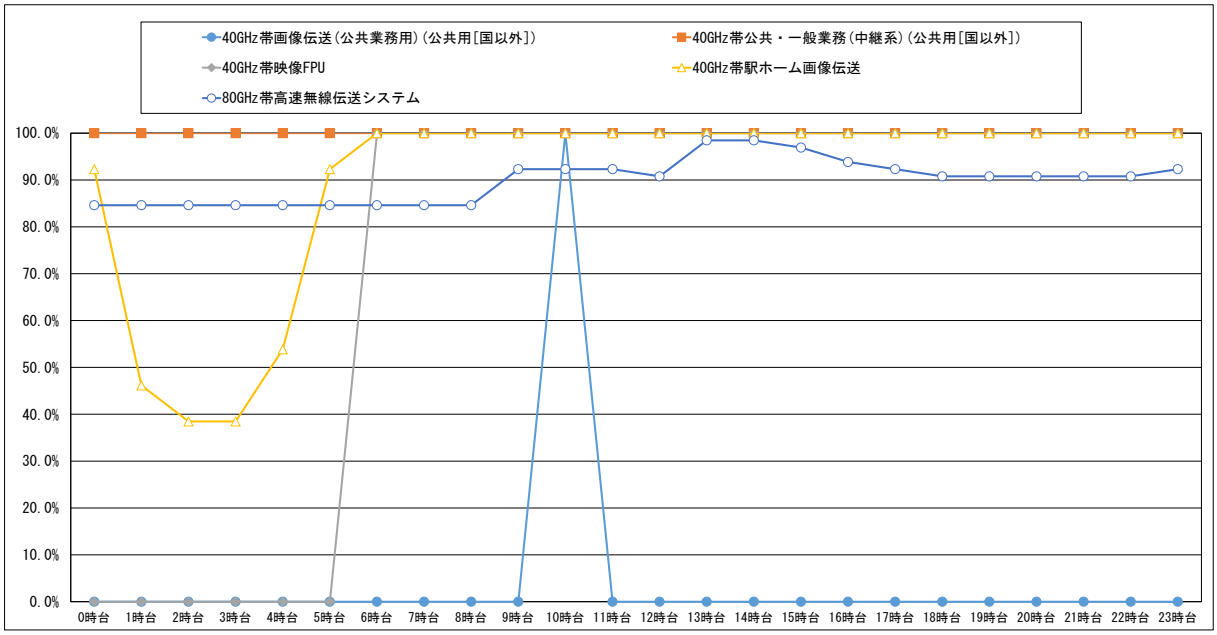

（調査結果 図表-全-3-6-11 電波の発射時間帯より一部抜粋）

	有効回答数	通信量は増加見込み	通信量は減少見込み	通信量の増減の見込みなし
40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外])	1	0.0%	0.0%	100.0%
40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外])	1	0.0%	100.0%	0.0%
40GHz帯映像FPU	1	0.0%	0.0%	100.0%
40GHz帯駅ホーム画像伝送	13	7.7%	0.0%	92.3%
80GHz帯高速無線伝送システム	69	46.4%	5.8%	47.8%

（調査結果 図表-全-3-6-30 今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より抜粋）

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められている取組は、以下の「周波数の共用」等に係る 1 取組である。

・HAPS の導入に向けた検討

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「HAPS の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、早期の活用が想定される 38～39.5GHz を用いた固定系リンクについて、令和 7 年度内を目途に制度整備を行う。」とされている。

これに関して令和 7 年 11 月に、他の無線システムとの共用条件を含む技術的条件の一部答申が出されており、これに基づき、令和 8 年 4 月に制度整備が完了している。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されている状況であることが確認できた。

①40GHz 帯の 5G 割当てに向けた検討

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

5G の割当てに向けた検討が進められている 40GHz 帯（37.0～43.5GHz）のうち、40GHz 帯映像 FPU に係る周波数帯（41.0～42.0GHz）については、重点調査の評価に示した取組を実施していくこと。他の周波数帯においては、令和 6 年度まで検討が進められている既存システムとの共用検討等を踏まえ、5G への割当てに向けた検討を推進していくこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載され、これに沿った取組が進められていたところである。

令和 7 年度末を目途に条件付オークションを実施し、5G に割り当てることを目指す。そのために、既存無線システムとの共用条件、ダイナミック周波数共用の適用帯域や共用管理システムの要件等に係る技術試験の検討状況を適宜反映しながら令和 7 年春頃を目途に技術的条件を取りまとめ、同年秋頃を目途に技術基準を策定する。

その後、令和 7 年 5 月に、情報通信審議会から「第 5 世代移動通信システム（26GHz 帯/40GHz 帯）に関する技術的条件」に係る一部答申が出されたところであるが、並行して実施されていた利用意向調査の結果、40GHz 帯については、早期の 5G の割当て希望が示されなかった。この状況を踏まえ、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されていることから、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

40GHz 帯については、令和 7 年 5 月に実施した利用意向調査の結果、早期の 5G の割当て希望が示されなかったことから、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、改めて割当て時期等を検討する。

②HAPS の導入に向けた検討

令和 5 年度の評価結果において、以下のとおり評価した。

40GHz 帯のうち 38.0～39.5GHz の周波数帯においては、HAPS の導入に向けた需要もあることから、同帯域全体の周波数利用方策の検討を行っていくこと。

この評価を受けて、上記イのとおり評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

③滑走路面異物検知レーダーの制度整備

令和 5 年度の評価結果において、以下のとおり評価した。

滑走路面異物検知レーダー（92～100GHz）については、令和 6 年 4 月の情報通信審議会からの技術的条件に係る答申に基づき、可能な限り早期の制度整備を行うこと。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、また、令和 6 年 12 月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

空港の滑走路監視等重要インフラの可用性、安全性確保の実現に向けて、高速・高精度のイメージング技術を活用した滑走路面異物検知レーダー（92～100GHz）の導入に向け、令和 6 年 4 月の情報通信審議会からの技術的条件に係る答申を踏まえ、令和 6 年内に制度整備を行う。

④ミリ波鉄道無線システムの技術的条件

令和 5 年度の評価結果において、以下のとおり評価した。

ミリ波鉄道無線システムについては、令和 5 年度に実施した技術検討を踏まえ、早期に技術的条件の検討を開始すること。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、また、令和 8 年 2 月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

指令室における車両内の状況把握等のための映像伝送や、ワンマン運転のためのホーム画像の伝送等の需要の増加に対応するため令和 7 年 7 月に取りまとめられた技術的条件を踏まえ、令和 7 年度中を目途に制度整備を実施する。

エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

本周波数区分において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局は存在しない。

オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向

40GHz 帯公共・一般業務等により利用されている周波数帯（37.0～43.5GHz）においては、5G 及び HAPS 向けの周波数需要が存在しており、80GHz 帯高速無線伝送システム等により利用されている周波数帯（75～110GHz）においては、セキュリティ監視レーダー向けの周波数需要が存在している。

（２）評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[39]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

社会的貢献性について調査した結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」「非常時等における人命又は財産の保護」等と回答している。

これらシステムは、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護、公共の安全や秩序の維持等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[39] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

（３）評価

本周波数区分は、主に、移動業務、固定業務、電波天文等に分配され、画像伝送システム、40/55GHz 帯映像 FPU、50GHz 帯簡易無線、38GHz 帯 FWA のほか、60GHz 帯小電力データ通信システムや自動車レーダー等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数は、約 1.0 千者、約 4.4 千局となっている。

免許人数は、全体として減少傾向（前回調査から約 33 者減少）にあり、その内訳として、実験試験局(36GHz 超)等の免許人が増加している一方で、47GHz 帯アマチュア無線、50GHz 帯簡易無線等の免許人が減少している。

無線局数は、全体として増加傾向（前回調査から約 474 局増加）にあり、その内訳として、50GHz 帯簡易無線等が減少している一方で、実験試験局、40GHz 帯駅ホーム画像伝送、80GHz 帯高速無線伝送システム等が増加している。

本周波数区分は、免許人数は減少傾向にあるものの、無線局数は増加傾向にあり、最も高い周波数区分であるが、80GHz 帯高速無線伝送システムや 40GHz 帯駅ホーム画像伝送等、免許不要局では自動車に搭載されるミリ波レーダーの利用が進展している。また、新たな電波利用ニーズへの対応として、前回調査以降、ミリ波鉄道無線システム、滑走路面異物検知レーダー及び HAPS の固定系リンクの制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・5G の割当てに向けた検討が進められていた 40GHz 帯（37.0～43.5GHz）は、令和 7 年 5 月に実施した利用意向調査の結果、早期の 5G の割当て希望が示されなかったが、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、引き続き割当て時期等を検討すること。また、40GHz 帯以外の IMT 特定済の周波数帯（47.2～48.2GHz、66～71GHz）についても、ITU[40]、3GPP[41]等における検討状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、5G への割当て可能性について検討を推進すること。

[40] ITU: International Telecommunication Union（国際電気通信連合）

[41] 3GPP: 3rd Generation Partnership Project（移動通信システムの仕様を検討・策定することを目的として設立された、日米欧等の標準化機関によるプロジェクト）

Ⅳ　各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果に対する評価

総合通信局の管轄区域ごとの調査結果は、全国を一の区域とした調査結果の傾向とおおむね同様であるため、その総合通信局の管轄区域について 6 つの周波数区分に分けて行う評価についても、全国を一の区域とした評価と原則同様である。

他方で、全国と総合通信局の管轄区域ごとを比較し、免許人数及び無線局数の増減の傾向の違い、全国の無線局の中で当該総合通信局が占める割合が高いシステム並びに 6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものを総合通信局の管轄区域ごとに、次のとおり取りまとめた。

1　北海道総合通信局

北海道総合通信局（以下「北海道」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 12,197 者（全国の 8.62%）、無線局数は 29,068 局（全国の 3.61%）である。前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 1,025 者減少（13,222 者→12,197 者）、無線局数は 8,327 局減少（37,395 局→29,068 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	北海道総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	6,620 者	5,737 者	▲883 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	393 者	390 者	▲3 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	417 者	448 者	＋31 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	5,677 者	5,504 者	▲173 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	72 者	74 者	＋2 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	43 者	44 者	＋1 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	13,222 者	12,197 者	▲1,025 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	北海道総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	17,564 局	14,250 局	▲3,314 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	6,887 局	2,734 局	▲4,153 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	4,537 局	3,864 局	▲673 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	7,290 局	7,090 局	▲200 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	994 局	990 局	▲4 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	123 局	140 局	＋17 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	37,395 局	29,068 局	▲8,327 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下の 1 区分において、全国では増加しているのに対し北海道では減少、15.35GHz 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では減少しているのに対し北海道では増加している。他 3 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、3.4GHz 超 8.5GHz 以下、8.5GHz 超 15.35GHz 以下及び 15.35 超 36GHz 以下の 3 区分において、全国では増加しているのに対し北海道では減少している。他 3 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、北海道においては、全国に対し実験試験局（15.35GHz 超 21.2GHz 以下）は 46.7%（21 局）を、航空交通管制用レーダービーコンシステム（ATCRBS[42]）・ATC トランスポンダ（無線航行移動局）は 46.7%（7 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、7 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

システム名	北海道	全国
1.2GHz 帯特定ラジオマイク・1.2GHz 帯デジタル特定ラジオマイク(A 型)(陸上移動局)	▲2.3% (376 局、▲9 局)	＋14.0% (18,747 局、＋2,302 局)
920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局))	＋1.6% (377 局、+6 局)	▲2.5% (19,092 局、▲496 局)

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

システム名	北海道	全国
地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	▲2.2% (567 局、▲13 局)	＋10.1% (7,376 局、＋674 局)

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

システム名	北海道	全国
実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)	▲61.2% (19 局、▲30 局)	＋98.7% (3,777 局、＋1,876 局)

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

システム名	北海道	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)	▲29.0% (44 局、▲18 局)	＋79.8% (33,374 局、＋14,817 局)
船舶航行用レーダー	▲3.2% (6,064 局、▲200 局)	＋0.7% (47,516 局、＋315 局)

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

該当システムなし。

(6)36GHz 超

システム名	北海道	全国
40GHz 帯駅ホーム画像伝送	▲4.3% (45 局、▲2 局)	＋11.2% (945 局、＋95 局)

[42] ATCRBS: Air Traffic Control Radar Beacon System

２　東北総合通信局

東北総合通信局（以下「東北」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 11,978 者（全国の 8.46%）、無線局数は 25,298 局（全国の 3.14%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 948 者減少（12,926 者→11,978 者）、無線局数は 8,800 局減少（34,098 局→25,298 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	東北総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	7,324 者	6,521 者	▲803 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	415 者	375 者	▲40 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	755 者	742 者	▲13 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	4,267 者	4,180 者	▲87 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	125 者	122 者	▲3 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	40 者	38 者	▲2 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	12,926 者	11,978 者	▲948 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	東北総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	13,911 局	12,833 局	▲1,078 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	9,116 局	1,491 局	▲7,625 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	3,678 局	3,702 局	＋24 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	6,075 局	5,950 局	▲125 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	1,160 局	1,156 局	▲4 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	158 局	166 局	＋8 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	34,098 局	25,298 局	▲8,800 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、3.4GHz 超 8.5GHz 以下及び 8.5GHz 超 15.35GHz 以下の 2 区分において、全国では増加しているのに対し東北では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下及び 15.35 超 36GHz 以下の 2 区分において、全国では増加しているのに対し東北では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、東北においては、全国に対し映像 STL/TTL/TSL（E バンド）は 60.4%（32 局）を、18GHz 帯 FWA は 37.6%（228 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

システム名	東北	全国
900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)	▲71.0% (9 局、▲22 局)	＋57.5% (8,181 局、＋2,987 局)

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

システム名	東北	全国
地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	＋35.6% (590 局、＋155 局)	▲9.6% (239,582 局、▲25,514 局)

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

該当システムなし。

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

システム名	東北	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)	▲23.3% (79 局、▲24 局)	＋79.8% (33,374 局、＋14,817 局)
船舶航行用レーダー	▲2.0% (4,484 局、▲92 局)	＋0.7% (47,516 局、＋315 局)

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

システム名	東北	全国
26GHz 帯 FWA	＋1.2% (417 局、＋5 局)	▲2.2% (5,454 局、▲123 局)
18GHz 帯公共用小容量固定	＋1.6% (194 局、＋3 局)	▲1.8% (1,353 局、▲25 局)

(6)36GHz 超

該当システムなし。

３　関東総合通信局

関東総合通信局（以下「関東」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 34,401 者（全国の 24.31%）、無線局数は 361,834 局（全国の 44.96%）である。

前回調査（令和５年度）から、免許人数は 1,409 者減少（35,810 者→344,01 者）、無線局数は 163,562 局減少（525,396 局→36,1834 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	関東総合通信局			（参考）全国		
	令和５年度	令和７年度	増減数	令和５年度	令和７年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	24,795 者	23,128 者	▲1,667 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	2,128 者	2,048 者	▲80 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	3,657 者	3,818 者	＋161 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	4,339 者	4,559 者	＋220 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	463 者	427 者	▲36 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	428 者	421 者	▲7 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	35,810 者	34,401 者	▲1,409 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	関東総合通信局			（参考）全国		
	令和５年度	令和７年度	増減数	令和５年度	令和７年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	110,724 局	109,896 局	▲828 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	366,057 局	181,598 局	▲184,459 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	14,912 局	19,377 局	＋4,465 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	27,842 局	44,773 局	＋16,931 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	3,907 局	4,069 局	＋162 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	1,954 局	2,121 局	＋167 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	525,396 局	361,834 局	▲163,562 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数及び無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、6 区分すべてで、全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、関東においては、全国に対し N-STAR 衛星移動通信システム（携帯移動地球局）、インマルサットシステム（携帯移動地球局）、移動衛星サービスリンクのアップリンク（Ku バンド）等は 100%（それぞれ 45,955 局、19,346 局、2,431 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

関東の特徴的な傾向として、実験試験局（4.4GHz 超 5.85GHz 以下）が前回調査から 60.0%増加（845 局増）と顕著に増加しているのは主に V2X の増加によるもの、また、衛星アップリンク（移動衛星を除く）（Ku バンド）（13.75GHz 超 14.5GHz 以下）が前回調査から 84.3%増加（14,985 局増）と顕著に増加しているのは主に衛星通信インターネットに使用される VSAT 地球局の開設数増加のためである。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、3 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下
該当システムなし。

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

システム名	関東	全国
5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)	＋12.1% (2,669 局、＋288 局)	▲5.3% (13,126 局、▲729 局)

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

システム名	関東	全国
速度センサ／侵入検知センサ	▲11.3% (235 局、▲30 局)	＋29.5% (1,760 局、＋401 局)
捜索救助用レーダートランスポンダ(SART)	＋1.2% (758 局、＋9 局)	▲1.5% (5,330 局、▲80 局)

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下
該当システムなし。

(6)36GHz 超
該当システムなし。

４　信越総合通信局

信越総合通信局（以下「信越」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 4,736 者（全国の 3.35%）、無線局数は 11,737 局（全国の 1.46%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 211 者減少（4,947 者→4,736 者）、無線局数は 3,273 局減少（15,010 局→11,737 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	信越総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	3,285 者	3,028 者	▲257 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	345 者	341 者	▲4 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	450 者	486 者	＋36 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	671 者	692 者	＋21 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	109 者	106 者	▲3 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	87 者	83 者	▲4 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	4,947 者	4,736 者	▲211 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	信越総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	6,502 局	6,003 局	▲499 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	4,860 局	1,934 局	▲2,926 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	1,768 局	1,945 局	＋177 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	1,240 局	1,243 局	＋3 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	527 局	506 局	▲21 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	113 局	106 局	▲7 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	15,010 局	11,737 局	▲3,273 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、6 区分すべてで、全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では増加しているのに対し信越では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、信越においては、全国に対し実験試験局（2.7GHz 超 3.4GHz 以下）は 18.1%を、実験試験局（10.25GHz 超 15.35GHz 以下）は 15.6%（7 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

システム名	信越	全国
920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(免許局))	▲100.0% (0 局、▲2 局)	＋73.0% (744 局、＋314 局)

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

システム名	信越	全国
地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	＋26.9% (1,478 局、＋313 局)	▲9.6% (239,582 局、▲25,514 局)

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

システム名	信越	全国
5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)	＋5.1% (392 局、＋19 局)	▲5.3% (13,126 局、▲729 局)

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

システム名	信越	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)	▲27.5% (29 局、▲11 局)	＋79.8% (33,374 局、＋14,817 局)

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

システム名	信越	全国
実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下)	▲14.3% (6 局、▲1 局)	＋18.0% (630 局、＋96 局)

(6)36GHz 超

システム名	信越	全国
実験試験局(36GHz 超)	▲50.0% (3 局、▲3 局)	＋68.2% (777 局、＋315 局)

５　北陸総合通信局

北陸総合通信局（以下「北陸」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 4,097 者（全国の 2.89%）、無線局数は 12,315 局（全国の 1.53%）である。

前回調査（令和５年度）から、免許人数は 386 者減少（4,483 者→4,097 者）、無線局数は 1,638 局減少（13,953 局→12,315 局）している。免許人数及び無線局数の減少は全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	北陸総合通信局			（参考）全国		
	令和５年度	令和７年度	増減数	令和５年度	令和７年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	2,533 者	2,178 者	▲355 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	220 者	197 者	▲23 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	287 者	311 者	＋24 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	1,368 者	1,340 者	▲28 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	44 者	43 者	▲1 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	31 者	28 者	▲3 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	4,483 者	4,097 者	▲386 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	北陸総合通信局			（参考）全国		
	令和５年度	令和７年度	増減数	令和５年度	令和７年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	6,710 局	6,099 局	▲611 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	4,213 局	2,089 局	▲2,124 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	886 局	2,011 局	＋1,125 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	1,746 局	1,725 局	▲21 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	321 局	310 局	▲11 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	77 局	81 局	＋4 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	13,953 局	12,315 局	▲1,638 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下の 1 区分において、全国では増加しているのに対し北陸では減少している。他の 5 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下及び 15.35 超 36GHz 以下の 2 区分において、全国では増加しているのに対し北陸では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、北陸においては、全国に対し実験試験局（4.4GHz 超 5.85GHz 以下）は 27.0%（1,020 局）を、15GHz 帯電気通信業務災害対策用は 16.7%を、映像 STL/TTL/TSL（N バンド）は 13.6%（8 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

北陸の特徴的な傾向として、実験試験局（4.4GHz 超 5.85GHz 以下）が前回調査から 101900.0%増加（1,019 局増）と顕著に増加しているのは主にドローンでの利用目的としたものが約 1,000 局申請があったため、また、船舶航行用レーダーが前回調査から 2.0%減少（27 局減）しているのは能登半島地震による廃船に伴う無線局の廃止があったためである。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、9 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

システム名	北陸	全国
900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)	▲1.3% (75 局、▲1 局)	＋57.5% (8,181 局、＋2,987 局)

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

システム名	北陸	全国
地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	＋7.0% (1,797 局、＋118 局)	▲9.6% (239,582 局、▲25,514 局)

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

システム名	北陸	全国
5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)	＋2.9% (141 局、＋4 局)	▲5.3% (13,126 局、▲729 局)

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

システム名	北陸	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)	▲26.8% (30 局、▲11 局)	＋79.8% (33,374 局、＋14,817 局)
船舶航行用レーダー	▲2.0% (1,315 局、▲27 局)	＋0.7% (47,516 局、＋315 局)

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

システム名	北陸	全国
ローカル 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局)	▲77.3% (5 局、▲17 局)	＋382.1% (3,886 局、＋3,080 局)
26GHz 帯 FWA	▲14.3% (6 局、▲1 局)	＋2.6% (158 局、＋4 局)
実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下)	▲100.0% (0 局、▲1 局)	＋18.0% (630 局＋96 局)

18GHz 帯電気通信業務(エントランス)	＋6.6% (65 局、＋4 局)	▲1.3% (2,973 局、▲40 局)

(6)36GHz 超

該当システムなし。

６　東海総合通信局

東海総合通信局（以下「東海」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 16,367 者（全国の 11.57%）、無線局数は 53,687 局（全国の 6.67%）である。

前回調査（令和５年度）から、免許人数は 1,043 者減少（17,410 者→16,367 者）、無線局数は 10,933 局減少（64,620 局→53,687 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	東海総合通信局			（参考）全国		
	令和５年度	令和７年度	増減数	令和５年度	令和７年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	11,502 者	10,325 者	▲1,177 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	838 者	807 者	▲31 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	1,230 者	1,328 者	＋98 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	3,567 者	3,674 者	＋107 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	169 者	143 者	▲26 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	104 者	90 者	▲14 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	17,410 者	16,367 者	▲1,043 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	東海総合通信局			（参考）全国		
	令和５年度	令和７年度	増減数	令和５年度	令和７年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	33,397 局	31,116 局	▲2,281 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	18,098 局	8,939 局	▲9,159 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	5,328 局	5,535 局	＋207 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	5,905 局	5,982 局	＋77 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	1,244 局	1,186 局	▲58 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	648 局	929 局	＋281 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	64,620 局	53,687 局	▲10,933 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、6 区分すべてで、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35超36GHz以下の1区分において、全国では増加しているのに対し東海では減少している。他の5区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、東海においては、全国に対し5GHz帯レーダー及び5GHz帯空港気象レーダーは100.0%（2局ずつ）を、実験試験局（36GHz超）は70.5%（548局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位10システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、5システムが該当した。

（上段は令和5年度（前回調査）から令和7年度への増加率、下段は令和7年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz超1.4GHz以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz超3.4GHz以下

システム名	東海	全国
地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	＋5.1% (7,311局、＋358局)	▲9.6% (239,582局、▲25,514局)

(3)3.4GHz超8.5GHz以下

システム名	東海	全国
実験試験局(4.4GHz超5.85GHz以下)	▲5.8% (162局、▲10局)	＋98.7% (3,777局、＋1,876局)
5.7GHz帯無人移動体画像伝送システム	▲13.8% (280局、▲45局)	＋19.5% (2,198局、＋358局)
実験試験局(3.4GHz超4.4GHz以下)	＋14.3% (8局、＋1局)	▲21.0% (162局、▲43局)

(4)8.5GHz超15.35GHz以下

システム名	東海	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz超14.5GHz以下)	▲26.3% (56局、▲20局)	＋79.8% (33,374局、＋14,817局)

(5)15.35GHz超36GHz以下
該当システムなし。

(6)36GHz超
該当システムなし。

7　近畿総合通信局

近畿総合通信局（以下「近畿」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 19,432 者（全国の 13.73%）、無線局数は 182,132 局（全国の 22.63%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 762 者減少（20,194 者→19,432 者）、無線局数は 37,494 局減少（219,626 局→182,132 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	近畿総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	13,539 者	12,249 者	▲1,290 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	877 者	899 者	＋22 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	1,346 者	1,513 者	＋167 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	4,131 者	4,474 者	＋343 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	170 者	169 者	▲1 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	131 者	128 者	▲3 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	20,194 者	19,432 者	▲762 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	近畿総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	39,465 局	36,581 局	▲2,884 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	165,143 局	128,459 局	▲36,684 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	6,710 局	8,433 局	＋1,723 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	6,479 局	6,855 局	＋376 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	1,572 局	1,535 局	▲37 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	257 局	269 局	＋12 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	219,626 局	182,132 局	▲37,494 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、1.4GHz 超 3.4GHz 以下の 1 区分において、全国では減少しているのに対し近畿では増加している。他の 5 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35超36GHz以下の1区分において、全国では増加しているのに対し近畿では減少している。他の5区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、近畿においては、全国に対し地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）は51.8%（124,066局）を、22GHz帯FWAは38.2%（13局）を占めており、高い割合であることが確認された。

近畿の特徴的な傾向として、地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）が前回調査から15.5%減少（22,730局減）と顕著に減少しているのはサービス利用者が減少によるもの、また、5GHz帯無線アクセスシステム（4.9GHz超5.0GHz以下）（登録局）が前回調査から18.3%増加（2,594局増）と顕著に増加しているのはコストや導入のしやすさ等により利用者からの需要が増えたためである。

6つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位10システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6システムが該当した。

（上段は令和5年度（前回調査）から令和7年度への増加率、下段は令和7年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz超1.4GHz以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz超3.4GHz以下

システム名	近畿	全国
イリジウムシステム(携帯移動地球局)	＋46.3% (632局、＋200局)	▲1.9% (23,774局、▲453局)

(3)3.4GHz超8.5GHz以下

システム名	近畿	全国
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(登録局)	＋18.3% (2,594局、＋402局)	▲5.3% (13,126局、▲729局)

(4)8.5GHz超15.35GHz以下

システム名	近畿	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下)	▲20.8% (84局、▲22局)	＋79.8% (33,374局、＋14,817局)
実験試験局(8.5GHz超10.25GHz以下)	＋2.6% (117局、＋3局)	▲20.6% (363局、▲94局)

(5)15.35GHz超36GHz以下

システム名	近畿	全国
ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動局)	▲100.0% (0局、▲20局)	＋382.1% (3,886局、＋3,080局)
18GHz帯公共用小容量固定	＋1.1% (191局、＋2局)	▲1.8% (1,353局、▲25局)

(6)36GHz超
該当システムなし。

８　中国総合通信局

中国総合通信局（以下「中国」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 11,841 者（全国の 8.37%）、無線局数は 32,792 局（全国の 4.07%）である。

前回調査（令和５年度）から、免許人数は 336 者減少（12,177 者→11,841 者）、無線局数は 6,587 局減少（39,379 局→32,792 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	中国総合通信局			（参考）全国		
	令和５年度	令和７年度	増減数	令和５年度	令和７年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	5,479 者	5,014 者	▲465 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	437 者	435 者	▲2 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	730 者	792 者	＋62 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	5,354 者	5,409 者	＋55 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	109 者	113 者	＋4 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	68 者	78 者	＋10 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	12,177 者	11,841 者	▲336 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	中国総合通信局			（参考）全国		
	令和５年度	令和７年度	増減数	令和５年度	令和７年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	11,380 局	10,995 局	▲385 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	14,974 局	8,476 局	▲6,498 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	3,548 局	3,818 局	＋270 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	8,200 局	8,248 局	＋48 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	1,063 局	1,062 局	▲1 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	214 局	193 局	▲21 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	39,379 局	32,792 局	▲6,587 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35GHz 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では減少しているのに対し中国では増加している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では増加しているのに対し中国では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、中国においては、全国に対し有線テレビジョン放送事業用（固定）は 36.4%（4 局）を、映像 STL/TTL/TSL（F バンド）は 31.9%（23 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

中国の特徴的な傾向として、920MHz 帯移動体識別（構内無線局（登録局））が前回調査から 12.3%増加（83 局増）と顕著に増加しているのは医療機器メーカ等が在庫管理、物品管理のために多数開設したためである。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

システム名	中国	全国
920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局))	＋12.3% (756 局、＋83 局)	▲2.5% (19,092 局、▲496 局)
920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(免許局))	▲50.0% (4 局、▲4 局)	＋73.0% (744 局、＋314 局)

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下
該当システムなし。

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

システム名	中国	全国
7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	＋0.4% (534 局、＋2 局)	▲4.3% (3,223 局、▲146 局)

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

システム名	中国	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)	▲23.0% (67 局、▲20 局)	＋79.8% (33,374 局、＋14,817 局)

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

システム名	中国	全国
ローカル 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局)	▲31.3% (11 局、▲5 局)	＋382.1% (3,886 局、＋3,080 局)

(6)36GHz 超

システム名	中国	全国
80GHz 帯高速無線伝送システム	▲10.0% (72 局、▲8 局)	＋9.6% (1,352 局、＋118 局)

９　四国総合通信局

四国総合通信局（以下「四国」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 7,973 者（全国の 5.63%）、無線局数は 34,924 局（全国の 4.34%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 318 者減少（8,291 者→7,973 者）、無線局数は 5,293 局増加（29,631 局→34,924 局）している。免許人数の減少は全国と同様であるが、無線局数は全国が減少しているのに対し、四国では増加している。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	四国総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	3,440 者	3,157 者	▲283 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	392 者	386 者	▲6 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	462 者	468 者	＋6 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	3,847 者	3,817 者	▲30 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	86 者	85 者	▲1 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	64 者	60 者	▲4 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	8,291 者	7,973 者	▲318 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	四国総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	6,311 局	5,924 局	▲387 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	12,815 局	12,410 局	▲405 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	2,856 局	5,948 局	＋3,092 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	6,183 局	6,145 局	▲38 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	1,353 局	4,385 局	＋3,032 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	113 局	112 局	▲1 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	29,631 局	34,924 局	5,293 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下の 1 区分において、全国では増加しているのに対し四国では減少している。他の 5 区分の増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では増加しているのに対し四国では減少している。他の 4 区分の増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、四国においては、全国に対し 40GHz 帯画像伝送（公共業務用）（公共用[国以外]）は 100.0%（2 局）を、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）は 81.9%（3,182 局）を、ローカル 5G（4.6GHz 超 4.9GHz 以下）（陸上移動局）は 33.8%（3,210 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

四国の特徴的な傾向として、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）が前回調査から 2125.2%増加（3,039 局増）と顕著に増加しているのは電気通信サービス拡大に伴う端末増加のためであった。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

システム名	四国	全国
地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	＋24.0% (11,644 局、＋2,257 局)	▲9.6% (239,582 局、▲25,514 局)

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

システム名	四国	全国
実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)	▲89.5% (4 局、▲34 局)	＋98.7% (3,777 局、＋1,876 局)
5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)	＋3.3% (935 局、＋30 局)	▲5.3% (13,126 局、▲729 局)

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

システム名	四国	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)	▲9.6% (113 局、▲12 局)	＋79.8% (33,374 局、＋14,817 局)
船舶航行用レーダー	▲0.1% (4,083 局、▲6 局)	＋0.7% (47,516 局、＋315 局)

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

システム名	四国	全国
18GHz 帯電気通信業務(エントランス)	＋2.5% (688 局、＋17 局)	▲1.3% (2,973 局、▲40 局)

(6)36GHz 超
該当システムなし。

10　九州総合通信局

九州総合通信局（以下「九州」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 21,919 者（全国の 15.49%）、無線局数は 56,365 局（全国の 7.00%）である。前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 929 者減少（ 22,848 者→ 21,919 者）、無線局数は 9,618 局減少（65,983 局→56,365 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	九州総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	10,629 者	9,754 者	▲875 者	86,757 者	78,495 者	▲8,262 者
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	911 者	806 者	▲105 者	6,701 者	6,425 者	▲276 者
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	973 者	995 者	＋22 者	9,809 者	10,361 者	＋552 者
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	10,084 者	10,129 者	＋45 者	43,555 者	43,980 者	＋425 者
15.35GHz 超 36GHz 以下	162 者	151 者	▲11 者	1,374 者	1,303 者	▲71 者
36GHz 超	89 者	84 者	▲5 者	989 者	956 者	▲33 者
合計	22,848 者	21,919 者	▲929 者	149,185 者	141,520 者	▲7,665 者

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	九州総合通信局			（参考）全国		
	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数	令和 5 年度	令和 7 年度	増減数
714MHz 超 1.4GHz 以下	31,607 局	29,159 局	▲2,448 局	279,152 局	264,204 局	▲14,948 局
1.4GHz 超 3.4GHz 以下	14,876 局	5,974 局	▲8,902 局	619,301 局	354,482 局	▲264,819 局
3.4GHz 超 8.5GHz 以下	4,596 局	5,836 局	＋1,240 局	50,504 局	61,591 局	＋11,087 局
8.5GHz 超 15.35GHz 以下	13,465 局	13,993 局	＋528 局	85,934 局	103,564 局	＋17,630 局
15.35GHz 超 36GHz 以下	1,230 局	1,171 局	▲59 局	13,557 局	16,549 局	＋2,992 局
36GHz 超	209 局	232 局	＋23 局	3,928 局	4,402 局	＋474 局
合計	65,983 局	56,365 局	▲9,618 局	1,052,376 局	804,792 局	▲247,584 局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、6 区分のすべてで、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35超36GHz以下の1区分において、全国では増加しているのに対し九州では減少している。他の5区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、九州においては、全国に対し自営等広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動中継局）は100.0%（1局）を、ルーラル加入者系無線（陸上移動局）は80.6%（29局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位10システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、9システムが該当した。

（上段は令和5年度（前回調査）から令和7年度への増加率、下段は令和7年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz超1.4GHz以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz超3.4GHz以下
該当システムなし。

(3)3.4GHz超8.5GHz以下

システム名	九州	全国
実験試験局(4.4GHz超5.85GHz以下)	▲18.0% (41局、▲9局)	＋98.7% (3,777局、＋1,876局)
5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(登録局)	＋0.8% (1,082局、＋9局)	▲5.3% (13,126局、▲729局)

(4)8.5GHz超15.35GHz以下

システム名	九州	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下)	▲21.0% (98局、▲26局)	＋79.8% (33,374局、＋14,817局)
実験試験局(8.5GHz超10.25GHz以下)	＋4.0% (26局、＋1局)	▲20.6% (363局、▲94局)
捜索救助用レーダートランスポンダ(SART)	＋2.5% (1,021局、＋25局)	▲1.5% (5,330局、▲80局)
11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	＋4.6% (340局、＋15局)	▲1.8% (2,350局、▲42局)

(5)15.35GHz超36GHz以下

システム名	九州	全国
ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動局)	▲77.8% (8局、▲28局)	＋382.1% (3,886局、＋3,080局)
実験試験局(23.6GHz超36GHz以下)	▲33.3% (2局、▲1局)	＋18.0% (630局、＋96局)
18GHz帯電気通信業務(エントランス)	＋5.9% (432局、＋24局)	▲1.3% (2,973局、▲40局)

(6)36GHz超
該当システムなし。

11　沖縄総合通信事務所

沖縄総合通信事務所（以下「沖縄」という。）における714MHz超全体の免許人数は1,728者（全国の1.22%）、無線局数は4,640局（全国の0.58%）である。

前回調査（令和5年度）から、免許人数は21者減少（1,749者→1,728者）、無線局数は2,645局減少（7,285局→4,640局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

	免許人数					
	沖縄総合通信事務所			（参考）全国		
	令和5年度	令和7年度	増減数	令和5年度	令和7年度	増減数
714MHz超 1.4GHz以下	375者	336者	▲39者	86,757者	78,495者	▲8,262者
1.4GHz超 3.4GHz以下	60者	53者	▲7者	6,701者	6,425者	▲276者
3.4GHz超 8.5GHz以下	119者	122者	＋3者	9,809者	10,361者	＋552者
8.5GHz超 15.35GHz以下	1,147者	1,170者	＋23者	43,555者	43,980者	＋425者
15.35GHz超 36GHz以下	27者	27者	±0者	1,374者	1,303者	▲71者
36GHz超	21者	20者	▲1者	989者	956者	▲33者
合計	1,749者	1,728者	▲21者	149,185者	141,520者	▲7,665者

また、6つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

	無線局数					
	沖縄総合通信事務所			（参考）全国		
	令和5年度	令和7年度	増減数	令和5年度	令和7年度	増減数
714MHz超 1.4GHz以下	1,581局	1,348局	▲233局	279,152局	264,204局	▲14,948局
1.4GHz超 3.4GHz以下	2,262局	378局	▲1,884局	619,301局	354,482局	▲264,819局
3.4GHz超 8.5GHz以下	1,685局	1,122局	▲563局	50,504局	61,591局	＋11,087局 ＋
8.5GHz超 15.35GHz以下	1,509局	1,560局	＋51局	85,934局	103,564局	＋17,630局
15.35GHz超 36GHz以下	186局	179局	▲7局	13,557局	16,549局	＋2,992局
36GHz超	62局	53局	▲9局	3,928局	4,402局	＋474局
合計	7,285局	4,640局	▲2,645局	1,052,376局	804,792局	▲247,584局

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35GHz超36GHz以下の1区分において、全国では減少しているのに対し沖縄では増減がなかった。他の5区分においては、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、3.4GHz 超 8.5GHz 以下、15.35 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 3 区分において、全国では増加しているのに対し沖縄では減少している。他の 3 区分においては、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、沖縄においては、全国に対し精測進入レーダー（PAR[43]）は 100.0%（2 局）を、衛星アップリンク（移動衛星を除く。）（C バンド）（5.85GHz 超 6.57GHz 以下）は 20.6%（7 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

システム名	沖縄	全国
1.2GHz 帯特定ラジオマイク・1.2GHz 帯デジタル特定ラジオマイク(A 型)(陸上移動局)	▲1.8% (110 局、▲2 局)	＋14.0% (18,747 局、+2,302 局)

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

該当システムなし。

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

システム名	沖縄	全国
狭域通信(DSRC)	▲17.0% (44 局、▲9 局)	＋4.0% (7,584 局、+293 局)

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

システム名	沖縄	全国
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)	▲19.0% (17 局、▲4 局)	＋79.8% (33,374 局、+14,817 局)
捜索救助用レーダートランスポンダ(SART)	＋3.4% (183 局、＋6 局)	▲1.5% (5,330 局、▲80 局)

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

システム名	沖縄	全国
18GHz 帯公共用小容量固定	＋3.2% (64 局、＋2 局)	▲1.8% (1,353 局、▲25 局)

(6)36GHz 超

システム名	沖縄	全国
80GHz 帯高速無線伝送システム	▲11.8% (30 局、▲4 局)	＋9.6% (1,352 局、＋118 局)

[43] PAR: Precision Approach Radar

各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果 まとめ

今回、調査結果本誌において、以下のようにアクションプランにてデジタル化・廃止・移行を定めているシステムの一部について、増減動向が地域ごとにまとめられている。

重点調査においては、移行等の予定時期を都道府県単位でプロットしたり、都道府県ごと周波数の利用状況をブロックごと整理されており、これらのように、無線局数やその増減の状況を特に詳しく把握する必要があるシステムに対し、地域ごとの状況を整理することは有意であると考えられる。

アクションプランにてデジタル化・廃止・移行を定めているシステムの無線局数増減（一例）

システム名	アクションプラン	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動中継局)	移行等(R11 年まで)	▲0.8% ▲1 局 (127 局)	(10 局)	▲6.3% ▲1 局 (15 局)	(18 局)	(9 局)	(4 局)	(16 局)	(10 局)	(11 局)	(5 局)	(25 局)	(4 局)
800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)	移行等(R9 年まで)	▲16.5% ▲20,514 局 (104,027 局)	▲26.5% ▲2,757 局 (7,647 局)	▲13.1% ▲585 局 (3,874 局)	▲15.3% ▲6,680 局 (36,854 局)	▲19.1% ▲456 局 (1,937 局)	▲15.5% ▲483 局 (2,624 局)	▲12.3% ▲2,143 局 (15,296 局)	▲21.1% ▲3,868 局 (14,433 局)	▲10.6% ▲454 局 (3,822 局)	▲14.3% ▲230 局 (1,381 局)	▲14.4% ▲2,603 局 (15,503 局)	▲28.0% ▲255 局 (656 局)
900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動中継局)	移行等(R9 年まで)	▲1.7% ▲2 局 (118 局)	(8 局)	(10 局)	(23 局)	(7 局)	(4 局)	(18 局)	▲8.3% ▲1 局 (11 局)	(10 局)	(5 局)	▲5.0% ▲1 局 (19 局)	(3 局)
900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)	移行等(R9 年まで)	＋57.5% +2,987 局 (8,181 局)	(3 局)	▲71.0% ▲22 局 (9 局)	＋50.6% +2,124 局 (6,324 局)	(7 局)	▲1.3% ▲1 局 (75 局)	＋152.4% +381 局 (631 局)	＋112.5% +487 局 (920 局)	＋94.4% +17 局 (35 局)		＋0.6% +1 局 (177 局)	
1.2GHz 帯画像伝送用携帯局	移行等(R9 年まで)	▲18.6% ▲32 局 (140 局)	▲38.5% ▲5 局 (8 局)	(7 局)	▲6.6% ▲5 局 (71 局)	▲33.3% ▲4 局 (8 局)	▲75.0% ▲3 局 (1 局)	(14 局)	▲27.3% ▲6 局 (16 局)	▲63.6% ▲7 局 (4 局)	(4 局)	▲22.2% ▲2 局 (7 局)	
1.2GHz 帯画像伝送用携帯局(公共用[国以外])	移行等(R9 年まで)	▲100.0% ▲1 局 (0 局)			▲100.0% ▲1 局 (0 局)								
ルーラル加入者系無線(基地局)	移行等(R12 年まで)	(12 局)			(1 局)					(2 局)	(3 局)	(6 局)	
ルーラル加入者系無線(陸上移動局)	移行等(R12 年まで)	▲12.2% ▲5 局 (36 局)			(2 局)						(5 局)	▲14.7% ▲5 局 (29 局)	

上段：R5 年度と比較した無線局数の増減割合、中段：R5 年度と比較した無線局数の増減、下段：R7 年度の無線局数とし、増減が無い箇所等は空欄とした。網掛けは全国と増減傾向が異なる箇所。

なお、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)が増加している点については、P53 を参照。

（調査結果 図表－全－4－0－15 より一部加工）

Ⅴ　総括

本件「令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」は、令和4年改正電波法に基づき、電波監理審議会が行う714MHz超の周波数帯に係る2回目の評価である。

本評価は、有効利用評価方針に基づき、714MHz超の周波数帯において、重点調査対象システムの評価、6つの周波数区分ごとの評価及び総合通信局の管轄区域ごとの評価を定性的に行った。

最後に、令和7年度の評価結果を総括するとともに、今後の調査及び評価に向けた課題等について記載する。

＜評価結果の総括＞

714MHz超の周波数帯に係る重点調査対象を含む6つの区分は、過去の評価結果を踏まえて周波数再編アクションプランに適切に反映するとともに、同プランに基づき利用状況調査がなされ、利用状況や課題を調査結果として的確に整理されていることが認められる。

その調査結果から、各周波数帯の特性や、これまでの国内での利用形態、国際的な利用との調和等に基づき、様々な無線システムにより利用されていること、デジタル化或いは他システムへの移行・代替等が求められているものについては一定の進展が見られること、また、新たな電波利用の需要に応じるための制度整備の実施などに関して同プランに記載されている取組がおおむね着実に遂行されていることなどから、いずれの区分においても「電波の有効利用は一定程度図られている」と評価した。更なる電波の有効利用に向け、今後、総務省においては、各区分の評価に示した取組を実施していくことが適当である。

今回、総務省における取組として、5G導入のための周波数移行に係る4.9GHz帯の終了促進措置、V2X導入のための5.9GHz帯の特定周波数変更対策業務といった制度的な対応が確認できた。新たな電波利用システムの導入をより円滑に行うため、諸外国における電波利用の動向についても適時適切に把握するほか、このような制度を効果的に活用し、既存システムの着実な移行を進めることを期待する。

また、BWA、携帯電話、無線LAN、920MHz帯ワイヤレス電力伝送システムなどの利用シーン拡大（上空利用、海上利用、屋外利用等）や、V2X及びNTN（衛星ダイレクト通信、HAPS）をはじめとした新たな電波利用システムの導入の対応、また、無線LANについてはAFCシステムを利用した利用拡大に関して制度化に向けた対応が進行中であることが確認できた。周波数がひっ迫している状況の中、ニーズに応じた利用シーンの拡大や、新たなシステムの導入を実現するためには、既存システムとの周波数共用が不可欠であり、また、共用することでより周波数の有効利用が図られると考えられるため、さらなる周波数共用の促進を図っていくことを期待する。

今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待する。

＜評価結果における課題等の概要＞

（重点調査）

・映像 STL/TTL/TSL（B バンド）について、引き続き、本システムの着実かつ早期の移行が図れるよう、変更対策機関を通じて、免許人に対して移行期限の周知や必要な情報提供等も行いながら、移行を進めていくこと。

・15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)及び電気通信業務災害対策用の使用する周波数帯について、WRC-27 の検討状況をみながら、国内における新たな無線システム（携帯電話サービス）への需要や、既存システムの移行方法について、引き続き調査、検討を行うこと。

（714MHz 超 1.4GHz 以下の周波数帯）

・700MHz における非地上系ネットワーク(NTN)の早期の導入に向けた取組を期待。

・800/900MHz 帯 MCA サービスの終了に向け、陸上移動中継局の免許人と連携し、代替可能なシステムへの移行などについてユーザーに対し丁寧な周知・広報に努めること。

・900MHz 帯 MCA サービスの終了後、当該サービスが使用している周波数帯の跡地を利用する新たな電波利用システムの導入に向けて検討を推進すること。

・1.2GHz 帯画像伝送用携帯局の着実な移行を推進すること。

・1.2GHz 帯をはじめ、アマチュア無線は全体的に減少傾向。アマチュア無線については、ワイヤレス人材育成の裾野を広げる取組を進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえ、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進に向けた検討を引き続き進めていくこと。

（1.4GHz 超 3.4GHz 以下の周波数帯）

・（特定のシステムに限らず）周波数利用の国際調和に向けた取組について推進すること。

・ルーラル加入者系無線の早期の移行を推進すること。

・周波数再編アクションプランに記載の、ダイナミック周波数共用の取組を推進すること。

・BWA システムの技術基準その他関連制度の在り方について、技術やサービスの進展、ユーザーのニーズの変化等に応じて不断に検討を行うこと。

・NTN の導入に向け、国内のニーズや国際的な動向等を踏まえながら研究開発等を推進すること。

（3.4GHz 超 8.5GHz 以下の周波数帯）

・5GHz 帯無線アクセスシステムの免許人・登録人に対し、引き続き、移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるともに、終了促進措置の状況を確認していくこと。

・6GHz 帯の無線 LAN について、AFC システムの構築や運用等に必要な検討を進めること。

・狭域通信（DSRC）システムについて、割当状況や実際に使用されているチャネルの偏り状況を可視化する等、今後も利用形態や周波数利用状況を調査するとともに、その利用状況を踏まえ、他の無線システムとの共用の可能性の検討を行っていくこと。

・（特定のシステムに限らず）上空利用、海上利用等、利用シーンの拡大に向けた検討を推進していくこと。

・（特定のシステムに限らず）年々増加する通信トラヒックに効率的に対応していくため、高次の多値変調などの高度な技術の導入に向けた検討を推進していくこと。

（8.5GHz 超 15.35GHz 以下の周波数帯）

・放送事業用無線局（STL/TTL/TSL）（E バンド（10GHz 帯）、F バンド（10.5GHz 帯）及び G バンド（13GHz 帯））について、引き続き、高次の多値変調等の高度化に係る制度化に向けた対応を推進していくこと。

・衛星通信システム、特に車載、船舶及び航空機向けの移動体衛星通信システムについて、さらなる利用向上に資するため、より柔軟な運用が可能となるよう見直し等の検討を引き続き推進していくこと。

・WRC-27 における IMT 特定の検討帯域となっている 15GHz 帯について、15GHz 帯電気通信業務に係る重点調査の評価に示した取組を実施していくこと。

（15.35GHz 超 36GHz 以下の周波数帯）

・26GHz 帯について、価額競争による割当てに向け、引き続き、着実な実施に向けた取組を実施していくこと。

・26GHz 帯における価額競争による割当ての対象以外の周波数については、22GHz 帯等への移行に向けた取組を推進するとともに、既存システムの移行を前提とした 5G への割当てについて引き続き検討すること。

・ローカル 5G（28.2～29.1GHz）について、より一層の普及に資するため、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関する検討を推進すること。

（36GHz 超の周波数帯）

・40GHz 帯（37.0～43.5GHz）について、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、引き続き 5G への割当て時期等を検討すること。また、40GHz 帯以外の IMT 特定済の周波数帯（47.2～48.2GHz、66～71GHz）についても、ITU、3GPP 等における検討状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、5G への割当て可能性について検討を推進すること。

（総合通信局ごと）

・無線局数やその増減の状況を特に詳しく把握する必要があるシステムに対し、地域ごとの状況を整理することは有意。

＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞

①調査について

・周波数の共用や移行等に資するため、電波利用を取り巻く状況の変化に迅速に対応可能な調査についての検討

今回の調査対象周波数帯においては、例えばローカル 5G やグローバルスターシステム、或いは、公衆 PHS サービスに係る無線局など、2 年前の前回調査から大きく増減しているものがあるが、現在の調査は、「714MHz 以下」及び「714MHz 超」に分けて調査を行っているため、それぞれの調査周期は 2 年ごととなっており、毎年の状況の変化には対応できない状況である。

また、現在の調査は、無線局データベースから無線局数などを統計する「PARTNER 調査」のほか、免許人に対して個別に調査票を送付して調査する「調査票調査」、また、重点調査の対象システムについては「発射状況調査」が行われているところである。このうち、調査票調査については、多くの対象システムに対して設問や回答選択肢がおおむね共通的に設けられているといった状況から、免許人の誤解を招きやすいケースがあることや、共用や移行が求められていないシステムに対しても共用や移行に関連する設問が設定されている状況である。

電波の利用状況調査の、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するという目的に照らした場合には、共用や移行等が求められるシステムや、無線局数の増減等の変化の大きいシステムに対しては、より短い周期での調査や、免許人に対してより深掘りした調査が求められる一方で、それ以外のシステムに対しては、例えばデータベースから無線局数の推移を把握していく程度として合理化を図ることも必要と考えられる。

加えて、発射状況調査については、PARTNER 調査や調査票調査を補完するものとして位置付けられており、無線局の実態を把握するためには有意であるものの、免許人に対してより深堀した調査が求められている現状においては、免許人の回答の意図や具体的な課題を十分に把握するため、免許人に対してヒアリングなどを行うことが、より有意な面もあると考えられる。

以上を踏まえ、利用状況調査を担当する総務省においては、より電波の有効利用に資するため、周波数の共用や移行等に関連するシステムの情報を、重点的かつ迅速に調査ができるよう検討し、順次、調査に反映していただきたい。

②評価について

・調査の見直しにあわせた評価の見直しの検討

上述の調査の見直しに伴い、評価に関しても、周波数共用や移行等の有効利用の検討に資するという目的を踏まえ、重点化、合理化を図りつつ、より具体的なものとなるよう、PARTNER 調査により無線局数などの統計的な情報については引き続き広く注視、分析しながら、調査票調査やヒアリングなどにより得られた情報をさらに評価に生かせるような見直しを検討したい。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展に加え、諸外国における電波利用の動向等も踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

別添

１　714MHz 超の無線システムに係る免許人数・無線局数の推移

２　参考資料　有効利用評価方針等

別添１　714MHz超の無線システムに係る免許人数・無線局数の推移

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分（１）

714MHz超1.4GHz以下の周波数

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
1	炭坑用(基地局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
2	炭坑用(陸上移動局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
3	800MHz帯MCA陸上移動通信(基地局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
4	800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	129局	128局	127局	-1局	-0.8%	11
5	800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動局)	5,237者	4,684者	3,696者	-988者	-21.1%	137,277局	124,541局	104,027局	-20,514局	-16.5%	143
6	900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	64局	120局	118局	-2局	-1.7%	11
7	900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動局)	6者	170者	210者	40者	23.5%	390局	5,194局	8,181局	2,987局	57.5%	143
8	900MHz帯電波規正用無線局	1者	1者	1者	0者	0.0%	6局	6局	2局	-4局	-66.7%	-
9	920MHz帯移動体識別(構内無線局(免許局))	1,176者	1,389者	1,455者	66者	4.8%	6,092局	7,745局	9,689局	1,944局	25.1%	-
10	920MHz帯移動体識別(構内無線局(登録局))	1,150者	1,230者	1,218者	-12者	-1.0%	16,875局	19,588局	19,092局	-496局	-2.5%	-
11	920MHz帯テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用(陸上移動局(免許局))	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
12	920MHz帯テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用(陸上移動局(登録局))	89者	122者	122者	0者	0.0%	6,215局	7,729局	7,782局	53局	0.7%	-
13	920MHz帯移動体識別(陸上移動局(免許局))	42者	82者	93者	11者	13.4%	140局	430局	744局	314局	73.0%	-
14	920MHz帯移動体識別(陸上移動局(登録局))	291者	692者	1,039者	347者	50.1%	6,793局	10,078局	15,802局	5,724局	56.8%	-
15	920MHz帯無線電力伝送(構内無線局)	0者	2者	3者	1者	50.0%	0局	14局	468局	454局	3242.9%	
16	スポーツ審判無線(陸上移動局)	2者	2者	2者	0者	0.0%	397局	475局	342局	-133局	-28.0%	
17	携帯等抑止(714MHz超960MHz以下)(特別業務の局)	3者	57者	103者	46者	80.7%	12局	112局	221局	109局	97.3%	
18	実験試験局(714MHz超960MHz以下)	129者	95者	38者	-57者	-60.0%	447局	417局	322局	-95局	-22.8%	-
19	その他(714MHz超960MHz以下)	83者	5者	3者	-2者	-40.0%	187局	13局	97局	84局	646.2%	-
20	航空用DME／TACAN(無線航行陸上局)	6者	6者	6者	0者	0.0%	192局	196局	188局	-8局	-4.1%	-
21	航空用DME／TACAN(航空機局)	325者	326者	317者	-9者	-2.8%	1,751局	1,672局	1,694局	22局	1.3%	-
22	航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・二次監視レーダー(SSR)又は洋上航空路監視レーダー(ORSR)	1者	1者	1者	0者	0.0%	104局	105局	109局	4局	3.8%	-
23	航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・ATCトランスポンダ(無線航行移動局)	1者	1者	4者	3者	300.0%	6局	6局	15局	9局	150.0%	-

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(１)

714MHz超1.4GHz以下の周波数 (続き)

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
24	航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・ATCトランスポンダ(航空機局)	580者	587者	558者	-29者	-4.9%	2,276局	2,200局	2,191局	-9局	-0.4%	-
25	航空機衝突防止システム(ACAS)	163者	180者	187者	7者	3.9%	1,343局	1,301局	1,356局	55局	4.2%	-
26	RPM・マルチラテレーション	1者	1者	1者	0者	0.0%	38局	38局	38局	0局	0.0%	-
27	実験試験局(960MHz超1.215GHz以下)	10者	13者	15者	2者	15.4%	46局	59局	64局	5局	8.5%	-
28	その他(960MHz超1.215GHz以下)	4者	4者	4者	0者	0.0%	50局	50局	72局	22局	44.0%	-
29	災害時救出用近距離レーダー	12者	9者	9者	0者	0.0%	13局	9局	9局	0局	0.0%	-
30	テレメータ・テレコントロール・データ伝送用(構内無線局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	39局	39局	39局	0局	0.0%	-
31	1.2GHz帯アマチュア無線	82,747者	76,168者	68,423者	-7,745者	-10.2%	86,340局	80,076局	72,344局	-7,732局	-9.7%	-
32	1.2GHz帯画像伝送用携帯局	144者	80者	56者	-24者	-30.0%	228局	172局	140局	-32局	-18.6%	52
33	1.2GHz帯画像伝送用携帯局(公共用[国以外])	1者	1者	0者	-1者	-100.0%	1局	1局	0局	-1局	-100.0%	-
34	1.2GHz帯電波規正用無線局	1者	1者	1者	0者	0.0%	4局	4局	3局	-1局	-25.0%	-
35	1.2GHz帯映像FPU	42者	42者	41者	-1者	-2.4%	120局	123局	123局	0局	0.0%	41
36	1.2GHz帯特定ラジオマイク・1.2GHz帯デジタル特定ラジオマイク(A型)(陸上移動局)	720者	788者	874者	86者	10.9%	14,959局	16,445局	18,747局	2,302局	14.0%	-
37	1.3GHz帯ウインドプロファイラレーダー	1者	1者	1者	0者	0.0%	33局	33局	33局	0局	0.0%	-
38	実験試験局(1.215GHz超1.4GHz以下)	14者	14者	11者	-3者	-21.4%	43局	33局	25局	-8局	-24.2%	-
39	その他(1.215GHz超1.4GHz以下)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
合計		92,985者	86,757者	78,495者	-8,262者	-10.5%	282,610局	279,152局	264,204局	-14,948局	-5.4%	401

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分（２）

1.4GHz超3.4GHz以下の周波数

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
1	インマルサットシステム(航空地球局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
2	インマルサットシステム(地球局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
3	インマルサットシステム(海岸地球局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
4	インマルサットシステム(携帯基地地球局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
5	インマルサットシステム(船舶地球局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	938局	992局	997局	5局	0.5%	-
6	インマルサットシステム(航空機地球局)	2者	2者	3者	1者	50.0%	345局	335局	352局	17局	5.1%	-
7	インマルサットシステム(携帯移動地球局)	9者	10者	10者	0者	0.0%	22,517局	21,676局	19,346局	-2,330局	-10.7%	-
8	インマルサットシステム(地球局(可搬))	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
9	イリジウムシステム(携帯移動地球局)	10者	11者	12者	1者	9.1%	24,502局	24,227局	23,774局	-453局	-1.9%	-
10	1.6GHz帯気象衛星	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
11	1.6GHz帯気象援助業務(空中線電力が1kW未満の無線局(ラジオゾンデ))	4者	3者	2者	-1者	-33.3%	14局	9局	6局	-3局	-33.3%	-
12	準天頂衛星システム(人工衛星局)	2者	2者	2者	0者	0.0%	5局	6局	5局	-1局	-16.7%	-
13	グローバルスターシステム(携帯移動地球局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	368局	529局	5,771局	5,242局	990.9%	-
14	スラヤシステム(携帯移動地球局)	2者	2者	0者	-2者	-100.0%	14,259局	17,840局	0局	-17,840局	-100.0%	-
15	携帯等抑止(1.4GHz超1.71GHz以下)(特別業務の局)	3者	57者	103者	46者	80.7%	12局	112局	220局	108局	96.4%	-
16	実験試験局(1.4GHz超1.71GHz以下)	118者	81者	29者	-52者	-64.2%	225局	153局	68局	-85局	-55.6%	-
17	その他(1.4GHz超1.71GHz以下)	0者	0者	1者	1者	新規	0局	0局	3局	3局	新規	-
18	公衆PHSサービス(基地局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
19	公衆PHSサービス(基地局(登録局))	1者	1者	0者	-1者	-100.0%	106,429局	89,289局	0局	-89,289局	-100.0%	-
20	公衆PHSサービス(陸上移動局(登録局))	1者	1者	0者	-1者	-100.0%	134,116局	132,205局	0局	-132,205局	-100.0%	-
21	公衆PHSサービス(陸上移動中継局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
22	公衆PHSサービス(陸上移動局)	1者	1者	0者	-1者	-100.0%	1,887局	1,835局	0局	-1,835局	-100.0%	-
23	ルーラル加入者系無線(基地局)	2者	2者	2者	0者	0.0%	13局	12局	12局	0局	0.0%	4
24	ルーラル加入者系無線(陸上移動局)	2者	2者	2者	0者	0.0%	41局	41局	36局	-5局	-12.2%	-
25	衛星管制(地球局)	5者	6者	7者	1者	16.7%	8局	9局	10局	1局	11.1%	-
26	衛星管制(人工衛星局)	4者	6者	5者	-1者	-16.7%	4局	12局	14局	2局	16.7%	-
27	2.3GHz帯映像FPU	42者	42者	41者	-1者	-2.4%	120局	123局	123局	0局	0.0%	41
28	準天頂衛星システム(携帯基地地球局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	3局	3局	3局	0局	0.0%	-
29	準天頂衛星システム(携帯移動地球局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	671局	671局	671局	0局	0.0%	-
30	携帯等抑止(1.71GHz超2.4GHz以下)(特別業務の局)	3者	57者	103者	46者	80.7%	12局	112局	220局	108局	96.4%	-

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分（２）

1.4GHz超3.4GHz以下の周波数 （続き）

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査（有効回答数）
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
31	実験試験局(1.71GHz超2.4GHz以下)	130者	93者	38者	-55者	-59.1%	627局	453局	405局	-48局	-10.6%	-
32	その他(1.71GHz超2.4GHz以下)	4者	4者	4者	0者	0.0%	68局	20局	21局	1局	5.0%	-
33	2.4GHz帯アマチュア無線	5,976者	5,230者	4,998者	-232者	-4.4%	6,271局	5,522局	5,313局	-209局	-3.8%	-
34	2.4GHz帯移動体識別(構内無線局(免許局))	46者	36者	26者	-10者	-27.8%	268局	243局	119局	-124局	-51.0%	-
35	2.4GHz帯移動体識別(構内無線局(登録局))	3者	1者	1者	0者	0.0%	21局	18局	18局	0局	0.0%	-
36	2.4GHz帯無人移動体画像伝送システム	27者	43者	47者	4者	9.3%	100局	194局	286局	92局	47.4%	-
37	2.4GHz帯道路交通情報通信システム(VICSビーコン)	3者	0者	0者	0者	0.0%	2,002局	0局	0局	0局	0.0%	-
38	2.4GHz帯無線電力伝送(構内無線局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
39	N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	2局	2局	2局	0局	0.0%	-
40	N-STAR衛星移動通信システム(携帯基地地球局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	2局	2局	2局	0局	0.0%	-
41	N-STAR衛星移動通信システム(携帯移動地球局)	1者	1者	1者	0者	0.0%	47,875局	47,339局	45,955局	-1,384局	-2.9%	-
42	地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	103者	115者	115者	0者	0.0%	5,110局	6,702局	7,376局	674局	10.1%	121
43	地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局)	2者	1者	0者	-1者	-100.0%	16局	13局	0局	-13局	-100.0%	-
44	地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	101者	115者	112者	-3者	-2.6%	160,142局	265,096局	239,582局	-25,514局	-9.6%	-
45	地域広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
46	自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	27者	34者	28者	-6者	-17.6%	44局	61局	52局	-9局	-14.8%	27
47	自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局)	0者	1者	1者	0者	0.0%	0局	1局	1局	0局	0.0%	-
48	自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)	27者	35者	30者	-5者	-14.3%	244局	1,220局	1,448局	228局	18.7%	-
49	自営等広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
50	携帯等抑止(2.4GHz超2.7GHz以下)(特別業務の局)	2者	55者	98者	43者	78.2%	4局	92局	173局	81局	88.0%	-
51	実験試験局(2.4GHz超2.7GHz以下)	136者	100者	49者	-51者	-51.0%	613局	723局	666局	-57局	-7.9%	-

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分（２）

1.4GHz超3.4GHz以下の周波数 （続き）

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
52	その他(2.4GHz超2.7GHz以下)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
53	空港監視レーダー(ASR)	1者	1者	1者	0者	0.0%	30局	31局	32局	1局	3.2%	-
54	位置・距離測定用レーダー(船位計)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
55	3GHz帯船舶レーダー(船舶局)	490者	510者	517者	7者	1.4%	1,196局	1,284局	1,311局	27局	2.1%	-
56	3GHz帯船舶レーダー(特定船舶局)	13者	14者	13者	-1者	-7.1%	13局	14局	13局	-1局	-7.1%	-
57	実験試験局(2.7GHz超3.4GHz以下)	18者	19者	16者	-3者	-15.8%	75局	77局	72局	-5局	-6.5%	-
58	その他(2.7GHz超3.4GHz以下)	2者	1者	2者	1者	100.0%	5局	3局	4局	1局	33.3%	-
合計		7,329者	6,701者	6,425者	-276者	-4.1%	531,217局	619,301局	354,482局	-264,819局	-42.8%	194

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分（３）

3.4GHz超8.5GHz以下の周波数

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和３年度	令和５年度	令和７年度	人数増減	増減率	令和３年度	令和５年度	令和７年度	局数増減	増減率	
1	放送監視制御(Sバンド)	1者	0者	0者	0者	0.0%	5局	0局	0局	0局	0.0%	
2	3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL	3者	0者	0者	0者	0.0%	8局	0局	0局	0局	0.0%	
3	衛星ダウンリンク(Cバンド)(3.4GHz超3.6GHz以下)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	
4	衛星ダウンリンク(Cバンド)(3.6GHz超4.2GHz以下)	1者	1者	1者	0者	0.0%	7局	8局	8局	0局	0.0%	
5	移動衛星ダウンリンク(Cバンド)	1者	1者	1者	0者	0.0%	2局	2局	2局	0局	0.0%	
6	航空機電波高度計	151者	159者	163者	4者	2.5%	1,312局	1,253局	1,298局	45局	3.6%	
7	携帯等抑止(3.4GHz超4.4GHz以下)(特別業務の局)	2者	14者	40者	26者	185.7%	2局	25局	70局	45局	180.0%	
8	実験試験局(3.4GHz超4.4GHz以下)	22者	24者	9者	-15者	-62.5%	202局	205局	162局	-43局	-21.0%	
9	その他(3.4GHz超4.4GHz以下)	4者	14者	1者	1者	新規	5局	25局	2局	2局	新規	
10	ローカル5G(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局)	12者	133者	161者	28者	21.1%	42局	733局	2,088局	1,355局	184.9%	
11	ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(陸上移動中継局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	
12	ローカル5G(4.6GHz超4.9GHz以下)(陸上移動局)	13者	108者	161者	29者	22.0%	45局	1,522局	9,501局	7,590局	397.2%	
13	ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	
14	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(公共用[国])	1者	1者	1者	0者	0.0%	17局	17局	17局	0局	0.0%	1
15	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(登録局)	665者	679者	671者	-8者	-1.2%	15,255局	13,855局	13,126局	-729局	-5.3%	
16	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー	2者	2者	2者	0者	0.0%	2局	2局	2局	0局	0.0%	
17	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(公共用[国])	2者	2者	2者	0者	0.0%	55局	55局	55局	0局	0.0%	
18	5GHz帯アマチュア無線	5,830者	6,730者	7,125者	395者	5.9%	5,964局	6,872局	7,302局	430局	6.3%	
19	5.8GHz帯画像伝送	1者	0者	0者	0者	0.0%	2局	0局	0局	0局	0.0%	
20	5.7GHz帯無人移動体画像伝送システム	347者	531者	601者	70者	13.2%	1,208局	1,840局	2,198局	358局	19.5%	
21	5.7GHz帯無線電力伝送（構内無線局）	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	
22	狭域通信(DSRC)	200者	228者	243者	15者	6.6%	7,262局	7,291局	7,584局	293局	4.0%	
23	携帯等抑止(4.4GHz超5.85GHz以下)(特別業務の局)	0者	1者	1者	0者	0.0%	0局	1局	3局	2局	200.0%	
24	実験試験局(4.4GHz超5.85GHz以下)	71者	110者	123者	13者	11.8%	725局	1,901局	3,777局	1,876局	98.7%	
25	その他(4.4GHz超5.85GHz以下)	4者	26者	4者	1者	33.3%	11局	247局	12局	1局	9.1%	

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分（３）

3.4GHz超8.5GHz以下の周波数 （続き）

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査（有効回答数）
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
26	映像STL/TTL/TSL(Bバンド)	32者	32者	31者	-1者	-3.1%	131局	131局	129局	-2局	-1.5%	129
27	映像FPU(Bバンド)	27者	27者	26者	-1者	-3.7%	289局	267局	269局	2局	0.7%	26
28	6GHz帯電気通信業務用固定無線システム	5者	5者	5者	0者	0.0%	137局	126局	124局	-2局	-1.6%	21
29	衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	6者	6者	5者	-1者	-16.7%	29局	35局	34局	-1局	-2.9%	10
30	移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	2者	2者	2者	0者	0.0%	4局	4局	4局	0局	0.0%	3
31	映像STL/TTL/TSL(Cバンド)	82者	81者	80者	-1者	-1.2%	370局	369局	367局	-2局	-0.5%	90
32	映像FPU(Cバンド)	76者	76者	76者	0者	0.0%	2,434局	2,331局	2,316局	-15局	-0.6%	86
33	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	40者	41者	43者	2者	4.9%	2,239局	2,240局	2,273局	33局	1.5%	105
34	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外])	14者	15者	15者	0者	0.0%	75局	77局	76局	-1局	-1.3%	19
35	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国])	2者	2者	2者	0者	0.0%	1,050局	1,031局	1,020局	-11局	-1.1%	
36	映像STL/TTL/TSL(Mバンド)	50者	50者	50者	0者	0.0%	126局	122局	124局	2局	1.6%	59
37	音声STL/TTL/TSL(Mバンド)	74者	75者	75者	0者	0.0%	336局	338局	338局	0局	0.0%	91
38	放送監視制御(Mバンド)	19者	20者	20者	0者	0.0%	235局	238局	234局	-4局	-1.7%	30
39	映像STL/TTL/TSL(Dバンド)	115者	115者	115者	0者	0.0%	818局	815局	815局	0局	0.0%	129
40	映像FPU(Dバンド)	100者	100者	100者	0者	0.0%	2,943局	2,869局	2,870局	1局	0.0%	111
41	7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	349者	343者	336者	-7者	-2.0%	3,435局	3,369局	3,223局	-146局	-4.3%	464
42	映像STL/TTL/TSL(Nバンド)	41者	41者	41者	0者	0.0%	60局	59局	59局	0局	0.0%	47
43	音声STL/TTL/TSL(Nバンド)	3者	3者	3者	0者	0.0%	3局	3局	3局	0局	0.0%	3
44	放送監視制御(Nバンド)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	
45	地球探査衛星	4者	6者	6者	0者	0.0%	5局	13局	17局	4局	30.8%	6
46	実験試験局(5.85GHz超8.5GHz以下)	17者	17者	18者	1者	5.9%	60局	84局	87局	3局	3.6%	
47	その他(5.85GHz超8.5GHz以下)	3者	2者	2者	1者	100.0%	4局	3局	2局	1局	100.0%	
合計		8,384者	9,802者	10,361者	559者	5.7%	46,894局	50,339局	61,591局	11,252局	22.4%	

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

*3 令和元年度の欄は、令和元年度（714MHz超3.4GHz以下）又は平成30年度調査（3.4GHz超）結果の免許人数及び無線局数を記載している。

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(４)

8.5GHz超15.35GHz以下の周波数

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
1	位置・距離測定用レーダー	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
2	精測進入レーダー(PAR)	1者	1者	1者	0者	0.0%	2局	2局	2局	0局	0.0%	-
3	航空機用気象レーダー	125者	132者	143者	11者	8.3%	1,178局	1,117局	1,165局	48局	4.3%	-
4	9GHz帯航空機搭載型合成開口レーダー	1者	1者	1者	0者	0.0%	1局	1局	1局	0局	0.0%	-
5	X帯沿岸監視用レーダー	62者	51者	50者	-1者	-2.0%	118局	105局	109局	4局	3.8%	62
6	レーマークビーコン・レーダービーコン	2者	2者	1者	-1者	-50.0%	2局	2局	1局	-1局	-50.0%	-
7	捜索救助用レーダートランスポンダ(SART)	2,648者	2,535者	2,418者	-117者	-4.6%	5,501局	5,410局	5,330局	-80局	-1.5%	-
8	船舶航行用レーダー	37,051者	37,728者	37,763者	35者	0.1%	46,243局	47,201局	47,516局	315局	0.7%	-
9	X帯沿岸監視用レーダー(移動型)	11者	9者	9者	0者	0.0%	88局	93局	93局	0局	0.0%	11
10	9GHz帯気象レーダー	6者	6者	7者	1者	16.7%	46局	46局	49局	3局	6.5%	17
11	9GHz帯気象レーダー(可搬型)	1者	1者	1者	0者	0.0%	1局	1局	1局	0局	0.0%	1
12	10.125GHz帯アマチュア無線	1,441者	1,314者	1,546者	232者	17.7%	1,541局	1,416局	1,667局	251局	17.7%	-
13	実験試験局(8.5GHz超10.25GHz以下)	104者	106者	92者	-14者	-13.2%	440局	457局	363局	-94局	-20.6%	-
14	その他(8.5GHz超10.25GHz以下)	2者	2者	1者	-1者	-50.0%	2局	2局	1局	-1局	-50.0%	-
15	映像STL/TTL/TSL(Eバンド)	29者	29者	29者	0者	0.0%	53局	53局	53局	0局	0.0%	33
16	映像FPU(Eバンド)	129者	129者	129者	0者	0.0%	2,095局	2,052局	2,092局	40局	1.9%	138
17	10.475GHz帯アマチュア無線	1,080者	983者	1,256者	273者	27.8%	1,155局	1,060局	1,352局	292局	27.5%	-
18	速度センサ／侵入検知センサ	97者	83者	97者	14者	16.9%	1,877局	1,359局	1,760局	401局	29.5%	-
19	映像STL/TTL/TSL(Fバンド)	24者	24者	24者	0者	0.0%	74局	72局	72局	0局	0.0%	29
20	映像FPU(Fバンド)	80者	80者	79者	-1者	-1.3%	1,350局	1,362局	1,355局	-7局	-0.5%	83
21	11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	6者	6者	6者	0者	0.0%	2,464局	2,392局	2,350局	-42局	-1.8%	-
22	11GHz帯電気通信業務災害対策用	2者	2者	2者	0者	0.0%	132局	132局	132局	0局	0.0%	-
23	11GHz帯電気通信業務テレビ伝送用	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
24	衛星ダウンリンク(Kuバンド)(10.7GHz超11.7GHz以下)	2者	1者	1者	0者	0.0%	7局	6局	7局	1局	16.7%	-
25	BS放送	1者	1者	1者	0者	0.0%	9局	9局	9局	0局	0.0%	-
26	衛星ダウンリンク(Kuバンド)(11.7GHz超12.75GHz以下)	4者	4者	4者	0者	0.0%	32局	32局	33局	1局	3.1%	-
27	12GHz帯公共・一般業務(中継系・エントランス)	121者	106者	97者	-9者	-8.5%	1,126局	984局	863局	-121局	-12.3%	-
28	CS放送	1者	1者	1者	0者	0.0%	4局	4局	4局	0局	0.0%	-
29	映像STL/TTL/TSL(Gバンド)	75者	75者	75者	0者	0.0%	173局	170局	166局	-4局	-2.4%	84
30	映像FPU(Gバンド)	1者	1者	1者	0者	0.0%	5局	5局	3局	-2局	-40.0%	1

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(４)

8.5GHz超15.35GHz以下の周波数 (続き)

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
31	13GHz帯航空機航行用レーダー	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
32	13GHz帯船舶航行管制用レーダー	2者	2者	2者	0者	0.0%	2局	2局	2局	0局	0.0%	-
33	接岸援助用レーダー	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
34	衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下)	14者	15者	16者	1者	6.7%	12,686局	18,557局	33,374局	14,817局	79.8%	-
35	14GHz帯BSフィーダリンク	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
36	CSフィーダリンク	1者	1者	1者	0者	0.0%	1局	1局	1局	0局	0.0%	-
37	移動衛星サービスリンクのアップリンク(Kuバンド)	14者	13者	15者	2者	15.4%	734局	712局	2,584局	1,872局	262.9%	-
38	15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	3者	3者	3者	0者	0.0%	1,053局	935局	873局	-62局	-6.6%	-
39	15GHz帯電気通信業務災害対策用	2者	1者	1者	0者	0.0%	32局	28局	24局	-4局	-14.3%	-
40	15GHz帯電気通信業務テレビ伝送用	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
41	15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外])	39者	39者	40者	1者	2.6%	47局	48局	50局	2局	4.2%	40
42	15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国])	1者	0者	0者	0者	0.0%	1局	0局	0局	0局	0.0%	-
43	15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外])	43者	42者	43者	1者	2.4%	58局	56局	57局	1局	1.8%	43
44	15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国])	2者	2者	2者	0者	0.0%	5局	2局	2局	0局	0.0%	-
45	実験試験局(10.25GHz超15.35GHz以下)	21者	24者	21者	-3者	-12.5%	53局	48局	45局	-3局	-6.3%	-
46	その他(10.25GHz超15.35GHz以下)	0者	0者	1者	1者	新規	0局	0局	3局	3局	新規	-
合計		43,249者	43,555者	43,980者	425者	1.0%	80,391局	85,934局	103,564局	17,630局	20.5%	542

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。
*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(５)

15.35GHz超36GHz以下の周波数

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
1	17GHz帯BSフィーダリンク	10者	10者	10者	0者	0.0%	30局	31局	31局	0局	0.0%	12
2	衛星ダウンリンク(Kaバンド)(17.3GHz超20.2GHz以下)	2者	2者	2者	0者	0.0%	7局	7局	7局	0局	0.0%	2
3	衛星ダウンリンク(Kaバンド)(20.2GHz超21.2GHz以下)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
4	18GHz帯公共用小容量固定	288者	284者	276者	-8者	-2.8%	1,360局	1,378局	1,353局	-25局	-1.8%	291
5	18GHz帯FWA	60者	53者	45者	-8者	-15.1%	689局	643局	607局	-36局	-5.6%	57
6	18GHz帯電気通信業務(エントランス)	4者	4者	4者	0者	0.0%	3,238局	3,013局	2,973局	-40局	-1.3%	32
7	実験試験局(15.35GHz超21.2GHz以下)	16者	15者	15者	0者	0.0%	34局	38局	45局	7局	18.4%	-
8	その他(15.35GHz超21.2GHz以下)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
9	有線テレビジョン放送事業用(移動)	4者	4者	4者	0者	0.0%	21局	21局	21局	0局	0.0%	11
10	22GHz帯FWA	1者	1者	1者	0者	0.0%	54局	53局	34局	-19局	-35.8%	6
11	22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	2者	1者	1者	0者	0.0%	36局	26局	26局	0局	0.0%	3
12	有線テレビジョン放送事業用(固定)	11者	7者	6者	-1者	-14.3%	19局	12局	11局	-1局	-8.3%	7
13	実験試験局(21.2GHz超23.6GHz以下)	1者	2者	3者	1者	50.0%	1局	2局	8局	6局	300.0%	-
14	その他(21.2GHz超23.6GHz以下)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
15	24GHz帯アマチュア無線	795者	739者	695者	-44者	-6.0%	846局	792局	744局	-48局	-6.1%	-
16	速度測定用等レーダー	142者	128者	144者	16者	12.5%	256局	208局	226局	18局	8.7%	-
17	空港面探知レーダー	1者	1者	1者	0者	0.0%	9局	9局	10局	1局	11.1%	5
18	26GHz帯FWA	7者	7者	7者	0者	0.0%	5,624局	5,577局	5,454局	-123局	-2.2%	39
19	衛星アップリンク(ESIMを除く)(Kaバンド)　(27.0GHz超31.0GHz以下)	3者	4者	4者	0者	0.0%	50局	50局	55局	5局	10.0%	12
20	ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	29者	34者	21者	-13者	-38.2%	59局	73局	44局	-29局	-39.7%	21
21	ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動局)	29者	34者	22者	-12者	-35.3%	204局	806局	3,886局	3,080局	382.1%	-
22	ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動中継局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	
23	ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(フェムトセル基地局・屋内小型基地局)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	
24	ESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5GHz超30.0GHz以下)	6者	7者	6者	-1者	-14.3%	172局	280局	380局	100局	35.7%	6

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(５)

15.35GHz超36GHz以下の周波数 (続き)

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
25	踏切障害物検知レーダー	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
26	実験試験局(23.6GHz超36GHz以下)	35者	35者	34者	-1者	-2.9%	257局	534局	630局	96局	18.0%	-
27	その他(23.6GHz超36GHz以下)	2者	2者	2者	0者	0.0%	4局	4局	4局	0局	0.0%	-
合計		1,448者	1,374者	1,303者	-71者	-5.2%	12,970局	13,557局	16,549局	2,992局	22.1%	504

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。
*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分（６）

36GHz超の周波数

No	無線システム	免許人数					無線局数					調査票調査(有効回答数)
		令和3年度	令和5年度	令和7年度	人数増減	増減率	令和3年度	令和5年度	令和7年度	局数増減	増減率	
1	40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外])	1者	1者	1者	0者	0.0%	2局	2局	2局	0局	0.0%	1
2	40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国])	1者	0者	0者	0者	0.0%	52局	0局	0局	0局	0.0%	-
3	40GHz帯公共・一般業務(中継系)	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
4	40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外])	8者	1者	1者	0者	0.0%	34局	2局	2局	0局	0.0%	1
5	40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国])	1者	0者	0者	0者	0.0%	4局	0局	0局	0局	0.0%	-
6	38GHz帯FWA	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
7	38GHz帯FWA(公共用[国])	1者	1者	1者	0者	0.0%	94局	90局	90局	0局	0.0%	-
8	40GHz帯映像FPU	1者	1者	1者	0者	0.0%	9局	9局	9局	0局	0.0%	1
9	40GHz帯駅ホーム画像伝送	11者	12者	12者	0者	0.0%	656局	850局	945局	95局	11.2%	13
10	40GHz帯列車無線（基地局）	0者	0者	1者	1者	新規	0局	0局	34局	34局	新規	-
11	40GHz帯列車無線（陸上移動局）	0者	0者	2者	2者	新規	0局	0局	58局	58局	新規	-
12	47GHz帯アマチュア無線	524者	492者	450者	-42者	-8.5%	562局	535局	489局	-46局	-8.6%	-
13	50GHz帯簡易無線	65者	46者	37者	-9者	-19.6%	590局	312局	211局	-101局	-32.4%	-
14	55GHz帯映像FPU	1者	1者	1者	0者	0.0%	3局	3局	3局	0局	0.0%	-
15	60GHz帯無線アクセスシステム	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
16	80GHz帯高速無線伝送システム	30者	37者	40者	3者	8.1%	742局	1,234局	1,352局	118局	9.6%	69
17	90GHz帯滑走路面異物検知レーダー	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	-
18	77.75GHz帯アマチュア無線	214者	212者	209者	-3者	-1.4%	238局	239局	236局	-3局	-1.3%	-
19	120GHz帯映像FPU	0者	0者	0者	0者	0.0%	0局	0局	0局	0局	0.0%	0
20	135GHz帯アマチュア無線	145者	143者	142者	-1者	-0.7%	167局	168局	167局	-1局	-0.6%	-
21	249GHz帯アマチュア無線	16者	17者	19者	2者	11.8%	20局	22局	24局	2局	9.1%	-
22	実験試験局(36GHz超)	20者	25者	37者	12者	48.0%	180局	462局	777局	315局	68.2%	-
23	その他(36GHz超)	0者	0者	2者	2者	新規	0局	0局	3局	3局	新規	-
合計		1,038者	989者	956者	-33者	-3.3%	3,353局	3,928局	4,402局	474局	12.1%	85

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。
*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。
*3 令和元年度の欄は、令和元年度（714MHz超3.4GHz以下）又は平成30年度調査（3.4GHz超）結果の免許人数及び無線局数を記載している。

別添２　参考資料　有効利用評価方針等

電波の利用状況調査・有効利用評価

- 電波監理審議会は、**有効利用評価方針の作成・公表**を行う。
- **総務大臣が行った利用状況調査に対し、有効利用評価方針に基づき評価**を行う。

電波の利用状況の調査［電波法第26条の2第1項］

電気通信業務用基地局
（携帯電話・全国BWA）
携帯移動地球局等
（衛星ダイレクト通信システム）
【毎年】
［法第26条の2第1項第1号］

電気通信業務用基地局以外の無線局
［法第26条の2第1項第2号］

公共業務用無線局
（毎年）
［省令第3条第1項第2号］

各種電波利用システム
①714MHz以下（令和6年度）
②714MHz超　（令和7年度）
［省令第3条第1項第3号］

臨時の利用状況調査
（必要に応じ）
［省令第7条］

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
③発射状況調査（補完調査）

・・・総務大臣
・・・電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表
［法第26条の2第2項］

有効利用評価方針の公表
［法第26条の3第2項］

評価（案）の検討
事業者ヒアリング［法第26条の3第5項］

評価（案）に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の公表
［法第26条の3第4項］

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

電波監理審議会 有効利用評価部会の概要

- 令和４年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）※１**を行う**こととなった※２ 。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。
- 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。
（同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1　電波法（昭和25年法律第131号）
第二十六条の三　電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

※2　改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

【周波数再編のPDCAサイクル】

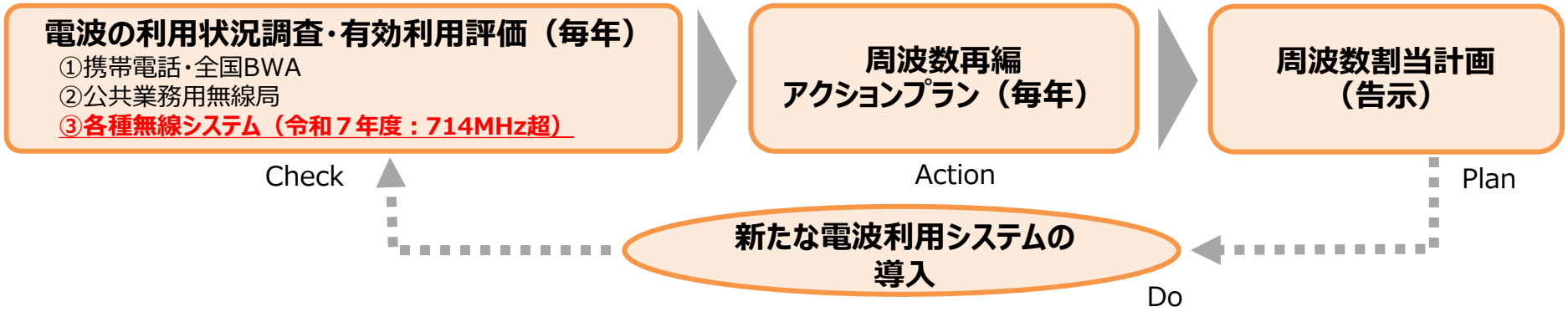

【有効利用評価部会 構成員（令和８年６月現在）】

	氏　名	主 要 現 職
部会長（委員）	西村　暢史	中央大学　法学部　教授 【電波監理審議会 委員】
部会長代理（委員）	笹瀬　　巌	慶應義塾大学　名誉教授　【電波監理審議会 会長】
特別委員	池永　全志	九州工業大学　大学院　工学研究院　電気電子工学研究系　教授
特別委員	石山　和志	東北大学　電気通信研究所　所長・教授
特別委員	眞田　幸俊	慶應義塾大学　理工学部　電気情報工学科　教授
特別委員	中野　美由紀	大学共同利用法人　情報・システム研究機構　理事／津田塾大学　新学部設置準備室　教授
特別委員	山本　裕子	大東文化大学　法学部　法律学科　教授

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は３年。再任可。

有効利用評価部会における審議経緯

電波監理審議会　有効利用評価部会
（各種無線システム・714MHz超の周波数帯に係る有効利用評価関係）

第５７回（３/18）	・令和７年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果の概要報告
第５８回（４/７）	・重点調査結果（映像STL/TTL/TSL（Bバンド）、15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）、15GHz帯電気通信災害対策用）に関する詳細報告
第５９回（５/７）	・重点調査結果に係る評価結果（案）の検討 ・周波数区分※1ごとの調査結果に関する詳細報告
第６０回（５/21）	・周波数区分※1ごとの調査結果に係る評価結果（案）の検討 ・周波数区分※2ごとの調査結果に関する詳細報告 ・総合通信局ごとの調査結果に関する詳細報告
第６１回（６/４）	・評価結果（案）の取りまとめ

※1　(1)714MHz～1.4GHz、(2)1.4～3.4GHz、(3)3.4～8.5GHz
※2　(4)8.5～15.35GHz、(5)15.35～36GHz、(6)36GHz ～

有効利用評価方針の概要

(1) 電気通信業務用基地局（携帯電話及び全国ＢＷＡ）に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的な評価)	複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局（特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったもの）※1	各種無線システム ※2
評価の方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。	**無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行・ 共用の対応やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価**。

※1 デジタル変革時代の電波政策懇談会において、検討対象となった国のシステム

※２ 令和7年度の評価対象は、**714MHz超の周波数帯**

✓ **重点調査対象の３システムは個別に評価**

① 映像STL/TTL/TSL（Bバンド）
② 15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）
③ 15GHz帯電気通信業務災害対策用

✓ **６つの周波数区分ごとに評価**

(1) 714MHz超1.4GHz以下
(2) 1.4GHz超3.4GHz以下
(3) 3.4GHz超8.5GHz以下
(4) 8.5GHz超15.35GHz以下
(5) 15.35GHz超36GHz以下
(6) 36GHz超

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

有効利用評価方針の概要（各種無線システム）

1　評価の事項

当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

ア　無線局の数
イ　無線局の行う無線通信の通信量
ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況
エ　総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

2　評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　１アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み。
イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況
オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

3　実測による発射状況等の分析

重点調査対象システムについては、上記の事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

4　評価にあたって考慮する事項

上記の事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性
ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用
イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用
ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用
エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用
（２）電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

資料５

電波監理審議会審議資料

令和８年６月１５日

令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案（令和８年６月１５日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、後藤官、宮内官）

電話：０３－５２５３－５８２９

審議内容について

総務省総合通信基盤局総務課

（柏崎課長補佐、尾形係長、岩波主査）

電話：０３－５２５３－５９８８

電波監理審議会（第1157回）
審議事項（2） 資料1

令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）【概要版】

令和8年6月15日
電波監理審議会
有効利用評価部会

事務局注) (*)及び【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】の部分は、府省庁名又は不公表システムのため、非公表

電波監理審議会 有効利用評価部会の概要

- 令和４年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）※１**を行う**こととなった※２ 。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。
- 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。
（同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1　電波法（昭和25年法律第131号）
第二十六条の三　電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

※2　改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

【周波数再編のPDCAサイクル】

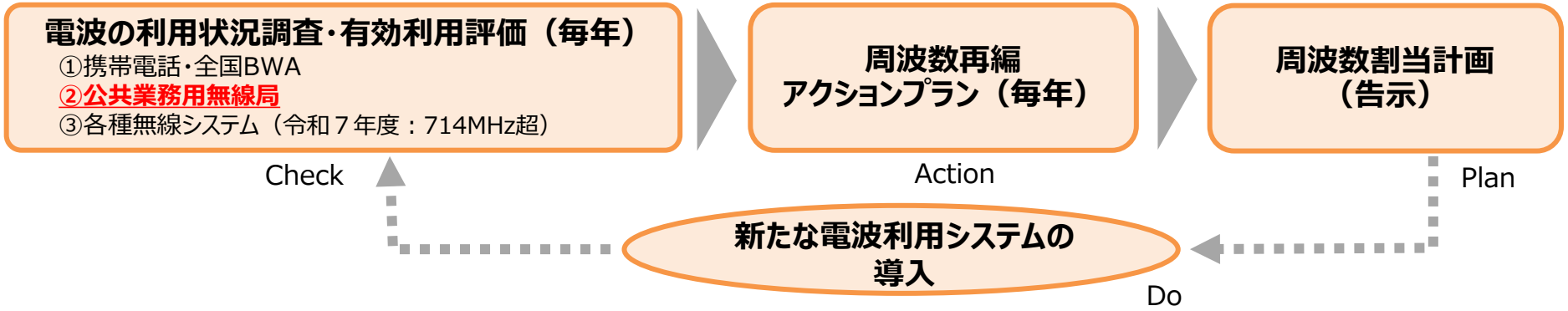

【有効利用評価部会 構成員（令和８年６月現在）】

	氏　名	主 要 現 職
部会長（委員）	西村　暢史	中央大学　法学部　教授 【電波監理審議会 委員】
部会長代理（委員）	笹瀬　　巌	慶應義塾大学　名誉教授　【電波監理審議会 会長】
特別委員	池永　全志	九州工業大学　大学院　工学研究院　電気電子工学研究系　教授
特別委員	石山　和志	東北大学　電気通信研究所　所長・教授
特別委員	眞田　幸俊	慶應義塾大学　理工学部　電気情報工学科　教授
特別委員	中野　美由紀	大学共同利用法人　情報・システム研究機構　理事／津田塾大学　新学部設置準備室　教授
特別委員	山本　裕子	大東文化大学　法学部　法律学科　教授

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は３年。再任可。

有効利用評価部会における審議経緯

電波監理審議会　有効利用評価部会
（公共業務用無線局に係る有効利用評価関係）

第５７回（３/１８）	・令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果の概要報告
第５９回（５/７）	・令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果の詳細報告
第６０回（５/２１）	・評価結果（案）の検討
第６１回（６/４）	・評価結果（案）の取りまとめ

有効利用評価方針の概要

(1) 電気通信業務用基地局（携帯電話及び全国ＢＷＡ）に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的な評価)	複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局（特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったもの）※1	各種無線システム ※2
評価の方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、**電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価**。	無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行・　共用の対応やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。

※1 **デジタル変革時代の電波政策懇談会**において、**検討対象となった国のシステム（計３１システム）**

① **他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム：９システム**
② **アナログ方式を用いるシステム：２２システム**

※２　令和7年度の評価対象は、714MHz超の周波数帯

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

①他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム 評価結果概要

○ **他用途での需要が顕在化している周波数を使用する9システム**のうち、これまでに5システムの取組が完了。

○ **残りの4システム**については、**令和7年度の進捗**として、**終了促進措置の調整開始**や、気象レーダーの**固体素子化**、**共用検討が進展**し、**制度面の対応に関しては、全て一定の目途が立った**と考えられる。

○ 引き続き、本評価結果における「今後の取組」に示した**無線局数の推移等の調査**や**技術検討等を着実に実施**していくことが適当。

電波利用システム	他の用途での需要	取組の方向性	令和７年度の評価結果	
			令和７年度の進捗	今後の取組
(1) 5GHz帯無線アクセスシステム (4.9GHz超5.0GHz以下)	**5G**	**廃止**	本システムの免許人と、終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で**調整を開始した状況**であり、**廃止までには一定の期間を要することを確認**	**無線局数の推移について調査**
(2) 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)	**無線LAN**	**周波数共用**	**順次、固体素子型更改中であることを確認**	**効率的な技術（固体素子型）への更新状況を調査**
(3) 6.5GHz帯電通・公共・一般業務 (中継系・エントランス)	**無線LAN**	**周波数共用**	無線LANとの**周波数共用検討が進展**	**無線LANに係る技術基準を策定**
(4) 不公表システムB (*)	**無線LAN**	**周波数共用**	無線LANとの**周波数共用検討が進展**	**無線LANに係る技術基準を策定**

以下はこれまでに取組が完了したもの（5システム）。

(5) 1.2GHz帯画像伝送用携帯局	廃止	令和3年度に廃止済	（取組完了）
(6) 40GHz帯画像伝送(公共業務用)	廃止	令和4年度に廃止済	（取組完了）
(7) 40GHz帯公共・一般業務(中継系)	周波数移行	令和4年度に周波数移行済	（取組完了）
(8) 38GHz帯FWA	周波数共用	令和7年度に共用検討完了	（取組完了）
(9) 不公表システムA (*)	周波数移行	令和4年度に廃止済	（取組完了）

（参考）①他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムに係る周波数帯

青字は今回の評価対象システム

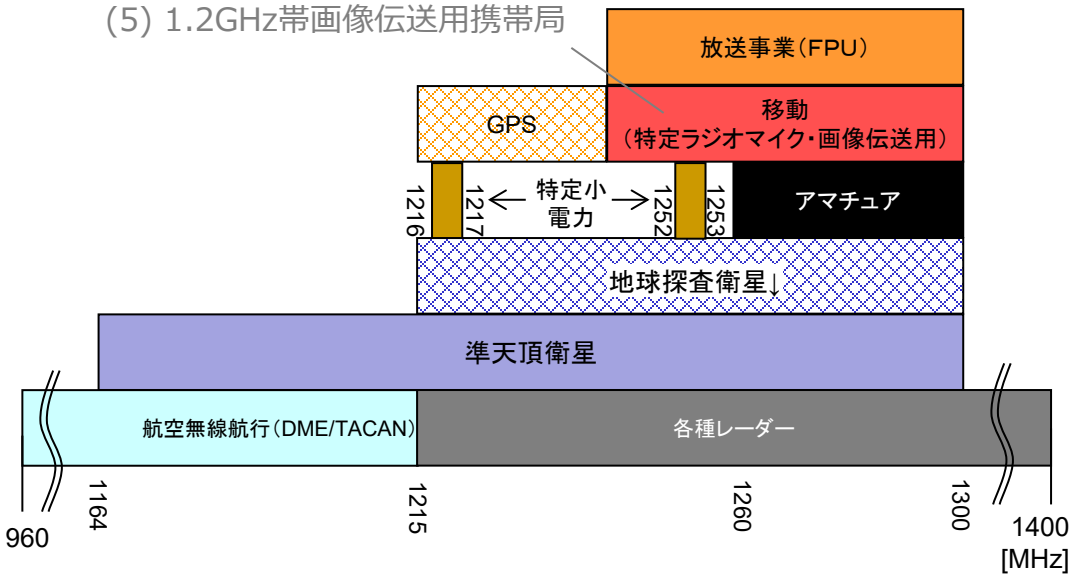

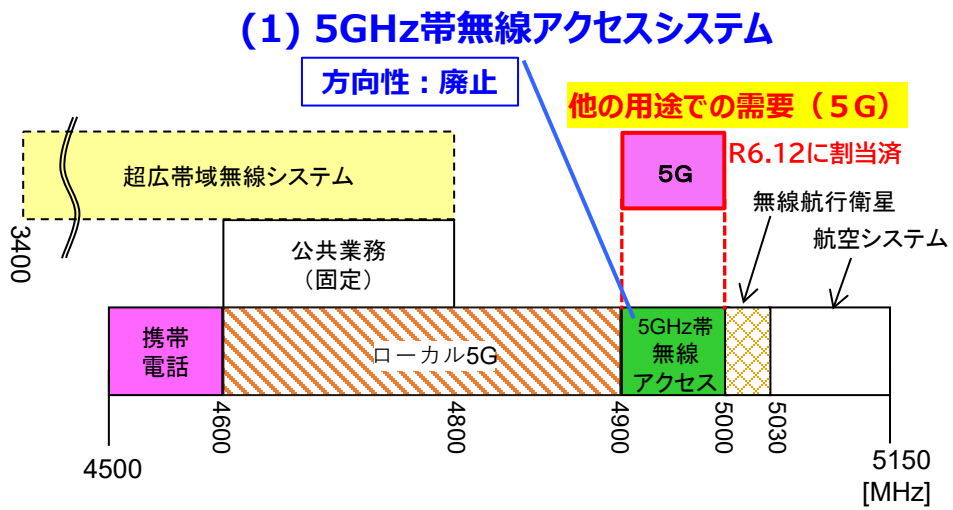

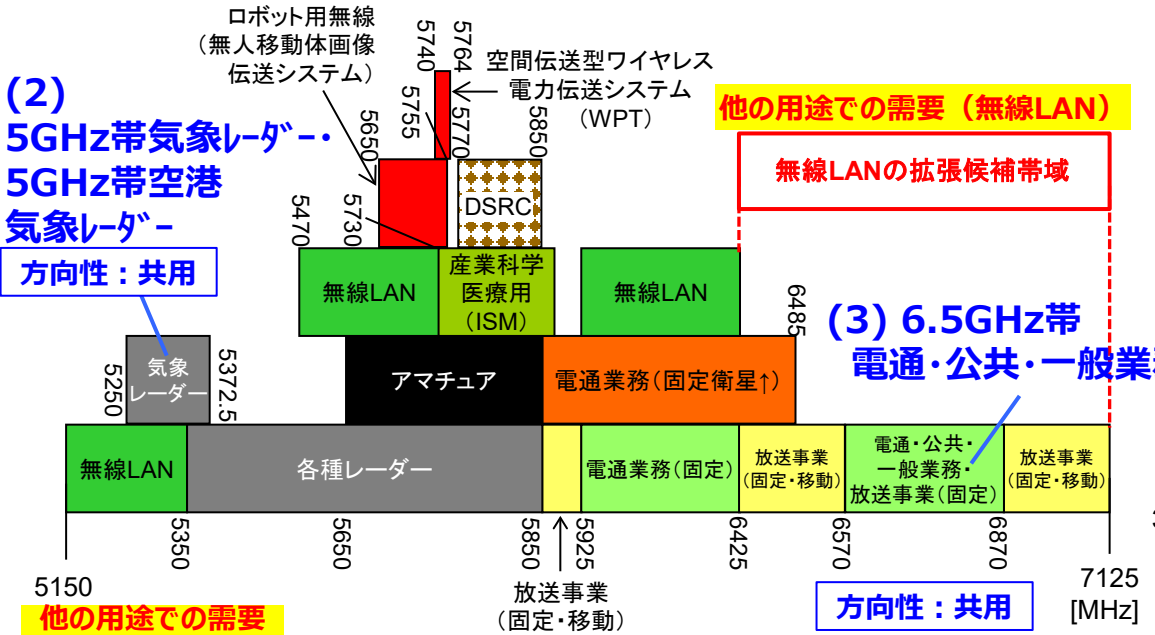

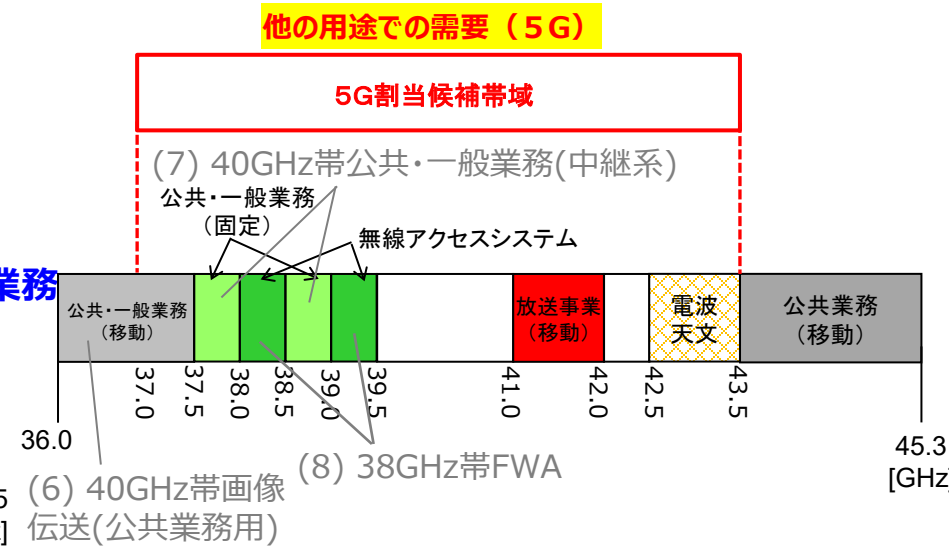

②アナログ方式を使用するシステム　評価結果概要

○ **アナログ方式を用いる22システム**のうち、これまでに7システムの取組が完了。

○ **残りの15システム**については、**令和７年度の進捗**として、**一部のシステムにおいて、デジタル化・他システムへの移行・廃止**や、**技術検討等が進展**。

○ また、総務省から免許人に対する**ヒアリング**により、**調査票による調査のみでは十分に把握できなかった状況や具体的な課題が確認**。

○ 引き続き、本評価結果における**「今後の取組」に示した取組を着実に実施していくことが適当**。

電波利用システム	取組の方向性	令和７年度の評価結果			状況の分類
		令和７年度の進捗	進捗率	今後の取組	
(1)路側通信(MF帯) (特別業務の局)	デジタル化等	**情報提供手段を多重化**する観点から**当面は継続して利用予定**であることを確認	**74.0% (±0.0%)**	**無線局数の推移を調査**	③
(2)公共業務用テレメータ (災害対策・水防事務を除く) (60MHz帯)	廃止	他の無線システムへの代替による**廃止が進展**	**45.9% (+22.8%)**	**無線局数の推移を調査**	①
(3)公共業務用テレメータ (災害対策・水防事務) (60MHz帯、400MHz帯)	デジタル化	総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展**	**－**	デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る**他システムの技術動向調査を実施**、**無線局数の推移を調査**	②
(4)水防用 (60MHz帯、150MHz帯)	デジタル化	一部の無線局は**携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中**、総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展**	**－**	同上	②
(5)災害対策・水防用無線 (60MHz帯)	デジタル化	総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展**	**－**	同上	②
(6)部内通信(災害時連絡用) (150 MHz帯)	デジタル化等	**公共安全モバイルシステムを配備**、ただし**予備として本システムの一定の継続利用**の意向を確認	**0.0% (±0.0%)**	**無線局数の推移を調査**	④

（次のページに続く）

進捗率は、懇談会当時の令和3年度における無線局数からどれだけデジタル化、移行等が進んでいるかを表し、完了した場合に100%となる。（）は前年度比。

状況の分類

① 移行、廃止、デジタル化の進捗が進んでいる、或いは一定の目途が立っているもの
② 総務省においてデジタル方式の制度化に向けた対応が進められているもの
③ デジタル化等の余地はあるものの、通信相手、免許人の運用、予算確保や手続等により、完了時期の目途が立っていないもの
④ 免許人側での検討の結果、デジタル化や移行等において仕様や性能、通信相手などにおいて課題があるもの

②アナログ方式を使用するシステム　評価結果概要

電波利用システム	取組の方向性	令和７年度の評価結果			状況の分類
		令和７年度の進捗	進捗率	今後の取組	
(7)石油備蓄(150MHz帯)	デジタル化等	**デジタル化が進展**、残る無線局は、**民間会社との調整が必要**である状況を確認	**95.2% (+95.2%)**	**無線局数の推移を調査**	③
(8)防災相互波(150MHz帯)	デジタル化等	公共安全モバイルシステムへの代替に当たり**通信相手の関係機関との調整**のほか、**携帯電話網が使用不可となった状況や上空での可用性が課題**であることを確認	**60.5% (+0.1%)**	**公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討**を推進、**無線局数の推移を調査**	④
(9)公共業務用ヘリテレ連絡用	デジタル化	**2免許人は廃止又は廃止予定**、総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展**	**－**	**デジタル方式の技術的条件の検討**や**代替になり得る他システムの技術動向調査を実施**、**無線局の推移を調査**	②
(10)気象援助用無線 (400MHz帯)	デジタル化	総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展**	**－**	同上	②
(11)15GHz帯ヘリテレ画像伝送	デジタル化等	**2免許人は他システムへの代替等が完了、他の2免許人はデジタル化が進展**	**25.6% (+2.8%)**	残る2免許人に対し、**デジタル化又は他システムへの代替の進捗を調査**	③
(12)不公表システムC (*)	デジタル化	**令和9年度に移行・代替完了予定**	**(*)**	**無線局数の推移を調査**	①
(13)不公表システムD (*)	デジタル化	**仕様・性能を満たしうる既存のデジタル方式のシステムが存在しない**ことを確認	**(*)**	同上	④
(14)不公表システムE (*)	デジタル化	**デジタル化が進展**	**(*)**	**デジタル化の進捗を調査**	①
(15)不公表システムF (*)	デジタル化	**デジタル化が完了**、**順次アナログ波に係る電波法上の手続を実施**	**(*)**	**無線局数の推移を調査**	①

【】書きのシステム名及び進捗率については不公表情報（公表時削除）

状況の分類

① 移行、廃止、デジタル化の進捗が進んでいる、或いは一定の目途が立っているもの
② 総務省においてデジタル方式の制度化に向けた対応が進められているもの
③ デジタル化等の余地はあるものの、通信相手、免許人の運用、予算確保や手続等により、完了時期の目途が立っていないもの
④ 免許人側での検討の結果、デジタル化や移行等において仕様や性能、通信相手などにおいて課題があるもの

②アナログ方式を使用するシステム　評価結果概要

以下はこれまでに取組が完了したもの（7システム）。

(16)水防道路用無線(150MHz帯)	廃止	令和3年度に廃止済	（取組完了）
(17)中央防災(150MHz帯)	デジタル化等	令和4年度に廃止済	（取組完了）
(18)気象用無線(150MHz帯) (陸上移動局・携帯局)	デジタル化	令和3年度にデジタル化済	（取組完了）
(19)400MHz帯リンク回線(水防道路用)	廃止	令和3年度に廃止済	（取組完了）
(20)中央防災(400MHz帯)	デジタル化	令和3年度にデジタル化済	（取組完了）
(21)K-COSMOS無線(400MHz帯)	廃止	令和3年度に廃止済	（取組完了）
(22)不公表システムG(*)	デジタル化	令和4年度にデジタル化済	（取組完了）

【】書きのシステム名については不公表情報（公表時削除）

③ 総括

○ 本評価の結果、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）において検討対象となった公共業務用無線局に係る国の31システムのうち、これまでに取組が完了した12システムを除く**19システムについては、以下の今回の調査結果を踏まえ、おおむね適切に進捗**していると評価。

- **他用途での需要が顕在化している周波数を使用する4システム**のうち、5GHz帯無線アクセスシステムについては終了促進措置に係る調整が開始、気象レーダーについては今後3年間での固体素子型への更新見込みが確認され、それ以外のシステムについては周波数共用検討等が進展し、情報通信審議会において技術的条件案がとりまとめられたことを確認。
- **アナログ方式を用いる15システム**については、**着実に移行、廃止又はデジタル化等が進捗しているもの**のほかに、総務省から免許人に対する**ヒアリングの結果**も踏まえ、**デジタル方式の技術検討状況が注視されているもの**、**必要とする仕様・性能などから移行・代替先となる既存のデジタルシステム等が存在しないもの**、**或いは、通信相手である他の機関との調整が必要となり、免許人のみではデジタル化等が困難であるもの**が明らかとなった。

○ 引き続き、**本評価結果における「今後の取組」に示した取組等**を着実に実施していくことが適当。

（主な取組）

- **無線局数の推移**や、**デジタル化又は他システムへの代替の進捗を調査**
- 情報通信審議会における**デジタル方式の技術的条件の検討**や、**代替になり得る他システムの技術動向調査**を実施
- 防災関係機関及び公共安全モバイルサービス提供者等の協力を得ながら、**公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討**を推進
- 免許人へのヒアリング等を行い、**デジタル化等が可能なもの**については、その**時期等の明確化**、また、技術面や予算面等の理由により、**すぐにデジタル化等ができないもの**については、**その是非や他システムへの代替も含め整理・検討**

○ 今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待。

今後の調査及び評価に向けた検討課題等

＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞

① 調査について

- **これまでの調査方法**では、**免許人に対して毎年**、調査票により、無線局の使用実態（目的、発射日数、時間帯等）や今後の移行・代替・廃止計画等を調査していたところである。その中で、調査票による調査は、**多くの対象システムに対して設問や回答選択肢がおおむね共通的に設けられている**といった状況から、**免許人の誤解を招きやすいケース**が見られた。
- **今回、総務省から免許人に対しヒアリングを実施**したことにより、これまでの調査票による調査で得られた回答だけでは把握が困難であった、免許人の状況等が、**より具体的に把握できた**ところである。
- その結果、前述のとおり、デジタル方式の技術検討状況が注視されているもの、必要とする仕様・性能などから移行・代替先となる既存のデジタルシステム等が存在しないもの、或いは、通信相手との調整が必要となり免許人のみではデジタル化等が困難であるものなどが確認できたため、**当面の対応について一定の方向性が得られた**ものと考えられる。
- また、**他用途での需要が顕在化している周波数を使用するもの**については、6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）等について情報通信審議会において（無線LANの）技術的条件案がとりまとめられたことより、**制度面の対応に関しては4システム全て、一定の目途が立った**と考えられる。
- よって、**今後、毎年詳細な調査を行ったとしても大きな状況の変化は見込まれない**ことから、利用状況調査を担当する総務省においては、**「各種無線システム」の調査において無線局データベースに基づく無線局数の推移等を基本としつつ、調査票やヒアリングによる調査も活用して進捗状況等をより精緻に把握できるような調査方法の見直し**を検討いただきたい。

② 評価について

- **上述の調査の見直しに伴い**、評価に関しても、**周波数共用や移行等の有効利用の検討に資するという目的**を踏まえ、**重点化、合理化を図りつつ、より具体的なもの**となるよう、**無線局数などの統計的な情報については引き続き広く注視、分析**しつつ、**調査票やヒアリングなどによる調査結果から得られた情報をさらに評価に生かせるような見直し**を検討したい。

電波監理審議会（第 1157 回）
審議事項（2） 資料2

令和７年度電波の利用状況調査
（公共業務用無線局）に係る
電波の有効利用の程度の評価結果
（案）

令和８年６月

電 波 監 理 審 議 会

事務局注）【*】及び【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】の部分は、府省庁名又は不公表システムのため、非公表

目　次

Ⅰ　はじめに.....1
Ⅱ　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価.4
２－１　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　総論.....4
２－２　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　各論.....6
（１）5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下).....6
（２）5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯).....10
（３）6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス).....15
（４）不公表システム B.....19

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

Ⅲ　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価.....24
３－１　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　総論.....24
３－２　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　各論.....26
（１）路側通信(MF 帯)(特別業務の局).....26
（２）公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz 帯).....30
（３）公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯、400MHz 帯).....34
（４）水防用(60MHz 帯、150MHz 帯).....38
（５）災害対策・水防用無線(60MHz 帯).....42
（６）部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯).....46
（７）石油備蓄(150MHz 帯).....50
（８）防災相互波(150MHz 帯).....54
（９）公共業務用ヘリテレ連絡用.....59
(10) 気象援助用無線(400MHz 帯).....64
(11) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送.....68
(12) ～ (15) 不公表システム C/D/E/F.....73

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

Ⅳ　総括.....90

別添１　公共業務用無線局に係る免許人数・無線局数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
別添２　参考資料　有効利用評価方針等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97

Ⅰ　はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）については、総務大臣が電波の利用状況調査に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 63 号。令和 4 年 10 月 1 日施行。以下「令和 4 年改正電波法」という。）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和 4 年度の電波の利用状況調査より電波監理審議会において有効利用評価を実施している。

公共業務用無線局[1]については、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和 3 年 8 月公表）（以下「懇談会報告書」という。）において、国のシステム（31 システム）を「5G や無線 LAN 等の他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」として 9 システム、「アナログ方式を用いるシステム」として 22 システムに係る今後の取組の方向性の取りまとめ[2]が行われ、また、これらの進捗状況等について、当面の間は毎年フォローアップを実施する必要性が提言された。

公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査については、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）の一部改正に基づき、令和 5 年度より、同無線局に係る調査結果の報告が行われ、有効利用評価を実施している。

当審議会では、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を踏まえ、当審議会の下に設置された有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計 5 回開催し、有効利用評価方針に基づき、定性的に有効利用評価を行った。

- 審議会第 1154 回（令和 8 年 3 月 11 日）　調査結果の報告
- 部会第 57 回　（　同　3 月 18 日）　調査結果の概要報告
- 部会第 59 回　（　同　5 月 7 日）　調査結果の詳細報告
- 部会第 60 回　（　同　5 月 21 日）　評価結果(案)の検討
- 部会第 61 回　（　同　6 月 4 日）　評価結果(案)の取りまとめ
- 審議会第 1157 回（　同　6 月 15 日）　評価結果(案)の審議
  （以降は予定）
  （6 月 16 日から 7 月 15 日まで）　評価結果(案)の意見募集を実施
- 部会第 62 回　（　同　7 月 28 日）意見募集に対する提出意見への考え方案の検討
- 審議会第 XXXX 回（　同　8 月 31 日）意見募集に対する提出意見への考え方の審議、評価結果の公表

[1] 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第３条第１項第２号に規定する公共業務用無線局をいい、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 12 号）第２条第３号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行った国の電波利用システム。

[2] 懇談会報告書及び懇談会フォローアップ報告書の記載のうち「PS-LTE」との記載は、名称変更に伴い、本資料では「公共安全モバイルシステム」と記載している。

調査及び有効利用評価の対象となる公共業務用無線局の一覧を次に示す。

＜公共業務用無線局の一覧＞

	電波利用システム	取組の方向性※
他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム	(1) 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局	廃止
	(2) 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)	廃止
	(3) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)	周波数共用
	(4) 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	周波数共用
	(5) 40GHz 帯画像伝送(公共業務用)	廃止
	(6) 40GHz 帯公共・一般業務(中継系)	周波数移行
	(7) 38GHz 帯 FWA	周波数共用
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】	
	(8) 不公表システム A	周波数移行
	(9) 不公表システム B	周波数共用
アナログ方式を用いるシステム	(1) 路側通信(MF 帯)(特別業務の局)	デジタル化等
	(2) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz 帯)	廃止
	(3-1) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯)	デジタル化
	(3-2) 公共業務用テレメータ(400MHz 帯)	デジタル化
	(4) 水防用(60MHz 帯、150MHz 帯)	デジタル化
	(5) 災害対策・水防用無線(60MHz 帯)	デジタル化
	(6) 水防道路用無線	廃止
	(7) 中央防災(150MHz 帯)	デジタル化等
	(8) 部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯)	デジタル化等
	(9) 気象用無線(150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)	デジタル化
	(10) 石油備蓄(150MHz 帯)	デジタル化等
	(11) 防災相互波(150MHz 帯)	デジタル化等
	(12) 400MHz 帯リンク回線(水防道路用)	廃止
	(13) 中央防災(400MHz 帯)	デジタル化
	(14) 公共業務用ヘリテレ連絡用	デジタル化
	(15) 気象援助用無線(400MHz 帯)	デジタル化
	(16) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送	デジタル化等
	(17) K-COSMOS 無線(400MHz 帯)	廃止
	【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】	
	(18)～(22) 不公表システム C・D・E・F・G	デジタル化

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

※懇談会報告書において示された今後の取組の方向性を示す。アナログ方式を用いるシステムについては、同報告書の詳細内容に基づき、廃止、デジタル化又はデジタル化等と記載している。

有効利用評価方針の評価基準を次に示す。

＜有効利用評価方針の評価基準＞

三　評価の事項、方法及び基準

２　公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１）評価の事項

ア　無線局の数

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ　総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

（２）評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　（１）評価の事項アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行[注]並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

オ　使用している周波数に対する需要[注]

注）懇談会報告において、他の用途での需要が顕在化している周波数約 1,200MHz 幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

５　１から４までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

（２）電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

Ⅱ　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価

２－１　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　総論

公共業務用無線局のうち、他用途での需要が顕在化している周波数を使用する 9 システムのうち 5 システムは、これまでに取組が完了している。

令和 7 年度においては、有効利用評価方針の「三　評価の事項、方法及び基準」2 及び 5 に基づき、4 システムに係る評価を行い、その評価結果の総論は、次のとおりである。

懇談会報告書において示された取組の方向性に対し、令和 7 年度の進捗及び今後の取組は、下表のとおりであり、当該 4 システムについては、今後の取組を着実に実施していくことが適当である。

電波利用システム	取組の方向性※1	令和 7 年度の評価結果	
		令和 7 年度の進捗	今後の取組
(1)5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)	廃止	本システムの免許人と、終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で調整を開始した状況であり、廃止までには一定の期間を要することを確認	無線局数の推移について調査
(2)5GHz 帯気象ﾚｰﾀﾞｰ・5GHz 帯空港気象ﾚｰﾀﾞｰ(C 帯)	周波数共用	順次、固体素子型更改中であることを確認	効率的な技術（固体素子型）への更新状況を調査
(3)6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)	周波数共用	無線 LAN との周波数共用検討が進展	無線 LAN に係る技術基準を策定
(4)不公表システム B【*】	周波数共用	無線 LAN との周波数共用検討が進展	無線 LAN に係る技術基準を策定

※1 懇談会報告書において示された今後の取組の方向性を示す。

詳細は「２－２　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　各論」のとおり。

【】書きのシステム名称は不公表情報（公表時削除）

【】書きのシステム名称は不公表情報（公表時削除）

なお、これまでに取組が完了した4システムは下表のとおりである。

電波利用システム	取組の方向性※1	過年度の評価結果	
		過年度の進捗	今後の取組
1.2GHz 帯画像伝送用携帯局	廃止	令和3年度に廃止済	（取組完了）
40GHz 帯画像伝送（公共業務用）	廃止	令和4年度に廃止済	（取組完了）
40GHz 帯公共・一般業務（中継系）	周波数移行	令和4年度に周波数移行済	（取組完了）
38GHz 帯 FWA	周波数共用	令和7年度に共用検討完了	（取組完了）
不公表システムA【*】	周波数移行	令和4年度に廃止済	（取組完了）

２－２　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　各論

（１）5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)

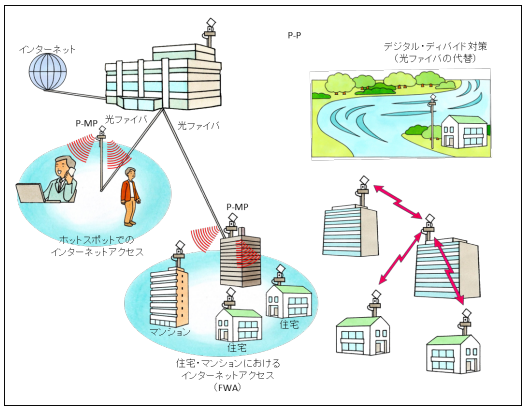

5GHz 帯無線アクセスシステム（4.9GHz 超 5.0GHz 以下）は、無線アクセス用として利用されている無線通信システムであり、国による利用は、災害対策支援船が災害対策本部等と通信するため、荒川沿いに基地局を設置し、運用されている。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「廃止」
　フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「代替手段としてローカル 5G 等の利用可能性について検討を実施。移行先設備導入に係る予算確保が課題。」

・他の用途での需要：5G

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、5GHz 帯無線アクセスシステムが使用する周波数帯については、5G での需要が顕在化しており、周波数再編アクションプラン（令和 2 年度第 2 次改定版）において、「4.9GHz 帯（4.9-5.0GHz）については、新たな 5G 候補周波数として、既存の無線システムとの共用検討等を推進する」とされていることを踏まえ、総務省において、関係府省庁と連携して、ローカル 5G 等への具体的な移行計画の検討を進めていくとともに、検討状況についてフォローアップを行うことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、ローカル 5G 等への移行検討として、通信方式の比較や基地局の配置等の検討を実施中であるが、移行先設備導入のための予算の確保が課題とされている。

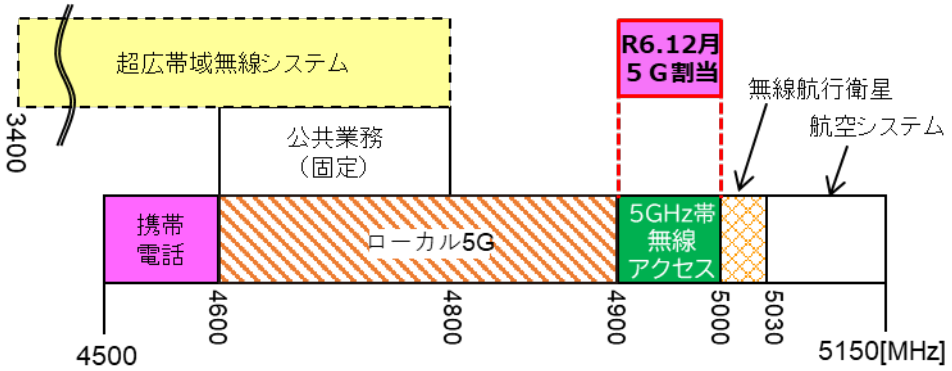

その後、総務省において、令和 6 年 3 月に情報通信審議会から技術的条件の一部答申を受け、同年 9 月に 5G の導入のために必要な制度整備を行い、同年 12 月に 4.9GHz 帯が 5G に割り当てられた。

① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果*＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ（4.9GHz 超 5.0GHz 以下）	1 者	1 者	1 者	17 局	17 局	17 局

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[3]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数も増減なし（17 局→17 局）であった。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防災対策に関する事項」又は「災害対策・水防に関する事項」であった。

通信量については、365 日、24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無は「移行・代替・廃止の予定は今後検討」との回答であった。

5GHz 帯無線アクセスシステムが利用している周波数帯（4.9～5.0GHz）については、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「令和 6 年 12 月に 4.9GHz～5.0GHz 帯が新たに 5G へ割り当てられたことを受け、終了促進措置の活用等により、令和 17 年度末までの間に、他システムへの代替が求められている。そのため、他システムへの代替に向けた検討状況や廃止の状況について調査を行う。」とされている。

前回評価において総務省に対し検討状況を確認した結果、「当該周波数帯は、令和 6 年 12 月に開設計画の認定（4.9GHz 帯）が行われ、携帯電話事業者が移行費用等を負担する終了促進措置に基づき、本システムは、他の無線システムへの移行等をすることとしている。また、令和 6 年 9 月に周波数割当計画において、本システムの無線局を新たに開設できる期間を令

[3] P3 の三 2(1)ア～エ参照（ア 無線局の数、イ 無線局の行う無線通信の通信量、ウ 技術導入状況、エ 総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画））。以下同じ。

和8年3月31日まで、周波数の使用期限を令和18年3月31日までとしていることから、遅くともこの期限までに移行等を完了する必要がある。」としている。

総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「終了促進措置に基づき、代替システムの検討や、5Gの認定開設者との間で、移行時期及び費用負担の範囲等の大枠の合意に向けた調整を開始したところであり、廃止までには一定程度の時間を要する見込み。」との回答であった。

これらにより、5GHz帯無線アクセスシステムは他の無線システムへ移行等を行うことが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和6年度評価において、「代替システムの検討を推進、検討状況について調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和7年度版）では、「他システムへの代替に向けた検討状況や廃止の状況について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

調査の結果、全ての無線局において、デジタル方式であり、「位相変調方式」又は「振幅及び角度変調の組合せによる変調方式」であった。

使用している技術について更なる効率的な技術の導入は求められておらず、現状もデジタル方式で利用されている。

オ　使用している周波数に対する需要[4]

5GHz帯無線アクセスシステムについては、懇談会報告において、当該無線局の廃止に伴い、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅のうち約100MHz幅について、5G向けの新たな周波数需要に対応可能とされており、5Gへの需要がある。

本周波数帯は、令和6年12月に5G用周波数として割当てが実施されたことから、5Gへの需要への対応が完了した。

[4] 懇談会報告において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。以下、2-2において同じ。

② 評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[5]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、災害対策支援船が災害対策本部等と通信するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、「全ての無線局について対策を実施」が100%であり、具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」、「設備や装置等の運用管理や保守の委託」、「定期的な動作確認、訓練の実施」等であった。また、地震、水害及び火災対策については「全ての無線局について対策を実施」が100%となっている。

災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組が全ての無線局で行われていることが確認された。

③ 評価

【令和 7 年度の進捗】本システムの免許人と、終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で調整を開始した状況であり、廃止までには一定の期間を要することを確認

【今後の取組】無線局数の推移について調査

5GHz 帯無線アクセスシステム（4.9GHz 超 5.0GHz 以下）は、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「廃止」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「代替手段としてローカル 5G 等の利用可能性について検討を実施。移行先設備導入に係る予算確保が課題。」となっているところであった。

5GHz 帯無線アクセスシステムが利用している周波数帯（4.9GHz 超 5.0GHz 以下）は、総務省において、令和 6 年 12 月に 5G へ割当てを行い、5GHz 帯無線アクセスシステムを新たに開設できる期間は令和 8 年 3 月 31 日まで、また使用期限は令和 18 年 3 月 31 日までとされ、当該周波数の割当てを受けた携帯電話事業者による終了促進措置が適用されることとなった。

本調査の結果、本システムの免許人と、終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で調整を開始した状況であり、廃止までには一定の期間を要することが確認された。

総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

---

[5] P3 の三 5(1)ア～エ参照（ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用、イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用、ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用、エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用）。以下同じ。

（２）5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)

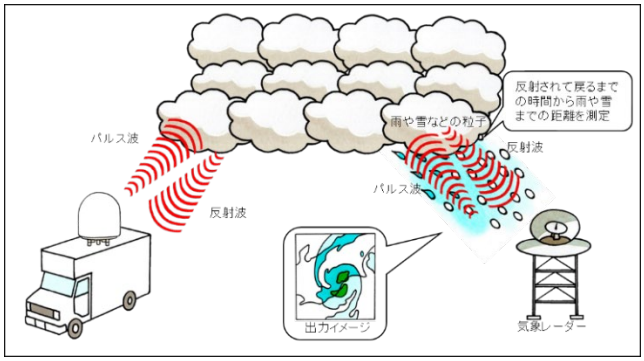

5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）は、全般的な気象観測等を行う気象レーダーであり、波長が 5cm 程度で降雨減衰が少なく、観測範囲が 200～300km といった広域にわたる雨雲の状況を観測することに適している無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「周波数共用」
　フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「共用条件を検討済。次世代高機能気象レーダー（狭帯域化・干渉低減技術）に係る総務省の調査検討を実施中。」

・他の用途での需要：無線 LAN

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、気象レーダー（C 帯）が使用する周波数帯については、無線 LAN での需要が顕在化しており、周波数再編アクションプラン（令和 2 年度第 2 次改定版）において、「多様な利用ニーズに対応できる 5GHz 帯無線 LAN システムの実現に向けて、他の無線システムとの共用条件等の技術的検討を進める。」等とされていることを踏まえ、総務省において、関係府省庁と連携して、周波数共用のための更なる狭帯域化や干渉低減技術の導入に向けた検討を進めることが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、必要な技術的条件に関して令和 4 年 3 月に情報通信審議会において一部答申が行われ、5.2GHz 帯無線 LAN の車内利用に関しては気象レーダー（C 帯）との周波数共用が可能となり、「共用条件を検討済」とされた。5.3GHz 帯無線 LAN は、既にレーダー波を検知して停波・周波数変更する DFS（Dynamic Frequency Selection）機能が具備されているところ、気象レーダー（C 帯）の高度化に対しても、DFS 機能対応のもので引き続き共用が可能とされた。

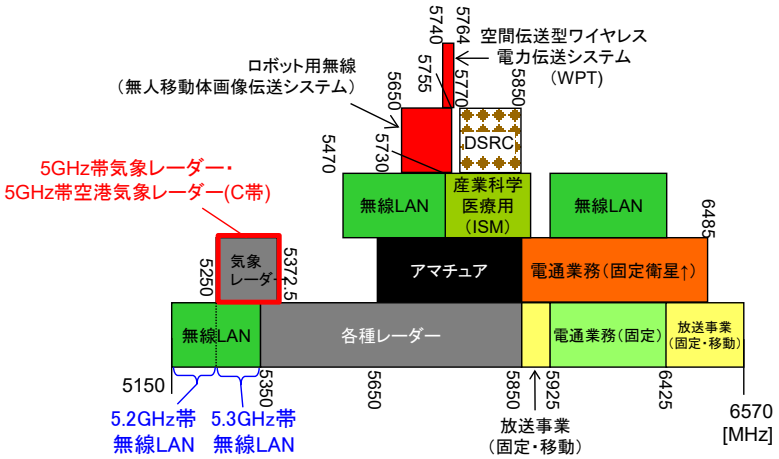

また、同フォローアップ報告書では、気象レーダーの今後の更なる狭帯域化や干渉低減技術を用いる次世代高機能気象レーダーに係る総務省の調査検討について、関係府省庁が参画して実施されているとされている。更に、今後の取組として、府省庁Aは「令和9年度までに、固体素子型に更新完了予定」、府省庁Bは「令和4年3月までに、29局中16局を固体素子型に更新完了。その後も随時更新予定。」とされている。

① 各評価基準に照らした分析

＜令和7年度電波の利用状況の調査結果*＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C帯)	2者	2者	2者	55局	55局	55局
（うち固体素子型）	―	―	―	38局	44局	45局

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[6]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（2 者→2 者）、無線局数も増減なし（55 局→55 局）であった。うち、固体素子型の無線局数については、1 局増加（44 局→45 局）した。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「気象警報に関する事項」、「気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）」、「災害対策・水防に関する事項」又は「無線標定に関する事項」であった。

通信量については、365 日、24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、免許人 2 者ともに「無線局数の増減の予定なし」であった。

これらのことから、5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「周波数共用」となっており、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「周波数共用」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「共用条件を検討済」、令和 5 年度の共用検討状況は、「5GHz 帯気象レーダーと無線 LAN の共用検討を実施し、5.2GHz 帯の無線 LAN の屋内利用の場合に関しては、帯域外漏えい電力が規定されているため、有害な影響を与えるおそれが無いことから共用可能、屋外利用の場合に関しては、告

[6] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

示に示す開設区域内において共用可能との結論を得た。また、5.3GHz 帯無線 LAN に関しては、無線 LAN に既に具備されている DFS 機能を利用することにより共用可能との結論を得た。」としていた。

これらにより、懇談会時において想定されていた、本システムと 5.2GHz 帯・5.3GHz 帯無線 LAN との周波数共用の検討については、令和 4 年度に対応が完了している。

その後、無線 LAN の上空利用のニーズに対応するため、令和 7 年 4 月に上空利用が可能な無線 LAN の周波数帯が拡大する制度整備を行った。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「効率的な技術（固体素子型）への更新状況及び今後の計画を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「気象レーダー（C 帯（5.3GHz 帯））は、従来の電子管型に比べ、効率的な技術である固体素子型への更新が進展しており、固体素子型への更新状況や今後の計画について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

調査の結果、レーダーで一般に用いられているパルス変調方式が用いられている。

気象レーダー（C 帯）については、従来のマグネトロンやクライストロンを用いる電子管型の代わりに半導体素子を使用した固体素子型及びチャープ変調方式の採用により、狭帯域化のほか、送信電力の低出力化が図られ、レーダー間の電波干渉の低減が可能となるとともに、当該固体素子型の高機能レーダーの割当周波数（チャンネル）は、従来型の電子管型に比べ、無線 LAN と共用が必要な帯域が縮小されている[7]。

また、懇談会フォローアップ報告書における今後の取組として、府省庁 A は「令和 9 年度までに、固体素子型に更新完了予定」、府省庁 B は「令和 4 年 3 月までに、29 局中 16 局を固体素子型に更新完了。その後も随時更新予定。」とされている。

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、固体素子型へ 1 局更新（44 局→45 局）が行われている。

総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 A は「順次、電子管型から固体素子型に更改を行っており、令和 7 年 7 月に 1 局を更改済み。今後、令和 10 年度末までに 5 局を更改予定。」、府省庁 B は「順次、電子管型から固体素子型に更改を実施している。今後も設備更改の機会を捉えて、固体素子化を予定（3 年以内に数局、それ以降に随時更改予定）。」との回答であった。

---

[7] 情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会報告（諮問第 2040 号）「気象レーダーの技術的条件」のうち「5GHz 帯気象レーダーの技術的条件」（令和 4 年 3 月陸上無線通信委員会）より https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/02tsushin10_04000503.html

オ　使用している周波数に対する需要[8]

5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）については、懇談会報告において、当該無線局との周波数共用に伴い、他の用途での需要が顕在化している周波数約 1,200MHz 幅のうち約 120MHz 幅について、無線 LAN 向けの新たな周波数需要に対応可能とされている。

上記ア～ウを踏まえると、既に気象レーダーと無線 LAN との共用検討への対応が終了していることから、約 120MHz 幅について他の用途である無線 LAN の需要への対応が完了している状況である。さらなる無線 LAN の使いやすさを拡大するため、気象レーダーの固体素子化が求められている。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[9]**に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」及び「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」と回答している。

本システムは、気象観測等を行う気象レーダーであり、免許人の回答を踏まえると、直ちに従来型の電子管型の電波の利用を停止した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護や国民生活の利便の向上等へ影響を及ぼす可能性がある。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、「全ての無線局について対策を実施」が 100%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」、「運用状況を常時監視（遠隔含む）」、「定期的な保守点検の実施」等であった。また、地震及び火災対策については「全ての無線局について対策を実施」が 100%となっており、水害対策については「全ての無線局について対策を実施」が 46.7%、「一部の無線局について対策を実施」が 13.3%、「対策を実施していない」が 40.0%であった。なお、水害対策を実施しない理由は、「水害対策が必要ない設置場所」であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組がおおむね全ての無線局で行われていることが確認された。

---

[8] P8 のオに同じ。

[9] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

③　評価

【令和 7 年度の進捗】順次、固体素子型へ更改中であることを確認
【今後の取組】効率的な技術（固体素子型）への更新状況を調査

5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「周波数共用」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「令和 4 年度に無線 LAN との共用検討が完了」となっており、制度上は、他の用途である無線 LAN の需要への対応が完了した。

また、上空利用する 5.2GHz 帯無線 LAN との共用条件について、総務省は令和 6 年 12 月に情報通信審議会から一部答申を受け、令和 7 年 4 月に制度整備を行ったことで、上空利用が可能な無線 LAN の周波数帯が拡大した。

本調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて固体素子型へ 1 局更新が行われ、また、今後 3 年間で、1 免許人当たり数局程度のペースで固体素子型への更改を予定しており、順次、固体素子型へ更新中であることが確認された。

総務省においては、引き続き固体素子型の無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（３）6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

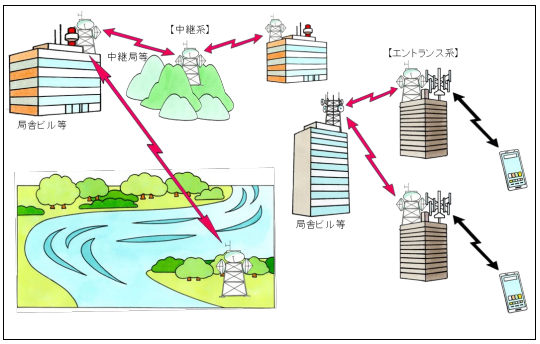

6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）は、音声、データ及び画像（映像を含む）などの多様な情報を伝送する無線通信システムであり、雨や霧による影響が少ないことや広い帯域を使用できることから、中長距離の通信に適しており、おおむね 50km までの長スパンにおいて用途に応じた伝送（6Mbps～208Mbps）に利用されている。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「周波数共用」
　フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「関係府省庁が総務省における 6.5GHz 帯固定マイクロと無線 LAN の周波数共用に向けた検討に参画。周波数共用条件を継続検討中。」

・他の用途での需要：無線 LAN

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、6.5GHz 帯固定マイクロが使用する周波数帯については、無線 LAN での需要が顕在化しており、周波数再編アクションプラン（令和 2 年度第 2 次改定版）において、「多様な利用ニーズに対応できる 5GHz 帯無線 LAN システムの実現に向けて、他の無線システムとの共用条件等の技術的検討を進める。」とされていることを踏まえ、総務省において、関係府省庁と連携して、周波数共用検討を進めていくことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、6.5GHz 帯固定マイクロが使用している 6GHz 帯については、情報通信審議会において 6.5GHz 帯固定マイクロと無線 LAN の周波数共用に向けた検討を実施中。公共業務用無線局と共用する周波数帯では、現時点において周波数共用条件に関して双方の合意点を見いだすことができず、継続検討中となっている。」とされている。

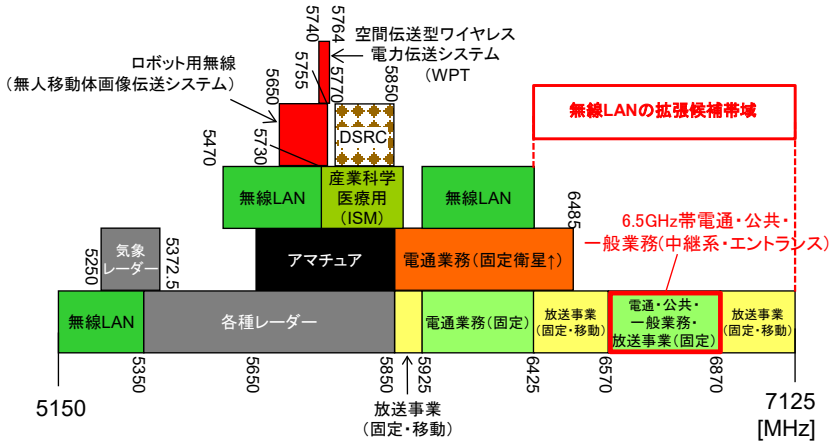

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果*＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）	３者	３者	３者	1,114 局	1,112 局	1,106 局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[10]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（3 者→3 者）、無線局数は減少（1,112 局→1,106 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防災対策に関する事項」、「災害対策・水防に関する事項」、「水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）」、「海上保安事務に関する事項」又は「航路標識に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「365 日」が、24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、22 者のうち「無線局数の増減の予定なし」が 95.5%（21 者）、「無線局数は減少予定」が 4.5%（1 者）であった。

これらのことから、6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「周波数共用」となっており、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

[10] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「周波数共用」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「周波数共用条件を継続検討中。」、令和 6 年度の共用検討状況は、「令和 6 年 10 月、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、5.2GHz 帯及び 6GHz 帯無線 LAN 作業班の下に AFC システム主体、ビジネスモデルなどについても検討が進められている。」としていた。

総務省に対し共用検討状況を確認した結果、「令和 8 年 4 月、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、6GHz 帯無線 LAN の周波数拡張等に係る技術的条件に係る委員会報告案が取りまとめられ、同報告案について意見募集が行われている」としている。

これらにより、本システムと無線 LAN との周波数共用検討が進展していることが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「令和 7 年度中を目途に無線 LAN に係る技術的条件を策定、利用状況を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「令和 7 年度中を目途に無線 LAN との周波数共用条件を踏まえた技術的条件を策定するとともに、利用状況について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

調査の結果、全ての無線局がデジタル方式であり、固定マイクロ回線の技術基準に基づく「位相変調方式」又は「振幅及び角度変調の組合せによる変調方式」であった。

上記ウのとおり、6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、更なる高度化に向けた技術検討が進められている。

オ　使用している周波数に対する需要[11]

6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、懇談会報告において、当該無線局との周波数共用に伴い、他の用途での需要が顕在化している周波数約 1,200MHz 幅のうち約 300MHz 幅について、無線 LAN 向けの新たな周波数需要に対応可能とされており、無線 LAN の需要がある。

[11] P8 のオに同じ。

② 評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[12]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、防災対策や災害対策・水防等に係る通信に利用されており、電波の利用の停止や周波数の変更が求められているシステムではないが、免許人の回答を踏まえると、電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、「全ての無線局について対策を実施」が100%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」や「定期的な保守点検の実施」等であった。また、地震、火災対策及び水害対策については「全ての無線局について対策を実施」が100%であった。

③ 評価

【令和7年度の進捗】無線LANとの周波数共用検討が進展
【今後の取組】無線LANに係る技術基準を策定

6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「周波数共用」、懇談会フォローアップの進捗は「周波数共用条件を継続検討中」となっており、令和6年10月から情報通信審議会において技術的条件の検討を開始した。

本調査の結果、令和8年4月に情報通信審議会において「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」等の案をとりまとめ、意見募集が開始されたことが確認された。

総務省においては、今後、当該意見募集の結果及び同審議会からの答申を踏まえ、早期に技術基準の制度整備を行うことが適当である。

[12] P3の三5(1)ア～エ参照。

（4）不公表システムB

不公表システムBは、中・長距離の拠点間で多様な通信を行うことを目的とした無線システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和3年8月）における今後の取組の方向性：「周波数共用」

フォローアップ報告書における進捗状況（令和4年12月）：「周波数共用」

・他の用途での需要：無線LAN

懇談会報告書（令和3年8月）において、本システムが使用する周波数帯については、携帯電話又は無線LANの用途での需要が顕在化しており、周波数再編アクションプラン（令和2年度第2次改定版）において、「迅速かつ円滑な周波数移行の推進」や「他用途での利用に係る技術的条件の検討の開始」とされていることを踏まえ、総務省において、関係府省庁と連携して、周波数共用検討や定められた期限までの着実な周波数移行を完了することとされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和4年12月）における進捗状況は、関係府省庁より、不公表システムBは無線LANとの周波数共用に向けた技術検討を実施中とされている。

＜令和7年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数（※不公表）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不公表システムB	1者	1者	1者	ー 局	ー 局	ー 局

不公表システムBの評価は、次のとおりである。

○　評価

【令和7年度の進捗】無線LANとの周波数共用検討が進展

【今後の取組】無線LANに係る技術基準を策定

不公表システムBは、本調査の結果、総務省における無線LANとの周波数共用検討が進展しており、令和6年10月から情報通信審議会において技術的条件の検討を開始し、令和8年4月に案をとりまとめた。総務省においては、今後、当該意見募集の結果及び同審議会からの答申を踏まえ、早期に技術基準の制度整備を行うことが適当である。

点線枠内：不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

点線枠内：不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

点線枠内：不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

点線枠内：不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

Ⅲ　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価

３－１　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　総論

公共業務用無線局のうち、アナログ方式を用いる 22 システムのうち 7 システムは、これまでに取組が完了している。

令和 7 年度においては、有効利用評価方針の「三　評価の事項、方法及び基準」２及び５に基づき、15 システムに係る評価を行った。

その結果、懇談会報告書において示された取組の方向性に対し、令和 7 年度の進捗及び今後の取組は、下表のとおりであり、これらのシステムについては、今後の取組を着実に実施していくことが適当である。

電波利用システム	取組の方向性※1	令和 7 年度の評価結果		
		令和 7 年度の進捗	進捗率※2	今後の取組
(1) 路側通信（MF 帯）（特別業務の局）	デジタル化等	情報提供手段を多重化する観点から当面は継続して利用予定であることを確認	74.0% (±0.0%)	無線局数の推移を調査
(2) 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）	廃止	他の無線システムへの代替による廃止が進展	45.9% (+22.8%)	無線局数の推移を調査
(3) 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯、400MHz 帯）	デジタル化	総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展	－	デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査
(4) 水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）	デジタル化	一部の無線局は携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中、総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展	－	同上
(5) 災害対策・水防用無線（60MHz 帯）	デジタル化	総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展	－	同上
(6) 部内通信（災害時連絡用）（150MHz 帯）	デジタル化等	公共安全モバイルシステムを配備、ただし予備として本システムの一定の継続利用の意向を確認	0.0% (±0.0%)	無線局数の推移を調査
(7) 石油備蓄（150MHz 帯）	デジタル化等	デジタル化が進展、残る無線局は、民間会社との調整が必要である状況を確認	95.2% (+95.2%)	無線局数の推移を調査
(8) 防災相互波（150MHz 帯）	デジタル化等	公共安全モバイルシステムへの代替に当たり、通信相手の関係機関との調整のほか、携帯電話網が使用不可となった状況や上空での可用性が課題であることを確認	60.5% (+0.1%)	公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討を推進、無線局数の推移を調査
(9) 公共業務用ヘリテレ連絡用	デジタル化	2 免許人は廃止又は廃止予定、総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展	－	デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局の推移を調査

【】書きのシステム名称、進捗率等は不公表情報（公表時削除）

(10)気象援助用無線（400MHz 帯）	デジタル化	総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展	－	デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査
(11)15GHz 帯ヘリテレ画像伝送	デジタル化等	2 免許人は他システムへの代替等が完了、他の 2 免許人はデジタル化が進展	25.6%（+2.8%）	残る 2 免許人に対し、デジタル化又は他システムへの代替の進捗を調査
(12)不公表システム C【*】	デジタル化	令和 9 年度に移行・代替完了予定	【*】	無線局数の推移を調査
(13)不公表システム D【*】	デジタル化	仕様・性能を満たしうる既存のデジタル方式のシステムが存在しないことを確認	【*】	無線局数の推移を調査
(14)不公表システム E【*】	デジタル化	デジタル化が進展	【*】	デジタル化の進捗を調査
(15)不公表システム F【*】	デジタル化	デジタル化が完了、順次アナログ波に係る電波法上の手続を実施	【*】	無線局数の推移を調査

※1 懇談会報告書において示された今後の取組の方向性を示す。次表において同じ。

※2 取組の方向性が「廃止」、「デジタル化」又は「デジタル化等」であるシステム（想定される移行・代替先のシステムが存在しない、或いは明確になっていないものを除く。）について、懇談会報告書が取りまとめられた「令和 3 年度の無線局数」と「令和 7 年度の無線局数」をもとに、進捗率を算定。（）内は前年度からの差分であり、0.05%未満は 0.0%としている。廃止・デジタル化・デジタ化等の取組が完了したシステムは 100%となる。「-」は、移行・代替先となるデジタル方式が現時点で存在していないもの。次表において同じ。

【】書きのシステム名称、進捗率等は不公表情報（公表時削除）

詳細は「３－２　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　各論」のとおり。なお、これまでに取組が完了した 7 システムは下表のとおりである。

電波利用システム	取組の方向性※1	過年度の評価結果		
		状況	進捗率※2	今後の取組
水防道路用無線	廃止	令和 3 年度に廃止済	100%	（取組完了）
中央防災(150MHz 帯)	デジタル化等	令和 4 年度に廃止済	100%	（取組完了）
気象用無線（150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局)	デジタル化	令和 3 年度にデジタル化済	100%	（取組完了）
400MHz 帯リンク回線(水防道路用)	廃止	令和 3 年度に廃止済	100%	（取組完了）
中央防災(400MHz 帯)	デジタル化	令和 3 年度にデジタル化済	100%	（取組完了）
K-COSMOS 無線（400MHz 帯)	廃止	令和 3 年度に廃止済	100%	（取組完了）
不公表システム G【*】	デジタル化	令和 4 年度にデジタル化済	【*】	（取組完了）

３－２　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　各論

（１）路側通信(MF 帯)(特別業務の局)

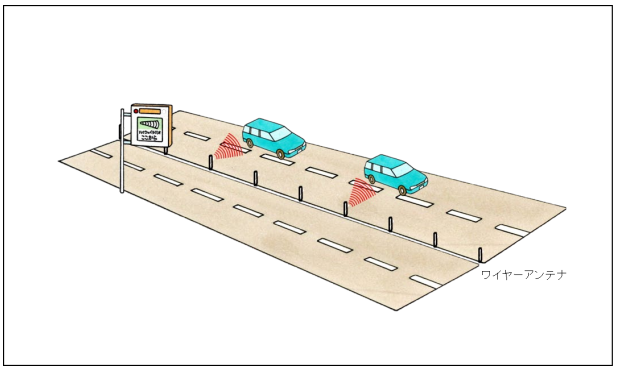

路側通信（MF 帯）（特別業務の局）は、国道等で一般車両に渋滞、事故等の道路交通情報を提供するための無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「府省庁 A は廃止済。府省庁 B は AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ検討、総務省において令和 4 年度より技術検討を実施中。」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、府省庁 A は令和 4 年 11 月までに廃止予定、府省庁 B は、アナログ方式の中波（AM）ラジオ受信機で受信することを前提としたシステムであるため、中波（AM）ラジオ放送の動向等を踏まえて、適切な情報伝達手段について、デジタル方式の導入や他システムへの移行等を含めて検討していくとしており、総務省において、関係府省庁等と連携して、これらの検討を行うことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、府省庁 A は、道路交通情報システム（VICS）を活用することにより令和 3 年度に廃止済、府省庁 B は、放送用周波数の活用方策に関する検討分科会における V-Low 帯域（95MHz～108MHz）の活用方策の検討への参画を踏まえ、FM 路側通信システムへの移行可能性について検討するとともに、スマホアプリによる自動車利用者への情報提供も含め総合的に検討しているとしている。

また、同分科会において「V-Low 帯域の一部を FM 路側通信システム用として利用することについては、将来における AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ、今後、関係者による技術的検討等が行われ具体化されていく中で、結論を得ることが適当である。」旨が取りまとめられ、総務省において、令和 4 年度から技術試験事務が実施されているとしている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
路側通信（MF帯）（特別業務の局）	１者	１者	１者	28局	19局	19局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[16]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は増減なし（19 局→19 局）となっている。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」であった。

通信量については、365 日、24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」が 100%（4 者[17]）であった。

これらのことから、路側通信（MF 帯）（特別業務の局）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「府省庁 A は廃止済。府省庁 B は AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ検討、総務省において令和 4 年度より技術検討を実施中。」となっており、本調査の結果に鑑みると、一部の無線局は VICS 等への代替が進められているが、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、「移行・代替・廃止の予定なし」が 100%（4 者）であり、その理由は「維持も含め検討中のため」であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「残存するアナログ無線局については、道路情報板やホームページによる情報提供に加え、一部区間では VICS による情報提供により代替が可能な状況であるものの、情報提供手段を多重化する観点から、当面は継続して利用予定。」としている。

路側通信（MF 帯）（特別業務の局）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「関係府省庁は AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ検討、総務省において令和 4 年度より技術検討を実施中」、

[16] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

[17] 各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、各総合通信局で免許を受けている無線局に対し、総合通信局単位で調査票回答を行うため、これらは重複計上される。以降、調査における回答者数において同じ。

令和 5 年度の検討状況は「現在、技術的条件の検討を行っているところであり、令和 4 年度及び令和 5 年度においては、VHF 帯の地上アナログ放送の跡地のうち、低い周波数帯（V-Low 帯域）の利用に関する調査検討を実施し、防災システムでの活用等について検討を行った。今後、調査検討の結果等を踏まえ、令和 6 年度末までを目途に免許人の意向を確認しつつ、今後の方向性について検討を行う予定。」としていた。

上記アも踏まえると、本調査の結果、情報提供手段を多重化する観点から、当面は継続して利用予定であることが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「今後の方向性を着実に検討、検討状況及び課題を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では「路側通信用（1620kHz）は、一部は他の無線システムへの代替が進展しており、今後の方向性について着実に検討するとともに、検討状況及び課題の調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記ア～ウのとおり、これまで VICS への移行等の検討が進められている状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[18]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、国道等で一般車両に渋滞、事故等の道路交通情報を提供するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、「全ての無線局について対策を実施」が100%であり、具体的な対策の内容は、「運用状況を常時監視（遠隔含む）」や「定期的な保

[18] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

守点検の実施」等であった。また、地震、水害及び火災対策については「全ての無線局について対策を実施」が 100%となっている。

災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組が全ての無線局で行われていることが確認された。

③ 評価

【令和 7 年度の進捗】情報提供手段を多重化する観点から当面は継続して利用予定であることを確認
【今後の取組】無線局数の推移を調査

路側通信（MF 帯）（特別業務の局）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「関係府省庁は AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ検討、総務省において令和 4 年度より技術検討を実施中」となっているところ、本調査の結果、今後の移行・代替・廃止計画は無いが、「維持含め検討中」とし、情報提供手段を多重化する観点から当面は継続して利用予定であることが確認された。

他システムへの代替等は当面の間見込まれないと考えられるため、総務省においては、引き続き無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（２）公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）

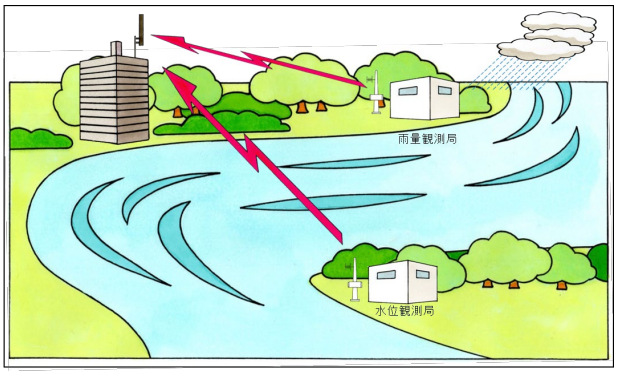

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）は、テレメータとして利用されている無線通信システムであり、調査対象の関係府省庁においては、航路標識（主に海上標識）の灯火等の状況を確認するため標識と運用所の間で監視信号を伝送するために利用されている。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「廃止」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「廃止が進展中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、府省庁は、情報通信技術の発展に伴いクラウドサービスを活用した新たなシステムへの移行の目途が立ったことから、装置の更改に併せ、平成 29 年度から LTE や特定小電力無線（920MHz 帯）を利用した装置に順次移行しているとしており、総務省において、関係府省庁と連携して、移行状況についてフォローアップを行うことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、対象の無線局数が減少し、廃止（移行）が進展しているとしている。また、関係府省庁は、携帯電話網を活用した新たなシステムへの移行による廃止を進めているが、当該システムは主に海上の航路標識（灯浮標等）に多数設置しており、直ちに移行完了は難しいため、灯浮標等の交換周期にあわせ順次新たなシステムに移行予定等としている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）	１者	１者	１者	302 局	280 局	197 局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[19]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は減少（280 局→197 局）している。無線局数の減少理由は、特定小電力無線局（920MHz 帯 LPWA）及び携帯電話網を活用したシステムへの移行によるものとのことである。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「海上保安事務に関する事項」又は「航路標識に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は「18 時台～19 時台」が 100.0% と最も高く、「5 時台～6 時台、8 時台、17 時台、20 時台～22 時台」が 85.7% 、「0 時台～4 時台、7 時台、11 時台～16 時台、23 時台」が 71.4%等であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、7 者のうち「無線局数の増減の予定なし」が 14.3%（1 者）、「無線局数は減少予定」が 85.7%（6 者）であり、減少理由は「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」であった。

これらのことから、公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「廃止」、懇談会フォローアップ報告書においては「廃止が進展中」としており、本調査の結果、本システムを順次廃止し、特定小電力無線局（920MHz 帯 LPWA）や携帯電話網を活用したシステムへの代替が進展していることが確認された。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、7 者のうち「一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定（残りの無線局の予定は今後検討）」が 42.9%（3 者）、「移行・代替・廃止の予定は今後検討」は 28.6%（2 者）、「全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定」が 28.6%（2 者）であった。

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「廃止」、懇談会フォローアップ報告書においては「廃止が進展中」、令和 7 年度の検討状況は「本システムの廃止に向け、携帯電話(IP 無線等)、LPWA(LoRA 等)、Wi-Fi を活用したシステムに移行・代替していく計画をおおむね定めている

[19] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

ことが確認された。」としている。

上記アも踏まえると、本システムの廃止に向け、携帯電話網を活用したシステム等に移行・代替していく計画をおおむね定めていることが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「他の無線システムへの代替による廃止の進捗を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）は、他の無線システムへの代替による廃止が進展しており、引き続き廃止の進捗について確認を行う。」とされており、周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記ア～ウのとおり、特定小電力無線局（920MHz 帯 LPWA）や携帯電話網を活用したシステムへの移行・代替に係る今後の計画をおおむね定めており、それらへの移行・代替が進められている状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[20]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」等と回答している。

本システムは、航路標識（主に海上標識）の灯火等の状況を確認するため標識と運用所の間で監視信号を伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持及び非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 85.7%、「一部の無線局について対策を実施している」が 14.3%であり、具体的な対策の内容は、「運用状況の常時監視（遠隔含む）」や「定期的な保守点検の実施」等であった。

[20] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

また、地震対策及び水害対策については「全ての無線局について対策を実施している」が71.4%、「一部の無線局について対策を実施している」が28.6%、火災対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 28.6%、「一部の無線局について対策を実施している」が71.4%であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組については、おおむね高い割合で取組が行われていることが確認された。

③ 評価

【令和7年度の進捗】他の無線システムへの代替による廃止が進展
【今後の取組】無線局数の推移を調査

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「廃止」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「廃止が進展中」となっており、本調査の結果、特定小電力無線局（920MHz 帯 LPWA）又は携帯電話網を活用したシステムへの代替による廃止が進展している。

総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（３）公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯、400MHz 帯)

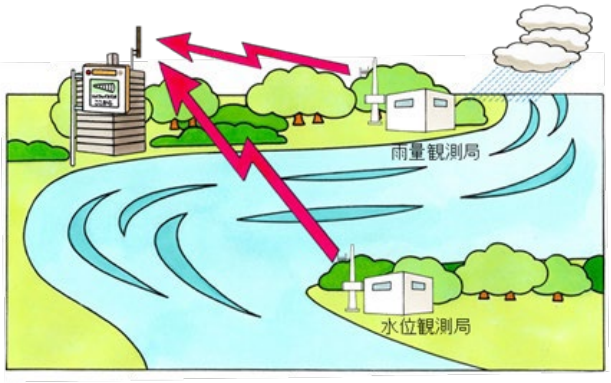

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯、400MHz 帯）は、河川水位計や雨量計のデータを伝送する無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、関係府省庁より、現状において 60MHz 帯のデジタル方式の無線機器がない等とされ、総務省において、関係府省庁と連携して、技術実証等の活用により、デジタル方式導入に向けた技術的条件の検討を行うことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、周波数利用効率の良いデジタル方式の導入に向けて、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）が実施されているとされている。

また、公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）については、関係府省庁から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向、LPWA の活用も検討するとの意向があるとともに、デジタル化へ移行するには適切な期間が確保されるべきとの意見があったとされている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz帯、400MHz帯）	２者	２者	２者	7,246局	7,238局	7,218局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[21]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（2 者→2 者）、無線局数は減少（7,238 局→7,218 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」、「水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）」又は「水防事務に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「365 日」が 100.0%、電波の発射時間帯は全時間帯を通じて 95%以上の免許人が電波を発射しているとの回答であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、20 者のうち「無線局数は増加予定」が 65.0%（13 者）、「無線局数の増減の予定なし」が 40.0%（8 者）であり、無線局数が増加する理由は「使用エリアやサービスの拡大予定のため」であった。

これらのことから、公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯、400MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」となっており、本調査の結果、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続し、今後も必要となる無線局を新設していく予定であることが確認された。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、20 者のうち「移行・代替・廃止の予定なし」が 95.0%（19 者）であり、その理由は「代替可能なシステムがないため」が 73.7%（14 者）、「移行・代替の必要性を感じないため」が 26.3%（5 者）等であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 A は「総務省におけるデジタル方式の技術的条件等の策定や制度整備に向けた検討状況について、引き続き注視しているところ。」、府省庁 B は「テレメータを管理する自治体等の財政負担を考慮すると一斉の更新は難しいが、施設の改修・更新に合わせてデジタル化を進めることは可能。」との回答であった。

[21] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯、400MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」、令和 6 年度の検討状況は「総務省におけるデジタル方式の技術検討が進展、一部は他の無線システムで代替を計画中」としていた。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「デジタル方式の技術的条件の検討を着実に実施、利用状況を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60/400MHz 帯）、水防用（60/150MHz 帯）及び災害対策・水防用移動無線（60MHz 帯）は、デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和 7 年度から順次、対応可能なシステムについてデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を行う。」とされており、周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[22]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」等と回答している。

本システムは、河川水位計や雨量計のデータを伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

[22] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 80.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 25.0%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」や「定期的な保守点検の実施」等であった。

また、地震対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 95.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 15.0%、水害対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 80.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 20.0%、「対策を実施していない」が 5.0%、火災対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 70.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 35.0%であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組については、おおむね高い割合で取組が行われていることが確認された。

③　評価

【令和 7 年度の進捗】総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展
【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz、400MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果、一部の免許人においては、デジタル化の制度整備に向けた状況を注視している状況であり、また、別の免許人においては、設備更新にあわせたデジタル化の可能性が確認された。

総務省において、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、情報通信審議会における技術的条件の検討開始に向けた準備を実施しているとしており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（４）水防用(60MHz 帯、150MHz 帯)

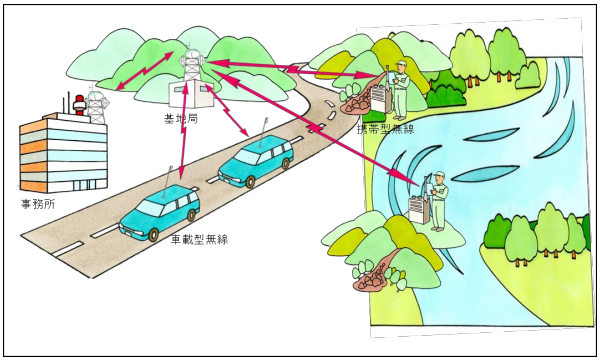

水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）は、水害の予防・復旧対策のため必要なデータの取得や、関係者間の音声連絡用に使用する無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、可能なエリアについては公共安全モバイルシステムを含む他システムでの代替可能性について検討を行うとともに、技術実証等の活用により、60MHz 帯のデジタル方式の導入に向けた技術的条件の検討を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）を実施中となっている。また、関係府省庁から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向であることを確認し、技術試験事務の実施に向けては、デジタル化により不感地帯が発生しないようにすべきとの要望を示すとともに、デジタル化への移行には適切な期間が確保されるべきとの意見があったとされている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）	１者	１者	１者	167 局	167 局	167 局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[23]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は増減なし（167 局→167 局）である。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「水防事務に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「1 日～30 日」が 37.5% 、「365 日」が 25.0%、「271 日～366 日」、「31 日～90 日」、及び「0 日」がいずれも 12.5%であり、電波の発射時間帯は「8 時台、10 時台～14 時台、17 時台」が 71.4%と最も高く、「9 時台、15 時台～16 時台」が 57.1%、「18 時台」が 42.9%等であり、日中を中心に電波を発射している状況であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」が 75.0%（6 者）、「無線局数は減少予定」が 25.0%（2 者）であった。

これらのことから、水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果を踏まえると、引き続き無線局の目的等に沿った運用を行っているが、今後、一部の無線局は携帯電話システムへ移行・代替予定であることが確認された。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、8 者のうち「移行・代替・廃止の予定なし」が 62.5%（5 者）、「一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定（残りの無線局の予定は今後検討）」が 37.5%（3 者）であり、予定がない理由は「他システムで代替可能かわからないため」、「移行・代替の必要性を感じないため」等であった。

水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」、令和 6 年度の検討状況は「総務省におけるデジタル方式の技術検討が進展、一部は他の無線システムで代替を計画中」としていた。

[23] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「携帯電話のエリア拡大に伴い、本自営システムから商用携帯電話への移行・代替を検討している。また、機器の更新等に当たっては、商用通信回線の将来展望も踏まえ最適な機器を選定予定。」との回答であった。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としている。

上記アも踏まえると、一部の無線局は携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中であるとともに、総務省においてデジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「デジタル方式の技術的条件の検討を着実に実施、利用状況を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz/400MHz 帯）、水防用（60/150MHz 帯）及び災害対策・水防用移動無線（60MHz 帯）は、デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和 7 年度から順次、対応可能なシステムについてデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[24]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、水害の予防・復旧対策のため必要なデータの取得や、関係者間の音声連絡用に利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公

[24] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 62.5%、「一部の無線局について対策を実施している」が 37.5%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」や「定期的な保守点検の実施」等であった。

また、地震対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 25.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 75.0%、水害対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 12.5%、「一部の無線局について対策を実施している」が 50.0%、「対策を実施していない」が 37.5%、火災対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 25.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 75.0%であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組については、おおむね高い割合で取組が行われていることが確認された。

③　評価

【令和 7 年度の進捗】一部の無線局は携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中、総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展
【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査

水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果、「移行・代替・廃止の予定なし」や、代替可能な機器が無いためデジタル化の計画が無いとする回答も存在するが、一部の無線局は携帯電話システム等への代替が計画されており、携帯電話のエリア拡大に伴い、携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中であることが確認された。

総務省において、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、情報通信審議会における技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施しているとしており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。

総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（５）災害対策・水防用無線(60MHz 帯)

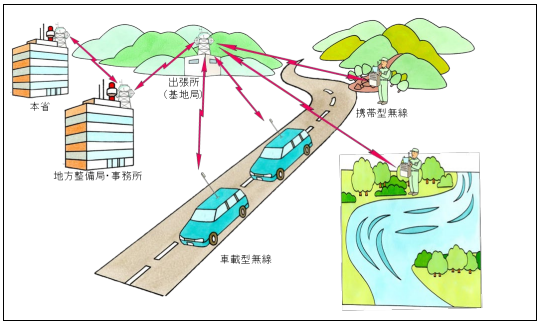

災害対策・水防用無線（60MHz 帯）は、水防ダム、砂防用ダム等の保守管理に使用しており、山間部等見通し外通信が主な地域における音声通信用の無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、技術実証等の活用により、60MHz 帯のデジタル方式の導入に向けた技術的条件の検討を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）を実施中となっている。また、関係府省庁から、技術試験事務の実施に向けては、本システムのデジタル方式の要件として、山間部の既存局舎と通信可能な伝搬特性、整備・維持費用の削減について検討されるべきとの意見があったとされている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
災害対策・水防用無線(60MHz 帯)	１者	１者	１者	696 局	694 局	693 局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[25]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は減少（694 局→693 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」又は「水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）」であった。

通信量については、年間の発射日数は「365 日」が 55.6%、「271 日～364 日」及び「31 日～90 日」が 22.2%、「1 日～30 日」、「91 日～180 日」及び「181 日～270 日」が 11.1%であり、電波の発射時間帯は「8 時台～17 時台」が 100%と最も多く、「0 時台～7 時台、18 時台～23 時台」が 66.7%であり、日中を中心にそれ以外の時間帯も 6 割以上が電波を発射している状況であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」が 100%（9 者）であった。

このことから、災害対策・水防用無線（60MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果を踏まえると、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、「移行・代替・廃止の予定なし」が 100%（9 者）であり、その理由は「代替可能なシステムがないため」であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「総務省におけるデジタル方式の技術的条件等の策定や制度整備に向けた検討状況について、引き続き注視しているところ。」との回答であった。

懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」、令和 6 年度の検討状況は「総務省におけるデジタル方式の技術検討が進展、一部は他の無線システムで代替を計画中」としていた。

[25] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としている。

上記アも踏まえると、総務省においてデジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「デジタル方式の技術的条件の検討を着実に実施、利用状況を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯）、水防用（60/150MHz 帯）及び災害対策・水防用移動無線（60MHz 帯）は、デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した試験の結果を踏まえ、令和 7 年度から順次、対応可能なシステムについてデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[26]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、水防ダム、砂防用ダム等の保守管理に利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、移動しない無線局の運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施」が 100%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」や「定期的な保守点検の実施」等であった。また、地震、水害及び火災対策については「全て

[26] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

の無線局について対策を実施」となっている。
　災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組が、移動しない無線局の全ての無線局で行われていることが確認された。

　また、移動する無線局の運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施」が100%であり、具体的な対策の内容は、「ほかの電波利用システムによる臨時無線設備を確保」や「定期的な保守点検の実施」等であった。

　継続的な運用を確保するための取組が移動する無線局の全ての無線局で行われていることが確認された。

　なお、移動する無線局については、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

③　評価

【令和7年度の進捗】総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展
【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査

　災害対策・水防用無線（60MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、デジタル機器が無いためデジタル化の計画が無いとの状況である。

　総務省において、令和4年度から令和6年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、情報通信審議会における技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施しているとしており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。

　総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き、本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（６）部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯)

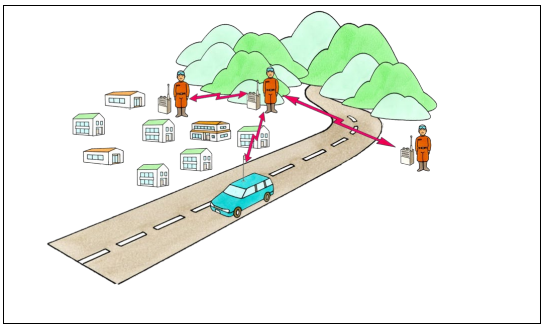

部内通信（災害時連絡用）（150MHz 帯）は、災害発生時又は訓練時に車両又は出先における職員との連絡用に使用する無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、公共安全モバイルシステムへの代替の期待についても回答があったところ、今後も、総務省が主導し、関係機関と連携の上、公共安全モバイルシステムの早期導入やニーズのある機能の実装等に向けて検討を進めていくことが適当であるとされている。

また、総務省において、関係府省庁と連携して、早期にデジタル化に向けた計画の検討（公共安全モバイルシステムを含む他システムでの代替可能性についても検討）を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、関係府省庁から、当面維持する予定だが、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステムでの代替が可能と判断されればそれを導入することを検討するとの取組の状況を確認したとされている。

なお、公共安全モバイルシステムの導入に関して、関係府省庁より、携帯電話網が使用できない場合に通信が確保できる対策が求められるとの認識が示されたとされている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
部内通信（災害時連絡用）(150MHz帯)	１者	１者	１者	35 局	35 局	35 局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[27]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数も増減なし（35 局→35 局）であった。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「消防事務に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「1 日～30 日」であり、電波の発射時間帯は「10 時台」、「11 時台」、「13 時台」、「14 時台」に発射しており、それ以外の時間帯については電波を発射していないという回答であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数は減少予定」であった。無線局数減少の理由としては「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」であり、今後、無線局数の減少が見込まれる。

これらのことから、本調査の結果に鑑みると、今後、無線局数は減少傾向にあるものの、引き続きアナログ方式により目的等に沿った運用を継続していく意向があることが確認された。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、公共安全モバイルシステムへの移行・代替予定の有無について、「移行・代替予定なし」であった。

公共安全モバイルシステムへの移行・代替予定が無い理由は、「災害時、非常時に使用できない恐れがあるため」であった。

懇談会フォローアップ報告書の進捗は「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」、令和 6 年度の検討状況については「関係府省庁においては、災害時、非常時に使用できないおそれがあるためとして、移行・代替予定が無い状況であるが、当該府省庁は、令和 6 年度に公共安全モバイルシステムの実証を実施しており、その結果を踏まえて検討している状況である。」としていた。

[27] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「大規模災害時等の現場における職員間の通信手段として、公共安全モバイルシステムを配備しているが、携帯電話網が使用できない場合に備え、予備として本システムも配備している。」との回答であった。

現場の職員間の通信手段として公共安全モバイルシステムの配備は進んでいるものの、携帯電話網が使用できない場合に備えた予備として、本システムの一定の継続利用の意向が確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和6年度評価において、「総務省においては、公共安全モバイルシステムが令和 6 年 4 月 1 日からサービス提供が開始されていることから、関係府省庁と連携して、上述の実証試験の結果を把握し、公共安全モバイルシステムへの代替に向けた検討を早期に推進することが適当である。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「部内通信（災害時連絡用）（150MHz 帯）は、一部の免許人における実証試験の結果を把握するとともに、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、公共安全モバイルシステムへの代替可能性について検討を推進するとともに、利用状況等の調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記イ・ウのとおり、公共安全モバイルシステムの配備が進んでいるものの予備として本システムの一定の継続利用の意向が確認された状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[28]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、災害発生時又は訓練時に車両又は出先における職員との連絡用に利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

[28] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であった。具体的な対策内容は、「定期的な試験電波の発射」及び「定期的な保守点検の実施」であった。

継続的な運用を確保するための取組が全ての無線局で実施されていることが確認された。

なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

③　評価

【令和 7 年度の進捗】公共安全モバイルシステムを配備、ただし予備として本システムの一定の継続利用の意向を確認
【今後の取組】無線局数の推移を調査

部内通信（災害時連絡用）（150MHz 帯）は、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」となっているところ、本調査の結果、大規模災害時等の現場における職員間の通信手段として、公共安全モバイルシステムを配備しているが、携帯電話網が使用できない場合に備え、予備として本システムも配備していることが確認された。

公共安全モバイルシステムへの完全代替は当面の間見込まれないと考えられるため、総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（７）石油備蓄(150MHz 帯)

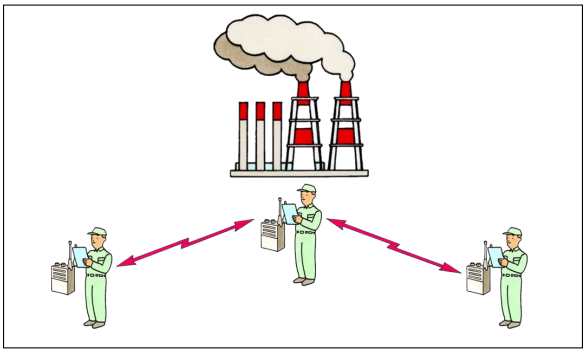

石油備蓄（150MHz 帯）は、国家石油備蓄基地（むつ・秋田・菊間）で使用している音声連絡用の無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「更新時期にデジタル化」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、デジタル方式の技術実証等を行うことにより、早期にデジタル化に向けた計画を検討（公共安全モバイルシステムを含む他システムでの代替可能性についても検討）するとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、関係府省庁から、令和 3 年 2 月に一部の石油備蓄基地においてデジタル方式への変更が進んでおり、今後、更新時期（おおむね 10 年以内を想定）でのデジタル化対応を基本としつつも、石油備蓄の重要性を踏まえた傍受に対するセキュリティ確保の観点を考慮し、早期のデジタル化について検討を実施するとの取組の状況等を確認したとされている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
石油備蓄(150MHz帯)	１者	１者	１者	63局	63局	３局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[29]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は減少（63 局→3 局）であった。減少理由は、デジタル無線への更新としている。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防災対策に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「1～30 日」、電波の発射時間帯は「22 時台」であり、それ以外の時間帯は発射していないという回答であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」であった。

昨年度の調査結果からは、デジタル簡易無線への移行・代替のため無線局数は減少予定という回答があったことを踏まえると、本調査の結果、本システムについては昨年度において他のシステムへの代替等が進んだことが確認された。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無については、「移行・代替・廃止の予定なし」であり、その理由は「移行･代替の必要性を感じないため」であった。

石油備蓄（150MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は、「更新時期にデジタル化」、令和 6 年度の検討状況は、「概ね 10 年以内と見込まれる更新時期を念頭にデジタル化するという方向性である。残り 1 者については、今後の予定は確認できていないが、総務省から移行するメリットを伝えるなどサポート等を行っていく」としていた。

総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「残る 3 局は、民間石油会社との連絡に用いているアナログ方式の陸上移動局であり、同社が整備したアナログ方式の基地局を介して通信を行っているため、引き続き運用せざるを得ない状況。なお、民間石油会社においては、「機器の更新を捉え、デジタル方式の導入に向けた検討を行うことは可能。」との回答であった。

前年度から 60 局減少して残り 3 局となり、その 3 局において移行・代替・廃止予定なしと

[29] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

なっているが、これ以上のデジタル化等には通信の相手方である民間石油会社との調整が必要となっている状況である。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「総務省においては、引き続き、免許人に対し移行・代替のメリット等を周知するとともに、デジタル化の進捗を調査することが適当である。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「石油備蓄（150MHz 帯）は、移行・代替のメリット等を周知するとともに、引き続きデジタル化の進捗について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記ア・イのとおり、デジタル方式等への移行を進めている状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[30]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、国家石油備蓄基地で音声連絡するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であり、具体的な対策の内容は、「定期的な動作確認・訓練の実施」、「無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有」であった。

継続的な運用を確保するための取組が、全ての無線局で実施されていることが確認された。なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

---

[30] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

③　評価

【令和 7 年度の進捗】デジタル化が進展、残る無線局は、民間会社との調整が必要である状況を確認
【今後の取組】無線局数の推移を調査

石油備蓄（150MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「更新時期にデジタル化」となっており、本調査の結果、前年度からデジタル化に伴い無線局数が大きく減少し、残り 3 局となった。残り 3 局については、民間石油会社との連絡に用いているアナログ方式の陸上移動局であり、同社が整備したアナログ方式の基地局を介して通信を行っているため、民間石油会社との調整が必要となっている。

このような免許人自らの努力のみではデジタル化が難しいものであって、一定の検討結果が出ているものについては、毎年度、公共業務用無線局の免許人に対して個別に状況を確認する必要はないと考えられるため、総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（８）防災相互波(150MHz 帯)

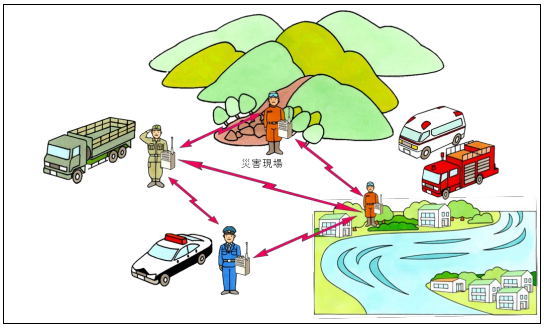

防災相互波（150MHz 帯）は、大規模災害時において、防災機関等が連携し円滑な対処を行うために、関係機関間で必要な連絡手段として使用する無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「1 府省庁は令和 4 年に廃止済、他府省庁は公共安全モバイルシステムでの代替検討中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムは、公共安全モバイルシステムでの代替可能性が考えられることから、総務省において、関係機関と調整しつつ検討を進めていくことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、1 府省庁において令和 4 年に廃止されたとされ、その他の府省庁においては、公共安全モバイルシステムの導入に関して、十分なセキュリティ対策の実施や、携帯電話網が使用できない場合に通信が確保できるよう、端末間通信機能の検討等が重要であり、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステムでの代替が可能と判断されればそれを導入することを検討するとされている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
防災相互波（150MHz 帯）	３者	３者	３者	1,713 局	1,715 局	1,713 局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[31]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減無し（3 者→3 者）、無線局数は減少（1,715 局→1,713 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防災対策に関する事項」、「災害対策・水防に関する事項」、「消防事務に関する事項」又は「港湾管理に関する事項」であった。

通信量（有効回答数 18 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」が最も多く 77.8%（14 者）、「0 日」及び「31 日～90 日」がいずれも 11.1%（2 者）であり、電波の発射時間帯（有効回答数 16 者）は「10 時台」及び「14 時台」が 75.0%（12 者）と最も多く、「13 時台」が 68.8%（11 者）、「9 時台」及び「11 時台」がいずれも 62.5%（10 者）等であり、日中を中心に電波を発射している状況であった。

また、年間の発射実績が「0 日」と回答した免許人は、その理由として「発射には通信の相手方等との調整が必要であるため」及び「電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため」と回答している。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、府省庁別に、府省庁 A（有効回答数 6 者）は「無線局数の増減の予定なし」、府省庁 B（有効回答数 1 者）は「無線局数は減少予定」、府省庁 C（有効回答数 11 者）は「無線局数の増減の予定なし」が 81.8%、「無線局数は減少予定」及び「無線局数は増加予定」がそれぞれ 9.1%であった。無線局数が増加する理由は「無線機を転用したため」、無線局数が減少する理由は「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」としている。

これらのことから、防災相互波（150MHz 帯）については、本調査の結果、増減なし又は災害時等において関係機関との連絡の効率化のために必要なことから引き続き使用している状況であり、引き続きアナログ方式により目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

[31] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

懇談会フォローアップ報告書の進捗は「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」、令和 6 年度の検討状況は「特に地上系のシステムについては、公共安全モバイルシステムへの代替・移行も期待されている。府省庁 B における公共安全モバイルにおける実証の結果を踏まえつつ、総務省としても必要な対応を検討する予定」としていた。

公共安全モバイルシステムへの移行・代替予定の有無について調査の結果、府省庁 A 及び府省庁 B については「移行・代替予定なし」であり、移行・代替予定がない理由（有効回答数 7 者）については「災害時、非常時に使用できない恐れがあるためが」57.1%(4 者)、「仕様や目的が適さないため」、「他の相手方と調整が必要なため」、「優先度が高い他の施策があるため」、「移行期限が定められていないため」、「検討予定又は検討中」、「情報が不足しており回答できない」がそれぞれ 14.3%(1 者）ずつであった。また、府省庁 C については「移行・代替完了時期は未定」であり、未定である理由は「検討予定又は検討中」であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 A は「非常災害時等における相互運用という目的に鑑み、移行・代替に向けては他の防災関係機関との調整が必要」、府省庁 B は「大規模災害時等における関係機関間の通信手段であり、公共安全モバイルシステムへの完全移行・代替のためには、他機関との調整が必要」、府省庁 C は「公共安全モバイルシステムは、携帯電話網の基地局断、輻輳により非常時等に使用できない可能性がある点、上空利用できない点が課題であり、他機関も含め代替が可能と判断されれば導入を検討。」との回答であった。

防災相互波は、同一免許人間ではなく他の防災関係機関と連絡を行うための無線局であり、デジタル化等を含めたシステムの更新に当たっては、防災関係機関相互での調整が必要となる。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「総務省においては、関係府省庁と連携して、公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討を早期に推進していくとともに、引き続き、本システムの利用状況について調査を行うことが適当である。また、公共安全モバイルシステムへの代替については、部内通信の項で述べたとおり、総務省は、免許人における令和 6 年度の実証試験結果を把握する必要がある。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「防災関係機関相互の通信に用いられる防災相互波（150MHz 帯）については、一部の免許人における実証試験の結果を把握するとともに、防災関係機関で構成される非常通信協議会において、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、公共安全モバイルシステムでの代替可能性について検討を推進するとともに、利用状況等の調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記イ・ウのとおり、公共安全モバイルシステムでの代替への検討が進められている状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[32]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は主に「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、大規模災害時において、防災機関等が連携し円滑な対処を行うために、関係機関間で必要な連絡するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であった。具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」、「定期的な動作確認・訓練の実施」等であった。

継続的な運用を確保するための取組が、全ての無線局で実施されていることが確認された。なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

[32] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

③　評価

【令和 7 年度の進捗】公共安全モバイルシステムへの代替に当たり、通信相手の関係機関との調整のほか、携帯電話網が使用不可となった状況や上空での可用性が課題であることを確認

【今後の取組】公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討を推進、無線局数の推移を調査

防災相互波（150MHz 帯）は、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」となっている。

本調査の結果、公共安全モバイルシステムへの移行・代替は予定なし、又は時期は未定との回答であり、また、総務省が実施したヒアリングにおいて、免許人から、公共安全モバイルシステムは携帯電話網の基地局が停止した場合に利用できないこと、上空利用が不可能であること、また相互運用を実現するには多くの防災関係機関による導入が必要であること等の指摘があった。

これらを踏まえ、総務省は防災関係機関及び公共安全モバイルサービス提供者等の協力を得ながら、同システムの代替可能性について引き続き検討を行うことが適当である。また、引き続き無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（９）公共業務用ヘリテレ連絡用

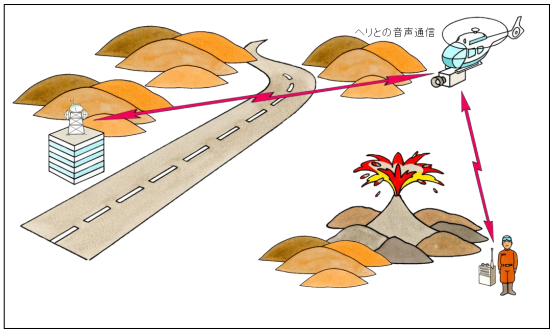

公共業務用ヘリテレ連絡用は、ヘリコプターに搭載したテレビ画像伝送装置（ヘリテレ）に必要な連絡設定用の無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「一部府省庁において廃止又はヘリサットで代替予定、総務省においてデジタル方式の技術検討中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、デジタル化を検討すると回答した関係府省庁と連携して、技術実証等の活用により、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等の検討を行うことが適当であるとされている。

また、総務省において、廃止すると回答した関係府省庁と連携して、電波の利用状況調査のタイミング等を捉えて、廃局の進捗状況についてフォローアップを行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）を実施中となっている。また、関係府省庁から、関連機器やヘリ機体の更新に合わせた機器更新を随時実施し、その際、コスト面・機能面で現行と同等以上であることを確認した上で、デジタル方式のヘリテレ連絡用の機器を採用する意向であること、別の複数の関係府省庁からは、本システムの廃止に向け、「廃止に取り組んでおり、令和 4 年 11 月末までに更に 5 局廃止し、残る 3 局については新機体でのヘリサット化を行い、早ければ令和 5 年度末に廃止可能となる予定」、「令和 4 年度内に 1 局を廃止し、令和 5 年度末頃に全て廃止予定。」との取組が行われていることを確認したとされている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
公共業務用ヘリテレ連絡用	３者	３者	３者	59 局	58 局	56 局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[33]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（3 者→3 者）、無線局数は減少（58 局→56 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」、「消防事務に関する事項」又は「海上保安事務に関する事項」であった。

通信量（有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」が 72.7%（8 者）、「0 日」、「31 日～90 日」、「365 日」がいずれも 9.1%（1 者）であり、電波の発射時間帯（有効回答数 10 者）は「14 時台」が 90.0%（9 者）と最も多く、「11 時台」、「13 時台」、「15 時台」がいずれも 80.0%（8 者）、「10 時台」、「16 時台」がいずれも 60.0%（6 者）等であり、日中を中心に電波を発射している状況であった。なお、「0 日」という回答した者の年間の発射実績がない理由については、「廃止するため」という回答であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、府省庁別に、府省庁 A は「全ての無線局を廃止予定」（理由：他の電波利用システムへ移行・代替予定のため）、府省庁 B 及び府省庁 C はいずれも「無線局数は減少予定」（理由：使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため）であった。

これらのことから、本調査の結果、今後の無線局減少の傾向が見られることが確認された。

イ　電波の利用の停 止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無については、府省庁別に、次のとおりであった。

府省庁 A は、移行・代替・廃止時期については、「令和 7 年度中」と回答しており、総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 A は「昨年（令和 7 年）に廃止済み。現在は、携帯電話の上空利用サービスを活用している。」との回答であった。

府省庁 B は、「移行・代替完了時期は未定」と回答しており、その理由は「検討予定又は検討中」であった。総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 B は「ヘリ機体の更新に合わせデジタル化を行っていく方針。」との回答であった。

[33] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

府省庁 C は、「移行・代替予定なし」と回答しており、その理由は「廃止又は廃止予定」であった。総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 C は「本システムは通信の相手方である他機関の無線局の廃止に伴い運用を終了。ヘリ搭載設備の撤去に向け航空法上の手続を経た上で、無線局の廃止手続を行う予定。」との回答であった。

公共業務用ヘリテレ連絡用については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」、令和 6 年度の検討状況は、「令和 6 年度まで行った技術試験事務の結果を踏まえ、デジタル方式の技術的要件をまとめたところ。今後、令和 7 年度に情報通信審議会における検討などを開始し、制度化可能なシステムから順次、制度化を目指す。また、機器の更新の機会を捉えたデジタル化に関する依頼文書を、総務省から関係府省庁へ令和 7 年 4 月に発出したところ。」としていた。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としている。

上記アも踏まえると、2 府省庁は廃止済み又は廃止に向けた手続を行う予定であり、他の 1 府省庁は、デジタル化を行っていく方針であり、また、総務省においてデジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「総務省においては、情報通信審議会における技術的条件の検討を進め、引き続き、ヘリサットへの代替の進捗を含め、本システムの利用状況について調査を行うことが適当である。また、デジタル化等への移行方針に係る検討を行うことを期待する。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、公共業務用ヘリテレ連絡用（400MHz 帯）は、「デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和 7 年度を目途にデジタル方式の技術的条件等の検討を開始するとともに、可能なものから順次制度整備を行う。また、他の無線システムへの代替の検討状況について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[34]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、災害時や非常時等において、ヘリコプターに搭載したテレビ画像伝送装置（ヘリテレ）に必要な連絡設定をするために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、府省庁 A 及び B においては、「全ての無線局について対策を実施している」であり、具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」等であった。

一方、府省庁 C においては「対策を実施していない」であった。対策を実施していない理由について、「無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため」であった。

継続的な運用を確保するための取組については、廃止予定の無線局を除いて全ての無線局で取組が行われていることが確認された。

なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

[34] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

③　評価

【令和 7 年度の進捗】2 免許人は廃止又は廃止予定、総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展

【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局の推移を調査

公共業務用ヘリテレ連絡用は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「一部府省庁において廃止又はヘリサットで代替予定、総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果、一部は携帯電話の上空利用サービスでの代替が確認された。

府省庁 A 及び B においては廃止又は廃止予定であり、府省庁 C においては、今後、ヘリ機体の更新に合わせデジタル化を行っていく方針としており、総務省においては令和 4 年度から令和 6 年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、情報通信審議会における必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施しているとしており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。

総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き、本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（10）気象援助用無線(400MHz 帯)

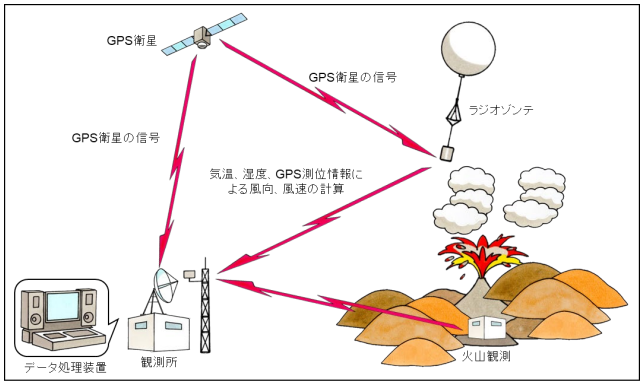

気象援助用無線（400MHz 帯）は、気象情報等を観測し、観測データを観測所に伝送する無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「総務省においてデジタル方式の技術検討中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、デジタル方式の導入に向けた検討を行う他、ユーザーニーズに応じて、技術実証等の活用により、周波数利用効率の高いデジタル方式の導入に向けた技術的条件の検討を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）を実施中となっている。また、関係府省庁から、周波数利用効率の高いデジタル方式の製品が登場した際は、その採用可否についても検討するとの意向を確認したとされている。一方、一部の関係府省庁から、観測機材の耐用年数を踏まえ令和 2 年度から令和 4 年度にかけてアナログ方式で更新予定（一部は有線化により廃止）であり、更新後の耐用年数は 10 から 20 年程度であるとの状況を確認したとされている。

①　各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
気象援助用無線（400MHz 帯）	１者	１者	１者	18 局	18 局	18 局

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[35]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は増減なし（18 局→18 局）であった。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防衛に関する事項」であった。

通信量（有効回答数 4 者）については、年間の発射日数は「365 日」が 75.0（3 者）%、「31 日～90 日」が 25.0%（1 者）であり、電波の発射時間帯は 24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」であった。

これらのことから、本調査の結果、引き続き無線局の目的等に沿った運用を行っている。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、デジタル方式の導入計画の有無及び移行・代替・廃止の計画の有無について、「移行・代替・廃止の予定なし」が 100.0%（4 者）であり、その理由は「移行・代替の必要性を感じないため」が 75.0%（3 者）、「代替可能なシステムがないため」が 25.0%（1 者）であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「総務省におけるデジタル方式の制度整備の状況等を踏まえ、機材の更新等に合わせて、デジタル方式の導入検討を行う。」との回答があり、免許人はデジタル化の導入検討の意向があることが確認された。

気象援助用無線（400MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」、令和 6 年度の検討状況は「令和 6 年度まで行った技術試験事務の結果を踏まえ、デジタル方式の技術的要件をまとめたところ。今後、令和 7 年度に情報通信審議会における検討などを開始し、制度化可能なシステムから順次、制度化を目指す。また、機器の更新の機会を捉えたデジタル化に関する依頼文書を、総務省から関係府省庁へ令和 7 年 4 月に発出したところ。」としていた。

[35] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「総務省においては、情報通信審議会における技術的条件の検討を進め、引き続き本システムの利用状況について調査を行うことが適当である。また、デジタル化等への移行方針に係る検討を行うことを期待する。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和 7 年度を目途にデジタル方式の技術的条件等の検討を開始するとともに、可能なものから順次制度整備を行う。また、他の無線システムへの代替の検討状況について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[36]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」等と回答している。

本システムは、気象情報等を観測し、観測データを観測所に伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

[36] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であり、具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」、「運用状況の常時監視（遠隔含む）」等であった。

また、地震対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 100.0%、水害対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 75.0%、「対策を実施していない」が 25.0%、火災対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 75.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 25.0%であった。

対策を実施していない理由について、水害対策は「水害対策が必要の無い設置場所」、火災対策は「無線局の運用形態や設置場所等の理由で対策が困難もしくは必要無い」であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組については、おおむね高い割合で取組が行われていることが確認された。

③　評価

【令和 7 年度の進捗】総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展
【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査

気象援助用無線（400MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果、デジタル方式の制度整備等の状況を踏まえ、機器の更新にあわせてデジタル方式の導入検討の意向があることが確認された。

総務省において、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、情報通信審議会における技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施しているとしており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。

総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

（11）15GHz 帯ヘリテレ画像伝送

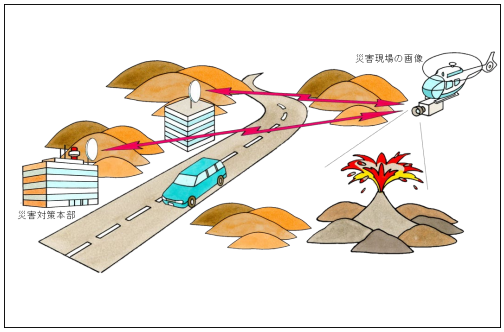

15GHz 帯ヘリテレ画像伝送は、ヘリコプター撮影動画をリアルタイム伝送するための無線通信システムである。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「一部はデジタル化又はヘリサットで代替済。今後、順次デジタル化又はヘリサットへの代替を予定」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、デジタル化等の進捗状況についてフォローアップを行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、複数の関係府省庁から、本システムのデジタル化等について、それぞれ以下のような取組が行われていることが確認されている。

・デジタル化に向け、順次アナログ方式の無線局を廃止又はデジタル化を実施中。
・ヘリ機体の更新に合わせ、機器更新（具体的な更新時期は未定）予定。
・ヘリサット化により 8 局が廃止済み、令和 4 年 11 月末までに 1 局廃止予定。残る 1 局については、ヘリサットが取り付け可能な機体の調達を待ちヘリサット化を行い、早ければ令和 5 年度末に廃止可能となる予定。
・令和 3 年度に新たに 2 局をデジタル化済み、令和 4 年度には新たに 1 局をデジタル化予定。その後、予算措置された無線局から順次デジタル化を実施予定。アナログ方式の受信装置が残っているため、新たに機器を整備する場合は、アナログ・デジタルいずれの受信装置にも対応すべく、両方出力可能な機器を調達し、全ての受信装置のデジタル化が完了次第、アナログ方式を廃止する方針。

① 各評価基準に照らした分析

＜令和７年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
15GHz 帯ヘリテレ画像伝送	４者	４者	４者	135 局	134 局	128 局

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[37]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（4 者→4 者）、無線局数は減少（134 局→128 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」、「消防事務に関する事項」、「警察事務に関する事項」又は「海上保安事務に関する事項」であった。

通信量（有効回答数 22 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」が 36.4%（8 者）、「91 日～180 日」が 27.3%（6 者）、「181 日～270 日」が 18.2%（4 者）等であり、電波の発射時間帯は「14 時台」が 100.0%（22 者）と最も多く、「13 時台」、「15 時台」がいずれも 95.5%（21 者）、「11 時台」が 90.9%（20 者）等であり、日中を中心に電波を発射している状況であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、府省庁別に、府省庁 A 及び府省庁 B は「全ての無線局を廃止予定」、府省庁 C は「無線局数の増減の予定なし」、府省庁 D は「無線局数は増加予定」であった。府省庁 D においては令和 6 年度から令和 7 年度にかけて 1 局増加しており、無線局数が増加予定の理由については、「使用エリアやサービスの拡大予定のため」との回答があった。なお、昨年度の調査において、府省庁 D についてはアナログ方式の局数が 3 局増加していたが、アナログ・デジタル両方式に対応可能な機器を調達しているためであり、受信装置のデジタル化が完了次第、アナログ方式を廃止する方針とのことであった。

これらのことから、デジタル化又はヘリサットへの代替が進められている状況であるものの、一部府省庁において、無線局数の増加予定があることが確認された。

[37] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、デジタル方式の移行・代替予定の有無については、府省庁別に、次のとおりであった。

府省庁 A は、「移行・代替予定なし」であり、移行・代替予定が無い理由は「導入コストの確保が困難であるため」であった。

総務省から府省庁 A へのヒアリングの結果、府省庁 A は「昨年７月に廃止済。現在は、携帯電話の上空利用サービスを活用している。」との回答であった。

府省庁 B は、「移行・代替予定なし」であり、移行・代替予定が無い理由は「廃止又は廃止予定」であった。

総務省から府省庁 B へのヒアリングの結果、府省庁 B は「老朽化に伴うヘリの退役に伴い、昨年 9 月に本システムを廃止済み。」との回答であった。

府省庁 C は、有効回答数 11 者のうちデジタル方式に「移行・代替完了済み」が 81.8%（9 者）であり、一部のデジタル化が図られていることが確認された。また、移行・代替予定が「令和 8 年度中」が 9.1%（1 者）、「移行・代替完了時期は未定」が 9.1%（1 者）であった。「移行・代替完了時期が未定」の理由は、「導入コストの確保が困難」であった。

総務省から府省庁 C へのヒアリングの結果、府省庁 C は「アナログ方式の無線設備は、令和 5 年度以前は、アナログ・デジタル両方式対応へ更新を行っていたが、令和 6 年度以降はデジタル方式のみに更新を行っている。アナログ・デジタル両方式対応は、更新に合わせデジタル方式のみの設備に更新予定。なお、アナログ・デジタル両方式対応では、アナログ方式の方が高出力で長距離伝送が可能なため、より長距離伝送が必要な時にアナログ方式に切り換えて運用している。」との回答であった。

府省庁 D は、「移行・代替完了時期は未定」であり、デジタル方式の移行・代替予定が無い理由は、「デジタル方式とアナログ方式を併用中であるが、通信距離等からアナログ方式が適している場合があるため、完全デジタル方式への移行は未定」との回答であった。

総務省から府省庁 D へのヒアリングの結果、府省庁 D は「ヘリ機体の新規導入や老朽化等によるヘリ機体の更新に合わせ、アナログ・デジタル両方式対応の無線設備に切り替えている。なお、アナログ方式の継続を希望する理由は、アナログ方式はデジタル方式に比べて長距離伝送に適しているため。アナログ方式と同等の通信距離を確保できるデジタル方式の無線設備への更改に向けては、予算確保や航空法上の手続等の課題があり、中長期的な対応が必要。」との回答であった。

上記アも踏まえると、4 府省庁のうち 2 府省庁は、順次デジタル化が図られており、デジタル化が進展しているが、一部、アナログ方式が併存していることが確認できた。また、他の 2 府省庁は、総務省によるヒアリングの結果から、設備の老朽化による廃止や、携帯電話の上空利用サービスへ移行・代替が図られたことが確認された。

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「総務省においては、府省庁と連携して、デジタル化又は他の無線システムへの代替に向けた検討を行うとともに、引き続き、デジタル化又はヘリサットへの代替の進捗及び課題を調査することが適当である。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「15GHz 帯ヘリテレ画像伝送は、デジタル化又はヘリサットでの代替が進展している。これらの進捗について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記ア～ウのとおり、デジタル化又はヘリサット、携帯電話の上空利用サービスへの代替が進捗している状況である。

免許人が通信距離を理由にアナログ方式の使用の継続を希望していることについて、総務省に確認した結果、「デジタル方式の機器が出始めた当初は、送信アンプの性能から、アナログ方式よりも低出力となっていたが、現在ではアナログ方式と同等の送信出力のデジタル方式の製品も販売されている。」とのことであった。

オ　使用している周波数に対する需要

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

②　評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[38]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、災害時や非常時等において、ヘリコプターが撮影した動画をリアルタイム伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

[38] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であり、具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」、「定期的な動作確認・訓練の実施」等であった。

継続的な運用を確保するための取組が全ての無線局で実施されていることが確認された。

なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

③　評価

【令和 7 年度の進捗】2 免許人は他システムへの代替等が完了、他の 2 免許人はデジタル化が進展
【今後の取組】残る 2 免許人に対し、デジタル化又は他システムへの代替の進捗を調査

15GHz 帯ヘリテレ画像伝送は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「一部はデジタル化又はヘリサット化済。一部は順次デジタル化又はヘリサットでの代替を予定。」となっており、本調査の結果、4 府省庁のうち 2 府省庁は、順次デジタル化が図られており、デジタル化が進展していることが確認できた。また、他の 2 府省庁は、総務省によるヒアリングの結果から、設備の老朽化による廃止や、携帯電話の上空利用サービスへ移行・代替が図られたことが確認された。

また、1 免許人においては、新たな機器の増設の際には、通信距離の確保を理由にアナログ・デジタル方式両用の設備を調達しており、アナログ方式と同等の通信距離を確保できるデジタル方式への更改に向けては、中長期的な対応が必要としている。

総務省においては、引き続き本システムの無線局の推移やデジタル化又は他システムへの代替に係る調査を行っていくことが適当である。

(12) ～ (15) 不公表システム C/D/E/F

不公表システム C/D/E/F は、各種用途での音声通信を行うことを目的とした無線通信システム（4 システム）である。

＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：
　　不公表システム C「デジタル化が進展」
　　不公表システム D「デジタル方式の導入可能性を検討中」
　　不公表システム E「令和 5 年度以降、順次デジタル化」
　　不公表システム F「デジタル化がおおむね完了」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、不公表システム C/D/E/F は、総務省において、引き続き、関係府省庁と連携して、デジタル方式の導入に向けた検討を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、関係府省庁より、不公表システム C は「デジタル化が進展（令和 4 年内に 1 局を除きデジタル化予定）」、不公表システム D は「用途に合ったシステム要件を考慮しつつ、引き続きデジタル方式の機器の導入可能性について検討中」、不公表システム E は「令和 5 年度以降、順次デジタル方式の無線局を導入する方向で検討中」及び不公表システム F は「デジタル化がおおむね完了し、一部を除き令和 4 年 3 月末で運用を終了」である旨を確認したとされている。

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

システム名	免許人数			無線局数（※不公表）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不公表システム C/D/E/F	4者	4者	4者	― 局	― 局	― 局

不公表システム C/D/E/F の評価は、次のとおりである。

○　評価

【令和 7 年度の進捗】
　不公表システム C：令和 9 年度に移行・代替完了予定
　不公表システム D：仕様・性能を満たしうる既存のデジタル方式のシステムが存在しないことを確認
　不公表システム E：デジタル化が進展
　不公表システム F：デジタル化が完了、順次アナログ波に係る電波法上の手続を実施

【今後の取組】
　不公表システム C：無線局数の推移を調査
　不公表システム D：無線局数の推移を調査
　不公表システム E：デジタル化の進捗を調査
　不公表システム F：無線局数の推移を調査

不公表システムＣは、令和７年度の無線局数は１局から変化はなかったが、令和９年度中に移行・代替完了予定である。昨年度の調査では、令和８年度中の移行・代替完了予定としていたが、本調査の結果、令和９年度に後ろ倒しとなったことを確認。総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

不公表システムＤは、本調査の結果、代替システムを検討した結果、既存のデジタル方式のシステムでは仕様・性能上の課題があるとのことであり、総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

不公表システムＥは、本調査の結果、デジタル化が進展している。総務省においては、引き続き本システムの無線局の推移に係る調査を通じて、デジタル化の進捗を調査することが適当である。

不公表システムＦは、本調査の結果、デジタル化が完了し、アナログ波は運用していないものの、順次アナログ波に係る電波法上の手続を実施している状況である。総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

Ⅳ　総括

本件「令和 6 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」は、令和 4 年改正電波法に基づき、公共業務用無線局について電波監理審議会が行う 3 回目の評価である。

本評価は、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和 3 年 8 月公表）において検討対象となった国の機関が使用する 31 の無線システムのうち、これまでに取組が完了した 12 システムを除く 19 システム※について、当該報告書において提言された「今後の取組の方向性（無線局の廃止、周波数移行、周波数共用、デジタル化等）」に沿って、有効利用評価方針に基づき、システムごとに前年度からの進捗状況等を踏まえ、定性的に行った。

最後に、令和 7 年度の公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価結果を総括するとともに、今後の調査及び評価に向けた課題等について記載する。

※　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム：4 システム
　　アナログ方式を用いるシステム：15 システム

＜評価結果の総括＞

本評価の結果、国の機関が使用する公共業務用無線局の 19 システムについては、以下に述べるとおり、おおむね適切に進捗していると評価できる。

○　他用途での需要が顕在化している周波数を使用する 4 システムについては、5G や無線 LAN といった電波利用システムへの需要に対応するため、5GHz 帯無線アクセスシステム（4.9GHz 超 5.0GHz 以下）については公共業務用無線局の免許人と終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で調整を開始した状況が確認されたこと、5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）については今後 3 年間での固体素子型への更新見込みが確認されたこと、6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）及び不公表システム B については令和 8 年 4 月に情報通信審議会においてこれらのシステムと周波数共用することとなる無線 LAN の技術的条件案がとりまとめられたことが確認できた。よって、制度面の対応に関しては、4 システム全て、一定の目途が立ったと考えられる。引き続き、各システムの評価結果における「今後の取組」に示したとおり、技術基準の策定や無線局数の推移の調査等を着実に実施していくことが適当である。

○　アナログ方式を用いる 15 システムについては、着実に移行、廃止又はデジタル化等が進捗しているもののほかに、今回、総務省において実施したヒアリング結果から、デジタル方式の技術検討状況が注視されているもの、必要とする仕様・性能などから移行・代替先となる既存のデジタルシステム等が存在しないもの、或いは、通信相手である他の機関との調整が必要となり、免許人のみではデジタル化等が困難であるものなどが確認できた。引き続き、本評価結果における「今後の取組」に示した取組を着実に実施していくことが適当である。また、総務省においては、以下の検討を実施していくことを期待する。

・総務省は、デジタル方式の機器が存在しないものについては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を開始するとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応すること。

・総務省が実施したヒアリングにおいて、防災相互波（150MHz 帯）の免許人から、公共安全モバイルシステムは携帯電話網の基地局が停止した場合に利用できないこと、上空利用が不可能であること、また相互運用を実現するには多くの防災関係機関による導入が必要であること等の指摘があった。これらを踏まえ、総務省は防災関係機関及び公共安全モバイルサービス提供者等の協力を得ながら、同システムの代替可能性について引き続き検討を行うこと。

・総務省は、デジタル方式に移行すべきシステムについては引き続き免許人へのヒアリング等を行い、デジタル方式への移行が可能なものについては、移行時期等を明確にする。他方で、技術面や予算面等の理由により、すぐにデジタル方式への移行ができないものについては、その是非や他システムへの代替も含め整理・検討を行うこと。

今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待する。

＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞

① 調査について

○ 調査方法の見直し

・これまでの調査方法では、免許人に対して毎年、調査票により、無線局の使用実態（目的、発射日数、時間帯等）や今後の移行・代替・廃止計画等を調査していたところである。その中で、調査票による調査は、多くの対象システムに対して設問や回答選択肢がおおむね共通的に設けられているといった状況から、免許人の誤解を招きやすいケースが見られた。

・今回、総務省から免許人に対しヒアリングを実施したことにより、これまでの調査票による調査で得られた回答だけでは把握が困難であった、免許人の状況等が、より具体的に把握できたところである。

・その結果、前述のとおり、デジタル方式の技術検討状況が注視されているもの、必要とする仕様・性能などから移行・代替先となる既存のデジタルシステム等が存在しないもの、或いは、通信相手との調整が必要となり免許人のみではデジタル化等が困難であるものなどが確認できたため、当面の対応について一定の方向性が得られたものと考えられる。

・また、他用途での需要が顕在化している周波数を使用するものについては、6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）等について情報通信審議会において（無線 LAN の）技術的条件案がとりまとめられたことより、制度面の対応に関しては 4 システム全て、一定の目途が立ったと考えられる。

・よって、今後、毎年詳細な調査を行ったとしても大きな状況の変化は見込まれないことから、利用状況調査を担当する総務省においては、「各種無線システム」の調査において無線局データベースに基づく無線局数の推移等を基本としつつ、調査票やヒアリングによる調査も活用して進捗状況等をより精緻に把握できるような調査方法の見直を検討いただきたい。

② 評価について

○ 評価方法の見直し

・上述の調査の見直しに伴い、評価に関しても、周波数共用や移行等の有効利用の検討に資するという目的を踏まえ、重点化、合理化を図りつつ、より具体的なものとなるよう、無線局数などの統計的な情報については引き続き広く注視、分析しながら、調査票やヒアリングなどによる調査結果から得られた情報をさらに評価に生かせるような見直しを検討したい。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展等を踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

別添

１　公共業務用無線局に係る免許人数・無線局数の推移

２　参考資料　有効利用評価方針等

別添１　公共業務用無線局に係る
免許人数・無線局数の推移

公共業務用無線局の免許人数・無線局数の推移①

【他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム】

No	無線システム	免許人数*1			無線局数			局数増減	増減率	調査票調査
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度から令和7年度		(有効回答数*2)
1	1.2GHz帯画像伝送用携帯局	0者	0者	0者	0局	0局	0局	0局	-	-
2	5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)	1者	1者	1者	17局	17局	17局	0局	0.00%	1
3	5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)	2者	2者	2者	55局	55局	55局	0局	0.00%	22
4	6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	3者	3者	3者	1,114局	1,112局	1,106局	-6局	-0.54%	22
5	40GHz帯画像伝送(公共業務用)	0者	0者	0者	0局	0局	0局	0局	-	-
6	40GHz帯公共・一般業務(中継系)	0者	0者	0者	0局	0局	0局	0局	-	-
7	38GHz帯FWA	1者	1者	1者	90局	90局	90局	0局	0.00%	1
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】										
8 9	不公表システムA/B*3	1者	1者	1者	-	-	-	-	-	-

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局数は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 不公表システムにおいて「-」としている無線局数等は非公表情報。
*4 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査は行っていない。

公共業務用無線局の免許人数・無線局数の推移②

【アナログ方式を用いるシステム】

No	無線システム	免許人数*1			無線局数			局数増減	増減率	調査票調査
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度から令和7年度		(有効回答数*2)
1	路側通信(MF帯)(特別業務の局)	1者	1者	1者	28局	19局	19局	0局	0.00%	4
2	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz帯)	1者	1者	1者	302局	280局	197局	-83局	-42.13%	7
3	公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz帯、400MHz帯)	2者	2者	2者	7,340局	7,332局	7,309局	-23局	-0.31%	19
4	水防用(60MHz帯、150MHz帯)	1者	1者	1者	167局	167局	167局	0局	0.00%	8
5	災害対策・水防用無線(60MHz帯)	1者	1者	1者	696局	694局	693局	-1局	-0.14%	9
6	水防道路用無線	0者	0者	0者	0局	0局	0局	0局	-	-
7	中央防災(150MHz帯)	1者	0者	0者	35局	0局	0局	0局	-	-
8	部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)	1者	1者	1者	35局	35局	35局	0局	0.0%	1
9	気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)	0者	0者	0者	0局	0局	0局	0局	-	-
10	石油備蓄(150MHz帯)	1者	1者	1者	63局	63局	63局	0局	0.0%	1
11	防災相互波(150MHz帯)	4者	3者	3者	1,739局	1,713局	1,715局	2局	0.1%	18
12	400MHz帯リンク回線(水防道路用)	0者	0者	0者	0局	0局	0局	0局	-	-
13	中央防災(400MHz帯)	0者	0者	0者	0局	0局	0局	0局	-	-
14	公共業務用ヘリテレ連絡用	3者	3者	3者	64局	59局	58局	-1局	-1.7%	11
15	気象援助用無線(400MHz帯)	1者	1者	1者	20局	18局	18局	0局	0.0%	4
16	15GHz帯ヘリテレ画像伝送	4者	4者	4者	142局	135局	134局	-1局	-0.7%	22
17	K-COSMOS無線(400MHz帯)	0者	0者	0者	0局	0局	0局	0局	-	-
【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】										
18～22	不公表システムC/D/E/F/G*3	5者	4者	4者	-	-	-	-	-	-

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局数は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 不公表システムにおいて「-」としている無線局数等は非公表情報。
*4 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査は行っていない。

別添2　参考資料　有効利用評価方針等

電波の利用状況調査・有効利用評価

- 電波監理審議会は、**有効利用評価方針の作成・公表**を行う。
- **総務大臣が行った利用状況調査に対し、有効利用評価方針に基づき評価**を行う。

電波の利用状況の調査［電波法第26条の2第1項］

電気通信業務用基地局
（携帯電話・全国BWA）
携帯移動地球局等
（衛星ダイレクト通信システム）
【毎年】
［法第26条の2第1項第1号］

電気通信業務用基地局以外の無線局
［法第26条の2第1項第2号］

公共業務用無線局
（毎年）
［省令第3条第1項第2号］

各種電波利用システム
①714MHz以下（令和6年度）
②714MHz超　（令和7年度）
［省令第3条第1項第3号］

臨時の利用状況調査
（必要に応じ）
［省令第7条］

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
③発射状況調査（補完調査）

・・・総務大臣
・・・電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表
［法第26条の2第2項］

有効利用評価方針の公表
［法第26条の3第2項］

評価（案）の検討
事業者ヒアリング［法第26条の3第5項］

評価（案）に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の公表
［法第26条の3第4項］

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

電波監理審議会 有効利用評価部会の概要

- 令和４年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）※１**を行う**こととなった※２ 。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。
- 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。
（同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1　電波法（昭和25年法律第131号）
第二十六条の三　電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

※2　改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

【周波数再編のPDCAサイクル】

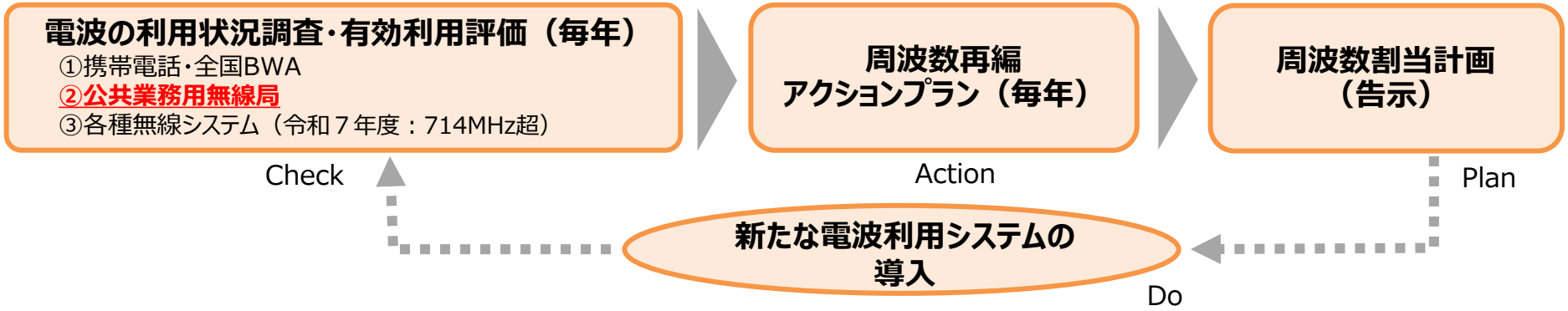

【有効利用評価部会 構成員（令和８年６月現在）】

	氏　名	主 要 現 職
部会長（委員）	西村　暢史	中央大学　法学部　教授 【電波監理審議会 委員】
部会長代理（委員）	笹瀬　　巌	慶應義塾大学　名誉教授　【電波監理審議会 会長】
特別委員	池永　全志	九州工業大学　大学院　工学研究院　電気電子工学研究系　教授
特別委員	石山　和志	東北大学　電気通信研究所　所長・教授
特別委員	眞田　幸俊	慶應義塾大学　理工学部　電気情報工学科　教授
特別委員	中野　美由紀	大学共同利用法人　情報・システム研究機構　理事／津田塾大学　新学部設置準備室　教授
特別委員	山本　裕子	大東文化大学　法学部　法律学科　教授

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は３年。再任可。

有効利用評価部会における審議経緯

電波監理審議会　有効利用評価部会
（公共業務用無線局に係る有効利用評価関係）

第５７回（３/１８）	・令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果の概要報告
第５９回（５/７）	・令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果の詳細報告
第６０回（５/２１）	・評価結果（案）の検討
第６１回（６/４）	・評価結果（案）の取りまとめ

有効利用評価方針の概要

(1) 電気通信業務用基地局（携帯電話及び全国ＢＷＡ）に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的な評価)	複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価

(2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局（特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったもの）※1	各種無線システム ※2
評価の方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、**電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価**。	無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行・　共用の対応やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。

※1 **デジタル変革時代の電波政策懇談会**において、**検討対象となった国のシステム（計３１システム）**

① 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム：９システム
② アナログ方式を用いるシステム：２２システム

※２　令和7年度の評価対象は、714MHz超の周波数帯

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

有効利用評価方針の概要（公共業務用無線局）

1　評価の事項

当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

ア　無線局の数
イ　無線局の行う無線通信の通信量
ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況
エ　総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

2　評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　１アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定
（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）
オ　使用している周波数に対する需要

3　評価にあたって考慮する事項

上記の事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性
ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用
イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用
ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用
エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用
（２）電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況